

平成30年 2 月宮崎県定例県議会  
環境農林水産常任委員会会議録  
平成30年 3 月12日～15日

場 所 第4委員会室

平成30年 3 月 12 日 (月曜日)

午前 9 時 58 分開会

委	員	山	下	博	三
委	員	高	橋	透	
委	員	来	住	一	人
委	員	井	上	紀	代子

会議に付託された議案等

- 議案第 1 号 平成30年度宮崎県一般会計予算
- 議案第 6 号 平成30年度宮崎県山林基本財産特別会計予算
- 議案第 7 号 平成30年度宮崎県拡大造林事業特別会計予算
- 議案第 8 号 平成30年度宮崎県林業改善資金特別会計予算
- 議案第12号 平成30年度宮崎県沿岸漁業改善資金特別会計予算
- 議案第21号 県営土地改良事業特別徴収金徴収条例の一部を改正する条例
- 議案第22号 使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 議案第31号 宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第46号 林道事業執行に伴う市町村負担金徴収について
- 議案第47号 国営西諸土地改良事業（一期）執行に伴う市町村負担金徴収について
- 議案第48号 農政水産関係建設事業執行に伴う市町村負担金徴収について
- 環境対策及び農林水産業振興対策に関する調査
- その他報告事項
  - ・（一社）宮崎県林業公社第 4 期経営計画（案）について
  - ・平成30年度農政水産部組織改正案について

出席委員（7人）

委	員	長	後	藤	哲	朗
副	委	員	長	日	高	博
委	員		濱	砂	守	

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

環境森林部

環	境	森	林	部	長	川	野	美	奈子					
環	境	森	林	部	次	長	黒	木	義	博				
（ 総 括 ）														
環	境	森	林	部	次	長	福	満	和	徳				
（ 技 術 担 当 ）														
部	参	事	兼	環	境	森	林	課	長	大	西	祐	二	
みやざきの森林														
づくり推進室長														
環	境	管	理	課	長	川	井	田	哲	郎				
循	環	社	会	推	進	課	長	天	辰	晋	一	郎		
自	然	環	境	課	長	廣	津	和	夫					
自	然	公	園	室	長	大	岩	根	充	明				
森	林	経	営	課	長	甲	斐	良	一					
山	村	・	木	材	振	興	課	長	三	重	野	裕	通	
みやざきスギ														
活用推進室長														
林	業	技	術	セ	ン	タ	ー	所	長	渡	邊	幸	一	
木	材	利	用	技	術	セ	ン	タ	ー	所	長	下	沖	誠
工 事 検 査 監														
長														
友														
善														
和														

事務局職員出席者

議	事	課	長	補	佐	濱	崎	俊	一	
議	事	課	主	任	主	事	八	幡	光	祐

○後藤委員長 委員会を開会いたします。

まず、委員会の日程についてであります。お

手元に配付いたしました日程案をごらんください。本日からあさってまでの審査で、15日が採決ですね。大体4時をめぐりにしたいと思いますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長 それでは、そのように決定いたします。

次に、審査方法についてであります。

お手元に配付しております委員会審査の進め方(案)をごらんください。

まず、1番目の審査方針についてであります。

当初予算の審査に当たっては、重点事業・新規事業を中心に説明を求めることとし、あわせて、決算における指摘要望事項に係る対応状況についても説明を求めることとしております。

次に、2、当初予算関連議案の審査についてであります。

今回の委員会は、審査が長くなることが予想されることから、環境森林部については2つのグループに、農政水産部については5つのグループに分けて審査を行い、最後にそれぞれ総括質疑の場を設けたいと思います。

また、各委員におかれましては、関連する質問についてはまとめて行うなど、効率的な審査に御協力のほど、よろしくお願いいたします。

それでは、審査方法について御異議はありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長 それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前9時59分休憩

---

午前10時1分再開

○後藤委員長 委員会を再開いたします。

当委員会に付託されました平成30年度当初予算関連議案等について部長の説明をお願いします。

○川野環境森林部長 おはようございます。環境森林部でございます。よろしくお願ひいたします。

それでは、座って説明させていただきます。

まず、常任委員会資料の説明に入ります前に、新燃岳関連の御報告をさせていただきたいと思ひます。

かなり、新聞やいろいろな報道でもありますとおり、非常に長期化してきているということも懸念されておりました、環境森林部関係の被害状況とその対応の続報について、御説明したいと思ひます。

まず、被害状況でございますが、現在、情報収集しております段階では、林道、林木、治山関係には被害は出ていないということでございまして、あと、特用林産物——シイタケでございますが、こちらに降灰による被害が出ております。

今、確認されているところで、箇所数として6カ所、高原町と都城市でございますが、金額にいたしますと1,540万円という金額になっております。これは、7年前のシイタケの被害額として計上された金額を超えているというような状況が確認されているところでございます。

これにつきましては、先週、私どもの職員も現地に早速行きまして確認等させていただいて、被害者の方たちとも意見交換させていただいております。

また、国会議員の先生方も現地視察に来ていただいたりしているところでございますが、農業共済制度等の所得の補償制度がシイタケにはございませんので、今後の対策等につきまして

は、7年前は資機材の購入に対しての支援策と  
かもやっておりましたので、今後こういった支  
援ができるかということについても、しっかり  
検討していきたいというふうに考えております。

また、環境森林部が所管しております、ひな  
もり台県民ふれあいの森、ここのオートキャン  
プ場でございますが、ここも降灰がしておりま  
して、1日の噴火以降、14日までのキャンセル  
が、今23件出ております。降灰後の状況がひど  
いものですから、8日から14日までは臨時閉園  
しているところでございます、今後につきま  
しても状況を見ながら、営業については検討し  
ていくことにしております。

報告は以上でございますが、今後ともしっか  
り情報収集していきながら、対策についても  
しっかりと検討していきたいと思っております。

それでは、常任委員会資料の説明に移らせて  
いただきます。

資料の表紙をごらんいただきたいと思います。

本日の説明事項でございますが、提出議案が  
6件、その他報告事項が1件でございます。

まず、Ⅰの予算議案といたしまして、議案第  
1号「平成30年度宮崎県一般会計予算」など4  
件についてでございます。これにつきましては、  
後ほど説明いたします。

次に、Ⅱの特別議案といたしまして、議案第22  
号「使用料及び手数料徴収条例の一部を改正す  
る条例」など2件でございます。

次に、Ⅲのその他報告事項といたしまして、  
一般社団法人宮崎県林業公社第4期経営計画  
(案)について御報告いたします。

それでは、資料1ページをごらんください。

1の歳出予算集計表(課別)についてござ  
います。

この表は、議案第1号を初めとする4つの予

算議案に関する平成30年度の歳出予算を課別に  
集計したものでございまして、一般会計でござ  
いますが、平成30年度当初予算額Aの列の中ほ  
ど、小計の欄——網かけしておりますが、その  
欄にございますように、211億8,532万1,000円と  
なっております。

また、特別会計でございますが、下から2番  
目、小計の欄——網かけしておりますが、12  
億4,947万9,000円となっております。

この結果、環境森林部の平成30年度当初予算  
は、一番下の合計の欄——網かけの欄ですが、  
一般会計、特別会計合わせまして224億3,480万  
円で、平成29年度当初予算額Bと比較いたしま  
すと102%となったところでございます。

次に、2の債務負担行為(追加)分について  
でございます。

これは、平成30年度に日本政策金融公庫が宮  
崎県林業公社に融資したことによって、万一損  
害を受けた場合の損失補償をするものでござ  
います。

具体的には、来年度、林業公社の経営改善を  
図るため、現在の借入金残高の一部について、  
日本政策金融公庫からの低利の融資に借りか  
えることを予定しております、その借入れに  
対し損失補償をするものでございます。借入額  
の限度額は3億7,291万6,000円となってお  
ります。

次に、2ページをごらんください。

3の「平成30年度環境森林部の重点推進事業」  
についてでございます。

これは、宮崎県総合計画アクションプランに  
掲げております8つのプログラムのうち、環境  
森林部に関連する6つのプログラムにつきま  
して、主な事業を掲載したものでございます。

まず、(1)人財育成プログラムでは、子供た

ちへの森林環境教育や林業の担い手対策等に取り組むこととしております。

また、(2) 産業成長プログラムでは、森林の適正管理や林業・木材産業の振興、所得向上対策等に取り組むこととしております。

めくっていただいて、3ページをごらんください。

3ページ上段にあります(3) 地域経済循環構築プログラムでは、再生可能エネルギーの普及促進対策などに取り組むこととしております。

次の(4) 観光再生おもてなしプログラムでは、国立公園満喫プロジェクトなどに取り組むこととしております。

さらに、(5) いきいき共生社会づくりプログラムでは、低炭素社会の実現に向けた自然と共生する暮らしづくりとしまして、各種環境対策事業や森づくり事業などに取り組むとともに、4ページになりますが、中山間地域の維持・活性化としまして、鳥獣害対策等に取り組むこととしております。

最後に、(6) 危機管理強化プログラムでは、ソフト・ハード両面からの防災・減災対策としまして、治山事業や保安林整備事業に取り組むとともに、家畜伝染病における防疫対策の強化としまして、野鳥における鳥インフルエンザ監視対策に取り組むこととしております。

私からの説明は以上でございますが、詳細な内容につきましては、それぞれ担当課長、室長が御説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

**○後藤委員長** 部長からの概要説明が終了いたしました。

これより、3課ごとに班分けして議案等の審査を行い、最後に総括質疑の時間を設けることとしております。

歳出予算の説明につきましては、重点・新規事業を中心に簡潔に行っていただき、あわせて、決算における指摘要望事項に係る対応状況についても説明をお願いいたします。

なお、委員の質疑は、3課の説明が終了した後をお願いいたします。

それでは、環境森林課、環境管理課、循環社会推進課の議案の審査を行いますので、順次説明をお願いします。

**○大西環境森林課長** 環境森林課の当初予算について御説明いたします。

お手元の冊子、平成30年度歳出予算説明資料をお願いいたします。

冊子の191ページをお開きください。

一番上の段の左から2列目の欄にありますように、34億6,985万1,000円をお願いしております。その内訳は、その下にありますように、一般会計が31億660万3,000円、特別会計が3億6,324万8,000円であります。

それでは、以下、主な事項について御説明いたします。

193ページをお開きください。

まず、一般会計についてであります。上から5段目の(事項) エネルギー対策推進費4,398万3,000円です。このうち、説明欄3の改善事業「みやざき再生可能エネルギーづくり推進事業」196万9,000円につきましては、再生可能エネルギーの導入可能性調査や計画策定を行う市町村に対し、経費の一部を補助するための費用であります。

説明欄4の新規事業「宮崎県再生可能エネルギー等計画策定事業」121万2,000円につきましては、現行の宮崎県新エネルギービジョンを発展的に継承する新たな計画を策定するための費用であります。

次に、一番下の(事項)環境保全推進費2,219万6,000円であります。

めくっていただきまして、194ページをごらんください。

説明欄5の改善事業「環境保全普及啓発推進事業」1,788万3,000円につきましては、環境教育を担う人材の育成を図る研修交流会の開催や環境保全に関する広報など普及啓発に要する費用であります。

次に、195ページをごらんください。

中ほどの(事項)水と緑の森林づくり推進費4,843万7,000円であります。

説明欄1の『水と緑の森林づくり』県民総参加推進事業につきましては、森林ボランティア団体等による森林づくり活動の支援や苗木の提供、森林づくりに関するイベントの開催等に要する費用であります。

めくっていただきまして、196ページをごらんください。

下から2段目の(事項)ひなもり台県民ふれあいの森等管理費4,881万2,000円あります。これにつきましては、みやざきの森林づくり推進室長が後ほど常任委員会資料で説明いたします。

次に、197ページをごらんください。

下から2段目の(事項)林業公社費5億6,573万3,000円あります。

説明欄1の貸付金は、一般社団法人宮崎県林業公社の円滑な運営を図るため、日本政策金融公庫等からの長期借入金への償還に必要な資金を公社に貸し付けるものであります。

198ページをごらんください。

山林基本財産特別会計についてであります。一番上の段の左から2列目の欄にありますように、予算額は1億5,912万2,000円あります。

上から5段目の(事項)県有林造成事業費5,736万9,000円あります。これは、県有林の間伐などを実施するものであります。

次に、下から3段目の(事項)元金8,973万4,000円と、次のページ、199ページの(事項)利子1,201万9,000円につきましては、県有林に係る日本政策金融公庫からの借り入れに対する償還金であります。

次のページ、200ページをごらんください。

拡大造林事業特別会計についてであります。

一番上の段の左から2列目の段にありますように、予算額は2億412万6,000円あります。

上から5段目の(事項)県行造林造成事業費1億2,846万5,000円あります。これは、県行造林の間伐などを実施するとともに、立木販売による収益を森林所有者等へ交付するものであります。

次に、下から4段目の(事項)元金6,472万3,000円と、一番下の(事項)利子1,093万8,000円につきましては、県行造林に係る日本政策金融公庫からの借り入れに対する償還金であります。

私からの説明は以上であります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

**○黒木みやざきの森林づくり推進室長** 私からは、新規・重点事業のうち、ひなもり台県民ふれあいの森等管理費について御説明いたします。

常任委員会資料の5ページをお開きください。

この事業は、1の目的・背景にありますとおり、県民の森林レクリエーションなどの場を提供するため、ひなもり台県民ふれあいの森の管理運営等を行うものであります。

2の事業の概要ですが、(1)予算額は4,881万2,000円をお願いしております。

(5)の事業内容としましては、①と③が、11

月議会で議決していただきました公の施設ひなもり台県民ふれあいの森と諸県県有林共に学ぶ森の指定管理料であります。

そして、②は、施設の改修や修繕などですが、ひなもりオートキャンプ場のオープン20周年記念イベントを今回追加しております。

そして、④は、法令に基づく施設の更新等に必要な費用でございます。

右ページをごらんください。

ここで追加しております、ひなもりオートキャンプ場20周年記念事業について御説明いたします。

まず、上のほうの現状と課題でございますが、(1)にありますとおり、平成10年にオープンしまして、平成17年には、九州で唯一の4つ星を取得しております。

(2)の平成28年度のオートキャンプ場の利用者数としましては1万4,757人で、オープン以来過去最高となっております。

しかしながら、(3)のとおり、キャビン等に比べまして、テントサイトの秋以降の利用がまだまだ少ない状況であります。

また、(4)のとおり、10月の新燃岳の噴火以降、利用者数が減り、回復していないところに、今回、爆発的噴火も続いていますことから、この噴火がおさまり次第、さらなる利用拡大、PRに努めていく必要が出てきているところでございます。

このため、下のほうの20周年記念事業としまして、利用者の少ない秋以降に、テントサイトの利用を拡大するため、キャンペーン期間を設けまして、初心者向けイベントを開催することとしております。

参加者数は延べ400名で、初めてのキャンプ講座やテントの無料貸し出し、森林散策等を行う

とともに、九州内で開催されるキャンプ用品展示イベント等でのPR活動も行い、県内外からのお客を呼び込むこととしております。

私からの説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

**○川井田環境管理課長** 環境管理課の当初予算について御説明いたします。

歳出予算説明資料の環境管理課の203ページをお開きください。

当課の当初予算の総額は、一般会計で3億3,420万1,000円をお願いしております。

それでは、主な内容につきまして御説明いたします。

205ページをお開きください。

まず、中ほどの(事項)大気保全費7,455万7,000円であります。このうち、説明欄の1、大気汚染常時監視事業5,097万4,000円は、法律に基づき、PM2.5や光化学オキシダント等の大気汚染物質を常時監視するものです。

次の2、大気汚染常時監視テレメーターシステム運営費562万9,000円は、常時監視した測定結果をリアルタイムで県民に提供するものであります。

その下の立入検査、届出指導、苦情処理等の(5)の新規事業「水銀排出施設監視事業」325万1,000円ではありますが、これは、水銀排出施設からの排出ガス中の水銀濃度を測定するため、測定機器を衛生環境研究所に整備し、行政検査を実施するものであります。

次の4、酸性雨モニタリングネットワーク推進事業530万8,000円は、宮崎市とえびの市の2カ所で酸性雨の状況を監視するものであります。

次に、一番下の(事項)水質保全費2,735万8,000円であります。

206ページをお開きください。

一番上の1、水質環境基準等監視事業2,115万9,000円のうち、次の(1)公共用水域の常時監視と(2)地下水の常時監視は、法律に基づき、河川や海域、地下水について、有機性の汚濁物質やヒ素、カドミウム等の有害物質等を常時監視するものであります。

次に、6つ下の2、排水基準監視事業331万6,000円は、排水基準が適用される事業場の排水について、有機性の汚濁物質や有害物質を監視するものであります。

次に、中ほど下の(事項)放射能測定調査費1,245万2,000円ではありますが、これは、国の委託を受け、空気中の放射線量や水道水、土壌等の放射能を調査するものであります。

次に、その下の(事項)化学物質対策費589万9,000円ではありますが、このうち、説明欄の1、ダイオキシン類対策事業527万8,000円は、法律に基づき、大気や河川等についてダイオキシン類を監視するものであります。

次に、207ページをごらんください。

上から2つ目の(事項)公害保健対策費1億465万円です。これは、旧土呂久鉦山による公害健康被害に係るもので、このうち、説明欄の1、公害健康被害補償対策費8,483万1,000円は、認定患者の方々へ障害補償費等を給付するもので、次に、その下の2、健康観察検診費1,297万5,000円は、認定患者を含む土呂久地区住民等の健康状態を観察するものであります。

次に、3つ下の5、土呂久公害の教訓を次世代に引き継ぐための環境教育推進事業360万円です。これは、土呂久公害を踏まえた環境教育の推進等により、歴史の風化を防ぐとともに、公害の教訓を次世代に継承するものであります。

その下の(事項)河川浄化対策費332万2,000

円です。このうち、説明欄の2、改善事業「美しい『みやぎの水辺』を未来につなぐ啓発事業」324万2,000円につきましては、常任委員会資料で御説明いたします。

次に、その下の(事項)合併処理浄化槽等普及促進費1億71万2,000円です。このうち、説明欄の4、浄化槽整備事業の(3)改善事業、浄化槽整備事業補助金の8,636万9,000円についても、後ほど常任委員会資料で御説明いたします。

208ページをお開きください。

5、浄化槽法定検査受検率向上推進事業327万1,000円は、10月の浄化槽適正管理推進月間等を利用して、受検率の向上を図るものであります。

続きまして、新規・重点事業について御説明いたします。

お手元の常任委員会資料7ページをお開きください。

改善事業、美しい「みやぎの水辺」を未来につなぐ啓発事業です。

1の事業の目的・背景ではありますが、美しい「みやぎの水辺」を次世代に引き継ぐため、水環境の重要性を広く県民に周知することにより、水環境保全活動への意識を醸成し、実践活動につなげていくことを目的としております。

次に、2の事業概要ですが、(1)の予算額は324万2,000円で、このうち301万2,000円は環境保全基金を充てることとしております。

(5)の事業内容についてですが、右のページの事業内容のイメージで御説明いたします。

右のページ、①の水環境保全の啓発につきましては、家庭での実践活動の取り組みを促進するため、簡易パックテストを用いて生活排水の汚濁度を測定する体験教室を開催し、水切りネッ

ト等のエコ用品や台所等で気軽にできる実践活動のワンポイントアドバイスのチラシを配布することとしております。

次に、②水辺環境調査等の普及拡大につきましては、小中学生を対象に、本県独自の五感を使った水辺環境調査と、この調査に事前学習とまとめを加えた水辺学習を実施することとしております。

また、この取り組みをさらに多くの学校に普及させるため、新たに、学校教諭を対象とした指導者育成研修を行うとともに、子供たちの理解を深めるための教材用DVDを作成することとしております。

最後に、③親しめる水辺環境情報の発信につきましては、県のホームページ「ふるさとの水辺」での情報発信や、小中学生が作成した水辺環境調査の成果パネルを大型ショッピングセンター等で展示するなど、県民の方に親しめる水環境情報を丁寧に発信してまいります。

左のページにお戻りください。

3の事業効果ですが、環境保全につながる実践活動の取り組みが促進され、本県の美しい「みやぎの水辺」が次世代に引き継がれていくものと考えております。

続きまして、9ページをお開きください。

改善事業、浄化槽整備事業補助金であります。

まず、右の10ページの1、生活排水処理の状況について、表の一番右の合計欄をごらんください。

本県の排水処理率は、平成28年度末現在78.9%で、全国平均85.1%に対して6ポイントほど低い状況となっております。

次の2、本県の浄化槽の設置状況ですが、県内には約14万基の浄化槽が設置されておりまして、そのうちの半数が単独処理浄化槽です。単

独処理浄化槽は、し尿のみを処理するため、生活雑排水は未処理のまま河川等に排出されております。

この生活排水が、河川汚濁の大きな原因であることから、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進することにより、河川環境の保全を図ることとしております。

左の9ページの2、事業の概要をごらんください。

(5) 事業内容は、個人設置型と市町村設置型に対する補助の2つのタイプがあります。

①の浄化槽設置整備事業、いわゆる、個人設置型事業は、個人が合併処理浄化槽を設置する際に、単独処理浄化槽やくみ取り槽からの転換を伴うものについて、市町村が補助を行った場合に、補助をします。

また、②の浄化槽市町村整備推進事業、いわゆる、市町村設置型事業は、市町村が主体となり、合併処理浄化槽を整備する場合に補助します。

なお、市町村設置型の活用を促進するため、下水道整備が計画された区域のうち、浄化槽整備については、生活排水処理率及び財政力指数がともに県より高い場合であっても、新たに補助対象とするよう、事業の改善をすることとしております。

次に、右の10ページの3、本県の補助の枠組みをごらんください。

(1)の個人設置型では、住民負担が、浄化槽設置費90万円のうち、6割で54万円となり、残りの4割を国・県・市町村が補助するものであります。

2つの帯グラフの下にあります環境配慮型の補助は、省電力型の浄化槽を整備する場合に活用できて、国の補助率が3分の1から2分の1

に手厚くなるため、県及び市町村の負担は4分の1に軽減されます。

一方、(2)の市町村設置型事業は、下水道事業債を活用して整備を行う事業です。国からの補助が手厚くなることから、住民負担が9万円と1割にまで軽減をされます。また、環境配慮型の場合は、通常型よりも国の補助が手厚くなるため、県及び市町村の補助額が軽減されます。

県といたしましては、国の補助が手厚く住民負担が少ない市町村設置型事業の活用を市町村に対して積極的に働きかけ、浄化槽整備の推進に取り組んでまいります。

続きまして、決算特別委員会の指摘要望事項に係る対応状況について御説明いたします。

別冊の資料、11ページをお開きください。

⑩の浄化槽整備事業について、個人負担の少ない市町村設置型の事業をうまく活用し、市町村と連携しながら整備を進めることとの御指摘を受けたところであります。

河川環境の保全を図るため、合併処理浄化槽の整備促進に取り組んでおりますが、先ほど御説明いたしましたとおり、市町村設置型を活用しやすくするため、下水道整備が計画された区域から浄化槽整備に変更した区域について、生活排水処理率及び財政力指数がともに県より高い場合であっても、補助対象とするよう、事業の改善を行うこととしております。

さらに、国の補助要件として、単年度内に一定基数以上の整備が課せられているため、活用できない市町村があることから、国に対しては、補助要件の緩和や撤廃を要望してまいります。

今後も引き続き、市町村に対しては、市町村設置型事業の活用を積極的に働きかけて、浄化槽整備事業の推進に取り組んでまいります。

予算議案等につきましては、以上であります。

続きまして、特別議案について御説明いたします。

先ほどの常任委員会資料の31ページをお開きください。

使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例についてであります。環境管理課からは、1件の改正を予定しております。

土壌汚染対策法関係についてですが、1の改正理由は、法律の一部改正により、汚染土壌処理業に「譲渡及び譲受」等の規定が新たに設けられたため、所要の改正を行うものであります。

2の改正内容ですが、これまで汚染土壌処理業には、許可、許可更新、変更許可の申請に関する規定はありましたが、改正により、表にありますように「譲渡及び譲受」、「合併又は分割」及び「相続」の承認申請の規定が追加されたため、新たにその手数料を定めるものであります。

3の施行期日は、平成30年4月1日としております。

環境管理課の説明は以上であります。御審議のほど、よろしく願いをいたします。

**○天辰循環社会推進課長** それでは、循環社会推進課の当初予算について御説明いたします。

歳出予算説明資料の循環社会推進課の209ページをお開きください。

当課の当初予算の総額は、一般会計で19億6,036万2,000円をお願いしております。

それでは、主な内容につきまして御説明いたします。211ページをお開きください。

まず、上から5段目の(事項)一般廃棄物処理対策推進費1,021万1,000円であります。

このうち、説明欄の2、海岸漂着物等地域対策推進事業703万円ですが、これは、海岸漂着物の現状と海岸利用時のマナー向上等を呼びかける普及広報を行うとともに、国の海岸漂

着物等地域対策推進事業補助金を活用しまして、市町村が実施する海岸漂着物等の回収・処理事業に対して間接補助を行うものであります。

次に、その下の(事項)産業廃棄物処理対策推進費18億9,753万円であります。

このうち、説明欄の2、産業廃棄物処理監視指導事業の(2)廃棄物不適正処理防止対策強化事業6,304万1,000円ですが、これは、保健所等に廃棄物監視員を配置しまして、不法投棄等の不適正処理に対する監視体制を強化するとともに、民間団体との情報提供ネットワークにより、不法投棄の早期発見、指導、原状回復の徹底等を図るものであります。

次に、その5つ下の5、新規事業「産廃処理業者中堅リーダー育成支援事業」563万1,000円ですが、これは、産業廃棄物処理業従事者の中堅リーダークラスの育成を支援することによりまして、産業廃棄物処理業界の人材育成及び技術力向上を図るものであります。

次に、212ページをお開きください。

一番上の7、公共関与推進事業15億1,158万8,000円ですが、これは、後ほど常任委員会資料で説明させていただきます。

次に、その下の8、産業廃棄物税基金積立金2億2,667万8,000円ですが、これは、産業廃棄物税の税収等から徴税経費を除いた金額を基金に積み立てるものであります。

次に、その5つ下の10、ポリ塩化ビフェニル廃棄物推進事業の(3)新規事業「ポリ塩化ビフェニル安定器掘り起し調査事業」3,581万2,000円につきましては、常任委員会資料のほうで説明させていただきます。

次に、その下の段になりますけれども、(事項)廃棄物減量化・リサイクル推進費5,262万1,000円についてであります。

このうち、説明欄の2、循環型社会推進総合対策事業4,842万4,000円の(3)新規事業「リサイクル製品認定制度移行準備事業」591万3,000円ですが、これは、より一層のリサイクル製品の利用拡大を図るために、現在の産業廃棄物協会長認定から県知事認定制度へ移行することを目標に、必要な準備等を行うものであります。

次に、その下の(4)新規事業「産業廃棄物税に関する意識調査事業」138万2,000円ですが、これは、産業廃棄物税導入による廃棄物の排出抑制及びリサイクル促進の誘導効果の検証と、産業廃棄物税基金活用事業を含めた今後の本制度のあり方を検討するために、意識調査を実施するものであります。

続きまして、新規・重点事業について御説明いたします。

常任委員会資料の11ページをお開きください。

まず、公共関与推進事業についてであります。

この事業は、1の事業の目的・背景にありますように、産業廃棄物の適正処理を確保するため、公共関与により、廃棄物総合処理センター「エコクリーンプラザみやぎ」の安全で安定した運営を支援し、県内処理体制の確立を図るものであります。

予算額は、2の事業の概要にありますように、15億1,158万8,000円をお願いしております。

事業主体は、公益財団法人宮崎県環境整備公社で、事業内容につきましては、エコクリーンプラザみやぎの運営・管理主体であります同公社に対しまして補助及び貸し付けを行うものであります。

具体的には、事業内容の(内訳)にありますように、①の運営費補助金8,000万円につきましては、産業廃棄物処理事業を支援するため、運

営費の補助を行うものであります。

②の運営資金貸付金5億8,000万円につきましては、同じく産業廃棄物処理事業を支援するため、運営資金の貸し付けを行うものでありますが、詳しくは、右の12ページ、横向きになりますけれども、この環境整備公社(産廃事業)の収支、これにより説明させていただきます。

この表の左端、項目の欄をごらんください。

①の産廃事業収支から②の産廃事業費用を差し引いた③の産廃事業収支は、操業を開始した平成17年度からずっと黒字で推移しております。

しかしながら、エコクリーンプラザみやざき整備時に、産業廃棄物枠分の事業費を、日本政策投資銀行などから借り入れました④の償還金及び⑤の償還利息を差し引きました⑥の借入金償還後収支は、平成19年度から赤字となったため、県では、平成22年度から、表の一番下にございます⑨の県の運営費貸付金にありますように、公社に対しまして運営費の貸し付けを行っております。

平成29年度見込みとしましては、右端の29年度の黒枠で囲んだ欄をごらんいただきますと、⑥の借入金償還後収支、これは、昨年度に引き続き、86万円余の黒字となります。この黒字になりますのは、昨年度から、最終処分場の一般廃棄物埋立枠が不足します西都児湯環境整備事務組合——一部事務組合ですけれども——ここに対しまして、公社の産業廃棄物埋立枠の一部を使用させることとなりまして、これに伴い、毎年、新たに1億円の負担金が収入として入ってくることになったためであります。

その結果、前年度の⑦の差引の欄にあります赤字額5億800万円余りと合わせますと、29年度の⑦の差引5億700万円余りが、29年度末の赤字額となります。

これに、年度末の資金不足解消のために必要な運転資金を加えました⑧の金融機関からの一時借入金5億8,000万円と見込まれておりますことから、この額を⑨の県の運営費貸付金として公社へ貸し付けるものであります。

左の11ページに戻りまして、事業内容の③ですけれども、浸出水調整池補強工事貸付金8億4,900万円につきましては、工事に要した経費16億9,800万円を関係市町村と折半して負担しており、半額となります8億4,900万円を貸し付けるものであります。

また、昨年9月の常任委員会でも御説明したところではありますが、昨年9月に、県及び関係市町村との間で確認書を締結したところがあります。これによりまして、その②の運営資金貸付金につきましては、公社が所有する産業廃棄物埋立枠の残余容量と土地、これを関係市町村に処分をしまして、それを財源としまして、借入金の返済に充てることとしておりまして、返済のめどが立ったところがあります。

また、③の浸出水調整池補強工事費貸付金につきましては、関係市町村と最終的な負担割合について合意をしたところであり、公社が提起しております損害賠償請求訴訟の今後の動向等を踏まえ、県及び市町村で負担を行うこととしております。

なお、損害賠償請求訴訟につきましては、昨年5月に第一審判決が言い渡され、公社及び設計・施工監理業者双方が控訴し、現在、控訴審において訴訟が継続中であります。

続きまして、13ページをお開きください。

新規事業、ポリ塩化ビフェニル安定器掘り起し調査事業についてであります。

事業の説明に先立ちまして、まず、ポリ塩化ビフェニルの概要について御説明いたします。

右側のページをごらんください。

1、ポリ塩化ビフェニルの概要にありますように、ポリ塩化ビフェニルはPCBと略され、水に溶けにくく、熱で分解しにくいなど、化学的に安定した性質を有する、主に油のような性質の物質であります。このため、電気機器の絶縁油や熱交換器の熱媒体など、さまざまな用途で使用されてまいりました。

しかし、昭和43年に食用油にPCBが混入し、健康被害を発生させましたカネミ油症事件、これを契機に、PCBの毒性が大きく取り上げられ、昭和47年に製造中止となったものです。製造は中止になりましたけれども、PCBを使用した機器等は、その後も処分されずに残存しておりますことから、2の現状と課題にありますように、昨年度、PCB特別措置法が改正され、その図にありますような蛍光灯などの照明器具等の中に使われているPCB安定器については、平成32年度末までの処分期間が設けられたところであります。

また、法の改正を受けまして、今年度、環境省より、PCB安定器が使われている可能性のある照明器具等の調査を、昭和52年3月以前に建てられた事業用の建物を対象として行うように示されましたので、掘り起し調査を行うこととしたものであります。

それでは、今回実施します調査事業について、3のPCB安定器掘り起し調査事業の概要で御説明いたします。

(1)の掘り起し調査ですけれども、これは外部委託により実施します。掘り起し調査イメージにありますように、県でNTTタウンページデータ等をもとに、調査対象事業所リストを作成し、リストに記載された事業所に対して、委託業者が、PCB安定器の保管や使用の状況

を確認するための調査票の発送を行うとともに、調査に関する電話対応を行います。

また、返信や回答がないなど、事業所の確認ができない場合等は、電話での問い合わせや事業所の訪問調査などもあわせて行うものであります。

また、この掘り起し調査にあわせました、県では、(2)のPCB安定器に関する事業者向け説明会や、(3)の県民への周知・広報を行うものであります。

左側に戻りまして、13ページをごらんください。

2の事業の概要ですが、予算額は3,581万2,000円です。

3の事業効果にありますように、この3つの事業を複合的に行うことで、掘り起し調査の精度を高め、安定器の早期把握と期限内の処分を図るものであります。

予算議案につきましては、以上であります。

続きまして、特別議案について御説明いたします。

同じく資料の31ページをお開きください。

使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例についてであります。循環社会推進課からは、2件の改正を予定しております。

まず、そのページ下段、下のほうにあります廃棄物処理法関係ですが、廃棄物処理法の改正によりまして、一体的な経営を行っている親子会社の場合など、一定の要件を満たす2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の規定が新たに設けられたため、申請手数料を新設するものであります。

次に、右のページの使用済自動車再資源化法関係ですが、使用済自動車再資源化法、いわゆる自動車リサイクル法に規定します破碎業の変

更許可申請手数料について、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正に伴い、金額の改正を行うものであります。金額につきましては、それぞれの表のとおりとなっております。

なお、施行期日は、ともに平成30年4月1日であります。

循環社会推進課の説明は以上であります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

**○後藤委員長** 以上で、1グループの環境森林課、環境管理課、循環社会推進課の議案に関する説明が終了いたしました。

委員の皆さんから質疑をお願いいたします。

**○山下委員** この冊子の中では、196ページの問題ですよね。今、詳しく説明していただきましたが、ここで一番看板となるのは、やっぱりオートキャンプ場かなという思いなんです。先ほど部長の説明で、23件キャンセルが出てきたということなんです。この平成28年のオートキャンプ場関係が1万4,757、これは人ですよね。件数では何件くらいなんです。

**○黒木みやぎきの森林づくり推進室長** 済みません。手元に資料がございませんので、後ほど御報告いたします。

**○山下委員** 平成23年に、50年ぶりやったですか、爆発しましたよね。そのときの委託費をどれだけ指定管理者に出して、平成23年がどういう状況だったのか。それと、今回、これが長引いた場合にどういうことが想定されるのか、その見解をちょっとお聞きしたいと思います。

**○黒木みやぎきの森林づくり推進室長** 平成23年の場合も噴火が続きまして、3カ月ぐらい噴火が続いたわけなんです。その場合、災害です。噴煙の処理とか、そういった火山灰の除去費用等につきましては、県が負担をしまして除去しております。

その間も休園としたわけなんです。やはり、その間の管理等もかかりますものから、委託料としては、差し引きゼロでちゃんと支払っております。

それから、今年度の10月にも噴火が起こったわけなんです。その場合もキャンセルが起きました。109件キャンセルがあったわけなんです。この場合も火山灰が降りましたものから、その場合の除去費用としまして、63万円ほど災害用の火山灰の処理として、県が負担して出しております。

今回、3月に爆発的噴火が起きましたので、これがもし長期化するということになれば、また、指定管理者と協議をしていくことになりませんが、何しろ災害でございますので、そういった災害に伴う費用につきましては、県が費用を何とか捻出して負担をしていきたいと思っております。

**○山下委員** 23年のときには、国の災害指定を受けたんでしたっけ。ということは、国からの、いわゆる災害復旧の対策費が出てくると。そのときの操作というのはどうだったんですか。県費だけでやったの。

**○黒木みやぎきの森林づくり推進室長** 一応、公の施設ということで、基本的に火山灰が中心でしたので、県の費用だけで処理しております。

**○山下委員** この委託費の4,800万円ですよ。これが、ちょっと長引くかなという思いなんです。そうなった場合に、前回と同様、また別枠で対策費を出すの。去年の、10月のときは、また特別に出されたわけですか。60万って言った、70万って言った。

**○黒木みやぎきの森林づくり推進室長** 県が持っています事業費の中から捻出しまして、増額補正をすることなく処理しております。

**○山下委員** その次の7ページの、美しい「みやぎの水辺」を未来につなぐ啓発事業なんです、今回、どういう趣旨かなという思いですと説明をお聞きしていたんですが。以前、水辺の環境というテーマで、ビオトープ関係を——もう十何年前からかな、かなり教育の現場とか授業にも織り込んだりして、それぞれの市町村等でも自然の環境の教育の一環で、されてきたと思うんですが、それとの一体性、何かな、つながりというのは、どういうイメージでのこの事業になってきたのかをちょっとお聞きしたいと思います。

**○川井田環境管理課長** 環境管理課で行っていますこの、美しい「みやぎの水辺」を未来につなぐ啓発事業でございますが、そもそも出発は、平成18年度から、子供たち、学校教育の場でこの五感を使った調査というものを使っただけのようなシステムといいますか、スキームで活動を始めているところです。

そういう生物調査を含めて、子供たちがこの自然環境に親しめるような——いろんな音を聞く、それから見る、においを嗅ぐ、触ってみると、そういったことを使って親しむと。そして、この環境について興味を持っていただいて、それをずっと次の世代へつないでいくと、こういった事業でございます。

ビオトープのことにつきましては、環境管理課のほうでは、直接は、事業としてはやってはおりませんでした。あくまでも学校教育と団体の子供たちの指導ということで、こういうことを始めております。

**○山下委員** 浄化槽設置ですよ。これも全国と比べて非常に低いということで、一体性をもって、水環境保全の啓発ということも第1項目に上げてあるわけでしょう。ということは、管理

した普及・啓蒙をやっていかないと。水質がどうだということを研究していくためには、その原因はこういうものがあるんだよとか。以前、大淀川の汚染で、我々、上流域の都城市が矢面に立たされて、やっぱり畜産地帯だということで、かなり攻撃を受けたりして。

この浄化槽設置事業とも重なるんですが、我々の中でも都城が2地区か3地区だったと思うんですが、農業集落排水事業に取り組んで、かなり水質がよくなったという話やらお聞きしているんです。あわせて、この辺の一体性をもっていないといけないと思うんですが、そこ辺の所見をちょっとお聞きしたいと思います。

**○川井田環境管理課長** 委員がおっしゃるとおり、先ほどの水辺の環境の話も、体験教室とか、エコ用品等の配布とかを通じて、家庭でできる水対策、こういったものも含めております。

今、話題になりました浄化槽のことにつきましては、確かに、合併処理浄化槽、それと下水道事業、そして、今おっしゃいました農村集落排水事業。この3つの事業で水質改善に、取り組んでいるところです。当課が取り組んでいるのが、そのうちの浄化槽事業でございます。

今、おっしゃったように、都城市さんも一生懸命取り組んでいらっしゃるけれども、県の平均よりもまだ下回っておるということでございまして、このことについても首長さんにもお話をさせていただいているところでございますので、今後しっかりと取り組んでいただけるものと考えております。

**○山下委員** 最後になりますが、この10ページの設置状況。公共下水道とか合併処理浄化槽の率が書いてありますが、それぞれ市町村においては、公共下水道を延ばさないといけないということで、かなり経費はかかるんですよ。こ

これは、物すごいかかるということで、なかなか進捗が悪い。そのことで、市町村等でも市町村設置事業を推進しようという思いなんだけれど、その辺がなぜ伸びないんでしょうか。

行政、市あたりも、どっちを主力にやろうとしているのか、公共下水道でやろうとしているのか、市町村設置事業でやろうとしているのか、そこの協議はどういう状況ですか。

**○川井田環境管理課長** 公共下水道の関連でございますけれども、実は、今おっしゃったように、非常に経費がかかるものですから、国からも下水道区域の見直しをしてくださいという通知が来ておりまして、これは、都市計画課さんのほうから各市町村に対していろいろ調査をしていると聞いております。

そういうことも含めまして、自治体さんでも計画があったところを見直して縮小して、その縮小したあいた部分ですか、縮小された部分は浄化槽で行こうということは聞いております。

ただ、その見直しされた区域をこの個人設置型でやるのか、あるいは、今、我々がお勧めしています市町村設置型でやるのか、この選択は自治体に任されておるんですけれども、説明をした限りにおいては、個人の負担が非常に少ないので、これはいいということで理解はいただいております。

委員がおっしゃった、なぜ進まないのかということにつきましては、やはり一定の組織を市町村で組んで、そして、市町村が入札だとか、あるいは、その浄化槽に関しての維持管理等を委託をするといった事務事業が発生しますので、そこに、まだ、なかなか踏み込めないのかなという気はいたしております。

それと、前回も御説明いたしました、先に個人設置型でつけられた方は6割の自己負担を

されています。あと、この事業が始まりますと1割の負担で済むので、その差が住民の間でちょっといろいろ不公平感が出るんじゃないかなというふうに危惧をされている、そういう自治体さんもございます。

そういったところで、簡単にずっと前に、今のところ進めないのかなと思ってはいますけれども、そのところは、何とか知恵を絞って進めるように、あらゆる機会を通じて、会議とか、あるいは首長さんを訪問したりとかして進めていきたいと考えております。

**○山下委員** 補正の審査の中で、29年度分の予算の消化し切らなかった分、大分ありましたよね。あれは、金額が29年度の予算とどうですっけ、昨年度の分の8,600万というのは。

**○川井田環境管理課長** 予算は同じでございます。

**○山下委員** 同じ29年度と30年度で、2,000万か何ぼかは使い切らないということで、この前審査したと思うんですが、かなり普及・啓蒙をやっていないと、同じ形かなと思ってはいますので、ぜひ市町村との連携をうまくとってください。

**○井上委員** 同じ件なんですけれども、この浄化槽の問題は、毎回、決算委員会でも指摘をされているように、状況的には同じですよ。だから、市町村の分析ですよ。分析というのはどんなふうになっているんですか。どこが設置された場合に、どんなふうに改善するとか、そういう分析とかはされているんですか。市町村にざっくりと、これがありますよ、これを使ってくださいよというだけで、それで進むのかどうか。そこがちょっと疑問だなと、毎回聞いていて思うんですけれども、その分析はどうされているのか。

**○川井田環境管理課長** この基数につきまして

は、前年度に市町村からの要望を聞いております。

その要望も、ざっくりとしたものではないかということ、毎回申し上げておまして、昨年度のこれまでの実績に合わせた数、あるいは、いろいろ市町村でも情報をとっていらっしゃる、アンケートされているところもありますけれども、そういった確実性が高い数字で要望をしてくださいということは、前から言ってきております。

今回、大分減った市町村がございますが、前回と同じぐらいの実績に基づいて要求をしたんだけれども、どういった理由かわかりませんが、がくっと減ったといった自治体もございます。

だから、市町村のそういう要望の数字のとり方もそれぞれまちまちではございますけれども、確実に近い数字で上げてくるように、毎回いろんな会議を通じて伝えてはいるところでございます。

**○井上委員** 河川の汚濁の最大の原因は生活排水だということについては、もうみんなわかっていて、それで、先ほど、子供たちは水辺でそういう研究したり、意識を持ったりということをしているわけだけでも。だから、この生活排水の処理の仕方というのは、やっぱり常に意識を持って、考えていかないといけないって。だったら、先ほど言われたような個人型との差があったりとかっていうことの問題についても、やっぱり前から言われている内容であるので、そこについては、やはり市町村もどうしていく、県もどうするかっていうのをきちんとしないと。いつまでたってもこの同じ議論をし続けていかないといけないし、いつも同じ指摘をしないといけないということになっていくので、やはり踏み込むとか、そして、どこを先にやると

かっていうことをちゃんと目星をつけてとか、ある程度の分析をしながら、そこに踏み込んでいかないと、これはなかなか進まないんじゃないのかなと。どうするのかというのは、先ほど、公共事業との、下水道との関係はどうするんだという話もある。やはり、1回、そういう意味でいえば、きちんとした整理をしないと。市町村も入れて、なかなか、どうですか、どうですかと言っているだけでは先に進まないんじゃないかなという印象がします。御答弁も大変でしょうから、もうそこでいいんですけど、やっぱり、ちょっとここは踏み込んで市町村と話をする必要性というのはあるんじゃないかなというふうに思いますので、それは要望しておきたいと思います。

**○高橋委員** 市町村型設置型、個人負担が極端に低いですね。だから、普及が図れるんじゃないかと思って。現状は、そう伸びていないんですね。そこを、まず確認します。

**○川井田環境管理課長** 今、この事業に取り組んでいらっしゃるのが宮崎市と日南市と綾町の3自治体でございます。これが、その3自治体でとまっておりますので、ここを伸ばそうと、今、一生懸命取り組んでおります。

9市の会議がございまして、その席でも申し上げました。それから、市町村も、9市の首長さんのところも回って、この市町村設置型を進めておるところでございます。

一番の進めやすい区域といいますのが、先ほど申し上げましたとおり、下水道区域の計画があって、その区域を見直して、縮小して、残ったところ、もともとそういう下水道区域であった部分を浄化槽で整備するというのが一番取り組みやすいだろうというふうに考えておりますので、まず、その区域の見直しをされたと

ころに、この市町村設置型事業で面的に整備が進めるように指導していきたいというふうに考えておるところです。

**○高橋委員** その下水道区域の見直しの関係ですけれど、日南市は公共下水道の区域を延伸しているんです。それで、市の持ち出しの関係はどうなのって聞いたら、市の持ち出しは、公共下水道のほうが安いというふうに言った記憶があるんですよ。だから、そっちを選んだということと、もう一つは、いわゆる公共事業は首長にとって一つの政策の目玉ですわ。首長として、いわゆる公共事業、それがなかなかとれない。下水道事業は、他の公共事業と違って認可がおりやすいというのものもあるから、首長はそういう部分に飛びつくという嫌いもあるということを知ったことをあるんですよ。

それ以前に、市の持ち出しの部分が、いわゆる公共下水道のほうが安いんだというのはどうなんでしょうかね。

**○川井田環境管理課長** 公共下水道費用については、そこは把握しておりません。わかりませんが、通常言われているのは、下水道事業の場合と浄化槽の場合の違いは、戸別につけることで、いわゆる配管がなくて済むわけですので、その分は浄化槽のほうが安いというふうには、一般的には聞いておりました。

**○高橋委員** 市町村設置型のほうが、どっちかといったら、田舎という言い方はちょっとあれでしょうけれど、そっちのほうに向いているような気がするんですよ。そっちの、都城、日南なんか、いわゆる財政の、見直しがあったから、全県的に、取り組めるわけですよ。公共下水道で、いろいろと問題になっているのは、せっかく公共下水道を整備したのにつながらないという家庭は実際にあるわけですよ。負担金が生じ

るわけですから。高齢化だとか、もう、いまさらですよ。また、そういう意味では、非常に悩ましいところで。

ただ、スピード的にいうと、この市町村設置型のほうが早く浄化槽の設置できるわけですよ。

だから、こっちのほうを、しっかり、力を入れてやっていくべきだろうというふうに思います。

**○濱砂委員** 現在では、年間に20基以上ということでしたよね。対象範囲が、年間20基以上設置するし、中山間地域では10基以上と、これは今までどおりですか。

**○川井田環境管理課長** 国の補助のスキームの中で要件がございまして、一般的には、年間で、その自治体で20基以上という縛りがございます。中山間地域においては、若干緩まって10基以上でも市町村設置型ができますよと。

いずれにしても、10基とか20基とか、そういった要件が入っていますので、これを、国に対しては撤廃していただけないかということで要望を続けていきたいというふうに考えています。

**○濱砂委員** 確認ですが、この中山間地域というのは、過疎地域とは別途ということでしょうか。過疎指定がなくても中山間地域はありますよね。

**○川井田環境管理課長** 中山間地域ということであれば、過疎地域とか、特段、そういう縛りはございません。中山間地域ということで決めています。

**○日高副委員長** 確認だけ。その中山間地域って、90%というのは意味がわかりませんよね。例えば、市でも中山間地域ってあるじゃないですか。林地面積75. 何ぼとかあるじゃないですか。中山間地域は90%。その辺、どこら辺で区切れ

ばいいんですかね。何かわかりやすいもの。

○川井田環境管理課長 済みません、調べますので時間をください。後で説明いたします。

○黒木みやぎきの森林づくり推進室長 先ほど、山下委員のほうから、一番最初に御質問のありましたひなもり台オートキャンプ場の平成28年度利用者数1万4,757人に対する件数という御質問がございました。調べたところ、3,635件で、1件当たりの利用者数が4人となっているところでございます。

○山下委員 ありがとうございます。この数字、噴火がどういう状況になっていくかわかりませんが、ひなもり台は非常に間近な場所ですから。何でしょうね、皆さんに非常に利用率が上がってきている中での、またダメージになるわけですから、対策をしっかりとやっていってください。

○井上委員 193ページの新エネルギー対策のところの2番の住宅用太陽光発電システム融資制度のことについてちょっと教えてほしいんです。

これは、融資制度がどうこうじゃなくて、利用する人たちというのは、過去もちょっと見ながら、どういう状況になっているんですか。

○大西環境森林課長 この融資制度は、平成21年度に創設をされまして、以降、今日まで至っているわけではありますが、そのうち平成26年度以降——26、27、28、29については新規融資がございません。つまり、今、申し込みが全くない状態が4カ年にわたって続いているということでございます。

○井上委員 新規がないけれど、予算をこうやって立てているというのは、今後も可能性を誘導するとか、そういう意味なんですか。

○大西環境森林課長 この融資制度は協調融資

とあって、いわゆる金融機関と県が協調して融資を行うと。つまり、県が金融機関に原資を預託をしまして、金融機関は、それに上乗せをして3倍にしまして、そこで融資原資をつくってお貸しするという方法をとっているわけですが、今回お願いしている予算といいますのは、過年度に貸し付けをした分についての融資残高がございましたから、それに見合いのものの予算を原資預託ということでお願いをしているということでございます。

ですから、新規融資分は、この中には、実は入っておりません。

○井上委員 方向性という点で言えば、新規融資の促進という、その方向ではあるんですか。

○大西環境森林課長 今後は、新規融資については、基本的には考えておりません。といいますのが、今、申し上げましたように、もう4年にわたって、金融機関に対しても申し込みがない状態が続いているわけですが、一定の役割は終えたのかなという判断でございます。

といいますのが、なぜ、その新規融資がこれほどないのか。金融機関ともいろいろ意見交換をやりました。その際の意見としましては、そもそもが太陽光発電設備の価格低下が、やっぱり大きいだろうと。具体的に言いますと、まだ太陽光発電がこれからという、例えば、この融資制度ができた21年度は、おおむね家庭用で270万円、280万円設置費用がかかっていた。それが、現在では、もう150万程度になっているということで、かなり低減しているということが一つ。

それと、もう一点は——これがやっぱり一番大きいんですけれども、固定価格買い取り制度が平成24年の7月から導入されているわけですが、試算をしますと、設置後10年間で初期投資分が回収できる計算になります。

ですから、多少の金額を借りるよりも、もう既に回収の見込みが立ちますので、そういったところからして、新たに、この貸し付けという、今のこの県の融資制度、こういったものはもう一定の役割を終えたんじゃないかというような判断でございます。

○井上委員 考え方として、エネルギー対策の推進という形の中で言えば、個人住宅の太陽光発電の設置については、環境森林部としてはどういう考え方なんですか。

○大西環境森林課長 もちろん太陽光発電については、さらに設置をして、導入を促進していくというスタンスは変わっておりません。

ただ、この県の融資制度については、もう一定の役割を終えたのかなと。ちなみに、民間の融資制度がもう既にかなり充実してきているというところもございまして、そちらのほうで対応していくということにしております。

○井上委員 予算の計上としては、もう今後は、過年度の分で減額される可能性というのはあるということで見えていいですね。

○大西環境森林課長 そのとおりでございます。過年度融資分についての県の預託分がなくなるまで続いていくということになります。

○高橋委員 この欄の3番の再生可能エネルギーづくり推進事業。これ、何年目ですか。3年目ですか。

○大西環境森林課長 この改善事業につきましては、平成25年度からの事業でございます。市町村に対する補助をこれまでやってきておることということでございます。

今回の改善点と申しますのが、これまでは、市町村が行う新エネルギーの導入可能性調査ですとか、実証実験に対する補助を出していたんですけども、来年度からは、これに、いわゆ

る新エネルギーの計画策定費補助を新たにメニューとして加えたいということでの改善事業でございます。

○高橋委員 計画策定補助が新しく加わるよということなんですね。

○大西環境森林課長 もっと細かく言いますと、補助金については150万円準備をさせていただいています。このうち100万円については、導入可能性調査分ということで1件。それと、市町村の新エネルギーに関する計画策定について、50万円が1件ということで計画をさせていただいています。

○高橋委員 その導入可能性調査をちょっと、もう少し聞きたいなと思っていましたから。その導入可能性調査は、今期、質問が上がってましたね。太陽光は今、答弁がありましたように、これから伸びることはないと思います。だから、ある意味、小水力の部分が、宮崎は弱いですよということ、議会でも質問されていたようですが、いわゆる導入可能性調査で、平成25年度ぐらいからやっていたらいいけれども、丸4年されてきたわけじゃないですか。どのくらいお金つぎ込まれて、その可能性調査で、可能性がある箇所が——たしか、余り出なかったような気がするんですけど、その辺もうちょっと詳しく教えてください。

○大西環境森林課長 まず、最近のところでございますと、今年度、平成29年度に小林に対する補助を100万円差し上げているんですけども、これは、いわゆる風況調査といたしまして、将来的には小型風力発電の実証実験につなげていきたいということで、大変興味深い調査を小林市がやっておりまして。具体的に言いますと、その風況調査というのは、小型風力発電の適地調査、小林は風の吹くところでございますので、

そういった市内での適地調査をするというのが一つ、これは風力発電関係になります。

さかのぼって、28年度を御紹介しますと、西米良村では、まさに地域の特産でありますユズの残渣を蓄電池に変える——詳しくはわかりませんが、炭化しまして蓄電池をつくって、それをソーラーパネル発電と組み合わせて、新たな太陽光発電をやるとかいうおもしろい取り組みをやっています。もう一つ、今、高橋委員お話のように、本会議でも少しお話がありましたけれども、日之影町では——27年度なんですけれども、農業用水路を活用した小水力発電。大人用水路組合、ここが、今、発電をしていますけれども、これに対する導入可能性調査も、実は、この事業で行ってきております。

その他、えびの市での地熱関係等につきましてもやっております、毎年100万円、以前は150万円というような形で、これまでやってきていると。大体、毎年1件ないし2件という形でやらせていただいている、そういう状況でございます。

**○高橋委員** 私のイメージとして、いわゆる25年度からスタートしたわけですから、そのときに、いわゆる県内にババッとこれだけあるよというのが一覧表で出てきそうなもんだがなって。私、群馬に行ったんですよ。群馬県は、可能性調査で何カ所か持っていて、それで、たしか10カ所以上あったんです、その中で有力なやつが五、六カ所とかいうふうに絞られてやっていたみたいなんですよ。

**○大西環境森林課長** 私どもの手元には今ないんですけれども、県の企業局が小水力に関しては細かく市町村に対しての御指導をしながら、適地調査もたしかやっております。

**○高橋委員** 適地調査はやっております。やっ

て、可能性があるところはこれだけあるんですよという、そういう具体的な名称とかがないですよ。そこを確認します。企業局が調査をしているということをおっしゃったじゃないですか。それは日南の酒谷にこういった適地がありますよとか、そういう書き物になったのがありますかね。

**○大西環境森林課長** 確認をする必要はありますけれども、企業局のほうで整理をされているとは伺っております。

**○高橋委員** 県として、再生可能エネルギーの数値目標というのはたしかあったような気がするんですけど、目標に対して達成するためには、太陽光以外のエネルギーをしっかりと開発していく必要があると思うんですよ。

私どもも群馬に行ったときに、コストの関係もありますから、そういった適地がせめて2カ所あれば、ある企業の方は、ぜひ行きたいというふうにおっしゃっていたんですよ。20年間やって、あとはもう、そこの自治体に私たちは寄贈するんですということをおっしゃっていました。

適地調査は、市町村に委託なんですよ。だから、県で独自でするわけじゃないですよ。県は委託していらっしゃるということでもいいんですよ。

**○大西環境森林課長** 説明が不十分だったかもしれませんが、委託ではなくて、市町村がおやりになることについての補助ということでございます。

**○高橋委員** だから、県では独自にしているわけじゃなくて、市町村がやってくださいと、お金を補助しますからということですよ。

それはそれでいいんでしょうけれど、何かこう、もう少し具体的に可能性のある適地が、企業局のほうでどの程度あるのか、私もまだ確認

をしていませんが、力を入れてほしいなということだけ申し上げておきます。

**○日高副委員長** 関連で。全体像から考えると、県が定めている再生可能エネルギーって、これとこれとこれをやっていきますよということが決まっていますよね。海水からマグネシウムを発電させるという、これがまた蓄電池ということで、多分日向市のほうがそういった構想で古河電工と一緒にやっていたと。私は、これ、一般質問をしたんですね。今後、日向市と連携しながら、県で進めていくようなことで、終わったんですが、その後、どういう議論をされて、今、どうなっているのか、ちょっとお伺いします。

**○大西環境森林課長** 申しわけございませんが、その点については把握をいたしておりません。

**○日高副委員長** 実質、企業誘致として、これは、東北大学と古河電工と共同で、日向市も一緒になってやっていくっていう話があって。災害時のときの蓄電池として——箱型なんですけれど、もう製品というのができていまして、このスマホの充電器1つで10基かな、一遍にできるとか。災害があったときも、その箱が箱ごと浮くから沈んだりしない、いろんなことを考えてやる構想があったんですよね。構想があって、3年前、私が県議会で一般質問したんですけれども、これ、どうなっているのかなと思って。これ、引き継ぎができてないですね。

**○大西環境森林課長** 大変興味深い構想でございますので、また確認をしたいと思っておりますけれども、環境森林部か、もしくは、ひょっとしたら総合政策部のほうで状況を把握しているかもしれませんので、確認をさせていただきたいと思っております。

**○日高副委員長** 多分、当時の大坪環境森林部

長が本会議場で答えた分ですから、環境森林部と思いますので。

そういった新たなエネルギーも、もしかしたら、将来的には、大きいエネルギーになる。海水からとれば、いつでも海水なんか、物は幾らでもあるわけですから、そういったものが本格化されれば、また、宮崎県にとっても、それはいいことかなというふうには考えていますので、その辺考えてみてください。

**○井上委員** 関連してなんですけれど。この西米良の蓄電池の関係は進みつつあるんですか。

**○大西環境森林課長** 西米良の村所に——かりこぼうずの里でしたですかね。あそこに、既に試作品ができていうこと。私はまだ現地に行っていないんですけども、あその駐車場あたりにソーラー照明灯が1基。このユズ残渣の蓄電池を使ったものを利用したものが、既に、試作品として、今、できているということでございます。

**○井上委員** どのくらいの大きさですか。

**○大西環境森林課長** 現地で確認をしていないんですけども、いわゆる照明灯ですから、何メートルかあったと思うんですけども。

**○井上委員** 再生エネルギーで、もう一番あれなのは、蓄電池なんです。それで、大手の電気会社とかも含めてそうなんだけれども、まだ、それが本当に開発されていないのかどうかは確認できないけれども、宮崎にある企業なんかも含めて、その蓄電池があれば、防災関係も含めてだけれども、改善できることがいっぱいあるんだけれども、そこがちょっとできないんですよ。

今も、やっぱり、その状況の中で、再生エネルギーのほうに進むとするなら、やはり、そこはきちんと追求しておかないといけない内容で

もあるし。この西米良が、本当に可能なものであるとするなら、絶対にまた事業としても進んでいく可能性というがあるので、これ、注目すべき内容ではあるなというふうには思うんですけれどね。

**○来住委員** 環境管理課で、もう少し教えてください。

205ページ、大気保全費で、大気汚染の常時監視事業がありまして。それで、一つは、大気を常時監視していると思うんですけれど、具体的には、その監視の器具が、県内に幾つか設置されているんだろうと思うんですけれど、その設置箇所が何カ所なのか。

それから、近年の大気汚染の状況の何か特徴があるかどうかを、まず教えていただきたいと思います。

**○川井田環境管理課長** 大気汚染の常時監視につきましては、県では15局を設置しております。

項目ではSO<sub>2</sub>、それからPM<sub>2.5</sub>、あるいはオキシダント等も含めて、各局で、それぞれ、全て同じではございませんが、いろんな項目ではかっております。

近年の動向を見ますと、宮崎の場合は、局所的なその発生源が宮崎にあって、その汚染で何か影響を受けているということとはございませんで、やっぱり中国からの飛来してくる汚染物質、特にPM<sub>2.5</sub>とかオキシダント等が高めの数値が出るということがございます。

宮崎県に限らず九州全体、そういった傾向にはございますけれども、今、中国のほうでも、そういう環境の対策が、若干進んでおるということもお聞きしておりまして、PM<sub>2.5</sub>等につきましては、若干右肩下がりで、年平均でとりますと、下がってはきておる傾向にはございます。

**○来住委員** もう一つ、今の立入検査のところ、

3の(5)で、新しい事業として水銀の問題があると。これは、先ほど説明があったんですけど、いわゆる水銀の廃棄に出てくる水銀。これは、例えば具体的に、県内でそういう水銀が含まれたような、そういう廃棄が出るような、そういう事業所とかが幾つかあるのかなと思うんですけれど、それはどうなんでしょうか。

**○川井田環境管理課長** 今度、新規事業でこの監視事業を始めますけれども、対象の事業所は約40カ所を対象としております。これは、大気汚染防止法上、届け出があった施設のうち、石炭ボイラー、いわゆる火力発電をやっている事業所。それから、廃棄物焼却炉——これは一般廃棄物も、産業廃棄物も含めまして、そういった施設ですね。それが対象となっておりますので、約40カ所を把握しております。この40カ所について監視をしていきたいと。

特に、なぜ火力発電所、石炭がという話ですけども、石炭の原料そのものに、もともと水銀が若干含まれております。

それから、廃棄物焼却炉でも、いっぱいいろんなものが雑多に含まれておりますので、出てくる可能性があるということで、そういった事業所を対象としているということでございます。

**○来住委員** 具体的に監視の仕方としては、どんな。具体的には何か報告をさせるとか、どうということなんでしょうか。

**○川井田環境管理課長** もちろん事業者も報告の義務がございまして、年1回報告をさせますが、それだけでは監視になりませんもので、県のほうで、そういう事業所に立ち入りまして、その煙道にフランジという、いわゆる大気汚染の物質を測定する穴、孔がついていますので、その中に器具を差し込んでガスをとって、その排ガス中の濃度を持ち帰って測定をするという

こととございます。

○来住委員 そうすると、約40カ所と言われましたけれど、それは、その40カ所を年に1回、2回とか、何回かされるんでしょうか。年に1回なんですか。

○川井田環境管理課長 40カ所を一遍に1年間でというのは、すぐにはできませんもので、まずは、大規模な排ガス量の多いところから、まず始めて、3年間で40カ所を終わろうということ。もちろん、その間に、毎年事業所からは報告をいただくということにしております。

○来住委員 わかりました。

○川井田環境管理課長 先ほどの浄化槽の関係で、中山間地域の話になりまして、10戸以上はその対象になりますという話をしました。これは、その自治体全体じゃなくて、その市の全体の中でも中山間地域、いわゆる山村振興法が入っている地域がございます。そこの入っている、その地域につきまして10戸以上ということとございます。

○日高副委員長 急傾斜地域のやつは5軒ないとか、県土のほうであるんですよ。その地域が離れても、あらかたまとまっておけばいいんですね。

○川井田環境管理課長 浄化槽のこの設置につきましては、その地域がまとまっているとか、まとまっていないかということは関係ございません。

○濱砂委員 山村振興法が適用できる区域ならいいと。例えば、宮崎市でも定められている地域があるということですか。

○川井田環境管理課長 大きな市でも合併等になっている市もございますので、もともとそういう振興法がかかっている部分があれば、その地域は、先ほど言いましたように、10戸以上で

も国の要件はクリアできるということとございます。

○高橋委員 194ページの、環境保全普及啓発推進事業で、研修交流会というふうにおっしゃってました。これ、1,700万とか、どんな研修するのかとあって、ちょっと聞いておきます。

○大西環境森林課長 この環境保全普及啓発推進事業は、これまでの事業を再編整理したものとございまして、先ほど御説明した研修交流会は、そのごく一部でございます。

実はこの事業については、柱を大きく3つ立てておりまして、一つが環境教育の拠点活用事業というような名前で作ってございまして。これは、主に環境情報センターの運営経費——今、県立図書館にございますけれども、そういったところが、実は大きな経費を占めています。

具体的に言いますと、1,700万円余のうちの840万円余が、この環境教育拠点活用事業という名目で環境情報センターの運営等に当たっておりまして、実は、この研修交流会等もこの中で一つ見ているということとございます。

○高橋委員 ひなもり台——本当申しわけない、私、行ったことないんですね。環境農林の委員会の調査でも、ここを選定されていないもんだから。この明治百年記念の森って1968年につくられたんですね。せっかくの機会だから、アバウトに説明いただくといいんですけど。明治百年記念の森。

○黒木みやぎきの森林づくり推進室長 この明治百年記念の森は、延岡市の行徳町のほうにある記念の森でございまして、明治百周年を記念しまして——百周年が昭和43年ですけど、その後、昭和46年に設置したものでございます。

ほとんど広葉樹林になるわけなんですけど、麓にむかばき青少年自然の家がございまして、そ

の登山口から約80分かけて、この青少年自然の家で研修している組が登山をして遊んでいると、研修しているという場所でございます。

○高橋委員 わかりました。これ、ひなもり台県民ふれあいの森等の中で整備したんですね。

○黒木みやざきの森林づくり推進室長 そうです。失礼しました。

○後藤委員長 ほかにありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長 それでは、以上で、議案に関する質疑を終了いたします。

続きまして、その他報告事項に関する説明をお願いします。

○黒木みやざきの森林づくり推進室長 その他報告事項について御説明いたします。

常任委員会資料の34ページをお開きください。

一般社団法人宮崎県林業公社第4期経営計画案についてでございます。

なお、お手元に、別途、資料1としまして、第4期経営計画書案をお配りしておりますが、説明につきましては、この常任委員会資料のほうでさせていただきたいと思っております。

それでは、まず、(1)の第4期経営計画の策定経緯でございますが、林業公社は、第3期経営計画(改定計画)が今年度まででございますので、平成30年度から10年間の第4期経営計画を策定することにしております。

なお、第3期の改定計画におきましては、列状間伐や間伐材の直納等に取り組んだ結果、表にありますとおり、単年度収支は、平成29年度におきましても黒字となる見込みでございます。

次に、(2)第4期経営計画案の内容ですが、  
①基本的事項として、アの伐採では、主伐は、伐採量の平準化に努め、効率的な立木販売を行

い、間伐は、最大限の間伐収入が得られるよう努めること、また、ウの路網の整備では、主伐時のコスト削減を見据え、間伐作業路を積極的に開設することなどとしております。

②今後の経営改善に向けた取り組みとして、アの林業公社自身の経営努力では、(ア)の列状間伐の実施から、(エ)の間伐材の直納方式までにより、それぞれコストの削減に努め、(オ)の分収交付金算定基礎の見直しや、(カ)の戦略的な伐採により、それぞれ収入の確保に努めることとしております。

右ページをごらんください。

イの利息の軽減では、金利の高い借入金の繰上償還に取り組むこととしております。

また、ウの今後の取り組みでは、国により新たに創設される森林環境税の受け皿として、公社としての役割等を積極的に検討していくことや、省力化につながる手法等の調査・研究を行うこととしております。

次に、③のア、事業計画でございます。

表の分収林事業の主伐の欄を見ていただきますと、各年度180ヘクタールと、その伐採量を平準化に努め、10年間の合計で1,802ヘクタールを計画しております。同様に、10年間の合計で、間伐2,417ヘクタールなど、施業受託事業は新植200ヘクタールなどを計画しております。

下の表のイの収支計画では、まず、左の列の区分の欄をごらんください。

先に、下の支出のほうでは、先ほど言いましたアの事業計画に必要な直接事業費や一般管理費等と、それから、これまでの長期借入金の返済に必要な元利償還金を計上しております。

そして、上の収入では、事業で得られる伐採収入や補助金等収入がありますが、これだけでは足りない分を日本政策金融公庫や県からの借

入金として計上しているところがございます。

この県からの借入金を網かけで示しておりますが、平成30年度の欄でございますように、平成30年度に必要となる5億6,035万4,000円が当初予算でお願いしております県貸付金となっております。

(3) 今後の予定としましては、3月下旬開催の林業公社理事会で、第4期経営計画が正式に決定されることになっております。

私からの説明は以上でございます。

○**後藤委員長** その他報告事項に関する執行部の説明が終了しました。

委員の皆さんからの質疑をお願いします。

○**濱砂委員** ちょっと教えてください。

収支計画の収入の欄の借入金収入9億3,200万のうち5億6,000万が県からの借入金ということなのですが。そして、支出の元利償還金が11億4,700万ですから、つまり9億3,200万借り入れをして、11億4,700万払っているということですか。

○**黒木みやぎきの森林づくり推進室長** 元利償還金の中の利息の分は、伐採収入とかで支払うんですが、元利金につきましては、全額伐採収入で払うことはできませんので、元利金の一部をこの借入金からお借りして支払うということになっております。

○**濱砂委員** この借入金収入の一部を償還金に充てるということですか。

○**黒木みやぎきの森林づくり推進室長** ほとんどが、この借入金は、償還にかけるということになっておりますが、借入金収入の県以外は、先ほど債務負担行為のところをお願いしております日本政策金融公庫からの借り入れになっておりまして、このうちの一部が間伐に必要な資金も入っております。事業に必要な資金も入っ

ております。

○**濱砂委員** 大体わかりました。いわゆる差し引きすると、林産の件がやっぱり足りないということですね。

政策金融公庫に、いわゆる借りかえということですが、これ、今、借入金の平均利息と金融公庫の利息、どのくらい違うもんですか。

○**黒木みやぎきの森林づくり推進室長** 今回、債務負担行為でお願いしました限度額のところに、利率が年2.5%以内というふうに書いておりますが、実際は、現在の利率を確認しますと0.3%ということで、かなり安くなっておりますので、公庫からも借りれるだけは借りていきたいというふうに思っております。

○**高橋委員** ちょっと確認ですけれど、元利償還金は、元金と利息を返済されていくわけでしょうけれど、その前期後期で合計欄が114億6,500万何がし返すわけですよ。残額、最高でどのくらいになるんですか、それだけ確認します。

○**黒木みやぎきの森林づくり推進室長** 県からの借入金でございますが、この平成39年度が終わった後、現在、今、合計で273億ありますが、それが、平成39年度に302億円まで上がる予定になっております。

ただ、試算では、平成40年度からは、公社から県に返ってくる分で賄えるということですので、平成39年度、この302億円がピークになるという試算をしているところでございます。

○**高橋委員** よくわかりました。元利償還するけれど、残金はふえていくと。それが39年に302億円でピークで、これからはもう減るんだよというこの理解でいいんですね。

○**黒木みやぎきの森林づくり推進室長** そのとおりでございます。

○**井上委員** 今後の取り組みのところ、国に

より、新たに創設される森林環境税の受け皿になる云々って書いてあるんだけど、これが、この林業公社の経営努力というか、今後の経営改善になるという根拠、それを教えてください。

**○黒木みやぎきの森林づくり推進室長** この国に新たに創設される、いわゆる森林環境税——まだ仮称でございますが、この森林環境税の使い道としまして、今、国が示しているのは、森林面積の3分の1は自分で経営してもらおうと。それから、残りの3分の2のうちの半分の3分の1は、能力と意欲のある事業体をお願いをします。そして、残りの3分の1は、採算ベースに合わないので、市町村が森林環境税——譲与税ですけど、活用しながら管理をしていくというふうになっています。その市町村が管理する際に、なかなか市町村では直接事業が実施できないでしょうから、林業公社とまた連携をしていただいて、この施業受託として林業公社に対して、市町村から間伐を依頼するとか、下刈りを依頼するとか、そういったものを公社が受けていければなというふうに感じているところでございます。

**○井上委員** いければなという予想よね。だから、この森林環境税の使い道を含めて、国のこれってというのは、まだわからないのよね。わからないって言ったらい方が悪いんだけど、やはり、メリットもあるけれどデメリットもあるのではないかというふうに考えざるを得ないところがあるわけよね。だから、うちは、今のところ、二本立てになってしまっていて、その環境森林税をいただいているので、そういうことがあって、国のこの森林環境税が、今、宮崎県で使っているように、使い勝手のいいものになっているかどうかというところ、なかなか難しいところがあるというふうには思うんだけど

ね。

だから、こんなふうですらって書いて、すらって読めて、ふっと胸に落ちるとかっていうのは、ちょっとこれ、疑問なんだけれど。

**○黒木みやぎきの森林づくり推進室長** 井上委員のおっしゃるとおりでございますが、まだ、国からガイドライン等詳しいことは、まだ示されておりません。

ですので、そのガイドラインが出てきまして、また、その内容を十分検討して、公社としてどういうことができるのかというのは、また、一生懸命検討していきたいと思っております。

**○高橋委員** 伐採収入ですよ。これは、単価どのくらいで計算されているんですか。立米ですかね。

**○黒木みやぎきの森林づくり推進室長** この伐採収入の単価でございますが、いわゆる木材価格で言いますと、この計画を立てる際に、杉につきましては、過去5カ年の平均の1万75円を使っております。

その根拠としましては、5カ年平均、それから3カ年平均、それから直近、平成28年の木材価格を比較しまして、その中で一番低い5カ年平均をこの計画では使っているところでございます。

**○高橋委員** わかりました。木材価格、変動するものですから、最悪のところ、計算されているから、さっき説明があった302億円のピークは、これは間違いはないですね。わかりました。

**○後藤委員長** ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○後藤委員長** それでは、以上で、環境森林課、環境管理課、循環社会推進課の議案等の審査を終了いたします。

再開を午後1時といたします。暫時休憩いた

します。

午前11時52分休憩

---

午後 0 時59分再開

○後藤委員長 委員会を再開いたします。

これより自然環境課、森林経営課、山村・木材振興課の議案の審査を行いますので、順次説明を求めます。

○廣津自然環境課長 自然環境課の当初予算について御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料の213ページをお開きください。

自然環境課の当初予算は、左から2列目の欄にありますように、一般会計で36億1,785万6,000円をお願いしております。

それでは、以下、主なものについて御説明いたします。

215ページをお開きください。

中段の(事項)自然保護対策費のうち、説明欄の5、生物多様性地域活動推進強化事業の540万6,000円であります。

これは、森林生態系を初めとする豊かな自然環境を保護し、生物多様性の保全を図るため、「宮崎県野生動植物の保護に関する条例」に基づいて、希少野生動植物や、その重要生息地の指定のほか、森林生態系等の保全活動等を支援するものであります。

1枚めくっていただきまして、216ページをざらんください。

上から2つ目の(事項)公共工物品質確保強化対策費の1,387万6,000円であります。

これは、公共工事における適正な下請契約の履行と、公共工事の品質確保を目的に、宮崎県建設技術推進機構に委託して、施行体制監視チームによる現場点検を実施するものであります。

次に、下から2つ目の(事項)荒廃溪流等流木流出防止対策事業費の1,500万円であります。

これは、台風等による異常な降雨に伴い溪流等に堆積した流れ木や、溪流沿いにおいて不安定な状況になっております立ち木の撤去等を行い、下流への流出を防止するものであります。

次に、一番下の(事項)森林病虫害等防除事業費の8,216万2,000円であります。

これは、松くい虫被害の拡大を防止するため、ヘリコプターなどによる薬剤散布や、被害木の伐倒駆除などに要する経費であります。

次に、217ページの(事項)山地治山事業費の22億5,277万3,000円あります。

これは、台風や集中豪雨による荒廃山地の復旧整備や災害の未然防止のため、復旧治山事業など、説明欄にあります1から6の事業を実施するものであります。

1枚めくっていただきまして、218ページをざらんください。

上段の(事項)保安林整備事業費の3億4,020万円あります。

これは、水源涵養等の保安林機能が低下した森林において、保安林機能の維持増進を図るため、植栽や下刈り、間伐等を実施するものであります。

次に、その下の(事項)県単治山事業費の5,848万2,000円と、その下の(事項)県単補助治山事業の4,933万1,000円は、県や市町村において、国庫補助の対象とならない小規模な災害復旧や治山施設の維持管理を行うものであります。

次に、下のページの上段の(事項)鳥獣保護費の3,066万8,000円あります。

これは、野生鳥獣の保護に要する経費でありまして、説明欄の2の野生鳥獣保護推進事業は、傷ついた野生鳥獣の保護や、キジの放鳥、コシ

ジロヤマドリの人工増殖等を行うものであります。

次に、その下の(事項)鳥獣管理費の6,441万円であります。

説明欄1から5の事業につきましては、後ほど常任委員会資料で説明させていただきます。

説明欄の6の野生サル生息等調査事業は、野生猿の個体数の推定や被害状況の把握等を行い、第二種特定鳥獣管理計画策定の基礎とするものであります。

次に、一番下の(事項)狩猟費の1,833万1,000円であります。

これは、狩猟免許試験や免許の更新、狩猟登録等に要する経費であります。説明欄1の狩猟免許事業につきましては、後ほど常任委員会資料で説明させていただきます。

1枚めくっていただきまして、220ページをごらんください。

上段の(事項)自然公園事業費の1,981万6,000円ありますが、これは、自然公園の利用促進や維持管理等に要する経費であります。

説明欄の2の(2)の新規事業「みやぎきの自然公園」愛護活動推進事業は、国定公園の園地におきまして、地域住民等が行う清掃や草刈りなどの美化活動や自然愛護活動を支援することによりまして、県民との協働による自然公園の維持管理を図るものであります。

説明欄の6の国立公園満喫プロジェクト推進事業と、一番下の(事項)自然公園等整備事業費につきましては、後ほど自然公園室長が説明させていただきます。

次に、221ページの一番下の(事項)治山施設災害復旧費の3億円あります。

これは、台風等による治山施設の被害に備えまして、予算をお願いするものであります。

続きまして、自然環境課の新規重点事業について御説明させていただきます。

恐れ入りますが、常任委員会資料の15ページをお開きください。

有害鳥獣捕獲等対策についてであります。

まず、右側のページの現状と課題をごらんください。

有害鳥獣捕獲数と農林作物等被害額の推移のグラフをお示ししておりますが、集落での取り組みなどに加えまして、鹿やイノシシ等の捕獲数がふえていることなどから、28年度の被害額は約4億6,000万円まで減少しておりますけれども、依然として高い水準であり、深刻な状況が続いております。

被害の減少を図るためには、防除対策等に合わせまして、適正な捕獲をさらに進めていく必要がありますことから、中ほどの対策にありますように、適正な捕獲を実施するための生息状況等の把握や、狩猟者の確保、捕獲技術の向上などの捕獲体制の整備、有害鳥獣捕獲に対する助成や、狩猟期間延長などの規制緩和による捕獲体制の強化に取り組むこととしております。

特に、鹿につきましては、一番下の表にありますように、平成25年度の12万5,000頭を平成35年度末までに半減させることとしており、継続的な捕獲圧の確保が必要と考えております。

これらの捕獲対策に係る事業につきましては、左側のページで御説明いたします。

2の事業概要であります。予算額は、5つの事業を合わせまして5,783万5,000円あります。

(4)の事業内容であります。①の事業では、有害鳥獣捕獲班の活動助成等のほか、市町村と連携して鹿1頭当たり8,000円の助成を行うものであります。平成30年度から新たに、4

月から5月を捕獲促進期間として、出産前の鹿が多いこの間の助成単価を1万円として捕獲を強化することとしております。

また、平成29年度から、免許を持たない農林事業者がみずからの農地等で小型箱わなによる有害捕獲が行えるよう規制緩和しましたことから、農林事業者に対する捕獲技術等の講習会を実施するものであります。

②以下の事業は昨年度からの継続事業でありまして、②の事業は、地域を巡回し、追い払いや捕獲を行う有害鳥獣捕獲対策指導員を設置する市町村に対し、助成するものであります。

③の事業は、生息密度の高い鳥獣保護区等において、県が認定鳥獣捕獲等事業者に委託して鹿の捕獲を行うものであります。

④の事業は、経験の少ない、わな免許所持者を対象とした捕獲技術講習会を実施するとともに、鳥獣保護区等の周辺における電気柵等の設置を助成するものであります。

⑤の事業は、県南地域での鹿被害を未然に防止するため、監視カメラの設置や今後の対策を検討するものであります。

これらの事業の実施によりまして、有害鳥獣の捕獲が一層促進され、農林作物被害の軽減等が図られるものと考えております。

次に、委員会資料の17ページをお開きください。

狩猟免許事業についてであります。

右側のページの現状と課題をごらんください。

狩猟免許所持者の推移を棒グラフで示しておりますが、狩猟免許所持者は、平成24年度に6,000人を下回り、その後、5,600から700人程度で推移しておりますが、折れ線グラフで示しております60歳以上の割合は、74.4%となっております。

また、その下に最近の狩猟免許受験者数の推移を載せておりますが、受験者数は、平成27年度が約400名を超え、最も多く、その後、減少している傾向にありまして、種類別では、網・わな猟の免許の割合が7割から8割を占めている状況となっております。

今後、年齢等を理由に狩猟をやめる人がふえることが予想されますことから、継続的に適切な捕獲を進めていくためには、新たな狩猟免許取得者の確保が課題となっております。

このため、下段の対策にありますように、狩猟免許を取得しやすい環境の整備や、狩猟免許の免許取得の負担軽減、狩猟者の捕獲技術の向上などに取り組むこととしております。

左側のページにお戻りいただきたいと思いません。

2の事業の概要であります。予算額は884万1,000円であります。

(4)の事業内容であります。①の狩猟免許試験の実施では、狩猟免許を取得しやすくするために、年間3回、延べ8会場で、休日を含めて試験を実施することとしております。

②は、3年ごとに必要な免許更新や講習会を県内各地で実施するものであります。

③の狩猟免許取得促進事業は、平成30年度から新たに取り組むもので、狩猟免許に合格し、狩猟者登録まで行う人を対象に、将来的な有害鳥獣捕獲班への参加を条件に、狩猟を始めるために必要な経費の一部を助成するものであります。

具体的には、狩猟免許や狩猟者登録の手数料のほか、射撃講習料や銃所持許可申請料など、銃の所持許可に係る経費の一部も補助対象にしておりまして、市町村と連携して助成することによりまして、新規狩猟者の確保につなげたい

と考えております。

これらの事業の実施によりまして、野生鳥獣の捕獲体制を維持し、農林作物被害の軽減や個体数の管理が図られるものと考えております。

私からの説明は以上であります。

**○大岩根自然公園室長** 常任委員会資料の19ページをお開きください。

「国立公園満喫プロジェクト」であります。

これは、霧島錦江湾国立公園において、ステップアッププログラム2020に基づき、霧島地域への誘導対策、利用施設の整備など、訪日外国人等を引きつける取り組みを計画的、集中的に実施するものであります。

2の事業の概要であります。予算額は、3つの事業を合わせまして1億2,731万8,000円です。

(5)の事業内容であります。①の改善事業「国立公園インバウンド受入対策推進強化事業」につきましては、2020年度に向けインバウンド受け入れを強化するために実施するもので、観光みやざき未来創造基金等を財源としております。

アの事業は、エリア内のおもてなし体制の強化を図るもので、おもてなし店舗等を対象にした講習会の開催や、メニューの多言語化など、サービス提供体制を整備するものであります。

イの事業は、国立公園の魅力を訪日外国人に積極的に発信していくためのもので、登山道等を活用したプロモーション動画の作成、「山の日」のアクティビティ体験等のイベントの開催、SNS等を活用した情報発信を行うものであります。

ウの事業は、国立公園への二次アクセス充実に向けた支援を行うもので、主要な駅等からの周遊バス等の実証運行への支援を行い、定期便

化につなげていくものであります。

事業内容の②の国立公園整備事業、③の国立公園整備支援事業につきましては、国立公園の施設を安全かつ快適に利用できるよう、施設整備や市町が行う老朽化対策への支援を行うもので、えびのキャンプ村のケビン等の改修への支援や、池めぐり周遊歩道等の改修、ひなもり台の大幡池登山口休憩場等の整備を行うものであります。

右側の20ページをごらんください。

上の表がソフト、下の表がハード事業になりますが、どちらも目標達成に向け計画的に取り組むを行うこととしているところです。

もう一度、19ページにお戻りいただきまして、3の事業効果であります。これらの取り組みにより、霧島錦江湾国立公園の魅力の向上や利用者の満足度が高まることで、外国人利用者等の増加が進むとともに、プロジェクトを契機に地元の機運が高まり、地域の活性化が図られるものと考えております。

説明は以上です。

**○甲斐森林経営課長** 森林経営課の当初予算につきまして御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料の223ページをお開きください。

森林経営課の当初予算は、一般会計で78億8,913万6,000円をお願いしております。

それでは、主な内容について御説明いたします。

1枚めくっていただき、225ページをごらんください。

上から5段目の(事項)森林計画樹立費7,529万1,000円です。

これは、説明欄にありますように、地域森林計画の樹立及び適正な森林管理の推進に要する

経費であります。

この中で、説明欄3の環境に配慮した森林伐採適正化推進事業と、4の新規事業「優良な伐採事業者育成対策事業」は、後ほど常任委員会資料で説明させていただきます。

次に、(事項) 森林整備地域活動支援交付金事業費7,629万6,000円であります。

これは、森林経営計画の作成や、森林の境界確認や測量、作業道の改良など、森林所有者等が行う地域活動に対して支援をするものであります。

次に、(事項) 林業普及指導費3,774万2,000円であります。

これは、林業技術の改善・向上及び林業経営の合理化の推進のための普及指導に要する経費であります。

226ページをお開きください。

次に、(事項) 林業担い手総合対策基金事業費4,246万9,000円であります。

これは、基金を活用して林業担い手の確保・育成に要する経費であります。

この中で、説明欄3の改善事業「みやざき林業技術者育成総合対策事業」、4の新規事業「みやざき林業大学校(仮称)開講準備事業」は、後ほど常任委員会資料で説明させていただきます。

次に、(事項) みやざき林業イノベーション加速化事業費966万4,000円であります。

説明欄1の新規事業「みやざき林業イノベーション加速化事業」であります。森林施業において、特に機械化が進んでいない下刈り等森林作業の省力化技術や、森林施業を効率化するためのICT等最新技術導入の実証を行い、林業現場における先端技術の実用化を図るものであります。

次に、(事項) 森林整備事業費21億8,283万2,000円であります。

これは、造林事業や下刈り、間伐などの保育、作業道開設などの森林整備に対して助成を行うものであります。

下の227ページをごらんください。

(事項) 再造林対策事業費1,087万2,000円あります。

説明欄1の新規事業「夏」の林業現場働き方改革」下刈労働軽減実証事業」であります。下刈りの省力化や労働軽減が可能な方法を実証するとともに、その効果を検証し、下刈り作業の就労環境改善を図るものであります。

説明欄2の新規事業「優良苗木供給拠点整備事業」は、後ほど常任委員会資料で説明させていただきます。

次の(事項) 水を貯え、災害に強い森林づくり事業費1億6,165万6,000円あります。

これは、災害に強い森林づくりのため、森林環境税を活用して、再造林に対するかさ上げ補助や、広葉樹の植栽、間伐等の森林整備に対して支援を行うものであります。

次に、(事項) 地方創生道整備推進交付金事業費14億3,802万5,000円あります。

これは、山村地域の交通ネットワーク化及び適切な森林整備に必要な林道の開設や舗装などを行うものであります。

228ページをお開きください。

一番上の(事項) 林業専用道整備事業費2億8,233万5,000円あります。

これは、間伐等を効率的に実施するため、林業専用道を整備するものであります。

次に、一つ飛びまして、(事項) 山のみち地域づくり交付金事業費5億3,823万円あります。

これは、林業を中心とする総合的な地域開発

に必要な基幹林道を整備するものであります。

下の229ページをごらんください。

一番上の(事項) 県単林道事業費1億6,868万1,000円であります。

これは、林業や生活の利便性を高めるため、国庫補助の対象とならない作業道の開設に対する支援などを行うものであります。

次に、(事項) 林業技術センター管理運営費9,003万8,000円であります。

これは、説明欄1の施設管理費や、2の育林やシイタケ生産技術などに関する試験研究に要する経費であります。

次に、(事項) 林道災害復旧費25億2,465万2,000円であります。

これは、林道災害復旧に要する経費でありまして、平成28・29年度に発生した災害の復旧額と、平成30年度に発生する災害に係る復旧見込み額を計上しております。

最後に、230ページをお開きください。

(事項) 県単林道災害復旧費4,266万円であります。

これは、ただいま説明しました国庫補助事業の対象とならない小規模の災害復旧に要する経費であります。

続きまして、新規・重点事業について御説明いたします。

常任委員会資料の21ページをお開きください。

適正な森林伐採推進対策についてであります。

1の事業の目的・背景ですが、適切なルールに基づく伐採等を進めるため、優良な伐採事業者を育成するとともに、伐採パトロールでの現地指導により、山地災害や誤伐等の着実な防止を行い、着実な再生林を推進するものであります。

右ページをごらんください。

現状と課題を整理しております。

御承知のとおり、大型製材工場や木質バイオマス発電施設の稼働による木材需要の増加、伐採の増加に伴い、誤伐や盗伐が疑われる相談件数も増加しております。

また、近年、豪雨時の伐採跡地からの土砂や枝条等の流出による道路や河川等への影響を問題視されており、林地保全に配慮した伐採が求められております。

このような中、主に伐採事業者で組織されたNPO法人ひむか維森の会では、県の助言を受けながら「伐採搬出ガイドライン」を作成し、責任ある素材生産事業体認証制度に取り組んでおります。

左のページに戻っていただき、2の事業の概要をごらんください。

予算額は212万9,000円、財源としましては、林業担い手基金が53万3,000円、一般財源が159万6,000円となっております。

事業内容の①の新規事業「優良な伐採事業者育成対策事業」、②の既存事業の環境に配慮した森林伐採適正化推進事業につきましては、右ページのほうをごらんいただきまして、中ほどにあります取り組みの(1)を、まずごらんください。

NPO法人ひむか維森の会が作成しております、伐採前の準備から、伐採、搬出作業、伐採後の再生林や後始末までの留意点をまとめた伐採搬出ガイドラインによる研修開催等の普及活動を支援するものであります。

次に、取り組みの(2)をごらんください。

①は、県において、環境に配慮した伐採や再生林の普及啓発のために、境界確認、各種手続等をまとめたリーフレットやチェックシートを作成するものであります。

②が、県内5流域に設置した森林・林業活性化センターが実施します伐採パトロールを支援するものであります。平成29年度からは、警察の同行による現場の指導強化にも取り組んでおります。

左ページにお戻りください。

3の事業効果としましては、これらの取り組みにより、林地保全に配慮した伐採による災害防止や誤伐等の未然防止、適切な再生林の推進を図るものであります。

続きまして、23ページをお開きください。

「林業・木材産業を支える担い手の確保・育成対策」についてであります。

まず、右ページをごらんください。

現状及び課題にありますように、伐採や再生林等の林業生産活動が拡大する中、林業就業者の減少や高齢化の進行が進んでおりまして、将来にわたって持続的に林業の振興を図るためには、担い手の確保・育成が喫緊の課題となっております。

このため、森林・林業の知識や技術を初め、林業・木材産業の施策や経営に精通した人材を総合的に育成する「みやざき林業大学校」を31年度に開講することとしています。

(1)のみやざき林業大学校(仮称)開講準備事業として、30年度におきましては、開講に向けた機材等の整備とあわせ、林業大学校のホームページの開設や、オープンキャンパスの開催により、受講生の募集を強化するとともに、中ほどのイメージ図のとおり、サポートチームの具体的な支援内容としまして、受講前は受講生の募集及び確保、受講期間中は、講師派遣や機材・実習フィールドの提供、インターンシップ受け入れや住宅提供、さらに、受講後は林業分野への就職支援を行うこととします。

このように、民間企業や林業団体、行政、官民が一体となった林業大学校のサポート体制の構築に取り組むこととしています。

また、改善事業としまして、(2)のみやざき林業技術者育成総合対策事業では、林業作業士等養成研修として、林業就業に必要な免許・資格等の取得研修に加え、伐採から植栽までの一貫作業システム等の低コストで効率的な森林施業技術や、青少年や一般県民を対象に森林・林業に関する公開講座を開催します。

(3)の日本のひなた林業みやざき担い手確保対策事業では、就業相談会の充実や、林業就業希望者等に対する情報発信の強化を行い、就業者の確保と定着を促進するものであります。

左側のページをごらんください。

2の事業の概要ですが、予算額は4,152万3,000円であります。

3の事業効果としまして、これらの取り組みにより、林業大学校における教育内容を充実し、本県の林業生産をリードする人材の育成が図られるとともに、就労環境の整備などを支援することにより、新たな担い手の確保・定着が図られるものと考えております。

続きまして、25ページをお開きください。

優良苗木供給拠点整備事業についてであります。

1の事業の目的・背景ですが、県内で生産されている杉苗木の品種系統につきましては、明確に管理されているものが一部にとどまっておりますことから、今後、花粉症対策苗木など県民のニーズに対応した苗木の確保に向け、県採穂園の維持管理や民間採取源の造成、そして、既存の自家採穂園のDNA分析等によりまして、品種系統の明確な苗木の安定供給体制の確立を図るものであります。

右側のページをごらんください。

事業内容の(1)として、平成29年度まで県採穂園の整備を行ってきましたが、平成30年度からは、下刈りや施肥など適正な県採穂園の維持管理を行うこととしております。

また、これまでも実施しておりましたが、苗木生産者や造林者に対し、需給調整協議会や研修会を開催し、生産施設整備の支援など、優良苗木の安定供給体制を確立させてまいります。

(2)では、品種の明確な苗木供給体制整備として、自家採穂園の現況調査を行い、母樹のDNA鑑定を実施した上で、試験成績証の作成・発行や、標柱の配布について、新たに取り組みます。

(3)として、林地保全上、重要なクヌギの安定供給に向けた種子採取源の造成等を支援してまいります。

左側のページに戻っていただきまして、2の事業の概要(1)の予算額は816万2,000円であり、(2)の財源として、施設整備について国庫補助として300万円、クヌギ採取源造成に、森林環境税から120万5,000円を充当することとしております。

3の事業効果としまして、品種の明確な優良苗木の安定供給体制確立による本県林業のブランド化や、苗木の生産性向上及び生産者の育成が図られるものと考えております。

当初予算につきましては以上であります。

続きまして、常任委員会資料の33ページをお開きください。

IIの特別議案の議案第46号「林道事業執行に伴う市町村負担金徴収について」であります。

これは、林道事業の県営施行分について関係市町村に負担をお願いするもので、負担割合は、一番上の地方創生道整備推進交付金事業につい

ては、事業費の100分の10であります。

過疎法及び山村振興法の規定に基づいて県が行う林道の新設及び改築を除くため、対象となるのは、開設で3路線、舗装で2路線であります。

その下の、山のみち地域づくり交付金事業の負担割合は、事業費の100分の5であります。開設2路線が対象となります。

その下の、県単林道災害復旧事業については、事業費の100分の10であり、上記の路線について、県営で当該事業を実施する場合に適用されます。

対象となります市町村からは既に同意を得ておりますが、地方財政法第27条第2項の規定により、議会の議決に付すものであります。

森林経営課からは以上であります。

**○三重野山村・木材振興課長** それでは、山村・木材振興課から御説明をさせていただきます。

山村・木材振興課分の予算、歳出予算説明資料231ページからでございます。

当課の平成30年度当初予算額でございますが、左から2列目、当初予算額の欄にありますように、51億6,339万4,000円をお願いしてございます。

その内訳でございますが、一般会計で42億7,716万3,000円、特別会計で8億8,623万1,000円でございます。

それでは、主な事項について御説明させていただきます。233ページをお開きください。

中ほどの(事項)林業・木材産業構造改革事業費13億9,462万2,000円でございます。

主な事業について説明欄で御説明させていただきます。

4番目の林業経営構造対策事業費補助金8,477万5,000円でございます。こちらにつきましては、高性能林業機械の導入への支援、5番目の木材

産業構造改革事業費補助金11億3,022万7,000円では、木材加工流通施設等への支援を国に要望しておりまして、その見込み額を計上しているところでございます。

次の(事項)木材産業振興対策費21億8,761万4,000円であります。

次の234ページをお開きください。

こちらにつきましては、説明欄の1の木材産業振興対策資金8億7,000万円と、2番目の木材産業等高度化推進資金12億1,931万2,000円でございますが、こちらにつきましては、素材生産あるいは製材工場等の乾燥材生産などに必要な資金を融通するものでございます。

5番目のみやざきスギ次世代流通モデル構築事業5,704万7,000円でございますが、こちらにつきましては、需要者のニーズに的確に対応できる生産・流通体制の確立を図るとともに、森林認証材等の生産・供給あるいは循環型林業の確立を担う素材生産事業者の経営基盤強化というのを図るものでございます。

6番目の新規事業「東京オリパラレガシー活用事業」1,000万円につきましては、後ほど委員会資料で御説明させていただきます。

その下に行っていただきまして、(事項)木製材品普及促進費562万5,000円であります。

この事業では、みやざきスギを活用しました住宅の魅力を理解してもらおうセミナーを開催するとともに、産直住宅を手がける団体や工務店などの支援を行うものでございます。

次の(事項)木材需要拡大推進対策費4,885万7,000円であります。

説明欄の1の改善事業「県産材出荷拡大プロモーション強化事業」725万5,000円では、大都市圏の建材メーカー等に向けたプロモーション活動に加えまして、内装や家具など新たな需要

の掘り起こし、あるいは木材生産を支える産業や、そこに携わる人々も含めた産地としての魅力のPRを図るとともに、低コストで効率的な輸送システムの構築に向けた実証調査を行うものでございます。

4の改善事業「県産材輸出拡大促進事業」1,305万6,000円につきましては、後ほど、先ほどのオリパラレガシー活用事業とあわせまして、みやざきスギ活用推進室から御説明をさせていただきます。

次の(事項)木材利用技術センター運営事業費8,813万5,000円でございます。

これは、同センターの維持管理や試験研究などに要する経費でございます。

続きまして、235ページをごらんください。

一番上の(事項)森林組合育成指導費3億681万円でございます。

説明欄の3の広域森林組合経営合理化促進事業3億円につきましては、森林組合が行います植栽等の森林整備あるいは原木の出荷に必要な資金を、市中銀行を通じて貸し付けるものでございます。

次の(事項)林業担い手総合対策基金事業費1億8,386万5,000円であります。

説明欄の3の改善事業「日本のひなた林業みやざき担い手確保対策事業」603万7,000円につきましては、先ほど森林経営課より説明のありました委員会資料の23ページの③の事業でございますので、説明のほうは省略させていただきます。

次に、説明欄の5の就労環境対策事業1億224万4,000円では、事業主が負担する社会保険等の掛け金助成や、福利厚生施設の導入等の支援を行うものでございます。

6の改善事業「中核認定林業事業体循環型林

業推進事業」1,950万円でございます。

こちらにつきましては、一定量の素材生産を維持しながらも再生林に取り組む林業事業体を新たに「中核認定林業事業体」として認定しまして、生産性向上等のための資格取得や労働強度軽減のための器具の導入のほか、再生林を推進するための技術研修や、所有者に対する働きかけ等の活動を支援するものでございます。

次の(事項)しいたけ等特用林産物振興対策事業費5,652万9,000円であります。

説明欄の1の改善事業「ひなたの乾しいたけ販路拡大・PR事業」646万8,000円では、県産干しシイタケの消費拡大を図るため、県内外における販売促進活動を実施するほか、海外輸出や有機JAS取得等に向けた取り組みを支援するものでございます。

2の改善事業「特用林産物等資源活用推進事業」163万2,000円でございます。

こちらにつきましては、県産備長炭の生産技術向上や、原木の安定供給に向けた取り組みを支援するとともに、竹や山菜など地域資源を活用した商品づくり・販路開拓の取り組みを支援するものでございます。

3の改善事業「山の宝を活用した所得向上支援事業」400万円では、山村地域に埋もれております特用林産物等の山の宝を発掘しまして、効果的に活用することで、山村地域の所得向上と活性化を図るものでございます。

続きまして、237ページをお開きください。

林業改善資金特別会計でございます。

これは、議案第8号で提出している特別会計予算でございますが、説明はこちらで行わせていただきます。

(事項) 林業・木材産業改善資金対策費8億8,623万1,000円であります。

これは、経営の改善や新たな生産方式を導入するための施設整備等に対し、無利子の中・短期の資金貸し付けに要する経費でございます。

私からの説明は以上でございます。

○日高みやぎスギ活用推進室長 それでは、私からは、山村・木材振興課の新規・重点事業について御説明いたします。

常任委員会資料の27ページをお開きください。

新規事業「東京オリパラレガシー活用事業」であります。

1の事業の目的・背景にありますように、将来、人口減少に伴う住宅着工戸数の減少が想定されており、新たに非住宅分野や、特に都市部において、これまで木材が使われてこなかった分野での需要開拓が、今後、県産材の利用拡大を図る上で、大きな課題となっております。

このような中、世界が注目する2020年東京オリンピック・パラリンピックの選手村に併設されますビレッジプラザは、選手が利用する店舗やメディアセンターなどが設置され、各国選手団の入村式も行われるなど、メディアを通して世界の人の目に触れる施設でございます。

また、この施設は、日本の伝統・文化を発信するため国産材が使用され、その調達に当たっては、昨年、全国の自治体に対して木材提供が募集され、提供先として本県も選定されたところであります。

本県としましては、これを絶好の機会と捉え、県産材を積極的にPRするとともに、大会終了後は遺産——レガシーとして活用するなど、この取り組みを通じまして、県産材のさらなる需要拡大につなげていきたいと考えております。

2の事業の概要であります。予算額は1,000万円をお願いしております。

(5)の事業内容であります。右のページ

をごらんください。

まず、事業スキームでございますが、①の平成30年度に、本県が提供する100m<sup>3</sup>の部材の製造を行いますとともに、レガシー活用を検討するための庁内会議を、仮称でございますが、開催することとしており、予算額1,000万円は、提供します部材の製造費に係る経費でございます。

②の平成31年度に、選手村ビレッジプラザへの材料運搬、③の平成32年度に、大会終了後、部材を本県へ持ち帰り、④の平成33年度に、レガシーとしての活用を図るスキームとなっております。

また、事業年度の内容に応じ、既存事業等を活用しながら、県産材のPRイベント等も行っていきたいと考えております。

なお、オリパラレガシーの活用イメージとしまして、幾つか事例写真を掲載しておりますが、例えば2026年に予定されております宮崎国体関連施設などでの使用や、その他、県のシンボルとなる活用方法について、全庁的に広く検討していく予定でございます。

左のページにお戻りいただきまして、3の事業効果ですが、これらの取り組みによりまして、オリンピック・パラリンピックによる情報発信力を最大限に活用し、県産材の普及PR、需要拡大につなげてまいりたいと考えております。

次に、29ページをお開きください。

改善事業「県産材輸出拡大促進事業」であります。

現在、県では、韓国を中心として、建築技術と材料をパッケージにした「材工一体」による木材製品の輸出を進めており、これまで韓国でのセミナーや、本県での研修を開催してきた結果、平成28年度は30棟の木造住宅が建設されるなど、一定の効果があらわれてきているところ

であります。

しかし、これまでの取り組みで、県産材を活用して住宅建築を行っている現地企業へのヒアリングなどから、設計や施工に時間を要したり、さらなるニーズはあっても、多くの受注数を確保できないなどの課題が浮き彫りになってきているところでございます。

このようなことから、1の事業の目的・背景にありますように、本事業において、これまでのセミナー等の普及活動に加え、新たにフォローアップ対策として、県産材を用いて住宅を建設する海外の工務店や県内企業に対して、設計・施工における技術力向上の支援を行うこととしています。

さらに、この材工一体の取り組みを、韓国に続き台湾でも取り組むほか、東アジア諸国の木材市場の拡大のためのニーズ調査等を行うこととしております。

2の事業の概要でございますが、予算額は1,305万6,000円をお願いしております。

(5)の事業内容でございますが、右のページをごらんください。

①の「材工一体」普及促進事業では、これまでの木造軸組工法やプレカット技術の普及・促進を継続して行うものでございます。この取り組みは、今後、韓国に続き台湾においても、入門セミナーや本県での研修を開催いたします。

②のフォローアップ事業が今回新たな取り組みでございますが、三角形の図は材工一体の取り組み手法を示したもので、下から上に行くにつれて、輸出に向けて、より具体的な対策となっております。

まず、一番下の調査から、中ほどのセミナーや研修等による普及活動、そして一番上が具体的に県産材を活用した住宅づくりを行っている

海外及び県内企業へのフォローアップの支援内容を示しております。

フォローアップでは、材工一体の取り組みが先行している韓国の取り組みに対して行いますが、右の写真にありますように、設計図や製図などをプレカットできるようにコンピューターに入力するCAD入力ための個別指導、それから建て方の際に現地指導を行う取り組みに対して技術者派遣などの支援を行うものでございます。

こうした取り組みにより、韓国企業がより早く設計、部材の発注を行い、着工数をより多くしていくことが狙いでございます。

次に、③のトライアル推進事業ですが、現在の原木輸出は、工事用型枠や、こん包材などの安価な産業用資材向けが中心となっていますことから、今後は、住宅の内装材などの、より付加価値の高い木材製品向けの原木、とりわけ国内でその利用拡大が課題となっていますA材と呼ばれる良質材や大径材などの輸出拡大を図るための商談会、優良企業の招聘などの取り組みに対して支援を行うものであります。

再び左のページにお戻りいただきまして、3の事業効果でございますが、これらの取り組みによりまして、海外市場における軸組工法の建築技術の向上などによる着工棟数の増加や、安価な産業資材向けの原木輸出から、より付加価値の高い木材製品向けの原木輸出への転換を進め、県内木材加工産業の活性化、山元への利益還元等に寄与していきたいと考えております。

私からの説明は以上でございます。

**○後藤委員長** 以上で、議案に関する説明が終了いたしました。

委員の皆様の質疑をお願いいたします。

**○高橋委員** 219ページの野生サル生息等調査事

業。これは新規となっているけれど、何か特別な意味があるのでしょうか。とっくに調査していると思っているから。

**○廣津自然環境課長** 野生猿の生息状況調査につきましては、平成27年度まで事業として実施してきておりました。それを踏まえて特定鳥獣管理計画というのをつくっていたわけですが、その期間がまた来るということで、30年度から3カ年かけて野生猿の生息調査を、県内を県中、県南、県北、3ブロックに分けて、3カ年かけて調査していくということで考えています。

**○高橋委員** しょっちゅうやっているわけじゃないですもんね。また区切って、新たにまた調査するということですね。

227ページの新規事業で、夏の林業現場働き方改革で実証事業されるということですが、271万でどんな実証事業をされるのでしょうか。

**○甲斐森林経営課長** これは、5通りの下刈りの実証ということで。特に夏場の下刈りの作業が過酷であるというようなこともございまして、労働確保の面からも、下刈りの方法としまして、現在、現場のほうは、全刈りでやっております。

それを一つの方法としましては、坪刈りという形で、その植栽したところだけを刈っていく方法。それから、横の列のところを刈っていく筋刈りというんですが、そういう筋刈り。それと、現在、夏場の一番暑い時期にやっておりますので、それを時期をずらしまして、9月以降、秋場から冬場にかけての下刈りの実証。それから、ツリーシェルターということで、要は上からすぽっとシェルターというのを入れまして、ずっとその間は下刈りをしないという施業のやり方がございます。それと、もう1点は、早生樹という、センダンとか、そういう太りのいい

木をある地域のところに植えまして、それで試験的に早く育てて、下刈りを早く上げるというような5つの方法を現地のほうで実証していくと。

大体面積的には0.5ぐらいから0.3ぐらいの一つのプロットを県北、県央、県南ということで設置しまして、それを実証していくということで考えております。

それで、その検証も含めての予算として、この270万ほどの予算ということになっております。

**○高橋委員** 専門的な分はちょっとわかりづらかったんですけど、時期をずらすというのは聞いたことがありますね。坪刈りとか筋刈りでは、現状うまく下刈りはできないんじゃないかなと思いましたがけれど、いろいろと、これは実証実験をされるということで、何が一番効果がいいのか、そこをまた確かめたいと思います。

林業技術センターに林業大学校を設置するんですよね。これは確認ですが、林業大学校は、林業技術センターの一角にあるという理解でいいんでしょうかね。

**○甲斐森林経営課長** 一つの教室等を活用していきます。それと、休憩室とか、そういう娯乐的なところも設けて。そして研修は、当センターにもあります試験的な研究の授業も、研修等に入っていくということで、施設としては、中にそういう学校を置くという形になります。

**○高橋委員** 林業大学校ができることによって、これまで林業技術センターが行っていた業務ですよね。私も隅々までよく把握していないから間違っているかもしれませんが、いわゆる林業大学校ができることによって、林業技術センターのこれまでの事業をほとんど網羅するといったことにはならんとですね。

**○甲斐森林経営課長** 林業技術センターには、今、試験研究機関としての動きもあります。それと、今回は林業大学校ということで、普及研修科というところに専属の職員を置いて、そして、そこで林業大学校として活動していくという形になっています。

**○高橋委員** 私は、229ページの林業技術センターの管理運営費の説明を聞きながら、この管理運営費は、林業大学校と重なってくるから、どうなるのかなと思って、ちょっと疑問に感じたもんですから、聞いてみたんですけど。試験研究というのは、林業大学校とはまた別な事業として残る、そこも必要な事業なわけだから。わかりました。

**○井上委員** 林業大学校は林業技術センターを使うわけだから、このみやざき林業青年アカデミーとの関係はどうなるのかというのがちょっと。みやざき林業青年アカデミーというのはずっと続いていくと考えていいんですかね。座学もあそこでやるわけだから、その関連性というのはどうなっているのか。

**○甲斐森林経営課長** 林業青年アカデミーというのは、平成30年、来年度までということで一応閉めまして、林業大学校として、今度はその内容等を拡充して動いていくという形になります。

**○井上委員** 今回、予算額として上げている額は、30年で使い切っていくという考え方ですよね、林業アカデミーで。

それと、そこに研修で来られている方たちというのは、アカデミーはアカデミーで、30年で終わりなので、それで、打ち切りという言い方は変だけれども、それはそれで、もう全てを林業大学校で行こうというふうに理解していいということですね。

○甲斐森林経営課長 委員が言われたとおりでございまして、平成31年から新しく林業大学校ということで開講していきます。一応そういう機材等の開講準備等につきまして、そういうのも含めております。

○井上委員 ちょっと私の言い方が悪いかもしれないんだけど、林業アカデミーをずっと希望してこられた方と、林業大学校を今度は希望される方と、感覚というか、性質が違うというふうに理解していいと思うんですよ。

例えばこの林業アカデミーを利用してくださった方たちの、それはどんなふうにして引き継ぐのかなと思って。これはもう完全に引き継がないの。

○甲斐森林経営課長 研修の内容、カリキュラムとか、部分的に拡充するという形で、アカデミーの研修の内容等の実績を踏まえまして、それを林業大学校でもそういう拡充をしていくという形では、引き継いでいくという形にはなるはずですよ。

それと、ちょっと説明が不足しておりましたが、この新しい林業大学校では、短期課程、それから経営高度化課程とか、リーダー養成課程、それから公開講座ということで、総合的に研修を広げていくという形ですので、今まで林業アカデミーという一つの部類でございましたけれど、それを今回の林業大学校では、大きく拡大して総合的な研修機関としてやっていくということでございます。

○濱砂委員 17ページ、自然環境課の狩猟免許取得の促進事業。ちょっと後に関連してくるんですが、この市町村と連携して助成というのは、どういう助成をするんですか。

○廣津自然環境課長 まずは狩猟免許を受けるための手数料と、試験に合格した後に狩猟登録

される手数料、これが合わせて7,000円ぐらいかかります。その3分の2を市町村と県で補助すると。

あと、銃猟については、別に銃所持許可というのを取らないといけません。それに係る経費が、射撃の講習でありますとか、もろもろ合わせて7万4,000円ほどかかります。その3分の2ということで、市町村と県で合わせて4万9,000円を補助すると。

○濱砂委員 それで、もうちょっと教えてください。この(5)の事業内容、網猟、わな猟、第1種銃猟、2種銃猟。この1種、2種は何ですかね。

○廣津自然環境課長 1種がいわゆる火薬の装填銃です。2種が空気銃ということになります。

○濱砂委員 狩猟免許所持者の推移というのはずっと落ちてきているんですけども、高齢化していると。猟友会というのがあるんですが、猟友会の総会によく呼ばれていくんですよ。きのうも行ったんですが。非常に高齢化していると、後継者がいないというのが猟友会の共通の悩みの種なんですよ。

その中で、きのう、事務局長と話をしていたんですけども、その林業大学校ですね。ほとんど狩猟者の方は、半数以上が林業従事者あるいは建設業とか農業とかいう方たちなんですよ。その事務局長と話をしていましたら、林業大学ができるなら、狩猟免許、狩猟講習を一緒に含めてカリキュラムに入れていただけたらどうかというような話があったんですが。

もちろん警察も同席するんですけど、警察は非常に事故を心配するんですよ。十分な教育を受けた、いわゆる講習を受けた人なら大歓迎です、というような話なんですよ。

だから、非常に厳しいですから、若い人がだ

れでも取れるというわけではありませんので、こういったところのカリキュラムに入れていただけると。ちゃんとした認識、知識を持って狩猟免許を取っていくというのものなるほどなと思ったもんですから、ひとつ御検討ください。

○甲斐森林経営課長 今回のカリキュラムの中で考えておりますけれども、狩猟免許もこの中に資格取得という形で入れていきたいと。わな猟とか、そういう資格を、研修期間に資格として取っていくという形をとっていきたいと考えております。

○山下委員 関連ですが、今、狩猟税、どれぐらい取っているの。

○廣津自然環境課長 銃猟——鉄砲で猟をされる方は1万6,500円です。あと、わな猟が8,200円いただいています。

○山下委員 総額ではどれぐらいになりますかね。

○廣津自然環境課長 ちょっと調べたいと思いますので、お時間をいただきます。

○山下委員 この狩猟免許事業、884万1,000円なんですけど、これは県が狩猟税を徴収した中から、一つのこういう事業を組んでいるという理解でよかったですかね。

○廣津自然環境課長 狩猟税を活用して、鳥獣害対策も、狩猟者確保もやっているということです。

○山下委員 その税収の分は、各有害駆除等にもそれが使われていると思うんですが、猟をされる人たちが非常に税金が高いということの意見が上がってくるんですよね、狩猟のそういう団体と話をしている中で。その見直しとか、そういうことは考えたことないですかね。

○廣津自然環境課長 先ほどの狩猟税の税額ですけれども、2,600万ほどいただいております。

それと、狩猟税の扱いということですが、これは地方税法に定められている税金ということで、県の判断でどうということは難しいというふうに思っています。

ただ、鹿、イノシシによる被害が拡大しているということで、今、特例措置で、有害鳥獣捕獲班の皆さんが半額、あと認定鳥獣捕獲等事業者は免除というような制度になっています。これが30年度までですので、引き続きそういった制度が継続されるように、また国のほうには要望していきたいというふうに考えています。

○山下委員 それと、猟友会の皆さん方が言われるのは税が高いということ。これは今、国からの決まりだというお話だったんですが、それと銃の免許更新。これがやっぱり大変な、実射訓練とか、またその見直しをして福岡かどこかに行くと言うたですかね、かなり経費がかかるということで、なかなか継続というのは難しいという話も聞いたりするんですが、そこ辺の見解はどうお持ちですか、銃の更新。

○廣津自然環境課長 やはり、銃猟をされる方はかなり負担が重くなっているということで、銃猟をされる免許所持者の方は減ってきているという状況だろうと思います。

そういったことで、その減る状況を何とか食い止めたいということで、今回、免許を受けて合格されて、実際銃で猟をされるところまで、必要経費全部ではございませんけれど、その一部を支援して、何とか銃猟の方々を確保したいということで考えています。

○山下委員 毎年、銃の事故もあつたりするんで、警察の指導も厳しくなってくるというのが、やっぱりそれも銃を持っている方に圧迫にもなつたりしているんですよね。そこ辺のすみ分けをしっかりとやって、銃の猟に取り組みやす

いような環境に改善していかないといかんのかなという思いなんです。そこ辺も猟友会の皆さん方としっかりとスクラムを組んでいただくと、ありがたいと思っています。

ちょっと確認をさせてください。219ページの鳥獣保護費の6番で、野鳥における鳥インフルエンザ監視対策事業277万9,000円なんです、これはどこに委託している事業ですか。

**○廣津自然環境課長** 中身としては、渡り鳥の飛来状況と、あとは、ふん便——野鳥が出したふん、これにウイルスが含まれているんじゃないかという調査、その2つをやっています、野鳥の飛来調査については、日本野鳥の会の宮崎支部のほうにお願いして、やっております。ふん便については、県内の事業者さんをお願いして、採取をしていただいて、それを宮崎大学のほうに委託してウイルスがあるかどうかという確認をしていただいております。

**○山下委員** 猟友会の人と話をしている中で、ちょっと気になったことがあったんですが、農政サイドのほうで家畜保健所があるんですが、その獣医さん方が、例えば鳥インフルとか口蹄疫とか、それと伝染病であるオーエスキー病あたりですよ、それを結局猟友会の皆さん方をお願いして、例えばイノシシ関係とか、オーエスキーが入ってないとか、そういう調査も農政サイドから猟友会のほうにも頼んでいるみたいなんです。

例えば鳥インフルだって、猟友会の皆さん方が山を回っている中で、ことしも、全国何カ所かで死んだ鳥から鳥インフルが発見されたということで公表がされていましたが。鳥インフル等についてもですね、これは野鳥の飛来数を監視する事業の予算なんでしょう。何羽飛んできたよとか、どこどこの、池に何羽、今来てい

るよとか、そういうことの調査だろうと思うんですが。

もうちょっとこう、環境森林あたりが猟友会の窓口も持っておられるので、鳥獣被害対策ですよね、もうちょっとこう、農政サイドを持っている、そういう依頼先とか、そこ辺も環境森林のほうで何かやっぱり早期のそういう発症の状況とか、いつも山を渡り歩いたりしているわけですから、猟友会の皆さんは、その課題というのを一緒にやれるようなことを考えられんかな。

**○廣津自然環境課長** 219ページの(事項)鳥獣保護費のところの説明欄の1に、鳥獣保護管理費というのがございます。これで狩猟者でもあります鳥獣保護員の方をお願いしております。この方々については、鳥インフルエンザの流行期については、野鳥については重点的に監視してくださいよというようなことでお願いしております。

そのほかにも、狩猟される方は野山を駆け回られるわけで、そういった死亡した野鳥の死骸でもあれば通報していただくようなことは、今現在でもできるんじゃないかなというふうに思っております。

**○山下委員** ぜひ連携をとって、しっかりと監視体制をとってってください。

もう1点。その次の220ページなんです、新規事業の「みやぎきの自然公園」愛護活動推進事業。180万なんです、これもどこかに委託されるんですね。

**○大岩根自然公園室長** このみやぎきの自然公園につきましても、地域住民の方々が自然公園の園地について美化活動等をやられる場合に、それを支援するというので、委託ではなくて、直接支援を考えているところです。

○山下委員 どういう団体ですか。

○大岩根自然公園室長 団体としては、地域の自治会とか、公園の近くの集落の方とか、そういった方が団体を組まれて、計画を立てて振興局のほうに承認をもらおうと。その公園で例えば草花とかを植えたり、草刈りや、清掃をしたり、そういったものに対して、やっていくということを考えております。

○山下委員 確認させてください。追い上げ隊という団体がありますよね、自治会に。例えば猿が里におりてくるから、皆さんが、地域住民が一体となって、太鼓をたたいたり花火を鳴らしたりして、山に帰らせるという事業があったと思うんですが、それとは違うんですか。

○大岩根自然公園室長 任意の団体も考えておりまして、今言われた、そういった猿の追い払いとか、そういった方々が、公園の清掃とかをやるんだということであれば、それに対して支援はできるかと思います。

○山下委員 わかりました。

○来住委員 自然環境課で。216ページの下のほう、1,500万円の予算で流木の防止対策事業として出されているんですけども。去年は900万なんですけど、今回は1,500万ってふえてきていて、具体的に新たにこうやって約600万ぐらい予算を昨年より余計に組んでいるんですけど、そこをもう少しわかりやすく説明していただきたいと思うんですが。

○廣津自然環境課長 これを増額しました一つの要因としては、昨年7月の九州北部豪雨で流木被害がかなり出たということで、昨今の雨の異常な降り方というのを考えますと、どこでも起こり得るような状況じゃないかということで。溪流に出ているものもそうなんですけど、溪流近くにあって、次、大雨が降ったら流れ出す

ぞというような感じのところまで手を広げて、下流に出ていかないというような対策をとりたいということで、増額をしたところですよ。

○来住委員 わかりました。

それから、もう一つ、また話が鳥獣のところに戻るんですけど。一つは、県南地域の鹿侵入の対策が平成28年から始まっているんですけど、監視カメラを設置して、されていると思うんですが、現実に県南地域のほうに設置されたカメラの台数だとか、それから現に鹿は確認されているんだと思うんですけど、およそ何頭ぐらいいるとか、そういう生息もおよそ出されているんでしょうか。そこ辺、教えていただきたいと思うんですが。

○廣津自然環境課長 この事業は28年度から開始しているわけですけど。ちょうど鹿が入りかけている部分、日南市と串間市と三股町には鹿は生息していないということであったわけです。そこに目撃情報やらあるということで調査を開始して、国有林が結構広い区域を占めておりますので、国有林と共同してやっております。28年度につきましては、国のほうで50台ぐらい、県で16台、設置して監視しています。

昨年の状況ですと、日南市の宮崎寄り——北郷町といいますか、そこで4頭、三股町で1頭、今年度につきましては、三股町で2頭ということで、写真に写っておりますけれど、性別が判断できないところも幾つかあるんですけど、ほぼ雄ということですね。

雄は行動範囲が広くて、雌から離れて行動するというので、先に動き始めているという感じですよ。これが、雌が入って定着しているような感じになりますと、そこで繁殖の可能性も出てきますので、そういった状況があるんですけど、今のところは雄が出たり入ったりしてい

るというような状況かなというふうに思っています。

○来住委員 要望になるかもしれませんが、僕は都城なんですけれど、関之尾の滝というのがあります。その関之尾の滝の下流のほうの市道、市の道路の両サイドが、イノシシが来て大分壊しているんですよ。僕は知らなかったんですけど、何のしわざかと聞いたら、イノシシだと言うわけですよ。

委員会資料の説明資料の中の16ページで、鹿の個体は、捕獲していきますから、ある程度ずっと生息数が減る計画になっていますよね。僕はわからないんですけど、よくテレビで例の福島原発の避難地域のところで、まちの中をイノシシが闊歩しているとか、家の中にイノシシが住まいしているとかっていうのがありまして、今から中山間地なんかは特に人口、人間が減っていきます。それに比例して鹿とかイノシシがふえてくる。そうすると、どこかで鹿だとかイノシシの生息数が一定の数になると、爆発的にふえていくとか、何かそういうものがあるんだろうと思うんですけど。

そこから見たときに、この計画では生息がずっと減ることになっているんですけど、そういう点では、基本的な、長期的な計画はもちろん持っていらっしゃると思うんですけど、その辺なんかはどういうふうに理解しているのかなと。

いずれにしても、農村部において、中山間地において、農家の皆さんがどんどん離農していく、または畑や田んぼを耕さない、そうすると、当然、鹿やイノシシはどんどん、まち部のほうに入ってくるんですけど。

だから、単に捕獲するだけで終わるのかなというのがちょっと気になるんですけど、その

辺はどのように理解すればいいのかなというのがあるんですけど、何かお考えがありますか。

○廣津自然環境課長 16ページのほうに被害額の推移も載せております。捕獲数自体も、その左に載せていますけれど、やっぱり捕獲数がふえるに従って被害額も減っているということで、捕獲だけやったから被害が減ったということではないと思うんですけど、一定の成果はあるのかなと。

猟友会とかに聞いてみますと、特に鹿なんですけれど、最近、余り、昔みたいにとれなくなったというようなお話を聞いておりますので、狩猟される場所あたりの数が減っているのかなと。やっぱり捕獲を進めたことで数が減って、被害額の減につながっているのかなと思っています。

ただ、イノシシについては、いっぱい子供が産まれて、それが生存する確率というのが、栄養状況にもすごく左右されるということで、数の管理ができておりません。

鹿については、16ページの下のほうに計画が数で立てられるわけですけど、イノシシについては、その数の設定目標というのができておりません、今の私たちが持っている計画では、こういった鳥獣被害が大きく問題になる前の平成8年ごろの被害額がイノシシは5,000万ぐらいでしたので、その水準までは捕獲を強化していくということで考えているところです。

○井上委員 自然環境課で。先ほど来住委員からも出ましたけれど、この流木の関係のことで。私は台風のために加江田川を全部調査するんですけど、降り方によっては全然流木が出ないときもあるし、流木がひどく出るときもあるわけですよ。

この1,500万。予算が立ててあるんですけど、

これは流木が、その被害に強い森林づくりに要する経費ってなっているんだけど、対策としてはどういうことをしようとしていて1,500万ですか。前回よりは600万ぐらい上がっているということだったけれども、これ、どういう対策をとろうとしているんですか。

**○廣津自然環境課長** 2点ありまして、一つは、もう流れ出してきて溪流にたまっているもの、それについて、次の雨でまた下流のほうに流れていく心配がありますので、それを引き上げるというのが一つ。

もう1点は、溪流が荒廃して、岸が侵食されまして、もう次の雨で流されるぞというような状況のものもありますので、それは立っている状況ですけど、それについて伐採して撤去するという2つの方法を考えています。

**○井上委員** 私のところは宮土なんだけれど、宮崎土木が大体把握していて、そして、もう流れてしまったものはしょうがないから、それで、たまっていった、より一層氾濫するわけだけれど。これ、前段で流木を最初に認めたときに、すぐ引き上げたりするというのを、県内の川、1,500万でやれるんですか。

**○廣津自然環境課長** 現状で900万で、これまでやってきております。今回、1,500万に増額するわけですけど、最近、大きな災害が出てないというようなこともあって、大体、900万から1,000万ぐらいでカバーできている状況です。

あと、実際流れ出ているものとか、流れ出すようなものというのを、これで対処するわけですけど、それ以外に流木が発生した場合に、それを捕捉する効果のあるスリット式ダムというのがございます。そういったものも例えば加江田川の流域にも一つ計画しておりますし、あと、通常の治山ダムでも結局洪水の勢いがとま

るといって、治山ダムあたりに流れてきたものがひっかかっているという状況がありますので、そういった治山ダムについても、現地の状況を見て、必要なところには入れていこうということ考えております。

**○井上委員** 最近の雨の降り方は本当に違うんですよ。私は宮崎市が地元なので、それで台風が過ぎてすぐに現場に行くわけですけどね、そのときに川全体、上流から下流までずっと行くわけですけど。この流木よっての被害のあり方というのは、すごいわけですよ。

だから、よく住民の方から言われるのは、最近、簡単に切られていると、伐採されているというような状況があるので、それで余計に流れてきているものについての御批判は強いわけだけれど。だから、ここを本当に強化しないと、災害はもっとふえるという可能性はあると思う。それと、既成の建物、例えば橋梁から何からそうだけれど、非常にそれに与える損害というのは大きいということなんですよ。

だから、ここはそんなに簡単な話なのかどうかというのは、もう1回ちょっと議論してもらいたいと思いますね。現実に現場を見られたらわかるんだけど、私たちは現場を歩くから、余計にそれに対してこんなものでいいのかなと、つくづく思いますかね。

だから、土木事務所は、災害の状況のときに一緒に私なんかと回っているわけだから、現実に土木事務所というのは把握していると思うんですよ、どのくらい流れてきているとか、どういう川がどんなだというのは。そういう資料とかはとられたことがあるんですかね、現実に。

**○廣津自然環境課長** 県土整備部のほうとも連携をとりながらということで、そういった緊急性のあるところ、県土整備部と協議しまして、

この事業で29年度、撤去した事案もございます。

**○井上委員** 私、住民の方に必ず申し上げるのね。川の一部を見て、自分ところの水が出たところだけを見ないで、1回、山のほうを見てから判断してくださいというふうに申し上げるのね。山がどういう状況になっているかというのを常に住民の皆さんは監視しつつ、それによって例えば地域支援センターであったり、その行政であったりというところに要望書を出すときは、そのことも含めて要望を出しなさいというふうに言っているわけですよ。

だから、現実に、何年も歩いている者からすると、ここが一番疑問なんですよ。ここがいつも疑問。でも、その対策というのはとられているという感覚が私なんかはないので、現実に山の木を切った、それと例えば倒木になって流れたというのが、じゃ、どんなふうな状況になっているかというのがなかなか把握されてない。それにちょっと疑問を持つんですけれどね。ここはしっかりもっと見てもらわないと、ただ単に川を、河床を上げたりとかってするだけで災害がとまるかという、そんなことはないと思うんですよ。

今、湛水防除も含めてですけど、一生懸命、対策をとっているんで、できるだけ水没しないように、農地が農地として活用できるように、維持できるように今やっているところなんですけれどね。この流木はどうしても、川の一つ一つからすると、厳しい。だから、これはちゃんと調査する必要というのがあるんじゃないかなと思うんですよ、それぞれの河川においてということですけど。

だから、ちょっとこれは調べていただくとい、今後ね。だから、この予算が上がることを非常に期待しているんですけど、なかなか上が

らないね。だから、どこが自分たちの管轄だと思っているのかがよくわかってないというところが、私にもあるんですけれどね。これはちょっと調べてもらえるといいけれど、どうなんですか。

**○廣津自然環境課長** 今、委員がおっしゃったようなことがあるということで、きっかけとしては九州北部豪雨の際の流木災害なんですけれど、これまでの予算をふやして対応したいということで30年度はお願いしているところですけど。またそういった地域の状況を踏まえて、もっと必要ということであれば、予算確保については検討したいと思います。

それと、この流木対策というのは、私たちは山のほうを担当しているわけですけど、ずっと下流まで影響が及ぶということで、環境森林部だけじゃなくて、県土整備部は河川砂防の担当がございますので、そこもしっかり連携しながら対策をとっていききたい。直接の流木に係るものはこの事業なんですけれど、先ほど申しましたように、山から出さないということで治山事業もございまして、間伐をやって根の張りをしっかりした山にして、流れ出さないようにすると、そういったいろんな対策を含めて、流木が発生しづらい山づくり、それに備える対策を県土整備部とも連携しながらやっていきたいというふうに思っております。

**○高橋委員** この件で確認します。いわゆる溪流というのは県内にいっぱいあるんですけども、対象は県内の溪流全てですよ。

**○廣津自然環境課長** はい、県内全部です。

**○高橋委員** それで、1,500万だから、それは全てできないですよ。だから、さっきおっしゃったように、優先順位をつけてやられると思うんですよ。例えば人家があつて被害が想定される

溪流を優先的に調査をして、やっていく。もし仮に調査をしていく段階で、放置された木があったときには、それは搬出でしょう。どこか邪魔にならんとところに置くということにはならないでしょう。多分、搬出しないと意味がないからですね。それは手作業というか、人の手がかかり要るから、やっぱり1,500万の予算じゃ。これはまた限りなく必要な事業なのかなと思って聞いてみたんですが、そういう優先順位をしっかりとつけて、危険度の高いところからやっていかれるということですね。

**○廣津自然環境課長** その現場の状況によって、いろいろあろうかと思います。下流側にダムが、しっかりしたものがあるとか、そういった現場の状況を踏まえて、緊急性の高いところから順次やっていくというような考え方でございます。

**○濱砂委員** 235ページの森林組合育成指導事業費3億円。これは、利用している組合は何組合ぐらいあるんですか。

**○三重野山村・木材振興課長** 県内8組合、森林組合はございまして、その全てに適用しております。

**○濱砂委員** 利息は無利息ですか。

**○三重野山村・木材振興課長** こちら、まず森林整備事業——森林組合が森林整備をやるとき、そのお金を立てかえてやるための経費があるんですが、まず、こちらのその経費が1%。あとは木材の搬出の際の出荷の立てかえ金、これが1.55%という金利で動いてございます。

**○濱砂委員** これは昔から、こういう制度がありましたかね。

**○三重野山村・木材振興課長** かなり以前から森林組合の運転資金の補充ということで立てつけて、毎年その年度当初に貸し付けをして、年度が終わったら返してもらうというのを繰り返

しています。

**○濱砂委員** これは利息が1%ぐらいということなんですが、それから運営費も1.55%ぐらいですかね。それこそ政策金融公庫あたりの利息と比べてどうなんですか。先ほど、政策金融公庫の話だったら、0.3とかいう話でしたかね。特別融資だったら0.7ぐらいで政策金融公庫はあるはずなんですけれども。

**○三重野山村・木材振興課長** そのほかにも、組合向けの資金というのはございまして、同じように出荷調整だとかでやってございます。ものによっては、最終的には例えば森林組合の振興資金だとかであると、最終的には組合であったら2%だとか、そういう金利もございまして、メニューによって異なってくる。

ただ、余りに例えば公庫と比べて高いかというところ、そういうことではないというふうに考えています。

**○濱砂委員** 実際、森林組合の経営状況というのは今どうなんですか。

**○三重野山村・木材振興課長** 去年の森林組合の経営状況でいいますと、どの組合も赤字ということはないと。以前、実は平成23年、24年あたりは木材価格がかなり下がったことがあって、あのあたりだと、ちょっと赤字を出してしまったというところもあったんですが、どちらの組合についても、今のところ短期の経営的に赤字を出しているというところではございませんし、累積の欠損というところを抱えているところも、今のところ、ないという状況でございます。

**○濱砂委員** わかりました。

それから、委員会資料の30ページの県産材輸出拡大促進事業。これはざっくり、韓国に売り込むときの立米当たりの単価というのは、どのくらいなんですか。

**○日高みやぎきスギ活用推進室長** まず、韓国の場合ですが、原木でございましたら、杉の場合だと、中国、韓国でも似たようなものなんですけど、1万円前後でございます。ヒノキになりますと、1万5,000円ぐらいは超えるんじゃないかなと考えております。

それから、一般の製材品でございますと、国内で売られている分に輸送費が乗るということで、大体、一般の製材品——乾燥したのですが、5万円から6万円ということになります。

それから、今、この取り組みで進めています材工一体の取り組みでございますけれども、具体的に韓国のほうで住宅設計されたものに基づいてプレカットまでして送るという取り組みになりますと、立方当たり10万円超えるというような単価になっている状況でございます。

**○濱砂委員** 製材品になると、私ども素人でよくわからないんですが、丸太で1万円というんだったら、国内とほぼ変わらない。メリットがあるんですかね、丸太で輸出するという。

**○日高みやぎきスギ活用推進室長** 具体的には、中国、台湾にはB材の原木丸太が送られているところでございます。場合によってはC材ということで、ほとんど送ったB材、C材につきましては、先ほど説明しましたように、こん包材だとか工事用型枠というような産業用資材で扱っております。

そういったことでございますので、例えばB材で、若干の良質材であれば、県内の集成材、ラミナの原料、それからC材ということになりますと、一部バイオマス等も含めて、国内の集成材だとか、バイオマスだとか、そういったものと競合する形になりますので、その時々々の為替の状況によって有利なほうに出すということになります。ここ一、二年、円安の方向に向かっ

ておりますので、輸出するほうが若干利幅があるというようなことで、現在、輸出のほうに丸太は割と好調に行っているという状況でございます。

**○濱砂委員** 国内で消費するよりも、国外で、例えば中国、韓国で消費したほうが生産者にとっては有利だということですね。販売には、いわゆる輸送料もかかるわけですから、トータルしたときに、これで本当に山元にとっては有利なのかという気がするものですからね、それはどんなですか。

**○日高みやぎきスギ活用推進室長** もちろん、原木をわざわざ県内で消費せずに港まで持って行ってということになりますと、特にB材だとかC材とかがこれまで非常にだぶついていた時期によっては、森林所有者にとってもメリットがあったということでございますし、現在、中国のほうの原木の需要が大幅に世界から集めているというようなことでございますので、そこらあたり、山元にメリットがあるかどうかということにつきましては、やっぱり価格次第ということになります。原木の価格が非常に高くなれば、メリットがあるんじゃないかなと思いますし、損をしてまで輸出するという状況にはないということで認識しております。

**○濱砂委員** そこなんです。損してまで輸出する必要はないんじゃないかというのが1点あるものですからね、十分、山元に利益が出るような対策をやっていただきたいと思います。よろしくお願いします。

**○日高副委員長** 30戸ほど、今、実績があるということで、すごくいいことだと思うんですね、取り組みをしながら、どんどんふえていっている。

しかしながら、九州管内を見ますと、八代港

がかなり力を入れて、これをやっておると。なぜかといいますと、地理的条件がいいと。海上輸送運賃が、こちらから出すのと八代から出すのとは大分違うと。そういった中で、値段も大分変わってくるというところがあります。

今、八代港と宮崎県を比べた中では、どういったことなのか、また熊本もそういった取り組みをしているのか、調べている範囲で教えてください。

**○日高みやざきスギ活用推進室長** まず、熊本の八代港との関連でございますけれども、原木の輸出については、全国の約8割近くが九州の港から出ているというようなことでございまして、全国の30%が志布志港で占めております。それから、主なところでは熊本の八代港、それから本県でいえば細島港ということで、全部ベストテンに入っております。

そういうことで、特に一番量が多い志布志港につきましては、鹿児島、宮崎、熊本、この3県が主に志布志港を利用しております、八代港につきましては熊本県が主に利用しているというような状況でございます。

いずれも九州の志布志、八代からということになりますと、コストはさほど、中国、韓国に送るまでのコストはかからないというふうに考えておりますけれども、ただ税関の関係だとか対応状況によりますと、志布志が非常に規模が大きいということで、志布志を利用する割合がふえているという状況でございます。

**○日高副委員長** 熊本県、大分県、県議会の期成同盟会も含めた方に聞くと、志布志よりかは八代を今力を入れているよと、こちらから、宮崎から出すよりも当然、運賃が違うんだと。

やはり熊本の港は、八代は、どちらかというところ、アジアを向いていると。細島港でも油津港

でも本州を向いている。当然ぐるっと回らにゃいかん。例えば安いものを、原木で運ぶと、コンテナ一つ運んでも安いんですね。運賃が物すごい左右されるんですね、実際にいえば。それで量を運ぶときには大きな違いがある。この辺ちょっと調べてみると、ひとつ、わかるかなというふうな気がしておりますので、その辺また調査してもらえればと。

**○三重野山村・木材振興課長** 先ほど、濱砂委員から金利のお問い合わせがありまして、ちょっとふわふわとしたお答えをしてしまいまして、申しわけございませんでした。

森林組合向けの先ほどの3億のほうは短期運転資金ということで、そういった利率で1%、1.55%ということでやらせていただいております。

政策金融公庫につきましては、個別の事業メニューで、例えば造林、育林に使うとか、機械を購入するだとか、そういったメニューによって、かなりばらつきがありまして、一番安い例えば造林の資金、土地を購入といったことであれば0.1%というものから、機械購入というものだったら1.25%ということで、メニューによって、かなり幅があると。

金利は確かに、大差ないにしても、政策金融公庫のほうの方が安くはなっているんですが、そこはやっぱり目的によって金利は若干異なっているという状況でございます。

**○濱砂委員** その件なんですけど、県からの貸し付け、これは転貸ですかね。銀行を通して貸すんですかね。

直貸で銀行から借りているというものもあるんでしょうかね。昔はよくあったんですけどね。

**○三重野山村・木材振興課長** 森林組合系統は、

大体メインバンクは農林中金という農協系統の大親分のところがお金を貸しているわけなんです。それ以外に、今は金利競争が非常に厳しくなっておりますので、民間金融機関のほうを、メインバンクにして運転資金を借りているというところもございます。

**○井上委員** 県産材の輸出拡大の促進で、韓国には林活で行かせていただいて、現実には状況を見させていただいたので、それは非常に期待もしているところなんですけれども、台湾の状況というのはどういうふうになっているんですか。

**○日高みやざきスギ活用推進室長** 韓国につきましては、日本の建築基準法に当たります法律が整備されておりまして、日本で作っている木造住宅もすぐつくることができるんです。

対しまして、台湾については、そういった木造住宅を建設する日本の建築基準法に当たる法律がまだ完全に整備されているという状況ではないので、日本のサイズの木造住宅をそのまま持って行って、つくことはできるんですが、一々、設計とか、そういったことについて承認をもらわないといけないということで、これは時間がかかるのかなとは考えているところでございます。

ただ、台湾のほうも古い伝統的な木造住宅、日本統治時代のものがかなり残っているところでございます。それから、地方でも、地域開発で木造住宅を建てていこうという機運もございます。加えまして、一昨年、地震が発生したというようなことで、日本の木造住宅に対する、耐震性能に対しても非常に関心が高いというようなことですので、韓国ほど、すぐすぐというわけではないんですが、将来的な需要拡大に向けて、そこは普及啓発活動して歩きたいというような状況でございます。

**○井上委員** わかりました。

235ページの森林の境界明確化推進事業のことです。ちょっとお尋ねしたいんですけど、これって、とても大切なんですよね。地籍調査というのがそんなに早い感じで進むわけではないので、この事業は、今どのように進んでいるのかということと、今後どう進めていこうとしているのか、それを教えてください。

**○三重野山村・木材振興課長** 委員が御指摘のとおりでございます。地籍調査まで行ってしまえば一番いいんですけども、なかなか、そこに至る前に、まず森林の境界だけでも、施業界だけでもわからせようということで、こちらの事業と、もう1つ、森林経営課で持っている事業で持っていまして、森林境界の明確化を、施業に必要な部分を確認していこうということにしています。

こちらにつきましては、例えば森林組合などから、年間700ヘクタールだったと思うんですが、それぐらいの規模の境界明確化をしたいという希望が上がってきておりまして、そちらについての費用を加えまして、事業を進めると。

事業をやる際に、境界確認したものについてはきちんとその図面を残すということにしておりますので、そういった成果をもちまして、先々の地籍調査などにも役立てたいと。例えば地籍調査だと、隣の人との立会というのがE工程と言うんですけども、その立会工程があって、それが実は一番大変な工程なんです。そこは境界のわかっている方で、まずは大ざっぱに境界を確認しましょうと、そういったことにして、まず施業界をはっきりさせるという事業で進んでおります。

**○井上委員** データをデータとしてきちんと残していくということがとても大事なので、せつ

かく予算をかけるとするなら、予算のかけた分がデータとしてきちんと残っていくというふうにしていくというのが必要だと思うんですよね。それをぜひ、やっていただいて、遅々たる歩みだというふうな思いもするかもしれないけれども、やっぱりやり続けていくことがとても大切なんじゃないかなと思いますので、それを丁寧にやっていただきたいんですけれど。

**○三重野山村・木材振興課長** 境界の関係は、御指摘のとおり、地元の要望してくるところによって、GPSによる簡易測量的なものから、もう少し細かな測量クラスのところまでというところが両方あるんですけれども、いずれも地元でどれぐらいの境界の図面を残したいということに応じて、お金をつけて事業を進めているところでございます。

最終的には成果品として座標と図面というのが上がってきますので、それはいずれわからなくなっても再現ができるものですから、そういった記録を残すことによって、先ほど委員がおっしゃられていた、最終的には境界の明確化、最終的には地籍というところにつなげていこうということにしています。

**○井上委員** 市町村の分収林でさえ、ぴしゃっとしていないところとかありますよね。現実に、写真を撮りに行ってみると、そういうところがすごくあるわけですよ。石とかに、宮崎市分収林とあって、ちゃんと書いてあるわけですが、それを見ていると、誤伐されたりしたのがそこじゃないかという感じになっているわけですよ。

だから、市町村のあれは、まずはもうきちんと明確に市町村が持っていないといけないわけだから、そのデータは先に入れ込んでおくということがないといけないと思うんですよね。だ

から、そういう点も含めて、市町村にもきちんとそのことをおろしといていただきたいと思うんですけれど。

**○三重野山村・木材振興課長** でき上がった成果というのは、森林計画図だとかにも反映されていくことになっていきますので、おのずとその森林、市町村にもそこは伝わっていくというのが一つあります。

また、いずれにしろ、受ける事業体のほうから市町村のほうにはしっかり成果を戻すようにして、お互いに境界の明確化というのが進むように進めていきたいと思えます。

**○井上委員** 続けて、同じページなんですけれど、就労環境対策事業費というのは、これは結構大きな事業費なんですけど、この事業費は、大体事業の中身というか、これが年代を追ってずっと続いているわけだけれど、これは実際、山で働いている方たちの労働環境を含めて、そういうような状況とリンクしているのかどうか、そこはどうなんですか。

**○三重野山村・木材振興課長** こちらの事業、中身は、実は認定林業事業体になるんですが、勤められている方の雇用保険だとか、労災だとか、社会保険だとかのお金を一部助成をしているという経費でございませう。

かなり歴史的にも古い、平成8年ぐらいからやられている事業と認識しておりますが、こちらにつきましては、もともと山の作業をされる方というのは常雇じゃなくて、日雇いでやられている。そこに何とか経費をつけるということで、後押しをしてきている経費でございまして、全てもうまくいったということではないにしても、やはり半分ぐらいは常雇になってはきているので、細々とですが、常雇化ということでは効果は出てきているというふうに考えています。

○井上委員 わかりました。

先ほどの、私がちょっともったいないと思っているのは、林業アカデミーの人たちは現実にお金を出していただいて、給与というか、そういう月額給付額もあって、ある程度のスキルとこの持っているわけですよ。その方たちが毎年何人かはいらっしやると。その方たちをどう集約していくのかということが大切だと思っているわけですよ。それは、決して林業大学校の中では集約できないんですよ、その方たちを。林業大学校という形では集約できないんですよ。

だから、30年で終わるといえるのはよく理解するんだけど、そのスキルを持った方たちを例えば最初から林業事業体のところに就労させるということがメインだったわけだけでも、実際その方たちをどう今後。例えば担い手というところで、予算額を確保しながら優良な林業に従事する労働力にしていこうとしているわけだから、その方たちをどんなふうにして固めてというかね、そういうふうにして、お金をかけた分、きちんとそこに、ちゃんと山で就労していただけるような状況に、せつかくのその方たちです。

林業技術習得研修事業とあって、安全で効率的に伐採できる技術者を養成とあってなっているわけよ。だから、本当はその人たちが何人かは出てくるということやわ。出てきているはずなのよね。10人って募集しても、5人だったとかってということとかもあるけれども、実際、山のところで林業アカデミーの方たちもお会いしたけれども、一生懸命やってこられてきたのは事実なので、やっぱりその方たちも担い手だと思うのね。その担い手の人たちをどう、どこにつなぐのか。

だから、皆さんが書かれたこの当初予算案の概要の中で、その方たちをどこでどんなふうにつないで。全てを林業大学校でつなごうなんて、それは無理な話で、それはちょっと違うんじゃないかというふうに思うわけよね。だから、ちゃんとその方たちの担い手の後を追わないと、せつかくの人たちを追わないと、それはだめなんじゃないのかなって、ちょっと思うんだけど。

だから、いかにキャリアアップして、その担い手として林業でしっかりとそこに定着させるのか、それはどこでつなぐのかっていうのをさっき聞いたかったわけよ。ただ、私の言い方も悪くて、かみ合った答弁をいただいてないんだけど、それはどういうこと、どこなんですかね。

○甲斐森林経営課長 委員が御指摘のとおりだと思います。やはりこの林業大学校、アカデミーを卒業されて、現在、林業事業体とか、または経営者としてやっておられる人もいますし、その人たちにおきましては、県としましても、5年間どういう就業をされているのかということで、今、就業報告というのをもらっております。ある程度の期間で、どういう作業をされているのかという連絡をもらって、こちらからもそういう生徒さんには声をかけて。現在も、講義が終わって3年前から就業された方、そういう人たちとも連携はとっているところなんです。

実際、言われましたとおり、将来的には幹部なり、そういうふうになれる人材を一部、その段階では養成しておりますけれど、まだまだ経験が必要ということから、この林業大学校の中でも、短期課程の中でも高度な技術を持つような、もう一つ上ランクの技術習得ができます。

それから、経営高度化課程というのがございまして、要は経営者の話を聞いて、自分として

は将来こういうふうな発想で、今後、木材を、林業界を引っ張っていくというような形もありますし、リーダー養成等ございますので、そこでまた学び直しというような形もとりながら、1ランク1ランク上がっていただくという形で人材の育成を継続してやっていきたいという考えを持って。今回こういう長期もありますし、短期の中にそういう課程を設けて、少しでもそういうもう一つスキルアップ、キャリアアップできるような人材を育成したいという考えを持っております。

**○井上委員** だから、林業大学校をあそこにつくるとするならば、やっぱり徹底的にあそのあれを使いまくらないといけない。林業技術センターだけじゃなく、この前も言いましたように、県のいろんな施設、それは全部使いこなして、その方たちともリンクさせて、そして、やっぱりステータスをどんどんつけてあげないといけないと思うんですよ。

だから、すごくいい事業をいっぱいやっていくけれど、それがきちんとリンクするかどうか、そして、それがフィットするかどうかというのをちゃんと確認しないといけないんじゃないかなと思うんですよ。その検証ができないと、せっかく使った予算が全然生きないなと思って。それで、何か事業をして、そこでぶちっと切ってしまうと、それはちょっとやめてくださいよという話になるんじゃないのかなと思うんですよ。

だから、何かこういう意味でいうと、せっかく、林業イノベーションの加速化事業というところまで皆さんは考えておられるわけだから、そこまで考えているとするならば、やっぱりその人材とはどうなのかということ、宮崎で育てた人をどう活用するのかということが頭にないと、

何かちょっと育てているときにぶちぶち切ってしまうと、手放されたような感覚になるんじゃないのかなという思いはしますね。

だから、常にアクセスするというのと常にその人たちに期待をするということは、とても大事なんじゃないかなというふうに思うわけです。ぜひ続けて、その担い手だと認定した以上は、担い手として頑張ってもらえるように、ちょっと努力をお願いしたいなど。予算はそのためにあるので、そうやって使ってほしいなと思います。

**○日高副委員長** この間の補正予算では、この青年アカデミーの研修事業は減額補正をやったです。これ10人予定していたが、5人と。ことしは何人ですか。

**○甲斐森林経営課長** 30年のものは、30年度にまたあるんですが、それは今現在、1次募集、2次募集をやっておりまして、8名でございます。一応定員は10名ということで応募しておりましたけれど、現在8名ということでございます。

**○日高副委員長** 10名になるように頑張ってください。

それと、この林業大学校に移行した場合ですが、これもこの間の補正予算の質疑であったんですが、若い子はちょっとまちに近いほうが定着しやすいという話があったんですけど、宿泊というか、住居ですよ。美郷にできると、手前に日向市がありますよね。これは要望なんですけれど、市営住宅あたりをちょっと話をして借りて、住宅補助して、いろいろとそういった入郷圏域でやれるような、若い子がそこにいくような林業大学校にしてもらいたいなと思います。要望で。

**○後藤委員長** ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長 それでは、以上で自然環境課、森林経営課、山村・木材振興課の議案の審査を終了いたします。

総括質疑の準備のため、再開を3時10分とし、暫時休憩いたします。

午後3時0分休憩

---

午後3時9分再開

○後藤委員長 委員会を再開いたします。

各課の説明及び質疑が全て終了いたしました。これから総括質疑を行います。

環境森林部全般について質疑はありませんか。

○高橋委員 一つだけ。再生可能エネルギーづくりの関係で午前中も申し上げましたけれど、導入可能性調査をやられているんです。群馬県の例を言いましたけれど——県内に堰堤がどのくらいあるかわかりませんが、その数を調査した上で、何十か絞って、そこから調査をしているわけですよ、立地とか、そういったところを。だから、そういったところの調査を本県もやるべきじゃないかなと。再生可能エネルギーの需要は、それなりに伸びてきていると思う。太陽光、あとバイオマス。大型のバイオマスなんかもかなりつくられましたから。

ただ、太陽光は、午前中もありましたように、もうこれ以上はないということだと思いますから、宮崎県は、企業局でいうと、電気事業は全国で3位だったと思うんですけど、いわゆる水にも恵まれている、そういったところを活用して事業をやったらどうかと。地域振興にもつながるんですよね。先ほど言いましたけれど、立地可能であるのであれば、採算ペイができるのであれば、民間事業者が来てくれるんですよ。公費は要りませんわ。20年たったら、それはも

う市町村に寄附しますということなんですよ。地域振興で、その内水面の組合は潤っているんですよ、いろいろお金をもらったりして。

そういったところの調査を本県としてもしっかりやっていくべきじゃないかなということを申し上げたいと思います。

○大西環境森林課長 ありがとうございます。

本県では、先ほど、午前中御説明申し上げた新エネルギービジョンの中で、太陽光とバイオマス、それから小水力発電、この3つを重点的に取り組むべき新エネルギーということで力点を置いて進めてきているわけですが、太陽光とバイオマスについては、もう既に当初の目標値を大きく超えて達成をしているという中で、小水力発電については、率だけ申し上げますと、平成28と平成34の目標年度を比べたとき、達成率が68%ということで、やはり御指摘のとおり、小水力にさらに力を入れていく必要がある状況でございます。

それで、宮崎県の場合には、特に県企業局において、市町村なりからの要望を受けて、県内の可能性のあるところの調査をされているというふうに伺っています。その中で、とりわけ有望なところについては、技術的な支援を企業局においてなされていると。それで、幾つかの小水力発電所が稼働に至っているというようなどころでもございますので、また引き続き我々としても企業局あるいは農政水産部あたりと連携して取り組んでまいりたいと考えています。

○高橋委員 企業局のほうの小水力発電について調査を進めているということのお話だと思うんですけど、再生エネルギー行政の主役はおたくですよ。だから、そういう意味では、お金は持ってないかもしれませんが、企業局とうまく連携をして、この小水力発電事業につ

いては、しっかり取り組む決意はいただきたい  
なと思います。

**○大西環境森林課長** 新エネルギーあるいは再生可能エネルギーについて、今後のビジョンというものをしっかり描いていく必要があると考えております。午前中の説明の中で少し申し上げましたけれども、来年度は再生可能エネルギーに関する計画、ビジョンなるものも、また庁内各部と連携をして策定をしていきたいと考えておりますので、今、高橋委員から御示唆のあったことについて、しっかり受けとめてまいりたいと思います。

**○井上委員** 本当に私は山が大好きで、山のことを丁寧にやり、業として、子供たちも含めて山に参画してくれるようになるといいなというのが私の願いでもあります。

それで、いつも注目しながら見ている事業の中に、中核認定林業事業体循環型林業推進事業というのがある。事業そのものはそういう名称なんですけれど、しっかりとこういうのをやり続ける、固めていくとかね、こういうのをつくり上げていくと。だから、担い手の人たちも含めて、そういう人たちとこう、山で暮らすことができる、生活できるということをちゃんとつくり上げていくということが大事なんじゃないかなと思うんですよ。

今の事業みたいなものをやはりみんなで、林業総体がそんなふうを考えながらやれるのかどうか、本当に中核としてやっていく事業体をつくり上げることができるかどうかというのは、これは物すごい課題だなと思うんですよ。

だから、課でいえば、一つの課が担っているんだけど、これは総体的に考えていく必要性というのがすごくあるのじゃないのかなと思うんですが、そのことについてはどう考えてお

られますか。

**○三重野山村・木材振興課長** こちらの事業は、林業一丁目一番地というか、林業の中心になっていくような事業体を育てていこうという事業でございまして。もともと、今までは素材生産をしっかり育てようということで生産量中心に伸ばしてきたんですが、今後いよいよ材も成長してきて、次の再造林というタイミングになってきますので、今後、再造林にもしっかり取り組んでもらえるような事業体をつくろうということで、大きく切りかえを行っていこうとしています。

委員がおっしゃられた、それだけでなく、山で暮らすってどういうことということなんです。例えば235ページの干しシイタケの事業であるとか、特用林産物の事業とか、山の宝の活用といった事業もございまして、また新しくできる林業大学のカリキュラムには、そういった林業本体だけでなく、山で暮らしていくための技術をどう身につけるかといったことも、入ってくることになると思います。もちろん林業だけでしっかり生きていく人から、炭だとかシイタケとかも含めてやっていくことで山で何とか仕事として回していけるということが出来る人材をしっかりつくっていく必要があるのかなと、そういったことをこういった事業を通じて応援していこうというふうに考えています。

**○井上委員** 先ほど室長から答えていただいたように、韓国だとか台湾だとか、ほかにもまだいっぱいあるかもしれないし、やっぱり中核があつてこそ、真ん中に座るものがあつてこそ、海外にも進出し、いろんな業として発信ができるような仕事をやっていかないといけないと思うんですよ。

だから、今後、私は台湾にも期待するし、韓

国は行かせてもらったので、台湾に行って、うちの木でつくっている家を見たいとやっぱり思いますし、だから果敢に挑戦すると言ったらあれなんですけれど、みんな何でも挑戦という感じで挑戦してもらえるといいなと。

だから、その入り口として林業大学校があったりすると、みんなもそこに入りやすいというか、子供たちもそこから出発して林業にきちんと足場を置けるのではないかなというふうに思うんですよね。部長、何かお考えがあったら。

**○川野環境森林部長** ありがとうございます。以前からお話がありましたけれど、出口のところですよ。結局、林業で、こういうふうな生活を立てて、いろんなことにチャレンジして、きちっともうけて展開している、林業が産業として生き生きとやっているという出口が見えるような形になって初めて、林業大学校に入って学んで、そこでやっていこうという、そういうイメージが湧いてくると思います。

だから、その林業大学校が入り口になって夢を持てる林業に従事していくというようなストーリーというか、イメージが湧くような形にしていかなきゃいけないので、林業大学校という一つのシンボリックな担い手の機関をつくるんですけれど、やはりその出口のところをしっかりと押さえていって、そこを同時進行といいますか、そこを押さえないと無理だと思っています。

きょう、いろいろ御意見いただいたことをきちっと踏まえて、林業がすばらしい産業になるように一つ一つ押さえて、チャレンジしていきたいと思っています。輸出も含めて成長産業になるように、しっかりと対策を進めていきたいというふうに考えております。また、いろいろ御助言、叱咤激励いただければと思っています。

30年度の予算はやはり喫緊の課題を重点に予算組みさせていただきました。予算規模としては例年どおりですけれども、喫緊の課題の担い手対策や、今、目の前に迫っている再生林対策、そして山地災害に関してどう対応していくかというような対策。そういったものに重点的に配分をしまして、大事な課題について、しっかりと取り組んでいきますので、その中で夢の持てる産業として林業を育成していくと。それを大きな命題として環境森林部一丸となってやっていきたいと思っています。

それには、やはり県土整備部や農政水産部や総合政策部、いろんな部局と連携しての施策の推進だと思いますので、横の連携をきっちりとりながらやっていきたいと思っています。よろしくお願いします。

**○山下委員** ちょっと教えてください。この205ページの新規事業なんですけど、水銀排出施設監視事業、これはどこか事業所に水銀排水濃度測定装置をつけるという、どういうことですか。

**○川井田環境管理課長** これは県の衛生環境研究所のほうで、そういう測定する機械を、工場といいますか、そのボイラーのところに持っていきまして、そこで測定をして、その排ガスを捕集しまして、それをまた持ち帰って、研究所で水銀濃度をはかると、そういった事業でございます。

**○山下委員** 県内企業はどこですか。

**○川井田環境管理課長** 県内は約40カ所の廃棄物焼却炉、それと一番大きいのが旭化成の火力発電——石炭を使っておりますので。そういう事業所になります。

**○山下委員** これは石炭と言われましたか。石炭から水銀が出るんですか。

**○川井田環境管理課長** もともと石炭の中には

微量に水銀等は含まれております。水銀もガス化しますので、要するにガス化した状態あるいは微粒子、粒子状になってくるものもありますけれども、燃やすことでガス化して出てきますので、それを排ガス吸引装置でとりまして測定するという事になっています。

**○山下委員** これはですよ、石炭は以前から使っていたと思うんですが、最近、国際基準か何かが決まってきて、この測定をしないとということで、新規事業ができたんですか。

**○川井田環境管理課長** 石炭そのものはほぼ変わっておりませんので、中の成分は、それほど大きくは変わらないと思いますけれども、先般、水俣条約——水俣は水銀の中毒、公害で起こったところですけども、そこの水俣にちなみまして水俣条約というのが策定されました。

それで、水銀の排出の濃度というものが、国際的にも規定をされて、そこで日本もこれに参加しまして、この30年度から基準が決まりましたので、その基準に適合しているか、いないかを測定するという事になっています。

**○来住委員** ちょっと確認させてください。議案第46号の林道の市町村の負担金の徴収ですけど、一つは地方創生整備推進交付金事業が100分の10、10%ですね。それから山のみち地域づくり交付金事業、これが5%でありますけれど。これは具体的に、合計どのくらいの金額になるんでしょうか。それから、下のほうの西米良村2路線となっておりますけれど、この5%は総額にしてどのくらいになるのかをちょっと教えていただきたいと思っておりますけれど。

**○甲斐森林経営課長** この事業費の100分の10ということで、10%ということをやっておりますので、あと残りは国と県が負担しまして、例えば1億であれば1,000万を市町村のほうから負担

をしていただくという形になります。

**○来住委員** そうすると、まだこの3路線は具体的に事業費の総額が決まってないから。総額が決まっていれば出ますよね、大体、おおよそ、10%なんかというのは出るわけですから。僕が聞いているのは、その10%、市町村が実際にどれほどの負担を出すことになるのかというのを聞いたかったんですけれど。

**○甲斐森林経営課長** 地方創生の整備推進交付金事業費につきましては、一応227ページにございますけれど、市町村の負担金につきましては2,200万ほどということでございます。

同じく、228ページの山のみち地域づくり交付金事業費。これにつきましてはの負担金につきましては、ちょうど中ほどのところがございますが、2,470万が市町村の負担ということで考えております。

**○来住委員** 勉強不足で申しわけございません。そうすると、下のほうの県単林道の災害復旧。これは災害があるか、ないかも、まだわからんわけですから、そうすると、一応毎年これはこの議会に、2月の議会に提案されることになるんでしょうか。

それから、もう一つ、上のほうの2つの事業も、単年度で全部終われば別ですけど、単年度で終わらない、何年かかかって事業が行われると。その場合も毎年毎年こうやって議案として出されることになるんでしょうか。その辺の扱い方をちょっと教えてください。

**○甲斐森林経営課長** これは県議会の承認が必要ですので、その前に市町村には同意をとっておりますが、毎年提案するという形になります。

**○瀆砂委員** 資料の請求です。委員長、お願いいたします。

先ほど説明いただきました浄化槽の指定区域

なんですが、これは振興山村地域、国が示しているこの地域と宮崎県の中山間地域がちょっと異なっているんですが、実際に使えるのはこの国の示した振興山村地域でしょうか。これ日高委員に出してもらったんですが、ちょっとちっちゃくて見にくいもんですから、これを資料として提出していただけませんか。対象になる地域ということで、この浄化槽のですね。

○川井田環境管理課長 対象地域を整理しまして、また提出いたします。

○日高副委員長 先ほど、みやぎきスギ活用推進室長にちょっと質問した件なんですけれど、県産材を港から運ぶんじゃなくて、熊本県の木材も、それとの競争という話です。熊本の材料を八代から出せば当然安く行くわけですね。

だから、やっぱり宮崎県は早目に付加価値をつけて、こちらから高い値段をつけて出すことが必要じゃないかというのが落としどころなので、その辺。そういうことなんですよ。

○日高みやぎきスギ活用推進室長 当然、八代港のことなんですけれど、熊本から行けば距離が近いということで、例えば宮崎が志布志まで持つていく、そのコストの差についての御指摘だっただと思いますけれども、いずれにしても、先ほど説明しましたように、原木であれば1万円代の輸出ということになりますけれども、プレカットして住宅部材として、もう建てられる部材でいけば、立方10万で行くというようなこととございます。

なるだけ、県内で生産されたものは、県内でよりお金を落とした上で付加価値の高いものを送るというような形にシフトしていきたいと思っておりますので、今後ともその方向で輸出に取り組んでいきたいと考えております。

○日高副委員長 熊本の先に行くようにしても

らいたいなというふうに思いますのでね、その辺をお願いしたいと思います。

先ほどの濱砂委員の資料請求の関係なんですけれど、この山村振興法で定められている中山間地と県が定める中山間地、過疎地域は、全然でなければならぬですね。

ただ、これは課長じゃなくて、部長にお伺いしたいんですけれど、中山間地対策というのは、県の重点施策になっているわけですよ。そこをやっていくのは、当然、先ほど言いました、県土整備とか農政水産、もっといえば総合政策。ところが、小手先のことをやっているんですね。やはり環境森林が各部を調整して、環境森林部が中心で中山間地対策に当たるというような、何といいますか、計画というよりも、覚悟というやつが必要かなと思うんですけれど。その辺は何を中山間地という定義で、どういう覚悟を持ってこの問題を進めていこうとしているのかをお伺いいたします。

○川野環境森林部長 今、委員がおっしゃいましたように、定義がいろいろ法律によってありますという、その定義の問題ではなくて、私たち環境森林部が山村振興とか、結局、中山間対策のメインになるんだという気概と意識を持って対策に当たるべきだという御質問だというふうに解釈してよろしいでしょうか。

実は私もかなり前、山村対策室というところ——前、林務部の中にそういう部署がありまして、そもそも山の仕事というか、林業行政がそういう山村振興とか山村対策をやるべきだということで、そういう組織がございました。その中でフォレストピア構想とか、国土保全奨励制度とか、そういったものも林務部のほうで担当していたという経緯がございます。

その後、組織の見直しの中で、いろんな部局

でそういった対策を打つように今なっております。総合窓口は中山間・地域対策課という総合政策部でございますが、やはり私たちのマインドとしては、山に住んでいる人たちがなりわいとしているのはやはり農林業なんだと。特に林業なんだというところをきちっと自覚する中で、私たちの森林・林業長期計画の中にも、大きく山村対策、山村地域の活性化というのを大きなメインの柱としておりますので、組織はそうなっておりますけれども、中山間対策、すなわち山村対策は環境森林部の仕事だと。そして各部と連携をとりながらリーダーシップをとっていききたいという覚悟で取り組んでいますし、これからも取り組んでいきたいというふうに考えております。

○日高副委員長 やっぱり中山間地対策というのが最重点課題であるわけですからね。ある一般質問で出ましたけれど、何年間の中でこれを成し遂げると。言ってみれば、中身は財政規律を破ってでも、私は山を守るんだというぐらいの気概がないと、この環境森林というのは成り立っていかないというふうに正直思っているんですよ。

これだけ、森林面積が90%になる、ほぼ中山間ですよ、山なんですよ。これは県政を動かすときに大変重要な課題だと思いますので、これはしっかりと、先ほど言いましたが、覚悟を持って、機構改革も当然含めながら、しっかりとこれをやるんだ、これを成し遂げてやるんだ、林業大学校をしっかりと成し遂げてやるんだと。「計画だけはありますが、これでどうにか頑張ります」じゃなくて、「もう任せてください。私たちがこれを全国で最先端の林業大学校にしますよ」という覚悟を含めて、やってもらいたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○後藤委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長 その他で何かありませんか。

○高橋委員 JAが1県1農協になる議論を始めていますよね。森林組合はそういう議論は今巻き起こってないんでしょうか。

○三重野山村・木材振興課長 森林組合のほうでは、まだそういった話は出てございません。

○高橋委員 過去、議論はなかったですかね。森林組合の合併はしてきましたよね。例えば日南、串間がしたわけで。そこからの議論は今したことがないということですね。

○福満環境森林部次長(技術担当) これは内部の系統の中で、ある県森連の会長になられたときに、全県1森林組合という構想を打ち出されたことはあります。ただ、それをもって県と一緒に議論をしたという経緯はございません。今後の課題だろうというふうに思います。

○高橋委員 わかりました。何でこんなことを聞いたかということ、耳川流域の事件がありましたね。この前、補正で報告いただきましたけれど。合併しない理由にされがちなんですよ、ああいう事件が起きると。だから、そういう意味でちょっと聞いてみたんですけれど、合併の話は全然まだ白紙の状態ということで理解します。

○後藤委員長 ほかにその他でございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長 それでは、以上をもちまして環境森林部を終了いたします。

執行部の皆様お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後3時36分休憩

---

午後3時38分再開

○後藤委員長 委員会を再開いたします。

明日の委員会は午前10時に農政水産部の説明から行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長 それでは、そのように決定いたします。

その他で何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長 それでは、以上をもちまして本日の委員会を終了いたします。

午後 3 時38分散会

平成30年 3 月 13 日 (火曜日)

午前 9 時 57 分再開

出席委員 (7 人)

委 員 長	後 藤 哲 朗
副 委 員 長	日 高 博 之
委 員	濱 砂 守
委 員	山 下 博 三
委 員	高 橋 透
委 員	来 住 一 人
委 員	井 上 紀 代 子

欠席委員 (なし)

委員外議員 (なし)

説明のため出席した者

農政水産部

農 政 水 産 部 長	大 坪 篤 史
農 政 水 産 部 次 長 ( 総 括 )	野 口 和 彦
農 政 水 産 部 次 長 ( 農 政 担 当 )	宮 下 敦 典
農 政 水 産 部 次 長 ( 水 産 担 当 )	成 原 淳 一
畜 産 新 生 推 進 局 長	坊 菌 正 恒
農 政 企 画 課 長	酒 匂 重 久
新 農 業 戦 略 室 長	鈴 木 豪
農 業 連 携 推 進 課 長	山 本 泰 嗣
み や ざ き ブ ラ ン ド 推 進 室 長	外 山 直 一
農 業 経 営 支 援 課 長	牛 谷 良 夫
農 業 改 良 対 策 監	長 友 博 文
農 地 対 策 室 長	浜 田 真 郎
農 産 園 芸 課 長	土 屋 由 起 子
農 村 計 画 課 長	山 下 恭 史
畑 かん 営 農 推 進 室 長	菓 子 野 利 浩

農 村 整 備 課 長	凶 師 郁 夫
水 産 政 策 課 長	毛 良 明 夫
漁 業 ・ 資 源 管 理 室 長	外 山 秀 樹
漁 村 振 興 課 長	田 中 宏 明
漁 港 漁 場 整 備 室 長	押 川 定 生
畜 産 振 興 課 長	花 田 広
家 畜 防 疫 対 策 課 長	三 浦 博 幸
工 事 検 査 監	東 勇 一
総 合 農 業 試 験 場 長	甲 斐 典 男
県 立 農 業 大 学 校 長	後 藤 俊 一
水 産 試 験 場 長	田 原 健
畜 産 試 験 場 長	久 保 田 和 弘

事務局職員出席者

議 事 課 長 補 佐	濱 崎 俊 一
議 事 課 主 任 主 事	八 幡 光 祐

○後藤委員長 委員会を再開いたします。

当委員会に付託されました平成30年度当初予算関連議案等について、部長の説明を求めます。

○大坪農政水産部長 おはようございます。本日もどうぞよろしくお願ひ申し上げます。

それでは、お手元の委員会資料の表紙をめくっていただきまして、目次をごらんいただけますでしょうか。

本日は、Ⅰの予算議案につきまして2つの議案、それからⅡの特別議案につきましては5つの議案、それからⅢ、その他の報告としまして1項目について御説明をさせていただきます。

まず、Ⅰの予算議案についてですが、委員会資料の1ページをお開きください。

平成30年度農政水産部予算(案)の基本的な考え方についてでございます。

(1) 農水産業の現状等にありますように、本県の農水産業は、国際化の進展や消費者ニー

ズの多様化など大きな環境の変化に直面しております。本年度29年度は農畜産物輸出の拠点となる施設整備を初めとし、ひなたGAP認証制度の創設や、県立農業大学校におけるフードビジネス専攻の新設など、国際競争に打ち勝つ産地づくりや担い手の育成に努めてまいりました。

そこで、(2)の農政水産部の予算編成における基本的な考え方にありますように、平成30年度におきましては、本県農水産業の成長産業化を目指しまして、長期計画の着実な推進を図りますとともに、特に、①攻めの施策、②守りの施策、そして③人づくりの施策、この3つの視点を踏まえて予算編成を行ったところでございます。

具体的には、まず、農業分野ですが、重点1、国際競争を勝ち抜くマーケットイン型の産地経営体育成プロジェクトとし、①販売力の強化、②生産力の向上、③人財の育成の観点から、輸出拡大やブランド対策の強化、スマート農業の展開、さらには障がいのある方々の農業参画に向けた体制整備などの施策を推進してまいりたいと考えております。

また、重点2、多様な地域特性・資源を生かす地域づくりプロジェクトとし、農山漁村の所得向上対策や産地の持続的発展に向けた営農組織の育成などを進めてまいりたいと考えております。

さらに、水産業の分野では、重点3、漁業の担い手確保・魅力ある水産業構築プロジェクトとし、漁業経営体におけます事業承継や新規参入の促進、ウナギやアユ等の水産資源の管理など、持続可能な水産業の構築に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、資料を1枚めくっていただきまして、

3ページになりますが、議案第1号「平成30年度宮崎県一般会計予算」についてでございます。

(1)平成30年度歳出予算課別集計表にありますとおり、一般会計では、平成30年度当初予算額Aの合計の網かけ欄をごらんいただけますでしょうか。398億3,247万8,000円を計上しております。

また、議案第12号の「平成30年度宮崎県沿岸漁業改善資金特別会計予算」につきましては、下から2段目の合計の網かけ欄にありますように、2億493万3,000円を計上しております。

この結果、一般会計と特別会計を合わせました農政水産部全体の予算額は、一番下にありますとおり400億3,741万1,000円となり、前年当初予算とほぼ同程度となっているところであります。

次に、右側の4ページをごらんください。

平成30年度一般会計当初予算債務負担行為(追加)一覧表についてであります。表の中の平成30年度農業近代化資金利子補給を初め9件について、債務負担行為を設定することとしております。

次に、6ページをごらんください。

この6ページから26ページまでは、平成30年度当初予算案における新規・重点事業でございます。

それから、27ページからはⅡの特別議案でありまして、議案第21号「県営土地改良事業特別徴収金徴収条例の一部を改正する条例」外4議案でございます。

最後に、35ページになりますが、その他報告でございます。

平成30年度農政水産部組織改正案について御報告をさせていただきます。

詳細につきましては、それぞれ担当課長等か

ら御説明しますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

以上でございます。

**○後藤委員長** 部長の概要説明が終了いたしました。

これより、2課ごとに班分けをして議案等の審査を行い、最後に総括質疑の時間を設けることとします。

歳出予算の説明につきましては、重点・新規事業を中心に簡潔に行い、あわせて決算における指摘要望事項に係る対応状況についても説明をお願いいたします。

なお、委員の質疑は、2課の説明が終了した後をお願いをいたします。

それでは、農政企画課、農業連携推進課の議案の審査を行いますので、順次説明をお願いします。

**○酒匂農政企画課長** 農政企画課でございます。

資料を変えていただきまして、お手元の歳出予算説明資料をお願いいたします。農政企画課のインデックスのところ、ページで申しますと285ページをお願いいたします。

農政企画課の平成30年度当初予算は、一般会計のみで15億5,293万9,000円をお願いしております。

その主な内容であります、287ページをお開きください。

一番下の行、(事項)新農業振興推進費であります、288ページ、一番上の説明欄2の新規事業「農福連携発！農林水産業ユニバーサル化促進事業」230万円につきましては、新農業戦略室長から御説明いたします。

農政企画課からは以上でございます。

**○鈴木新農業戦略室長** 新農業戦略室でございます。私のほうから、当初予算案の主な事業を

御説明いたします。

別冊の環境農林水産常任委員会資料の7ページをお開きください。

新規事業、農福連携発！農林水産業ユニバーサル化促進事業についてでございます。

本事業では、農福連携の取り組みを契機とした農林水産業のユニバーサル化、すなわち、年齢、性別、経験、国籍、障がいの有無にかかわらず取り組める農林水産業の実現に向けた取り組みを進めてまいりたいと考えております。

事業内容につきましては、右側のページ(ポンチ絵)で御説明いたします。

まず、左上の福祉サイドの現状でございますが、県内の227の福祉事業所にアンケート調査を実施し、農福連携に関心の高い事業所にヒアリングを行いました結果、障がい者の農林水産業分野への施設外就労が非常に少ない状況であること、また農林水産業への就労は障がい者の精神面、身体面にプラスに働くと認識されておりながら、就労情報を収集するためのネットワークを持っていないことなどがわかりました。

一方、右側の農業サイドの現状でございますが、担い手のみならず雇用人材の安定的な確保が難しい中、新たな人材といたしまして、障がいをお持ちの方々も想定しているところでございますが、生産現場には理解不足から来る不安や偏見が存在しているのが現状でございます。

このため、本事業におきまして、農業及び福祉事業関係者の相互理解を促進しますとともに、双方のニーズをマッチングする仕組みを構築し、農福連携の取り組みを県内に広げてまいりたいと考えております。

取り組み内容の上段の農福連携就労促進事業では、実務担当者における情報共有や具体的な取り組み等の検討を行う農福連携推進会議を設

置し、セミナーの開催や取り組み事例集の作成など、農業・福祉双方の理解促進や機運醸成に取り組んでまいりたいと考えております。

また、障がい者の農作業従事を円滑に進めるため、農作業を細分化・単純化し、動画等によるわかりやすい作業ガイド等の作成を進めるとともに、一番下のマッチングスキームのようなマッチング体制を確立したいと考えております。

マッチングスキームの左端になりますが、インターネット上にマッチングサイトを構築し、細分化した作業の動画データや作業負荷などの情報を各地域で登録いたします。次に、登録した動画等の情報を閲覧した福祉事業所等の関係者に対する作業の見学会、各事業所等の利用者に対する就労体験を段階的に実施し、体験終了後に双方の意向を確認の上、正式な就労に移行する仕組みを構築したいと考えております。

次に、取り組み内容の2段目の農福連携地域モデル創出事業についてでございますが、農福連携に取り組む地域に地域連携推進会議を設置し、地域課題に対応した研修会の開催や作業動画の作成、サイトへの登録等に取り組みますとともに、地域の品目や作型に対応した就労見学会や就労体験を実施してまいりたいと考えております。

左側7ページ、2の概要をごらんください。

予算額は、みやざき人財づくり基金を財源としまして230万円、事業期間は平成30年度からの3年間でお願いしたいと考えております。

新農業戦略室からは以上でございます。よろしくお願いたします。

**○山本農業連携推進課長** 農業連携推進課でございます。

歳出予算説明資料に戻っていただき、291ペー

ジをお開きください。

当課の当初予算額は、一般会計で18億8,436万8,000円をお願いしております。

それでは、主な内容について御説明いたします。

293ページをお開きください。

まず、中ほどの(事項)農業情報・技術対策費の3の改善事業「みやざき農水産業基礎研究体制強化事業」410万4,000円でございます。

これは、本県農水産業の革新的な技術開発を加速させるため、国の競争的研究資金へのエントリーに必要な萌芽的な研究とか、それから本県特有の地域課題を解決する研究を行うとともに、これらの先導的な研究を支える人材の育成に取り組むものであります。

その下の(事項)新農業振興推進費のうち、294ページが一番上、2の食農連携による経済好循環創造事業6,300万円です。これは、国の地方創生推進交付金を活用しまして、これからの産地を担っていく人材育成や本県農水産物の機能性に着目しました付加価値創出に向けた技術開発、食品加工事業者の育成や産地との連携推進を支援するものでございます。

次に、(事項)新みやざきブランド推進対策事業費の2の改善事業「チーム宮崎」で挑むみやざきブランド総合力発揮支援事業」845万3,000円でございます。これは、完熟マンゴーやキンカン、宮崎牛、キャビアなど、本県の特徴あるブランド産品を効果的に組み合わせたプロモーションに新たに取り組むことで、それぞれのブランド力を相乗的に発揮させまして、より訴求力のある情報を発信することで、マーケットインによりまず取引づくりを推進しますとともに、日本一、安全・安心・健康で、信頼される産地づくりを支援するものでございます。

その下の(事項)農産物流通体制確立対策費の5の改善事業「みやざき輸出対応力強化推進事業」につきましては、後ほど常任委員会資料で御説明いたします。

その下の(事項)卸売市場対策費の2の新規事業「みやざき市場流通改革加速化事業」1,250万円です。これは、県内農業者が安心して出荷できる産地の市場機能を維持しますとともに、卸売市場の経営改善を加速させるため、市場間の緊密な連携による低コスト輸送対策や市場流通の効率化とあわせました大型契約取引づくりを促進するものでございます。

それでは、常任委員会資料に移りまして、9ページをお願いいたします。

改善事業、みやざき輸出対応力強化推進事業につきまして御説明いたします。

本事業は、輸出農産物につきましても、国内と同様に価格、品質、こだわりといった商品力や安定供給力が問われるようになっておりますことから、輸出支援体制のさらなる強化と輸出に取り組めます担い手の育成に取り組むものです。

10ページのポンチ絵の下段の取り組み内容をごらんください。

まず、新たな航空物流ルートの構築実証ですが、少量・多品目のこだわり産品の輸出に対応するため、航空コンテナをさまざまな食品で相乗りさせる新たな航空物流ルートの構築に取り組めます。

次に、産地の輸出力強化ですが、国によって異なります味覚や春節セールといった海外特有のニーズ、また残留農薬等の規制に対応できる産地づくりを進めてまいります。

さらに、輸出推進体制の強化としまして、県の香港事務所を核に、アメリカ、ドイツ、シン

ガポール、香港、台湾に配置しております輸出コーディネーターの人脈をフルに活用しまして、国内外の商社等と連携したプロモーションを進めてまいります。

9ページにお戻りいただき、2の事業概要でございますが、予算額は4,189万3,000円、事業期間は平成32年度までの3年間を予定しております。

続きまして、決算特別委員会の指摘要望事項に係る対応状況について御説明いたします。

別冊の資料、決算特別委員会の指摘要望事項に係る対応状況の12ページをお開きください。

⑪の成果物安定物流対策事業につきまして、大消費地への安定輸送体制の構築に向け、関係部局等と連携して取り組むよう指摘、要望をいただいたところでございます。

これにつきましては、消費地から遠く、また全国の物流網の末端に位置しております本県の物流はトラックに大きく依存している状況にございます。特に、冬春に荷物が集中します青果物を大消費地に安定的に輸送していくためには、カーフェリー等による積極的なモーダルシフトやトラックの積載率向上による物流の効率化を進めていく必要がございます。

その一方で、トラックドライバーの労働環境を改善していくためには荷主側の協力が不可欠でありますことから、今年度は国や県も参画しまして、トラック事業者とJAグループとの協議を進めてまいりました。この結果、昨年12月から、前日選果した農作物を翌日の朝からトラックに積み込む体制に変更されまして、トラックの運行に余裕ができましたことから、カーフェリーへの乗りおくれはなくなり、またトラックの積載率も上がっているという報告を受けております。

また、今年度は、東九州軸青果物輸送に向けたモーダルシフト加速化事業により、カーフェリーに乗れないトラックに対応できる県外ROR船での輸送試験にも取り組んでおります。

来年度に向けましては、発送から到着の荷おろしまでをパレットで輸送します一貫パレチゼーション化を支援することで、さらなる輸送の効率化や荷役作業の省力化に取り組むこととしております。

今後とも、荷主や運送事業者、国等の関係機関と連携しながら、本県青果物の安定輸送体制の構築に取り組んでまいります。

農業連携推進課の説明は、以上でございます。

**○後藤委員長** 以上で、農政企画課、農業連携推進課の議案に関する説明が終了いたしました。

委員の皆様からの質疑をお願いいたします。

**○濱砂委員** 農政企画課の農林水産業ユニバーサル化促進事業なんですけど、これ、福祉と農政部どっちの主導権なんですか。

**○鈴木新農業戦略室長** 主導権という部分でその位置づけが明確じゃないのでお答えしづらいんですが、現在のところ、いわゆる障がいをお持ちの方の雇用の促進というものについては、福祉保健部のほうで取り組んでいる、一般の企業の就職等もやっているところがございます。ただ、一方で、やはり農業部分は極めて少ない。やはり、それは産業の側の受け入れ体制もできていないということがございますので、今この事業につきましては、当部のほうにおきまして農業の側でどのように受け入れができるのかということを進めたい、うちが主体となって産業の側からの体制の構築をしたいと考えてございます。

**○濱砂委員** これ、身障者は完全な売り手市場なんです。精神と知的の方は、なかなか農業分

野に入れない。入ったにしても長続きしないんです。

まず、こうしていただくという前提に、農業部門に入っていく段階で作業内容の、さっき言われた分散化をして。8時間は無理ですから、できる部分をやっぱり就農という形で募集していくという形をとらないと。

急に、最近、人手不足になってからこういう人がいないかというのが結構出てきて。段階でいくと、まず、ハローワークに、障害者手帳を持ってきた人が行って、ハローワークからいわゆる障害者就労支援センターに回ってくるんです。そこから、各農業団体とかにいろんな交渉をしながら就職させていくわけですけども。就職と言うよりも、本当にパート的なもので、完全就農というところまで至った人はほとんどいないんじゃないかと思うんですけど。

ですから、まず作業現場の改善と、そしてその受け入れ体制というのをちゃんとつくっていかないと。いいことなんですけれども、本当に障がい者から見れば非常にありがたいことなんですけど、なかなか、でも続かないというのが現実なんです。ぜひ、職場の改善というのを考えていってください。よろしくをお願いします。

**○鈴木新農業戦略室長** 今、濱砂委員がおっしゃったような、まさに現場に即した——例えば全部パートタイムの就労なるものもいろんな形態があると思いますので、そういう農業側、障がい者の側、両方の立場からしっかり利用できるような制度にしたいと考えてございます。

**○山下委員** まず、30年度の予算です。今、2課の説明がありましたが、農政企画課が昨年からしたら67.5、農業連携推進課が173.9ということ。後ほど説明があるかなと思うんですが、組織再編とかあるようなんですが、この予算配

分は大きく何が変わったんですか。

**○酒匂農政企画課長** 農政企画課の金額が23億から15億と極端に減っておるわけでございますが、これは主に職員費でございまして、歳出予算説明資料で申し上げれば287ページになります。上の段の、(事項)職員費になりますが、前年よりも7億3,800万余減額になっております。

その理由といたしましては、下に職員数113名と掲げておりまして、来年度はこの人数分を計上しておりますけれども、前年度は総合農業試験場分の約100名余の人数を農政企画課のほうに計上しておりました。今年度から総合農業試験場につきましては、農業連携推進課に所管がえをいたしました。その理由といたしましては、マーケットインに求められている安全安心に加え、機能性というものが要求されてきておりまして、総合農試の段階、試験研究の段階からそういったものにもしっかりと携わる必要があるということで、農政企画課からの所管がえをしたところでございまして、その分が減額になっております。

あわせて、その分が農業連携推進課の職員費で増額になっておるとというのが主な原因でございます。

**○山下委員** わかりました。

それから、今、農福連携の新規事業のお話があったんですが、これは施設外就労を目的に事業を推進をしようということの理解でいいですか。

**○鈴木新農業戦略室長** はい、委員おっしゃるとおり、施設外就労を念頭に置いてございます。

**○山下委員** 私の地元でも、以前、見に行ってもらったりしたと思うんですが、なかなか施設外就労が進んでいないという理由がいろいろあると思うんです。

例えば、雇用関係でA型雇用、B型雇用、それぞれニーズがあると思うんですが、目的は、例えばどの部分の人たち——知的、身体、精神、この3障がいの人たちの中でどういう人たちをモデル的に進めていこうと思っているんですか。

**○鈴木新農業戦略室長** 具体的に取り組みたいところは、先ほど、濱砂委員もおっしゃったように、身体に障がいをお持ちの方のニーズというのは、実は結構高まっていて、需要はたくさんあるけれど供給は追いついていないところがございます。

他方で、精神障がい、知的障がいをお持ちの方の就労は、それはほかの分野もそうなんですけれども、なかなか進んでいないのが現状でございます。農業分野はさまざまな器具を使いましたり、いわゆる商品たる作物をつくるということで、特にデリケートな部分もございます。

ただ、そのところを、今の例えばGAPが進んでいるようにさまざまな工程管理をしていくということで進んでございますので、その工程管理の一環として作業を分化して、そこにできること——むしろできない理由を探すのじゃなくて、できる部分を探していくというスタンスでやりたいと考えてございますので、特段、障がいの区分によってターゲットを変えるということはしておりませんが、特に取り組みがおこなわれている精神、知的障がいのところについてできたらと考えてございます。

**○山下委員** この図の中で、地域の農福連携推進人材の育成という項目があるんですが、どういう人たちに委託して、何名程度予定されておるんですか。

**○鈴木新農業戦略室長** 人数的なものについての戦術はこれからしっかり考えたいと思っておりますが、基本的にその作業に

つきましては、いわゆるジョブトレーナーのようなトレーニングする人材の確保が必要だと考えております。

初年度につきましては、県内でおおむね3つ程度の地域ごとに協議会をつくりまして、その中で現在就労に取り組んでいる福祉事業所の方々を対象にチームをつくりたいと考えてございますので、今にわかには人数を申し上げられないんですけれども、県内おおむね3地域の中で取り組まれる方に参加していただくということで考えてございます。

○山下委員 二、三日前、僕は高崎である農家の人とお会いして話したら、県の福祉のほうから相談があって、いわゆる福祉事業所から、そこに——今ニンニクとかつづけている農家なもんだから、ニンニク関係の農作業の指導に来てくれと。年間、金額はここでは申し上げませんが、金額提示があって。どれぐらいの頻度で行くのかわかりませんが、かなり福祉保健部からの予算の中でその物事も動いているみたいなんですけど、そことの連携というのは理解されていますか。

○鈴木新農業戦略室長 今おっしゃった部分について、もちろん承知しております、その部分は、9月から福祉保健部と当方、そして教育や環境森林も入れましてチームをつくって、予算の細かい設計も含めまして、実態の把握そして情報共有に努めているところでございます。

その中で、委員御指摘の農業の側に求められるものについては引き続き進めているところではございますが、むしろ福祉の方が農業をするところはそうですが、うちのところはできるだけ農業の側に福祉の中に入ってもらうという少し立場を変えた取り組みにしたいと考えておりますので、その辺はしっかり情報共有を図りな

がら、そして整理を行いながら進めているところでございます。

○山下委員 この中でやっぱり気をつけていただかないといけないのは、結局、農業法人、農業の現場も、農場で働く人たち——暑さ寒さの中で、外で働く人たちですよ、その雇用が非常に難しくなっていて、そこの部分にやっぱり人手が足りないんです。

だから、健常者が難儀な状況の中に障がい者を持っていくということは、これはもうナンセンスだろうと思うんです。手足の不自由な人とか。そこ辺は、この話をしていく中では、やっぱり人権を尊重していただかないといけない。

例えば、健常者は畑に行っても、その施設の中でも、トイレとかは健常者はどこでも走って行けたりするんですが、私も周りを見とって、トイレの問題、そしてバリアフリー化の問題、これがかなり整っていないと、企業側も、非常に長続きがしない、不便を与えてします。そこ辺が非常に大きな問題だったなという思いなんです。

例えば、施設外就労の中で、障がい者を5人なら5人派遣する。そして休憩する場所の確保。そしてわざわざそこに施設側がコンテナを持って行って、夏場はエアコンつけてあげて、やっぱりそういう環境まで配慮してやらないとなかなか進まないと思うんです。

だから、施設側から私が相談を受けたのは、結局、施設外就労でこれだけ派遣しても、やっぱり環境整備というのは施設側に求められてくる。そこに多大な費用が発生してしまう問題。そして、家の中での仕事なんですけど、やっぱり冬の寒いときに北風がぼんぼんくるところで作業しないといけない、やっぱり見ているのに忍びないと。障がい者というのは、もうこの仕事

と思えばその適性に応じて集中してずっとやられる特色もあるわけです。そのときに、私たちも見ておって、やっぱり囲いをしてあげたり、そこ辺の連携をしっかりととっていかないと、知的さんたちも自分の状況というのは思うように伝えられない。支援員が周りについているでしょうから、支援員との連携、企業側との連携とか、そこも非常に大事な項目になってくるかなという思いなんです。その理解をぜひ十分配慮して進めてください。

**○鈴木新農業戦略室長** 今、委員御指摘いただいた、特に現場の声、本当にさまざまあると思います。

前提としまして、人が足りないからそこを穴埋めしようという発想ではなくて、やはり機会をつくりたいという発想で取り組んでまいりたいと思っておりますので、こういう部分、さまざまな細かい事情があると思いますので、そこは、例えば福祉の部分の補助ですとか、今の機能等も使いながら、そして悪ければ改善しながら取り組ませていただきたいと思います。

**○山下委員** ぜひ、お願いをしておきたいと思うんですが。

企業側においては、私も厚生常任委員会におるときにもいろんな話が出ったんですが、障がい者はどうせ年金もらっているじゃん、年金をもらって、いろんな手当、手だてとか十分してあるから、もう安ければいいんだと、そういう認識の人たちがかなりおられると思うので。やっぱりこの事業の目的をしっかりと企業側にもちゃんと伝えて、そして、なかんずく障がい者の工賃が上がることでしょうから、それにうまく連携がとれるような体制を構築してください。

**○濱砂委員** ちょっとこういう仕事をしていたことがあるんです。視察に行ったら、やっぱり今言われるように、夏の暑いときに草取りをしているんです。もちろん支援員がついているんです。こんなことさせとったらこれはいかなんかと思って、もう引き上げろとみんな連れて帰ったんですけれど。相手と交渉をしながら。

まず、働く場所を改善していただくと、受け入れる態勢を。これがないと続かんだらうと思います。親が見たら泣きます。だから、やっぱり現実をちゃんと把握していただいて。だからどっちが主導権なのかという話を聞いたんですけれど。だから、十分福祉のほうとも連携とりながら、ぜひよろしく願いいたします。

**○高橋委員** 山下委員がおっしゃったことと重なりますけれど、農業経営者によっては、とにかく障がい者を雇用したいという気持ちはあっても、いわゆる農場の立地が許さないとか、あるいは施設の場所が許さないというのがあるので。

実は、ミカンの選別で、倉庫が軽トラしかいかなないところにあるんです。だから、それを国道沿いに移したいので何か補助はないかと相談受けたんですけど、ないんですよ。あるとしたら、宝くじとか、時間が物すごいかかることになるから、諦められました。

だから、選別は、一番、障がい者の方でもやれる作業の一つだと思うんです。山下委員がおっしゃったように、そういう最低限のバリアフリー化。この事業は、そういったところをどこまで想定されているのか。3カ年の事業で、今年度は230万ですけれど、来年はもっと予算をというようなどころがあるんでしょうか。

**○鈴木新農業戦略室長** 現時点のこの案におきましては、特段のハード整備というのは想定

しておりませんで、あくまでもソフト面における連携、相談体制、そしてマッチングの構築を想定してございます。その中で、そこで出てきた課題等を。ただ、まず課題自体が明らかになっていない。例えば選別はまさにやりやすいという声は聞きます一方で、やはり中山間部分ですとその移動が困難だ。そして、例えば、先ほどのお話ですと、車いすが入りにくいとか課題があると聞いていて、では、どこまで整備すればできるのか、どこが今足りないからできないのかということについても、定性的なものはあるものの定量的に把握できていないのが現状でございます。

その上で、来年この事業を進めることによりまして、農業の側も、これから例えば施設整備も、土地改良も含めまして、どういうものが必要とされるのかというような課題の洗い出しというものもこの事業で進めたいと考えておりますので。

なので、現時点におきましては、ハード整備はございませんが、しっかりその展望に応じて課題の解決策というのを随時対策を打っていきたいと考えてございます。

**○高橋委員** 現時点でのお考えはわかりました。

経営者によっては、やっぱり将来を見据えて、それでも施設整備を整えてでも雇いたいという経営者はいるはずですから、しっかり理解を深めることが必要だなということ。

先ほどの県内3カ所を何かモデル設置されるんですか。そこは、県南以外の延岡、宮崎、都城ですね。

**○鈴木新農業戦略室長** ちょっとまだ具体的に場所は申し上げにくいんですが、やはり県北、県南、そして中部地域のところで、今現在も福祉に取り組まれているところはかなりいらっ

しゃいまして。そして話を聞くとぜひやりたいとおっしゃる農業法人の方、そして系統の方もいらっしゃいますので、そのような方が集まりやすいところ、そして実需があるところでやりたいと考えてございます。

**○高橋委員** わかりました。

それと、ちょっと飛躍するかもしれませんが、企業の障がい者を雇用する法定雇用率が上がるんですね。特例子会社制度というのがあるんで、特例子会社で障がい者の方がそこで就労していれば、本体で障がい者を雇ってなくてもそれは計算できるというのがあります。

だから、ある意味、ちょっと飛躍するかもしれませんが、いわゆる企業、今は県内ではないと思います。全国でも余り聞かないから。企業にこういった農福連携をしっかりと将来的に参入できる、そういうことまで展望されていないのか、そこを伺いたいと思います。

**○鈴木新農業戦略室長** 今、高橋委員おっしゃったような、いわゆる特例子会社制度——障がい者雇用義務を受けた特例子会社について、本県では、旭化成が特例子会社を設置されまして、障がい者の雇用をされているところで。当然、まだ農業はされておらず本業のほうをやっているらっしゃると聞いておりますが。

ただ、例えばそういうような企業の側の動きも対応して、その方々が、例えば農業をやりたいという場合にできるようなものはつくれると思っておりますし。

この4月1日から雇用義務の制度が少し変わりました、2.0%が2.3%になると。そして、対象外であった精神障がいをお持ちの方を今後参入させるということに保険制度が変わりますので、そういうところをあわせて、その事業の一つとして、農業分野、林業、水産業も含めて、

第1次産業分野についても利用できる。そして、それに参入していただくような形というのの一つかなと。あと、これは展望ではございますが、そこにもつながっていただければと考えてございます。

**○高橋委員** おっしゃった旭化成は、本体の仕事そのまま特例子会社でやらせてもらっているということなんです。私が申し上げたいのは、特例子会社を農業法人にしてもらって、そこで障がい者を丸抱えで雇用してもらおう。だから、旭化成がそういった障がい者を雇用する農業法人をつくっていただくと、物すごくインパクトもあるし、人数も人数でしょうから、そういったところを宮崎がしっかり何か手がけていただくといいかなと思います。

**○鈴木新農業戦略室長** 今、特例子会社イコール農業法人というのは全国にはまだ例がないところがございますが、他方で、特例子会社の業務の一つとして農業をされている方というのは、他県では例があると承知しておりますので、例えばそのような形でふやすとか活用できるような形というの、今後一つの形として想定していきたいとは思っております。

**○山下委員** ちょっと農政サイドで、初めて農福連携というテーマを設けて、予算までとって進めていこうということなんです。

今、管内の社会福祉法人でA型雇用をやっている事業所というのは割と少ないんです。その中で、やっぱりこういうA型雇用というのは難しいんです。

というのは、精神の皆さん方も多いし、身体の人たちがA型雇用多いんですが、長時間労働が無理、そしてやっぱり最低労働賃金を払わないといけないという、企業的なセンスがないとこの事業の継続というのは非常に難しいんです。

今、社会福祉法人の中でもA型雇用をもうやめようかと。それが、今問題というか、継続していくことのA型雇用の難しさがある。企業も雇えば最低労働賃金を払わないといけないわけですから、そうなってくると非常に作業性とか、そういう中での、企業側の理解がないと非常に難しいかなと。どうしてもその辺が心配なものですから、ヒアリングをしっかりとやって、環境をしっかりと整えていってほしいなという思いなんですけれど。

**○鈴木新農業戦略室長** まさに私も何件か行っているところがございますが、当然、まだ全部の福祉法人や取り組みを見ているわけではございませんので、そういう機会ですっきり自分自身も直接回りながら、そして課題も本当さままでであると承知しております。A型は、やはり移動の難しさ、そして本業じゃない方が、新しく農業をやると。やっぱりその難しさというのは、今の農業の人材不足でも関連するところがございますので、本当に受け入れる側としてしっかり声を聞く、そういう知見を持った側として声を聞くというところをしっかりと進めたいと思います。

**○日高副委員長** 関連で。今、現実に農福連携をやっている事業所が県内にあるわけですよね。そこで、現状、またどういったニーズがあるのか、どういった仕事をされているのか、その経営者の声はどういった声があるのか。そういうイメージ的なものを何か知りたいなと思うんです。イメージが湧かないんです。

**○鈴木新農業戦略室長** アンケートや直接のヒアリングをやっている現状で申し上げますと、例えば今のやっているところで、先ほど高橋委員もおっしゃったような選別をやっていただくような方。知的障がいをお持ちの方で、例えばト

マトやピーマン、キュウリの選別をされている方というのは、実際、なかなか単純な作業ではありませんが、結構丁寧な箱詰めとか、細かい作業が要るところを、もうこれをやってくださいと言え、本当に丁寧に淡々ときれいにやってくれるという方がいらっしゃる。また、農場におきましては、例えば収穫作業、まずは、キュウリとかの収穫するときに、この列のこれをとってくださいといえ、淡々ととってくださいとか、そこにやりがいを生み出す方というのがいらっしゃいまして、実際取り組んでいらっしゃる法人の方が、むしろこういう作業は今人が足りないと。特に、細かい部分よりも技術的なものを必要としない部分がどうしてもありますので、そういうところをやる人材として本当にこれだけ丁寧に作業してくれる方はいないということで、できればもう少し広げたい。ただ、やはり場所の問題ですとか、どういうところから紹介を受ければというのが。

今、やっぱり個人的な知り合いから紹介してもらって人を出してもらおうというのが多くて、やはりそれは安心にもつながっている。あの人が、あの法人さんがやっているところだからうちでも雇いたいという声があるので。ただ、そこがもう少し広がるといいなという声を聞きますので、どこに相談したらいいかわからない、どこの人が信頼できるかわからないというのもありますので、それを地域で活用できるようにすると、働き場所は実はもう少しあると。そして、出せる人も実はいるけれども、なかなかうまく会えないというところがあるのが現状だというふうに、私自身は今ヒアリングをした感触で感じているところでございます。

○日高副委員長 なかなかいい答えでした。

でも、やっぱりマッチングスキーム、ここは

非常に重要で、やっぱり各地に障がい者の方はいらっしゃるということです。選果作業だったら、JAもいろいろヘベズを選果もしていますし、ミカンの選別とか、そういうものが各地にあるから、それぞれ役立てていければいいかと思うし。

また、ちょっと、最初雇用の関係で気になったのが、繁忙期と閑散期というのが絶対あると思うんです。そこら辺をどううまく。例えば平準的に、1年間働きたいという人も、いや、忙しいときだけでいいですよという、いろんなニーズがあると思うんですけど、その辺については、繁忙期、閑散期についてはどう考えているのか。

○鈴木新農業戦略室長 繁忙期と閑散期。この雇用形態自体がそもそも全部フルタイムでやるという形じゃなくて、当然、個々人に応じた、1時間だけできる人、3時間できる人、そして休みが1日ずつ必要な人、さまざまにあると思いますので、その雇用形態自体もこれから変わってくると思います。

その中で、今申し上げたように、個人的なつながりだけで雇うということになると、まさに閑散期が出てくると思いますので、それを品目ごとに地域でわかるようにする。そして、そのための手段として動画などで作業の細かい部分にして、この作業は例えば共通、品目が違うけれどもこの作業はできるんだということで、地域ごとに仕事をうまく回していけるような形にしたい。それによって、果樹が忙しいところ、薬物が忙しいところ、そして例えば米のようなものが忙しいところと変わってくると思いますので、そこで回していけるような。そのための作業の分化、動画による見える化にしたいと思っておりますので、うまくそこが回るような仕組

みになるようにしたいと思っています。

○日高副委員長 このマッチングのスキーム、ここでそういった部分もしっかりとやっていくということで考えてよろしいですね。

○鈴木新農業戦略室長 はい、そのとおりでございます。

○山下委員 輸出対応力強化推進事業。これは、本県が、農業県として、海外戦略が大きな今後の主力になってくるだろうと思うんですが。

改善事業でこれをやって、新たなこの事業に取り組まれるに当たって、今日までの課題というのはどういう課題がありましたか。

○山本農業連携推進課長 おかげさまで輸出は順調に伸びているという数字上の動きはございます。ただ、いずれも宮崎牛を中心に金額的には、香港、シンガポール、アメリカで伸びているという形になっております。

重量的にいきますと、カンショがメインで、これも東アジアを中心に伸びておりますけれども、なかなか腐敗対策というところが課題になっておるとい形になっております。これにつきましては、県内のJAにつきましても、最初に腐りにくいヨソという処理をする施設整備を今進めておりますので、今後は減ってくるものというふうには考えております。こういう技術的な課題への対応というのがまだまだ追いついていないということ。

それから、それ以外の青果物につきましては、やっぱり輸送中のトラブルとして、鮮度保持が難しいということがございます。例えば、カンショであれば13度ぐらいの温度域で運ばなければいけない。一方、イチゴになりますと5度ということで。ことしの課題として、相乗り航空物流というのを入れておりますけれども、この相乗りさせる品目を季節ごとにどう組み合わせ

ていくかというところをしっかりと提案していくというところが課題になっておるだろうと考えています。

もう一つは、やっぱり台湾あたり、農業がある国——シンガポールとか香港は農業のない都市国家ですから何でも出せるんですけども、台湾とかマレーシアとか農業がある国につきましても、関税以外に残留農薬とか植物検疫とか、そういう非関税障壁というのがございます。これをどうクリアしていくかというところで、台湾につきましては、311の残留農薬成分のチェックが行われますので、これに対応できる輸出米の検査体制というものをことし確立しましたが、新しい台湾からの情報では373成分にふえているということもございますので、これもしっかりと対応できるような技術を開発していかなければいけないと。こういう、さまざまな輸送から制度に合った産地をどうつくっていくか、どういう政策を講じていくかというところが非常に難しくなっているなど考えております。

○山下委員 台湾に、今主力で本県から行っているものというのは、牛肉がことし解禁になって、品目は今何があります。

○山本農業連携推進課長 金額的には牛肉が一番多いという状態ですけれども、物的にはキンカンとカンショが多い状態でございます。

○山下委員 それで、本当に輸出戦略の中では物流というのが一番大きな課題だろうと思うんです。今議会でも誰か質問していましたがけれども、九州ブロックで荷を集めてやったらどうか。具体的には航空貨物で沖縄に運んで、沖縄からまとめてやっていこうという構想かなと思うんですが。金額的にも32年度で44億を目指されるわけでしょう。だから、わずかな金額だろうと思うんです。牛肉にしたって、やっぱり

チルドで行くのか、冷凍で行くのか、これでも輸送手段が全然違うでしょうし。今まで輸送をやってきた中で、その問題整理を、例えば荷を九州ブロックで集めていこうという協議会もやっていくのか、その構想はどんなお持ちですか。

**○山本農業連携推進課長** オール九州で動こうという動き自体は、九州経済連合会——九経連と呼んでおりますけれども、そこが主催しまして、各県集まりまして、海外でのフェア等も取り組んでおります。うちの県の場合は、JA経済連が出資しております九州農産物直販という会社もございますので、そこに荷を集めながら出していくという形で。今、オール九州での取り組みというのは都道府県連携しながら、うちの県につきましては直販を使いながらやっているという状況でございます。

**○山下委員** 最後になりますが、こういう輸送手段を考えていく中では、とにかくコストを下げることだろうと思うんです。ロットがまとまればキロ単価も安くなるでしょうし。基本的には、物流輸送コストを下げると。そのことが大きな主眼にはなっているんですよ。頭に入れてやってください。

**○山本農業連携推進課長** 幸いといいますか、これからどこまで続くかわかりませんが、沖縄まで運びますと、あそこから先の航空物流費は沖縄県が負担するという補助制度がございますので、沖縄まで船で運ぶ事業所もございますし、ヤマト等なり日通を使って沖縄まで運んで、エアーで運んでまたエアーでつなぐというところもございます。

その辺をしっかりと整理をしていく中で、相乗りというものをしっかりと構築していこうと考えております。

**○山下委員** 今出ましたけれど、ヤマトの配送計画がもう東南アジアでもかなり進んでいるし、それと全日空、ANA等がうまく連携とっているんですよ。これも、去年、おとしだったかな、新聞報道で大々的に出ましたけれど。やっぱり、そこ辺の連携をしっかりとっていただいて、できればなるべく輸送コストを下げることで、そこ辺を念頭に置いていってください。

**○濱砂委員** 294ページの、卸売市場対策費1,342万2,000円。どういう内容なのか、もう一回教えていただけませんか。

**○山本農業連携推進課長** 卸売市場対策費につきましては、今回、流通改革加速化事業1,250万というのを提案させていただいておりますけれども、県内12の青果市場がございます。うちの県の場合は、産地市場ということで、むしろ県外から荷を引いて県内の商店で売るというよりは、県外の事業者が荷を送っているという市場機能になってございます。

当然のことなんですけれども、どう運ぶかというのが市場につきましても問題になっておりますので、県内3カ所、県北、県央、それから都城になりますけれども、3つの市場を拠点市場としまして、そこにできるだけ荷を集めて運ぼうというところに主眼を置いた事業になっていきます。

**○濱砂委員** これは、青果物市場に集まってきた農産物を3カ所でまとめて、いわゆるカメ送りするということなんですか。

**○山本農業連携推進課長** はい。事業の主眼はそこでございます。

**○濱砂委員** どんなもんですか、やっぱり集中的に3カ所に置いて、そこから市場としては東京、大阪あたり、関東、関西でしょうけれども。

そこからばらばらに送るといことなんですか。それとも県南から送る部分については関東に送るとか、県央からの分は関西に送るとかというものじゃなくて、ばらばらに送っていくということですか。

○山本農業連携推進課長 それぞれの市場は全国に取引先をお持ちになっておられますので、できれば3カ所でその送り先ごとにトラックをまとめていくと。積載率を上げていくということとところが一つということになると思います。

○濱砂委員 J A関係のは、どうなっているんですか。

○山本農業連携推進課長 J Aにつきましては、13 J Aございますけれども、それぞれに現在は分化されておりますので、それぞれの J A がトラック事業者と契約をして運んでいるという状況になってございます。

○濱砂委員 これも集約してカメ送りするというのは、いわゆる流通コストの削減から見るとどんなもんなんでしょうか。いろいろ特性がありますから難しいんでしょうけれど。

○山本農業連携推進課長 J Aグループも、まさに今それを検討されていると伺っておりますけれども、我々としましては運べないという現実がございますので、できるだけ急いでいただくようお願いしているところです。

ただ、集めるという形になりますと、そこで青果物、傷みの速いものを予冷をしておくという貯蔵施設が必要になってきますので、それも含めてどういう施設整備をすべきかというところを今検討されているものというふうに承知しております。

○濱砂委員 J Aが一元化しようという話もあるんですけど、共販率が非常に下がっているんです。いろいろ総会に今行っているの、い

ろんな話を聞くんですけど、J Aの共販率というのは今どのくらいかな。

○山本農業連携推進課長 品目によってかなり違うものと思います。恐らく、半分はないんじゃないですか。

○濱砂委員 その半分以外のがここに集まってくるわけでしょう。

○山本農業連携推進課長 青果物でいいますと、大体29万トン、県内で荷物として動きます。県外に行っているのが大体19万トン。半分が J A、半分が大体市場という形になってございますので、それを考えますとやっぱり半分以下になっているんだろうと思います。

○濱砂委員 末端から見ると、非常に流通コストが高い。3分の1ぐらいあるみたいですから。その辺もまた協議していただいて、なるべく農家の手取りが多くなるように。

本当に流通経費というのは、遠方だからこそ発生する問題で、やっぱり茨城あたりとするともう全然違うんです。流通経費だけで所得が変わってくるから。その辺、ぜひ検討というか努力をいただきたいと思います。

○山本農業連携推進課長 国も、昨年度、農業競争力強化法という法律を定めまして、生産者の手取りを上げるというところに視点を置いて、コスト削減計画、物流から、選果経費から、いろんなものを削減していこうという形になっておりますので、しっかり我々も対応していきたいと考えております。

○濱砂委員 県下統一 J Aというのは、どの程度進んでいるんですか。

○酒匂農政企画課長 県下 J A 構想につきましては、2月から、研究協議会というのを J A 含め関係団体で作りまして、その中で具体的な合併に関する研究をやっていくということで考

えておられます。

ことしの秋に大会等は開かれるということで、その場で正式に合併に向かうのか向かわないのかというのを決定されて、それを受けて、もし決定されれば、今度は研究協議会から実際の推進協議会というものを立ち上げられて、正式な検討に入られるというふうに向っております。今、事務局が考えておられるスケジュール感としては、約5年後をめどにということで検討が進められていると伺っております。

**○濱砂委員** 関連で申しわけなんですけど、47都道府県のうちの統一JAになっている数はどのくらいなんですか。

**○酒匂農政企画課長** 平成29年10月1日現在で、全国では4県、奈良県、島根県、香川県、沖縄県が1組合化をされているようでございます。

**○濱砂委員** 経済連だけが全農に入っているところ、単県で経済連を持っているところというのは何県ぐらいありますか。

**○酒匂農政企画課長** 済みません、お時間をいただきたいと存じます。

**○山下委員** さっき山本課長から説明があった物流です。沖縄に船で運んで、そこからシンガポールなり台湾、香港に運ぶということだろうと思うんですが。沖縄に行く場合は、沖縄航路というのは宮崎からは出ていないですね。鹿児島は出ていますよね。貨物船が出ているんですが。九州でまとめて福岡、博多から出すのか、その辺はどう見通しが立ちますか。

**○山本農業連携推進課長** 我々、ヤマトなりANAと連携協定を結んだときには、まだ航空コンテナが積みます767が宮崎東京間に就航しております。これで東京に集めて東京から沖縄に飛ばして各国に飛ばすという構想でございました。

ただ、この767がなくなりまして、全てB3と

いう形に、737という形になっていまして、航空コンテナが積めないという形になっております。

現状では、福岡なりに飛ばして、それからそこで集めて、コンテナに集約して沖縄に飛ばして、沖縄から飛んでいくという形とか。農業法人の一部では、鹿児島の山川港からフェリーで沖縄まで運びまして、それで沖縄のエアードコンテナに詰めまして飛ばしているというところもあるようです。

**○山下委員** いや、今、宮崎県が運ぼうとする場合に、沖縄で飛行機便に積みかえて、そこまではフェリーで行こうという話もされたんで、その場合に船は鹿児島港から行くのか、それとも福岡まで持って行って九州でまとめて、そこからフェリーで沖縄まで行ってエアードコンテナに詰めまして飛ばしているのか、その考え方はどうなっている。

**○山本農業連携推進課長** 恐らく、青果物の場合は、やっぱり鹿児島の山川港あたりから出していくのが時間的には早いんだろーと思います。福岡で集めるということになりますと、福岡空港から那覇空港を結んでいくと、エアードコンテナという航路になるかと思っております。船だと、やっぱり鹿児島に。

**○酒匂農政企画課長** 濱砂委員からの御質問ですが、お答えになるかどうかわかりませんが、今、全国で経済連として残っているのは、宮崎県を入れまして8道県になっております。九州では、本県のほか、熊本県、鹿児島県でございます。

**○高橋委員** 294ページの3の食の機能性研究基盤構築事業、予算額は640万ですよね。たまたまですけど、この資料版の135ページ見たら2,900万になっているんですけど、これは間違いですか。135ページの、これは一緒の事業ですよ

ね。2,900万になっているけれど。

**○山本農業連携推進課長** この2,900万とこの640万の違いなんですけれども、実は、厚生労働省の雇用の事業を使っておりまして、その雇用の事業で行います事業費につきましては、総合政策部のほうで計上されておるということになっております。

**○高橋委員** 2,900万引く640万の残が総合政策の予算の中に入っているということですね。わかりました。

**○後藤委員長** ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○後藤委員長** 以上で、2課の議案に関する質疑を終了いたします。

次に、その他報告事項に関する説明を求めます。

**○酒匂農政企画課長** 農政企画課でございます。常任委員会資料の35ページをお開きください。

平成30年度農政水産部組織改正案について御説明いたします。

まず、1つ目が農政企画課の業務を再編し、中山間農業振興室を設置するものであります。これは、効率的な鳥獣被害対策を推進し、中山間地域農業の振興対策を充実させるため、総合政策部が所管しております鳥獣被害対策の総合調整やジビエ推進の業務を農政水産部に移管し、農政企画課に新たに中山間農業振興室を設置するものであります。

これにあわせまして、新農業戦略室は廃止いたしますが、新農業戦略室の新農業戦略担当が所管しておりましたTPP対策の総合調整などの業務につきましては、対策が計画立案の段階から着実な実施の段階に移行しておりますことから、親課である農政企画課の農政計画担当において農政関係計画及び予算と一体的、効率的

に対応してまいります。

なお、一番下の米印にありますとおり、鳥獣被害対策を農政水産部に集約することに伴い、環境森林部所管の林業技術センターに設置しております鳥獣被害対策支援センターを農政水産部所管の総合農業試験場に移管することとしております。

36ページをごらんください。

2つ目が、農業経営支援課の業務を再編し、農業担い手対策室を設置するものでございます。これは、農業担い手の減少や高齢化に対する対策を強化するため、新規就農者の確保・育成と、その受け皿となっている農業法人の新規参入・育成に関する業務を集約し、農業経営支援課に農業担い手対策室を設置するものであります。

これにあわせまして農地対策室は廃止いたしますが、農地対策室にある農地対策担当の業務につきましては、親課である農業経営支援課に担当を移管し、農業の担い手全般の経営支援の一環として、引き続き市町村や関係団体、農地中間管理機構などと連携しながら推進してまいります。

説明は、以上であります。

**○後藤委員長** 以上のその他報告事項に関して、質疑はございませんか。

**○日高副委員長** 鳥獣害が農政に行ったわけですね。この理由としては、鳥獣害の被害が農政のほうに多いから行ったということでしょうか。

**○酒匂農政企画課長** これまで、鳥獣被害対策につきましては、総合政策部の中に中山間地域政策課がでございます。ここが主管課というような形で鳥獣被害対策特別チームというのを副知事をキャップで持っておる組織もございました。あと、環境森林部のほうで捕獲対策でございま

すとか林業、林産物に対する被害対策等、あとまた農政水産部では農作物の被害対策ということで、3部が所管していたということで、効率も悪かったということがございます。

日高副委員長のお話にありましたように、やっぱり一番被害の多い農政水産部が、またジビエの利活用等も含めまして、一番効率よく執行できるということを考えまして、3部の共通理解のもと農政水産部に移管をしたというところでございます。

○日高副委員長 総合政策部はもう中山間地対策の部分は必要ないですよ。それはそれで。

もう一つ、農業経営支援課のほうなんですけれども、担い手対策室というのができて、土地対策担当、農地対策が普通の担当になってしまったということなんです。これは、よく言われるんですけれども、担い手育成という割には、農振地域には家は建てられないと。

ただ、担い手とわかっていて、やっぱり実家の横に建てたいとかそういうのも、農振地域だったらだめだと、建てられない法律があってそれは無理だというふうに。もう何回も、私も陳情されているんですけれども一つも実ったことがないんです。でも、やっぱり、同じところに担い手対策と農地対策があれば、これはしっかりと、例えば確実にこの農業の担い手としてやりやすよという誓約書ぐらいあれば、ある程度緩和していいなと思っているんですけれども、そのためにこの組織が見直されたという認識でよろしいでしょうか。

○山下農村計画課長 先ほど副委員長のほうからありました農地の転用につきましては、農地法の関係がございまして、言われたように、家の近くであってもやっぱり農地法が転用に当てはまらなかったら転用できないというようなこ

とがございます。

そういったこともございまして、農地を守る観点それから農地法の観点から進めてございまして、中には要望されてもできないケースということもございます。御理解いただきたいというふうに考えております。

○日高副委員長 結局そうなるんです。でも、そこは、やっぱり担い手育成というのには物すごく反しているんです。農業地域が、逆になくなっていった、そこが耕作放棄地になるんです。担い手がいなくなって。それを牽引しているのがこの法律なんです。

国から出向で来られている方もいると思うんですけれども、そういったことは、宮崎ならではの、例えば思いっきり特区でもやって、確実にここで農家の担い手として私はやりますということがきちっと誓約書がとれたら、あらかた緩和してやるとか。やっぱり新たな、宮崎新時代とか知事も言うわけですけれども、新時代じゃない古い時代なもんですから、その辺をちょっとやってもらうといいかなというふうに思います。期待しておりますので。

○酒匂農政企画課長 農地は、やはり農業をやる上での一番の基礎になりますし、財産で、基盤でございまして、国においても農地中間管理機構に対しましてさまざまな改善あるいは土地改良法等も含めまして、担い手である認定農業者等に集積を図るような取り組みを進めております。

県におきましても、法的な制約等ありますけれども、本県の農業振興あるいは農業担い手の育成確保等々をする視点も十分踏まえながら、関係課が連携し、検討を進めてまいりたいと考えております。

○後藤委員長 ほかにございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長 それでは、以上で農政企画課、農業連携推進課の審査を終了いたします。

続きまして、農業経営支援課、農産園芸課の議案の審査を行いますので、順次説明を求めます。

○牛谷農業経営支援課長 農業経営支援課でございます。歳出予算説明資料の299ページをお願いいたします。

当課の当初予算額は、一般会計で54億6,534万円をお願いしております。

それでは、主な内容について御説明いたします。

301ページをお開きください。

中ほどの(事項)農業会議・農業委員会費の3億3,452万3,000円です。これは、農業会議や各市町村の農業委員会が実施する農地利用の最適化や法人化、その他農業経営の合理化等への指導活動に対する農業委員手当及び農業会議業務費等でございます。

302ページをお開きください。

中ほどの(事項)農業経営改善総合対策費のうち、2の新規事業「みやざきスマート農業加速化事業」につきましては、後ほど常任委員会資料で御説明いたします。

次に、その下の(事項)青年農業者育成確保総合対策事業費です。

303ページをお開きください。

一番上の、農業次世代人材サポート事業の8億5,492万円です。これは、国の農業次世代人材投資事業において、準備型及び経営開始型で年間150万円を上限に新規就農者等に資金の交付を行うものでございます。

次に、(事項)女性農業者育成総合対策事業費の改善事業「女性の力でリードする農山漁村パ

ワーアップ事業」です。これは、女性農業者の視点を生かした作業環境の改善や6次化など経営の多角化に取り組む女性グループの活動を支援し、その取り組みの共有化を図る交流会を開催することにより、農山漁村地域における農業所得の向上や働きやすい環境づくりを推進するものでございます。

次に、(事項)農業金融対策費の4億9,626万6,000円です。これは、農業近代化資金等の農業制度資金の借入れに対する利子補給等に要する経費でございます。

304ページをお開きください。

中ほどの(事項)農業大学校費のうち、7の新規事業「農業大学校GAP環境整備事業」1,760万円です。これは、農業大学校において、グローバルな視点を持った本県の農業を担う後継者や経営者育成のために必要なGAPの実践的教育を実施するために、生産物出荷調整施設を整備するものでございます。

次に、(事項)構造政策推進対策費のうち、1の、農地中間管理機構支援事業の9億1,709万3,000円です。これは、農地中間管理機構による担い手への農地集積と集約化を推進するために、農地地図情報の整備等による優良農地の円滑な継承とフル活用を図るものでございます。

なお、今後は、農地の再配分による集約化を図り、農業委員会の農地利用最適化推進員等との連携を強化して、さらなる事業推進に努めてまいります。

歳出予算説明資料の説明につきましては、以上でございます。

続きまして、委員会資料の4ページをお願いいたします。

債務負担行為についてでございますが、当課からは5件をお願いしております。

表の一番上から3件及び5件目の事項につきましては、みやぎきの農を支えるひなた資金の融資に対する30年度以降に必要な利子補給の債務負担をお願いするものでございます。

また、上から4件目の事項は、県農業振興公社が農地取得等を行うために必要な無利子資金を、全国農地保有合理化協会から借り入れる際、国の規定に基づき2億4,000万円を限度に損失補償を行うものでございます。

続いて、委員会資料11ページをお願いいたします。

新規事業、みやぎきスマート農業加速化事業について御説明します。

近年、キュウリやピーマンでは、ICT機器による温度等の測定結果に基づいた炭酸ガス施用など、光合成能力を最大限に発揮する環境制御に取り組み、県平均を大きく上回る収量を確保する事例がありますが、一部の取り組みにとどまっている状況にございます。

このため、1の事業の目的にありますような取り組みを進め、本県農業におけるスマート農業、すなわちロボット技術、ICTを活用して、超省力・高品質生産を実現する新たな農業でございしますが、その導入の加速化を図ることとしております。

事業概要につきましては、12ページのポンチ絵をごらんください。

上段のスマート農業促進システム開発事業では、データの収集、分析と分析結果の活用によるキュウリやピーマンなどの収量向上と有利販売を、下段のスマート農業実証支援事業では、民間企業が有し実用化の可能性のある技術について、マッチングや現地実証などを支援します。

これらの取り組みによりまして、省力化・効率化による大規模経営体の育成などに取り組み、

収量、品質等の向上を実現してまいります。

11ページに返っていただきまして、2の事業概要に記載のとおり、予算額は670万4,000円、事業期間は平成32年度までの3年間を予定しております。

農業経営支援課は、以上でございます。よろしく申し上げます。

**○土屋農産園芸課長** 農産園芸課でございます。

お手元の歳出予算説明資料の307ページをお開きください。

農産園芸課の当初予算額は、一般会計で24億1,445万9,000円をお願いしております。

それでは、主な内容について御説明いたします。

309ページをお開きください。

中ほどの(事項)産地パワーアップ事業費7億8,000万円でございます。これは、意欲ある農業者等が取り組む生産・出荷コストの削減や高収益な作付体系への転換を推進するため、園芸ハウスや農産物処理加工施設等の整備、農業機械のリース導入などを支援するものでございます。

その下の(事項)強い産地づくり対策事業費の説明の欄の1、改善事業「宮崎の農業「強い産地づくり」対策事業」8億2,109万8,000円でございます。これは、農産物の高品質化、高付加価値化など、産地活動の強化を図るため、国の強い農業づくり交付金を活用し、集出荷貯蔵施設や育苗施設などの整備を進めるためのものでございます。

次に、310ページをお開きください。

上段の(事項)中山間園芸産地対策事業費の説明の欄の1、改善事業「集落で繋ぐ中山間地域果樹産地支援事業」440万8,000円でございます。これは、中山間地域の果樹産地を維持・発

展させていくために、高齢化や担い手不足に対応した受託作業組織の育成や実需者のニーズに対応した品種への転換、ビジョンに基づいた果樹版集落営農の取り組みを推進するものでございます。

その2つ下の(事項)園芸産地基盤強化緊急整備事業費の説明の欄の2、新規事業「新たに挑む!さといも日本一産地構築事業」627万4,000円でございます。これは、さといもの産地の維持・振興を図るため、地域一体となった疫病対策を推進するとともに、優良品種系統の選定や新たな栽培技術等の開発・普及により、日本一の産地への再生を目指すものでございます。

次に、一番下の(事項)主要農作物生産対策事業費の下側のページ、説明の欄の3、新規事業「水田高度利用産地育成支援事業」は、後ほど常任委員会資料で説明いたします。

次に、312ページをお開きください。

上段の(事項)花き園芸振興対策事業費の説明の欄の2、新規事業「気候変動に負けない「みやざきの花」安定生産支援事業」370万円でございます。これは、近年の温暖化の影響で生産が不安定となっている施設花卉におきまして、温暖化に対応した安定生産技術の導入を推進し、収量・品質の向上により、花卉生産者の経営安定、所得向上を図るものでございます。

次に、3つ下の(事項)特用作物生産改善推進費の説明の欄の2、新規事業「日本一の県産焼酎を支える原料用かんしょ生産拡大支援事業」281万5,000円でございます。これは、好調な県産焼酎の販売に伴う県産原料用カンショの需要増加に対応するため、苗生産省力化技術等の開発・実証や育苗施設の整備によりまして、既存産地の規模拡大や新規産地の育成を推進し、原料用カンショの生産拡大を図るものでござい

ます。

それでは、常任委員会資料の13ページをお開きください。

水田高度利用産地育成支援事業でございます。

まず、1の事業の目的・背景でございますが、本事業は、需要に応じた米の生産や新たな高収益作物の導入によって、水田の高度利用と高収益化を進めるとともに、担い手の育成を加速化し、本県の水田農業経営モデルを確立するものでございます。

右側のポンチ絵上段にありますように、平成30年産から、国からの数量配分がなくなるとともに、米の直接支払交付金の廃止などにより、本県の農業者に交付される交付金が7億6,000万円程度減額される見通しとなっていることから、水田における収益力の向上が求められております。そのためには、稲作に、高収益作物を組み合わせ合わせた輪作体系の確立と、集落営農の育成強化が課題となっております。

このため、本事業では、①のベストミックス実現産地支援事業で、土壌条件に応じた排水対策等による輪作作物の導入実証や、農業機械レンタルの仕組みを活用した機械化一貫体系の導入支援を行い、露地野菜などの高収益作物の導入を進めてまいります。

また、②の集落営農育成支援事業で、農地の利用調整や営農計画の作成など、組織の発展段階に応じた集落営農の育成支援を行います。

今回の米政策の見直しを構造改革のチャンスと前向きに捉え、それぞれの地域で成功事例の創出に取り組んでまいります。

13ページに戻っていただき、2の事業概要にありますとおり、予算額は527万円、事業期間は平成32年度までの3カ年間でございます。

最後に、決算特別委員会の指摘要望事項に対

する対応状況について御説明いたします。

別冊の資料、決算特別委員会の指摘要望事項に係る対応状況の13ページをお開きください。

下の段の13になりますが、中山間地域における果樹産地が衰退しないよう、集落ごとに耕作放棄地のあり方を協議するなど、その維持・発展に向けた体制づくりを支援することとの御指摘をいただきました。

中山間地域の果樹産地は、急傾斜地が多く、高齢化により剪定や防除作業等が困難になってきているなどの課題があることから、産地の維持・発展に向けた体制づくりに取り組んでいるところであり、具体的には集落の将来を見据えたプランの作成や共同作業の推進、共同利用機械や園内道の整備等を支援しております。

これらの取り組みにより、日之影町や西米良村などでは、共同作業や受託作業などを行う果樹版集落営農組織による活動が開始されております。

平成30年度当初予算案では、集落で繋ぐ中山間地域果樹産地支援事業により、こうした取り組みが広がっていくよう、集落における話し合い活動を初め加工機械等の導入など支援の内容を強化し、中山間地域における果樹産地の維持・発展に努めていくこととしております。

農産園芸課の説明は、以上でございます。

○後藤委員長 以上で、議案に関する説明が終了いたしました。

議案に関しての質疑をお願いします。

○濱砂委員 一つ、確認です。

債務負担行為の、委員会資料の4ページ。この上から4段目、平成30年度に公益社団法人全国農地保有合理化協会が公益社団法人宮崎県農業振興公社に担い手支援資金を有したところによって損害を受けた場合の損失補償、これが2

億4,000万なんです、これは保険のようなものなんですか。つまり、損失が発生した、支援損害金までは一緒に支払いますよということなんです、この2億4,000万は、発生しなかったらもう返ってこないとかいうことなんですか。

○浜田農地対策室長 この損失補償につきましては、いわゆる担保みたいなものの意味合いでございますけれども。全国協会の、担い手支援資金融資業務規程の中に、原則として都道府県の損失補償契約を締結してくださいという規定がございます、農業振興公社が土地を買うための費用を全国の協会から2億4,000万を限度にお金を借りて土地を買い取るというときに、協会に10年間で償還していくわけですが、10年たつて償還が滞ってなければ何も発生しないと。ただ、そのときに公社が払っていなかったりとかして債務が残っていれば、その分を県が補償するという制度でございます。

○濱砂委員 だから、全国の共同担保みたいなものですね。

○浜田農地対策室長 共同担保といいますか、公社の旧合理化事業、現在の中間管理事業の特例事業といいますけれども、その事業を行うための仕組みといたしたら何ですが、担保として県が債務保証をしないと借りられないという仕組みということなんです。

○濱砂委員 その仕組みはわかりましたが、この2億4,000万を各都道府県が1カ所に納めるわけでしょう、どこに納めるのかわかりませんが、全国農地保有合理化協会に納めるわけですよ。何社あるのか、何県あるのかわかりませんが、そこに担保して、そしてもし滞りがあって、元金や遅延損害金が発生したとき、10年間のうちに延滞が発生したときに、10年後に締めくくって、必要な分だけ、いわゆる出してしまつて、

残りはまた分配して返すということなんですか。

**○浜田農地対策室長** そうではございませんで、いわゆる土地を買い取って担い手に譲り渡していくという事業を農業振興公社が行っているわけですけれども、協会から2億4,000万を限度としたお金を借り入れて、10年間かけて協会に返していくという仕組みの中で、10年間の間に全部払い終わるので何も発生しないんですけれども、万が一の保証として、県にその保証を義務づけているということになります。いわゆる、全国の協会からお金を公社が借りると、それを10年間で返していくという仕組みの中での県の側の保証ということなんですけれども。

**○濱砂委員** 後から教えてください。

**○浜田農地対策室長** いわゆる公社が、事業の中で来年度50ヘクタールの土地を買い入れたいという計画を持っています。その50ヘクタールの土地をヘクタール当たり480万、10アール当たりで48万円の価格設定で2億4,000万という数字の計画を持っておりまして——それは公社の計画なんですけれども、それを来年協会から一括で2億4,000万借り入れる、来年度分の事業費として2億4,000万借り入れると。その借り入れたものを10年間で返していくという事業を30年度に計画しているということでございます。

**○濱砂委員** つまり、債務負担だから払っていかないといかんわけでしょう。負担を将来払わないといかん。

この2億4,000万という金はどこがお金を出すのかというと、この協会が出すんですか、県が出すんじゃないかと。

**○浜田農地対策室長** 2億4,000万は協会が公社に貸し付けるお金です。

**○濱砂委員** 県は、将来損害が発生した分を出すということね。

**○浜田農地対策室長** 発生した場合のみ、県が支出します。

**○濱砂委員** わかりました。

**○山下委員** まず、農業経営支援課、青年農業者育成確保総合対策事業。先ほど説明いただきましたが、5番の農業次世代人材サポートです。この事業はもう何年になるかな、評価はどんな状況ですか。

**○牛谷農業経営支援課長** 平成24年にスタートしまして、当初は青年就農給付金という形で言われておりましたが、現在、農業次世代人材投資事業という国のほうの事業の名称になっております。

新規就農を目指す方々が研修する期間の交付金でありますとか、就農後の生活費等に充てる交付金ということで、市町村含め関係者からも当然評価は高いと考えておりますし、受けられた方々からも——宮崎においでになる方々、ある程度の資金は当然お持ちだとは思いますが、研修をしながら生活をしていく上等では、あるいは経営開始してスタートでなかなか収入が得られない期間の交付金ということで、非常にありがたいというお声をいただいているところでございます。

**○山下委員** その評価はわかるんですけど、当初、これがスタートしたころ、非常に使い勝手が悪かったんです。例えば、親が経営をしておいて、酪農をしておいて、息子が就農するときに、これは適用にならなかったんです。そのための何か問い合わせがある中でも、何で後継者なのに我が息子には対応できんとかと、そういう問い合わせがあったんですが。

実績、数字がどれほどこの事業によって。支給は150万の2年間でしたっけ、この実績数値をちょっと出してほしいなと思っている。

というのは、29年度の補正予算をやった審議の中で、これは予算枠が残っていたんじゃないかな、どうでしたっけ、そこだけちょっと教えて。

○牛谷農業経営支援課長 先般の常任委員会では、減額補正をさせていただいたところでございます。

続きまして、給付実績でございますが、28年度までの実績ということで、24年から28年度までの実績で申し上げますと、準備型では、継続という方もいらっしゃいますので、新規の方についてのみの数字を申し上げますと、新規の方が28年まで267名。経営開始型が、新規の方を数えていきますと478名ということになっております。

○山下委員 経営開始型、これは24年度からの累計ですよ。そして、これは、割と実績は高いんですね。これは評価できるんだなと思ったんですが、これは、途中でだめで償還しないといけなかったとか、そういう人たちは何人かおられるんですか。

○牛谷農業経営支援課長 これは、準備型と経営開始型で若干条件が違ふといえますか、返還が発生する条件というのが違っております。それと、事業が少しずつ変わっております。途中途中で要件が少しずつ変わっています。一番最新のもので申し上げますと、まず、準備型でお金を返還しなさいという場合ですけれども、研修が終了した後、研修中止も含むんですけれども、1年以内に原則45歳未満で独立自営就農または雇用就農しなかった場合は、研修期間に交付した資金は返還してくださいというのがございますし、同じく準備型では、交付期間の1.5倍、最低2年間は就農を継続していただかないと返還していただきますというような返還に係

る条件がございます。

あと、経営開始型につきましては、農地の過半を親族から貸借している場合において、親族から貸借している農地を就農して5年間の間に所有権を移転しなかった場合に返還しなさいというような条件と。あと、これが少し新しい条件なんですけれども——以前はなかったんですが、交付期間終了後、交付期間と同期間以上営農を継続しなかった場合は、その営農を継続しなかった期間分返還しなさいというような要件がございます。要件というか、金額の返還に至る要件がございます。

前回の補正のときにも少し申し上げましたように、離農という場合が返還とかということになってくるんですけれども、結局、研修期間に1.5倍とか2倍とか就農しなかったとか、そういう場合、経営開始型も同様なんですけれども、要は、離農はしたけれども、身体的なものだったりとか精神的なもの等で医者診断書が出たりとかで、やむを得ないと認められる場合については返還は発生しないというのがございます。青年就農給付金は、市町村からのデータによると、平成28年までで離農した方というのは9名、経営開始型でいらっしゃるということになっております。準備型につきましては、研修を中止したという方が、あるいは研修後未就農であったという方が17名いらっしゃいます。

準備型においても経営開始型においても、両方、先ほど申し上げましたように、身体的なものが理由とすれば返還はありませんし、あと経営開始型につきましては、農地のところ、先ほど申し上げました研修期間と同期間就農しないとその分期間分は返してねというのが、28年まではなかったもので、経営開始型でこの要件で返されているという方はいらっしゃらないという

ふうに思っております。

実際、何人が返還したかという実数については、大変申しわけありませんが、手元にちょっと数字がございません。

**○山下委員** なぜこういうことを聞いていくかという、皆さん、新規就農される方は大きな夢を持って入ってくるんですが、やっぱりやめていく理由、結局何が原因だったのかなということが知りたかったこと。そこの分析があったら、また後ほどでもいいんですが教えていただきたいんですが。

この準備型の人数が267名、経営開始が478名ですよね。今説明いただきましたが。経営形態はどんな経営形態に入っていますか。大枠でいいから、ハウス園芸とか土地利用型農業とか畜産とか、そういうことがわかったら教えてください。

**○牛谷農業経営支援課長** 今手元にあるもので、その経営形態ごとのデータというのがございませんが、大部分は施設園芸になっているというふうに思います。

**○山下委員** しっかりと、この担い手を育てていかないと、結局2年ぐらい、そういう150万の支給があって、魅力で入ってくるんです。果たして、その中で経営自立ができていくのかどうかなんです。例えば畜産経営で、酪農とか和牛とかあって、その部分を自分が規模拡大して広げていくとはちょっと状況が違いますもんね。それは認められないわけですから。全く新規で経営形態に入らないといけないということですから。仮に4年たち、5年たち、せっかくここに入ってきて、いわゆるもうやめていかないといけない。それこそ負債を抱えてやめていかないといけないという実態が、僕は出てきているような気がするんですが、その追跡調査

とかそういうことは何も問題点はないですか。24年からスタートしてきて。

**○牛谷農業経営支援課長** 就農された方の状況を伺っているというか見てみますと、生活費に充てている部分が多いというふうに考えておりますので、返還をなかなか。ほかの職業につかわれて収入があるので返還をしますという方も当然いらっしゃるし、返還がなかなかできないということで滞っているような状況も伺っております。

もう一つの、就農後、研修期間もですけれども、しっかりとサポート、フォローアップができていくのかということにつきましては、そういう指摘がありましたことから、29年度からサポートチームというのをつくるようになっておりまして。本格稼働は30年から各市町村ごとにその体制を整えて、普及、JA、そこに当然県とか市町村とかというのは入るんですけれども、そこに融資機関、公庫とかも入って、そういう相談活動に、待っているんじゃなくて、その研修生、新規就農される所々に出向いて行って相談活動をなささいという体制をつくるようになっておりまして、現在、体制はできておりますので、30年度から具体的なそういう活動がなされるということで考えております。

**○山下委員** 法人経営やら大規模化していく中では、やっぱり販売戦略そして人を管理する能力とか、物すごく農業というのは能力がいりませんから、新規就農で全く経験のない人たちが入ってきて、やっぱり専業農家がやめていく時代に、そんなに甘くないと思うんです。よっぽど農業が好きで、作物が好きでやらないと、僕は絶対成功しないと思う。

だから、悲劇をつくらないために、今サポート関係でうまく相談に乗ってやろうということ

を今年度事業でやると言われました。法人経営だっってこの新規就農だっって、そのサポートをしっかりとやっていかないと悲劇が起こるんです。

結局、2年間、150万ずつ300万もらって、続きませんでした。これを他産業に行って返せる金じゃないです、サラリーの中で。だから、やっぱりそういう結末を、しっかりとあなた方も検証しながら、そういう悲劇が起こらないように。数がかなり多いんで、皆さん本当に後がうまくいっているかなということをちょっと心配するんですけど、そのサポートというのはしっかりとやっていってください。よろしく願いします。

**○牛谷農業経営支援課長** ありがとうございます。委員御指摘のとおり、サポートについてはしっかりとやっていかないといけないということでございまして、先ほど申し上げましたが体制の話と、もう一つは、新規就農者、研修期間から含めまして追跡できるようなシステムというのが現状ございませんので、そのシステムをつくって、しっかりとJAでありますとか市町村とかと情報を共有して、そこで就農した方がどういうふうになっていっているかというのが後々までできるようなシステムというのを本年度整備したいというふうにも考えております。あわせてそういう、誰がどこに行ったかわからんというような話にならないように、しっかりと体制も含めて整えてまいりたいと考えております。

**○山下委員** サポーターというのは、普及員ですか。これは、誰が対応になるんですか。

**○牛谷農業経営支援課長** 現在想定されておりますのは、普及員でありますとかJAの指導員でありますとか、融資機関の職員、公庫でありますとかという方々は最低入れなさいというこ

とになっております。

**○高橋委員** みやざきスマート農業加速化事業でお尋ねしますが——この事業の仕組みを十分理解していないままに質問しますが、先ほど説明の中で、一部の取り組みに終わっているというのは、一部の産地なのか、一農業経営体なのか、そこをまず整理させていただきたいと思います。

**○牛谷農業経営支援課長** 個人という場合もございますし、例えば部会とかそういう産地単位という場合もあります。

例えば、個人でいきますと、ことし、農産園芸関係の総合表彰式でもキュウリで1人で30トンとっていらっしゃる方という個人の方がいらっしゃいますので、そういう方はやはりそういう機器類を入れて頑張っていらいっしゃるという方で。あとJA宮崎中央の田野支店の中に若手の生産者で構成されますラプター会とか、11名の方がいらっしゃるんだそうですが、この方々を中心にそういう取り組みをされていて、県平均を大きく上回るような収量を上げていらっしゃるというような産地があるということでございます。

**○高橋委員** 一部の取り組みだからこれをもっと普及させないといかんということなんだろうが。事業効果でも書いてありますように、収量の向上とかになるわけだから、もうそれこそ話題になっている農業産出額、耕種部門、この分を伸ばせるということになるわけですね。やっぱりコストの関係なんだろうが、この何か一部の取り組みになっているというような現状。

**○牛谷農業経営支援課長** 私どもで考えておりますこの中身で解決したいというのは、最終的には当然収量が上がって、コストを落として農

家の手取りがふえるというのが一番の目的ではございますが。この部分で大きな目的といたしましては、データは、例えば二酸化炭素発生装置を入れていきますと、二酸化炭素は入れられるんですけれども、それをどのタイミングで入れるとか、入れるときのハウス内の湿度であったりとか温度であったりとかというデータはございますが、そのデータを見ることがなかなか農家の方によって非常に難しかったりとか、どういふときに入れればいいのか、二酸化炭素を入れれば収量に反映されるかというようなノウハウ等がその農家になれば、幾ら二酸化炭素発生装置を入れても収量はそんなにぼんと上がるわけではないということもございますが、収量が上がっている方々のデータをうまく活用させていただいて、そういう全体に広げていくために、まずはモデル的にやっていきたいということで考えております。

**○高橋委員** 今話聞いただけでも、かなり高レベルの農業経営だなというふうを感じるわけですが、結局ノウハウですよ。

ちなみに、キュウリとピーマンでいいですけど、これを導入している農家というのはどの程度ですか。何割とか何%でいいですけど。

**○牛谷農業経営支援課長** 最新版ではなくて少し古いんですけども、平成29年9月から10月にJAの部会を対象に調査をしております。その中で、環境測定装置といたしまして、データを測定できる機械を入れている農家の戸数ですけども、キュウリ部会員数が全体で1,000戸余りいらっしゃいますが、その中でそういう装置を入れていらっしゃるのが約1割、100ちょっとです。ピーマン部会は458名に対して導入が26ということで、5%ちょっとと、6%弱というような数字になっております。

**○高橋委員** 要するに、私、コストじゃないかなと思って。コストよりもいわゆる知識、そういったところをまずしっかり農家の方に習得してもらわないと、この事業は進まないということですね。

この事業内容で、実証支援事業とかあるわけだけれど、まず、基本的な部分を学ぶ場というのはあるわけですよ。そこをしっかりと踏まえて、若手農家も最近出てきていらっしゃるし、そういう方々がしっかり取り組める、学べる場というのはつくっていらっしゃるんですよ。そこをやっぱりしておかないと。

**○牛谷農業経営支援課長** データは、個々の農家の方々が蓄積されたものがありますので、そういう、主には部会単位——キュウリ、ピーマンとかとそういう品目の部会単位に御相談というか、御協力をお願いをして、データを当然出していただくというのと、そのデータを活用してみんなでそういうノウハウというか、データの見方をうまくグラフ化とかして見やすいように加工した上で指導員が指導して、部会全体のレベル、収量とかのレベルを上げていくというような取り組みを進めてまいりたいと考えております。

**○高橋委員** 何回も聞いて申しわけないですが、結局、このスマート農業を導入している農家というのは、間違いなく所得が伸びているし、もちろんそういう結果を出していらっしゃるわけだから、それは農家の人たちは知っていますよね。ここをしっかりと伸ばすことによって、宮崎の農業の耕種部門の産出額は間違いなくふえると思います。頑張ってください。

**○後藤委員長** それでは、ここで休憩に入りまして、午後は、引き続き農業経営支援課、農産園芸課の審査を行います。

再開時刻を午後1時といたします。

暫時休憩いたします。

午前11時58分休憩

---

午後0時58分再開

○後藤委員長 委員会を再開いたします。

農業経営支援課と農産園芸課について、質疑をお願いいたします。

○日高副委員長 スマート農業加速化で関連質問をいたしますが、今、県土整備のほうでもドローンとかいろんなロボットを使って、少しでも生産性を上げて、働き方改革というものもあるものですから、なるべく人も少なくしてやろうという事業をやっているんです。将来はそういうふうになっていくだろうということで考えていますが、農政水産部として、今後、スマート農業を、やっぱり推進をしていくんですか。

各地に振興局やらあります。将来像としてスマート農業をやって、収入、また、品質向上、所得アップとか、それにつなげていこうという意図があるから、前段でこういうことを事業として上げているのか、その意図をお聞きしたいと思います。

○牛谷農業経営支援課長 委員御指摘のとおりでございます。人が少なくなってきたりとか、いろんな厳しい条件がございますが、その中で、これ以上の所得を確保していくためには、先ほど申し上げましたが、生産量を上げるなり、コストを下げていくかなりの取り組みが必要になってまいります。

そういうものに資する一つがスマート農業だというふうに考えておまして、現在、試験場でもGPSを活用しました無人の摘採機でありますとか、ドローンを使って、病気が圃場床に発生しているとか、追肥はどこにしないといけ

ないとかというような判定をするような試験もやっております。

あわせて、この事業では民間の企業が有していますノウハウで、農業に使えるものについては、2つ目のスマート農業実証支援事業の中で、現場で実施をしていこうということで考えておりますので、そういうところも含めて普及をさせていきたいということで考えております。

○日高副委員長 各振興局とか、普及センターとか、そういったことを今後していく機関として、もうちょっと積極的に。ここに攻めの農業と書いてあるけど、攻めてないもんですから、出先のほうが。攻めるんだという意識を持たせるということをやぜひよろしくお聞きしたいと思います。

○井上委員 青年農業者育成・確保総合対策事業費のことで教えていただきたいんですけど。宮崎県農業青年海外研修事業、金額的には約300万円弱なんだけれども、毎年、大体どのあたりに何人ぐらい、そして、今は何年ぐらい重ねて行っているわけですか。

○牛谷農業経営支援課長 平成29年度をまず申し上げますと、アメリカのほうに1人行っていらっしゃる。あと、ブラジルにお一人行かれて、この方は帰ってこられたかと思えます。これが派遣するほうです。

そして、ブラジルから来られる受け入れのほうで、ことしは1人受け入れて、県内で研修をしていただきました。

国際交流受入事業ということで、研修生を、宮崎で受け入れているのが、1995年、平成7年に試験事業を開始していて、そこからスタート。

ブラジルへの派遣は平成9年からが、今手元にある資料の中では一番古いデータになっています。

○井上委員 この方たちのデータというか、積み上げというのは、担い手になっていただく中で十分に生かされている内容ですよ。そして、この中には女性の方もいらっしゃるわけですか。

○牛谷農業経営支援課長 女性の方も当然いらっしゃいます。

○井上委員 皆さん就労していただいて、宮崎で頑張っているというふうに理解していいですか。

○牛谷農業経営支援課長 ブラジルとかは基本、農業をされている方なんですけれども、青年国際交流受入研修事業では、以前は農業だけに限った方ではない方も行っていらっしゃいますので、当然、帰ってきて農業以外のことをされている方もいらっしゃいます。

○井上委員 次にある女性の力でリードする農山漁村パワーアップ事業。これも300万円ぐらいだけれど、具体的に女性の方たちに、働く環境がどうだのこうだのと書いてあるんだけど、これで求めているものは何なんですか。

○牛谷農業経営支援課長 女性のグループの方々とお話をしますと、そういう何がしかの場をつくらないと、女性の方がなかなか積極的に外に出ることが難しいという御意見であったりとか、女性の方がいろんなノウハウを持っているけれども、それを生かす場がないということで、この事業を使って、加工であったりとか、女性の方が外に出ていただいて勉強をしていただく場とか、そういうものを提供しようということで取り組んでおります。

○井上委員 ということは、下の女性のほうのところは年齢制限もないので、農村の若い女性の人たちということじゃなくて、若い女性というのは上のほうに入っているということと理解していいですか。

○牛谷農業経営支援課長 農山漁村女性のほうも年齢制限は当然ございませんで、個人というよりは、グループごとでこちらとしては対象にさせていただいておりますので、若い方もグループの中にはいらっしゃいますし、例えば日向ウイングみたいな方々も1つの組織として入ってきますし、そこその年齢の方もグループの中にはいらっしゃるような状況でございます。

○井上委員 人材に何を求めるかだと思っんです。今後どうやっていきたいのか。このアメリカに行った人たち、ブラジルに行った人たちは、どういうふうにして日本に帰ってきて、宮崎に帰ってきて、何をどのようにしているのかとか。だから、この300万はどう生きるのかということでしょう、結論。

そして、下のほうの女性のほうもそうなんだけれども、何か加工する場所を確保してあげた。これだけでいいのかということですよ。

課長のところは、県立農大校も包括されているわけだから、余計にそういうふうにするんだけれど、できるだけ農大校も女性の人たちがたくさん入ってきてほしいわけで、だから、若い人たちを含めてそこに集中して農業というものについての考え方、今までの視点とは違う視点で女性の人たちが入ってきてくれるようにしていかないといけないと思っんです。

だから、予算がこれぐらいで済むのかどうかというのはよくわからないんだけど、海外に行かせるというステータスをどうその人も含めて。県側が、それをずっと続けていくというときに、何を求めてどうそれを今度は——対価という言い方は変かもしれないけれど、そのノウハウをどう受け取るのかというのを考えられたほうがいいんじゃないかなと。

アグリのあれやら見せてもらおうと、若い農村

の青年の人たちが頑張っているところ、家庭も入れて、自分の妻も一緒になって頑張っている姿とか、今までの農家とは違うような感じの農家の人たちというのがいらっしやるじゃないですか。

だから、そういうのが新しい農村の姿じゃないけれども、農家のありようみたいなもの、そして、その家庭のありようみたいなものというのをイメージできるようにちゃんとしていくという方法というのはとらないといけないんじゃないだろうかと常々思うわけです。

それと、海外に行けるというステータスを、どうそこをきちんと生かすのか、その選ばれた人というのは、何をどんなふうにするかというのを、何をどんなふうにするかというのを、ちょっと明確でないような気がする。

予算が大きいから、小さいからというのではなく、山下委員からも出たように、途中でやめたりしないで、ずっと農業を続けていってくれるためにはどうしたらいいのかということを考えたときの、その一助というのはこのあたりにもあるんじゃないのかなと思うので、一つ一つ単発にし過ぎないで、継続性と、横につなぐとか、それが足りないような気がしてならないんですけど、どうなんですか。

**○牛谷農業経営支援課長** この事業の中では、そういうところはなかなか見えてこないんですけども、海外に行かれた方々、例えばブラジルに行かれた方につきましては、南十字星の会というのをつくっていらっしやまして。それは御存じかと思えますけれども、行かれた方々のネットワークを持っていらっしやまして、当然、帰ってこられた方々につきましては報告会をしていただいて、どういう研修で、どういう内容だったというようなことを報告してもら

うというような形にしています。例えば、SAP会員の中でも、誰々さんが行ったので、あんなたち行きなよとかいうような話で、しっかりとその研修のよかったところを周りの人たちに伝えるような場、仕組みというのを持っているつもりでございます。

あと、女性のほうも、例えば、女性のグループだけが集まってやっているというとおっしゃったような形になってしまうんですけども、そういうことだけではいけないということで、農業大学校の学生にも当然女性の方がいらっしやいますので、そういう方々に、女性グループの代表の方に講義をしてもらったりとか、加工研修と一緒にしてもらったりとか、そういう女性が、実際農業をされている方がどういうふうに輝いて農業をしているかというのを、農大校に来た非農家出身の学生もいらっしやいますので、そういう方と交流することによって、女性グループとしての生きざまとか、そういうものをちゃんと伝えるというような取り組みはしているところでございます。

**○井上委員** 問題は、リポートができるような人材をふやさないといけないんです。何も言えないで、ただ気持ちとしては伝わるとか、それじゃだめ、リポートができないといけない。

だから、そういう議論の提供を誰がするのかということが、若い人たちにも常にそこが求められるわけ。企業家も。企業のところが今物すごく動いているんだけど、農業のところもそうやってリポートしていかない限りは、だから、皆さんとががんやるぐらいの人たちがどんどん出てこない、なかなか農業というのも業としては進まないということだと思ふ。

昔、松形さんのしていた農村女性のつばさというのが、私は物すごく好きだったのね。それ

で、その人たちはドイツに行ったりしていたんだけど、ドイツからえびのに帰ってきたら、農家民泊をばあっとみんなで固まってやったりとかされていたわけよね。そのときは、行ったことが常に問われて、女性の人たちは、それを地域にそうやって返していったわけ。

だから、農村女性のつばさというのは、あれは固まって行っておられたから余計につながりもあって、そして、結局えびのにそれがすごく定着していて。お話を聞いてみたら、その経験があるということをおられたおばちゃんだったので、すごく共感を持ちながらお話をさせていただいたんだけど。テーマも必要だし、何を求められているかというのがわかってなくて行くというのは問題があるというふうには私は思うのね。

だから、女性のパワーアップってなっているわけだから、どうやってパワーアップさせるのか、自分が選ばれたことも含めてステータスもあって、そして、それが地域に返せない、求めるものがはっきりわかっていないんじゃないのかなと私は思う。だから、魚がいっぱいあるから、魚を早く切って何とか煮てというだけではちょっと問題があれなんじゃないのかなというふうには思います。

だから、これはまた1回議論してみてください。でないと、地域の中での産地の育成というときの育成はやっぱり人だから、人がちゃんといないとまずいのではないのかなというふうには思います。

きょうのお昼は、自分が煮てきた里芋だったんですけど、里芋ってすごくおいしいんだけど、煮ころがしじゃないとダメなのかと思ったら、そうでもなくて、真丈がつくれたりいろいろするんだけど。里芋日本一の産地構築っ

てなっているけれど、これは宮崎県内のどこか特定して産地を強化してつくりあげようというのでもあるんですか。

それとも大ざっぱに里芋をふやしていこうと、病害に強いとか、そういう里芋にしようということですか、どちらなんですか。

**○土屋農産園芸課長** 里芋は、実は宮崎県は平成26年まで日本一の産地でございました。全県下にほとんど里芋の産地があるような状況でございました。

ただ、26年から発生いたしました疫病の影響で、作付面積、それから、生産量が減っております。28年度の実績は、24年に比べまして約4割の生産量にとどまっております。

これを、何とかしっかり疫病対策を行うことによって、その他の対策も行うことによって、もう一度日本一の里芋産地にしたいという事業でございます。

**○井上委員** ざっくり宮崎県全体で日本一という感じ。

**○土屋農産園芸課長** はい、そうでございます。東臼杵の一部とか作付がない所がございますけれども、基本的には全県下で考えております。

**○井上委員** ということは、収量がいっぱいあればいいのかな。

**○土屋農産園芸課長** 一つは、疫病で非常に生産量が減りましたので、しっかり疫病対策をやって収量をとっていくということ。

それから、やはりマーケットのことも考えまして、しっかり市場で高値で売れる、よい系統のものも選抜したりとか、育種をしたりするような取り組みも農業試験場等と連携してやっていきたいというふうには考えております。

**○井上委員** 私も里芋にはいろいろ思い入れがあるわけですが、宮崎県ざっくりの里芋をとい

うよりか、小林あたりもそうだけれども、いろんな所で。ざっくりで里芋なんだ…。

今一番、里芋を栽培しているのが多い所はどこなんですか、県内で。収量の多い所というのは。

**○土屋農産園芸課長** 都城市だと思います。面積的に。

都城市が第1位で、第2位が宮崎市。これは、旧田野町の面積が多いかと思います。それから、3位がえびの市、4位が小林市というような順番になってございます。

**○井上委員** 小林のイメージが強かったな。例えば、都城市さんだったら、多分、納税のお土産には里芋なんだろうね、そういうのが入ってくるんでしょうね。わかりました。

それと、もう一ついいですか。同じ、日本一の県産焼酎を支える原料用カンショ生産拡大支援事業。これは、金額的にはあれなんだけれど、カンショって、本当に売れるのも売れるし、こうして焼酎にもなるしで、すごくいいなと思うんですけど、これはこれからどんなふうに進めていきたいと思っていらっしゃるんですか。新規事業になっているんですけれど。

**○土屋農産園芸課長** 県内に焼酎の工場がございまして、そこの原料用カンショの受注を見ますと、宮崎県産が55%でございまして。合わせて、最大手でございまして霧島酒造は新たな工場がございまして、さらに生産量を拡大することになるので、原料用のカンショというものを求めておられます。

そういう日本一の焼酎の原料になります原料用カンショにつきまして、しっかり生産を拡大していきたいということのための事業でございまして、内容といたしましては、どうしてもウイルスフリー苗が求められておりますので、バ

イテクセンターでウイルスフリー苗をつくって、それを増殖するハウスを建設する費用、それから、ほとんど原料用カンショにつきましては、定植から収穫までほとんど機械化というものができてございますけれども、一方で、苗取り、苗の生産というのが全労働時間の3割を占めるという非常に大きな割合を占めてございます。今でも手作業で苗をとっている状況でございますので、苗生産の省力化、低コスト化を図るような取り組みに農業試験場と連携して取り組む予定でございまして。

**○井上委員** 規模拡大と新規産地というのは大体めどが立っていると思ってもいいんですか。

**○土屋農産園芸課長** 基本的には、既存の産地も高齢化等でやめられる方も多うございます。それを大規模法人の方たちが担うというような形になってございますけれども、既存の産地をしっかりと守って、そして拡大していくというような考え方でございまして。

畑地帯が中心でございまして、都城であったり、児湯地区であったり、そういう所で拡大をしていきたいと考えております。

**○山下委員** 同じく農産園芸課で、310ページです。先ほど説明していただいたんですが、事項の一番下です。主要農作物生産対策事業費の3,000万、これと、その次の(事項)宮崎米政策改革推進対策支援事業1億7,000万、具体的にこの予算の使い方です。どう違うのか、そこら辺の目的やらを教えてください。

**○土屋農産園芸課長** 済みません。ちょっとお時間ください。

**○山下委員** ちょっと説明すると、この上の段のものは、この説明欄を見ても、土地利用型高収益作物導入による水田の高度利用でしょ、この収益力向上。その下の段の説明欄に書いてあ

るんですが、米政策によって、金額がこれだけ違うんですが、目的というのがどういうふうに違うのかなと、この予算配分を決めた中での。

**○土屋農産園芸課長** まず、下のほうの宮崎水田農業構造改革推進事業でございますが、これは、国庫事業が主なものでございまして、県の地域農業再生協議会やJ A中央会等の受注調整体制の強化にかかわる費用について補助するものでございます。

一方、主要農作物生産対策事業費につきましては、県単事業でございまして、それぞれ、例えば、田植え機であるとか、収穫機であるとか、そういうものに対する補助ですとか、それから、マーケットインに取り組む産地に対する支援等を行うものでございます。

あわせて、特Aを取得する体制強化という形で、そういうおいしい米をつくる展示圃の設置であるとか、そのようなものにも支援しているところでございます。

**○山下委員** 要するに、産地交付金が、直接支払交付金の7,500円がなくなる。これは大きく米政策が変わるんです。結局、生産者もありますが、市町村に割り当てして、米生産量数値の作付やらしよったのが、結局、全体的に米政策を見直していこうということですから、結局、食用米をどのように作付配分をしていくのか。

だから、これがふえると、結局また米の下落につながる。ふえないための米政策で、あとのWCSとか、加工米とかはそういうふうにどんどんシフトをしていきなさいということですから、ことしの予想は、食用米が逆に高くなるんじゃないかなという思いなんです。去年は30キロで7,000円ぐらいしたところで、安いときは5,000円台でした、2年か3年前。

米の需給というのが、非常に消費が落ちてく

る、されどそれを一生懸命、国も手立てをして、水田機能をまたちゃんもとに戻して米政策をやりなさいという形でさまざまな展開をやっているんですが、本当に生きた米政策の事業予算の消化をしていかないと、ただ補助金の垂れ流しばっかりしてもいかんと思うんです。

新規事業やらをこれだけ入れておって、似たような事業の中で何がどう違うのかなということを、説明を聞いておって、思ったものですか。課長、今年度の大きく米政策が変わってくる中で、皆さん方が各J A等に下ろししていく、一般米——一般米に限らず何でもいいんですが、作付をこれぐらいしたらどうでしょうかという計画やら、それは持っているんですか。ことしの計画は。

**○土屋農産園芸課長** 作付の目安につきましては、昨年度の生産数量の目標値とほぼ同じ数量といえますか、地域の実態に合わせて調整はいたしました。一応各市町村におろしているところでございます。

**○山下委員** 面積はどれぐらい。

**○土屋農産園芸課長** 面積は1万8,460ヘクタールでございます。

**○山下委員** これは一般米のこと。食用米。

**○土屋農産園芸課長** 作付の目安は、主食用米でございます。

**○山下委員** 約50%ですよね。水田面積の3万7,000ヘクタールぐらいの。

それで、高収益作物の事業で、水田が変わってくるといういろんな園芸作物やら入れて所得をふやしていこうということなんです。今回の質問でもかなり集中的に、私、農地の集約と集積をやらないと生産性が上がらないよと。我々も農業をしているときに、地域の皆さん方やら親からもそうでしたが、農業というのは結局広げ

るだけではだめだよと、集約できるような生産性が上がることで、10アール当たりの生産性を上げる努力というのは農家も必須なんです。

我々がトウモロコシを植えるにしても、面積だけ何十町と広げたって、反当たりのトウモロコシの収量がとれなければ何にもならないんです。

だから、その辺のめり張りをちゃんとつけた中で米政策、こういうものにちゃんとシフトしていかないと、そういう目的のある事業予算の使われ方でないとだめだろうと思うんです。集約できるものを。

例えば、さっき井上委員のほうから触れられましたけど、県産焼酎を支える原料カンショの生産拡大です。霧島酒造も第5工場ができると、1升瓶で1日に出荷が21万本できるそうです。来年稼働になるのかなと思うんですが、それぐらいカンショの作付をふやしていかないといけない。けれど、先ほど説明もありましたが、機械化というのが一番いるのが苗のとり方と植えつけなんです。

それで、何とか合理化して、カンショの作付拡大をやっていかないといけないと思うんですが、さっき説明していただいた予算の中で、カンショ関係で使われる機械、それに対する補助金。産地づくり対策事業費が、8億2,000万ぐらいあるんですが、この辺とのリンクというのはできないのかな、カンショ関係の作付とか収穫とか、そういうものには使われているんですか、この予算というのは。

**○土屋農産園芸課長** 産地パワーアップ事業で機械のリースという形をとって導入がなされております。

**○山下委員** 産地づくり対策事業、これはどういう予算なのか。

**○土屋農産園芸課長** 強い農場づくり交付金のほうでは実績はございません。

**○山下委員** 産地パワーでやっているわけ、機械導入とか、そういうのは。

**○土屋農産園芸課長** はい。やってございます。

**○高橋委員** 関連です。先ほどの水田農業構造改革推進事業。別冊の59ページを皆さん、お持ちですか。ここに生産体制の構築などを検討する新たな推進体制の整備を支援とあるから、これは人件費とか入っているのか。額面が、ほとんどが国庫支出金ですよ。だから、ここは整理して説明していただくといいと思います。

**○土屋農産園芸課長** これにつきましては、農業経営所得安定対策の交付金をもらうための再生協等の人件費でありますとか事務経費になります。

**○高橋委員** でしょ、了解。額面も大きいし、生産体制の推進体制ですよ。

**○土屋農産園芸課長** はい、そうです。

**○高橋委員** その支援ですよ。そこを整理した上で次に行きます。

水田高度利用産地育成支援事業、新規で、これは県単ですから、その力の入れようがわかるわけであって。ただ、この事業内容の①、②、③というのは、過去、水田を活用するに当たってやってきた事業ではあるわけです。例えば機械のレンタルというのは、農業機械、銀行とか昔行っていました。

ただ、私がお聞きしたいのは、以前の水田活用には、誘導する施策がありました。昔だったら報奨金とか助成金とか言っていました。今回の水田高度利用産地育成支援事業というのは、そういうお金の面での誘導策というのはないわけ。昔は、大豆をつくったら10アール当たり、例えば1万円とか2万円とかあったわけで、今

度はゼロなわけです。

だから、どういったもので農業者を誘導するのかなというところをまず聞きたいと思います。

**○土屋農産園芸課長** 委員おっしゃいます大豆をつくったらというものは、現在も戦略作物助成という形で、国のほうから交付金としてございます。

ただ、例えば今この事業でお願いしております水田におけるベストミックスを実現するために、野菜をつくった場合の交付金というものは、国のほうでは定められておりませんので、地域において産地交付金、地域の再生協にゆだねられておりますけれども——そこで検討をされるのかということもございますけれども、基本的には今回の事業でお願いしておりますいろんな、新しい高収益品目を導入するときの実証であるとか、それをつくる場合の機械のレンタルの補助であるとか、その辺でベストミックスの実現に取り組んでまいりたいと考えております。

**○高橋委員** 大豆は助成金は出ているんですね。

**○土屋農産園芸課長** 転作作物として栽培される場合は、麦、大豆、主要作物、それから、WCS、今そうですけれども、交付金があります。

**○高橋委員** わかりました。ただ、額面的には物すごく下がっていると思うんですが。ただ、ここで想定しているのは野菜です。例示が、ベストミックスの想定される品目でありますように。

この作物に関しては助成金というものはないわけですよ。だから、そういう意味では、どうやって誘導をしていくのかということを知りたいわけなんですけれども。導入実証とかされていくわけですが、ポンチ絵図の中の右の下の水田農業の構造改革の最後のチャンスって書いてあるじゃないですか。だから、それなりの覚悟

を持ってこの事業をされるんだらうなというふうに思ったわけですけども。

私が言いたいのは、過去こういう事業をやりながら、結果を出した農家ももちろんいるんですけど、冒頭言いました奨励金とか助成金とか差し上げて、結局それが目当てなんです。作物をつくって売ってもうけようというのじゃなくて、助成金をもらうのが目的になっていた農家というのは結構いたわけです。

だから、今回は確実に作物をつくってお金にしてもらおうという、そういう事業だと思うんです。最後のチャンスと書かれているわけだから。そういうような覚悟を持ってその事業に取り組まれるわけですけども、ストーンと来ない部分というのは、農家の方が意欲を持って高度利用のこの支援事業に参画していこうというのをどこで捉えたらいいのかなという、難しいお尋ねかもしれませんが、いかがでしょう。

**○土屋農産園芸課長** 基本的には、先ほど委員も言われましたけれども、しっかり、県といたしましては、耕種部門の生産額を伸ばしていかなければならないというふうに考えております。

今、水田地帯におきましては、これまで転作もあったんですけども、水田に稲を植えて、例えばWCS用稲であるとか、加工用米であるとか、そういうものを植えて生産調整に取り組んできた経緯がございまして、水田において野菜を植えたりとかするような畑使いというものが定着していないような状況でございます。

今回、先ほど御説明させていただきましたが、米の直接支払交付金の7,500円もなくなるということで、これをチャンスと捉えまして、しっかり地域に適した露地野菜の導入、高収益作物の導入というものを考えていきたいというふうに考えております。

現在、各地域におきましても、各地域ごとの高収益作物を組み合わせたベストミックスについて検討をいただいているところでございます。

**○高橋委員** わかりました。本県の場合は、耕種部門の産出額が伸び悩んでいるということで、山下委員も質問をされましたけれど。ちなみに、きょう御提案の、事業説明のやつは露地ですが、ほとんど施設園芸のほうに占めているのかなと思うんですが、おおむね露地の耕種部門の産出額は耕種部門の何割ぐらいあるんですか。耕種部門のほうにわかりやすいですね。

**○土屋農産園芸課長** 耕種部門全体の数字を今持ち合わせてございませんけれども、露地野菜と施設野菜の割合でいきますと、大体7割が施設野菜での生産額ということになるかと思えます。

**○高橋委員** わかりました。7対3の割合で施設園芸だということですが、露地野菜の分を伸ばしていこうということで、導入コストというのは施設と比べたら問題になるぐらい低額なわけだから、やりようによっては、露地野菜については参加していただけると思えます。

ここを伸ばすことは、今まだやっている耕種部門の農業産出額を右肩上がりに伸ばせるということですから、この事業は本当成功させなければならぬと。最後のチャンスです。タッグを組んで多分取り組めると思うので、よろしくお願ひしたいと思えます。

**○後藤委員長** ほかによろしいですか。

それでは、以上で、農業経営支援課、農産園芸課の審査を終了いたします。

続きまして、農村計画課、農村整備課の議案の審査を行いますので、順次説明をお願ひします。

**○山下農村計画課長** 農村計画課でございます。

お手元の歳出予算説明資料の315ページをお開きください。

農村計画課の当初予算額は一般会計のみで、55億2,898万4,000円をお願いしております。

それでは、主な内容について御説明いたします。

317ページをお開きください。

まず、中ほどの(事項)公共工物品質確保強化対策費1,486万6,000円についてであります。

1の、公共工物品質確保強化事業1,387万6,000円ではありますが、公共三部が発注する公共工事について、施工体制監視チームを編成し、工事現場における施工体制の点検などを通じ、公共工事の品質確保を図るものであり、農政水産部が負担する委託料を計上しております。

次に、その下の(事項)公共農業総合整備対策費2億8,917万4,000円であります。主なものといたしまして、2の、国営造成施設管理体制整備促進事業8,681万円ではありますが、これは、国が造成した施設を管理する土地改良区の管理体制の強化を図るため、一ツ瀬川地区ほか6地区へ助成するものであります。

3の基幹水利施設管理事業1億4,376万4,000円につきましては、市・町が管理するダムなどの大規模な国営造成施設の管理費の一部を補助し、農業用水の安定供給や農村地域の防災、環境保全等の機能強化を図る事業で、一ツ瀬川地区ほか3地区で実施するものであります。

次に、318ページをお開きください。

中ほどの(事項)国土調査費11億5,910万8,000円についてであります。これは、1の地籍調査事業により、1筆ごとの土地について、所有者や地番、地目、面積を明確化するものであり、宮崎市ほか16市町村等で実施するものであります。

次に、一番下の(事項)大規模土地改良計画調査費の2,765万9,000円についてであります。これは、大規模土地改良事業の円滑な推進を図るため、各種調査や地域農家への畑かん営農の啓発、推進を行うものであります。

なお、次の319ページ、3の、畑地かんがい営農推進プラン推進事業につきましては、後ほど畑かん営農推進室長が常任委員会資料により御説明いたします。

その下、(事項)大規模土地改良事業負担金の33億692万3,000円であります。これは、大淀川右岸地区ほか5地区の国営土地改良事業と、都城地区で実施しました「緑資源機構事業」に係る負担金であります。

次に、(事項)県単土地改良事業の2,923万円であります。これは、農業農村整備計画策定に要する経費として計上をしております。

歳出予算説明は以上であります。

**○菓子野畑かん営農推進室長** 資料変わりました、常任委員会資料をごらんください。

15ページでございます。

まず、1の事業の目的・背景につきましてですが、畑地かんがい営農推進プランで設定した重点推進地区におきまして、推進組織の育成と自走式散水機具の体験機会の提供によりまして、かんがい用水の利用拡大を図るものです。

概要につきましては、右側の資料で御説明いたします。

資料左上、畑かん営農推進プランの概要につきましては、畑地かんがいの整備と水利用を拡大するため、昨年7月に見直し策定したもので、従来の水利用を中心とした方針を農家の視点で見直したものでございます。プランでは畑かんエリア内に重点推進地区を設定し、農地中間管理事業等の各種営農に関する施策を集中し施策

効果を高め、重点推進地区の取り組みを周辺地域へ波及させ、畑作全体の振興を図ることとしております。

右側の推進のポイントですが、畑作の担い手として期待される大規模な露地作物経営の法人をターゲットとすることや、これらの法人が求める省力化に有効な散水機具である自走式散水機の普及拡大、確実な販路の開拓等が重要であると考えております。

中段の取組概要です。プランでは、推進のポイント等を踏まえ、販売力、生産力、人材の3つの取り組みを強化してまいります。本事業では、この中でも右側の枠①、②にあります2点について支援してまいりたいと考えております。

一つは、キャベツやショウガなど、水利用効果の高い品目拡大に向けたマーケットニーズの情報の提供や共有などを通しまして、推進の中心となる組織の育成に取り組んでまいります。

もう一つは、省力化が可能となる自走式散水機のレンタルによる体験機会の提供を通しまして、水利用の拡大に取り組んでまいります。

これらの重点推進地区の取り組みを通しまして、実際に農家が機械等の導入を希望する場合には、既存の国・県等の事業を活用し、さらなる推進を図って、水利用の拡大、畑作営農の振興に取り組んでまいります。

左側の資料に戻っていただきまして、中段2の事業の概要(1)予算額につきましては170万円、(3)事業期間は平成32年度までの3カ年をお願いしております。

説明は以上でございます。

**○山下農村計画課長** 続きまして、特別議案等について御説明いたします。

常任委員会資料の29ページをお開きください。

議案第31号「宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」のうち、農地法及び土地改良法関係についてであります。

本条例は、地方自治法第252条の17の2第1項の規定に基づき、知事の権限に属する事務の一部を市町村が処理することに関し、必要な事項を定めるものでございます。

1の改正の理由についてであります。住民の利便性の向上や事務処理の効率化の観点から、知事の権限に属する農地法による事務の一部について市町村に移譲するため、所要の改正を行うものであります。また、土地改良法が一部改正されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

2の改正の内容についてであります。

まず最初に、改正後の条例の別表19の3についてでございます。条例の別表19の2の次に、19の3として、権限移譲を行う都城市の農地法に基づく農地転用許可等に係る事務を追加するものであります。なお、新たに19の3を追加したことに伴い、改正前の条例の別表19の3を19の4に、19の4を19の5に改正するものでございます。

次に、改正後の条例の別表19の5についてでございます。根拠法となる土地改良法から、工事完了の届出等を規定する第113条の2を引用しておりますが、土地改良法の改正により条番号がずれたため、引用条番号を第113条の3に改正するものです。

31ページをごらんください。

3の施行期日についてであります。農地法に関する改正については平成30年10月1日から、土地改良法に関する改正については公布の日からの施行となります。

次に、33ページをお開きください。

議案第48号「農政水産関係建設事業執行に伴う市町村負担金徴収について」であります。

34ページ中ほどの農村計画課の表にありますとおり、農業農村整備実施計画策定事業ほか2事業について市町村負担を予定しており、地方財政法第27条第2項の規定により、あらかじめ市町村の意見を聞き、同意を得た上で議会の議決に付すものであります。

最後に、決算特別委員会の指摘要望事項に係る対応状況について御説明いたします。

別冊の資料、決算特別委員会の指摘要望事項に係る対応状況の13ページをお開きください。

⑫になりますが、農地中間管理事業につきまして、作業効率の高い農地が意欲ある担い手に集積されるよう、積極的に基盤整備に取り組むよう指摘・要望をいただいたところでありました。このことにつきまして、先般、土地改良法等の一部を改正する法律が施行され、農地中間管理機構が借り入れている農地を対象に、これまで事業の対象とならなかった小規模な地域でも基盤整備事業を実施できる新しい制度が創設されました。

これを受けて、土地改良区や農家への説明や要望調査など、事業化に向けた推進に着手するとともに、11月には県機構関連事業推進協議会を設立し、農地中間管理事業による担い手への農地集積と連携して、機構関連農地整備事業を推進する体制を整えたところです。

平成30年度当初予算案において、機構関連のうち整備事業を始めとした基盤整備事業により、農地の区画拡大等を進めることとしており、これにより、担い手への農地の利用集積を促進し、収益性の高い営農への転換を促進してまいります。

私からは、以上でございます。

○菓子野畑かん営農推進室長 資料お戻りいただきまして、常任委員会資料の32ページをごらんください。

議案第47号「国営西諸土地改良事業（一期）執行に伴う市町村負担金徴収」についてであります。

本議案は、平成8年度から平成29年度までに事業を実施いたしました国営かんがい排水事業、西諸地区一期の市町負担を予定しており、土地改良法第90条第10項の規定により、あらかじめ市町の意見を聞き、同意を得た上で議会の議決に付すものであります。なお、西諸地区一期の概要は、下段、参考に、事業費や工期、受益面積等を記載しておりますので、御参考ください。

まず、1の負担金につきましては、関係3市町から徴収事業の負担金を定めるものであります。負担金の額は、合計が5億6,810万5,186円で、各市町の額は、受益面積見合いで、小林市が3億5,455万2,393円、えびの市が8,624万2,474円、高原町が1億2,731万319円と定めております。

次に、2の徴収期間は、下段、参考の負担金徴収方法にある（1）の17年間が基本ですが、（2）の繰り上げ償還もできることとなっております。今回、関係市町から全額の繰り上げ償還要望があり、徴収期間を平成30年度としております。

説明は以上でございます。

○函師農村整備課長 農村整備課でございます。

歳出予算説明書資料の321ページをお開きください。

農村整備課の当初予算は、一般会計のみで126億6,076万3,000円をお願いしております。

それでは、主な内容につきまして御説明いたします。

323ページをお開きください。

上から5段目の（事項）農業農村振興対策事業費18億732万2,000円については、2の（1）の多面的機能支払交付金につきまして、農業・農村が有する多面的機能の維持・発揮を図るため、集落等が共同で取り組む草刈等の地域共同活動等を支援するものでございます。

次に、その下の（事項）公共農村総合整備対策費5億8,869万2,000円については、2の中山間地域総合整備事業につきまして、農業の生産条件等が不利な中山間地域の農業生産基盤と生活環境基盤を総合的に整備し、農業・農村の活性化を図るため、高千穂町の五ヶ所地区ほか6地区で、農業用排水路や営農飲雑用水施設などを整備するものでございます。

次に、324ページをお開きください。

一番下の（事項）県単土地改良事業費2億1,700万9,000円については、1の県単土地改良事業につきまして、国庫補助事業の対象とならない小規模な農業用排水路や農道などを整備するものでございます。

次に、325ページをごらんください。

（事項）公共土地改良事業費36億2,558万8,000円については、1の県営畑地帯総合整備事業につきまして、畑地帯の担い手の育成・強化とともに、多様な営農形態に対応できる力強い産地づくりを図るため、宮崎市住吉2期地区ほか52地区で、畑地かんがい施設や農道などを整備するものでございます。

2の、県営経営体育成基盤整備事業につきましては、後ほど委員会資料で御説明いたします。

次のページ、326ページをお開きください。

一番上の（事項）公共農道整備事業費10億4,265万円については、1の県営広域営農団地農道整備事業につきまして、農畜産物の効率的な輸送

体系の確立などを図るため、門川町の沿海北部5期地区ほか1地区で、広域農道を整備するものでございます。

次の(事項)公共農地防災事業費15億6,509万7,000円については、農地や農業用施設の災害を未然に防止するため、3の県営ため池等整備事業につきまして、高千穂町桑水流地区ほか22地区で、ため池や用水路を整備するものでございます。

次に、328ページをお開きください。

5段目の(事項)耕地災害復旧費29億5,909万1,000円につきましては、台風や集中豪雨などにより被災した農地・農業用施設の早期復旧を行うものでございます。

続きまして、常任委員会資料17ページをお開きください。

県営経営体育成基盤整備事業について御説明いたします。

本事業は、従来から既定事業として実施しております国庫補助事業ですが、米中心から野菜等の高収益作物を中心とした営農体系への転換が求められる中、担い手への農地集積・集約化や農業の高付加価値化を図るため、農地中間管理機構との連携を図る新たな農地整備事業を追加するものでございます。

右側の18ページをごらんください。

上段、I背景にありますように、現行の基盤整備事業では、農業者に費用負担を求めておりますが、少子高齢化が進行する中、農業からリタイアする農地所有者は、基盤整備のための費用を負担する用意はなく、このままでは基盤整備が滞り、結果として、担い手への農地の集積・集約化が進まない状況にございます。このため、今回、国が創設する農業者の費用負担や同意等を求めない機構関連農地整備事業を積極的

に活用していくこととしております。

この新規事業の要件としましては、II事業要件の右側でございますように、2点目の、事業対象農地の全てに農地中間管理権が設定されていること、3点目の、農地面積が一般地域で10ヘクタール以上、中山間地域で5ヘクタール以上であること、4点目、5点目の事業完了後5年以内に事業対象農地の8割以上を担い手へ集団化し、収益性を20%以上向上することなどがございます。

17ページに戻っていただきまして、2の事業の概要の予算額は7億505万3,000円をお願いしておりますが、そのうち、新規事業でございます機構関連農地整備事業につきましては、6,300万円をお願いしているところであり、(5)の事業内容③にありますように、萩川第一地区ほか1地区を予定しております。

続きまして、委員会資料の27ページをお開きください。

議案第21号「県営土地改良事業特別徴収金徴収条例の一部を改正する条例」でございます。

1の改正理由につきましては、土地改良法が一部改正されたことに伴い、関係規定の改正を行うものであります。

3の改正の内容については、これまでは農用地の所有者等が整備された農地を、工事完了後に県営土地改良事業の目的以外の用途に供した場合、その農地の所有者等から特別徴収金を徴収することとしておりましたが、土地改良法の改正により、機構関連農地整備事業につきましても、目的外用途に供した場合などに、農地の所有者等から特別徴収金を徴収することが可能となったことから、関係規定の改正を行うものでございます。

具体的な改正内容としましては、これまでの

規定に加えまして、農地中間管理機構が借り受けている農地について、所有者が農地を貸し付ける契約を解除した場合などに、特別徴収金の徴収を可能としたものでございます。

最後に、委員会資料33ページをお開きください。

議案第48号「農政水産関係建設事業執行に伴う市町村負担金徴収について」でございます。

表の農村整備課の欄にありますとおり、基幹水利施設ストックマネジメント事業などの農業農村整備事業において市町村負担を予定しており、土地改良法第91条第6項等の規定により、あらかじめ市町村長の意見を聞き、同意を得た上で議会の議決に付するものでございます。

説明は以上でございます。

○後藤委員長 議案に関する説明が終了いたしました。

委員の皆様からの質疑をお願いします。

○高橋委員 委員会資料の16ページの散水機のレンタルです。基本、水田は水があるということの利便性で、こういった散水機は要らないという先入観があると思うんですけれど、パイプラインであっても水を調整されるんです。そういったところもあって、これは確認ですけれど、畑地かんがだから、当然畑地以外では貸してくれませんよね。

○菓子野畑かん営農推進室長 この事業に限って言えば、畑かん地区になります。

ただ、受益地区に水田もございいますので、そういった地区であれば対象にはなるかと思えます。

○高橋委員 わかりました。

次の17、18ページなんですけれど、農業者の費用負担なしということが大きな目玉だと思うんですが、従前の事業で農業者の費用負担がな

かった事業があったと思うんですけれど、ありましたよね。

○凶師農村整備課長 従前の事業で農業者負担のない事業というのはございまして、農地集積の集積資金として、地元負担分をカバーするというので、結果としてただになっているという事業はございます。

○高橋委員 結果的に事業者の費用負担はないんですけど、経過が違うというやつですね、手続が。

それで、新規事業——「はらいがわ」と読むんですか。2地区を6,300万でできるんですね、この事業費を見ますと。

○凶師農村整備課長 2地区とも、初年度につきましては測量設計費ということで組まさせていただきます。

○高橋委員 測量設計ですね、わかりました。

次に、324ページ。これは歳出予算説明資料の県単の土地改良事業費の小規模団地の経費がここに計上されているわけなんですけれど、要件を教えてください。

○凶師農村整備課長 要件は、国庫補助事業の対象とならないということで、普通でありますと10ヘクタールというのが基本にございまして、それ未満の受益を要するというのが基本的な県単事業の仕組みでございます。受益者は2戸以上ということになってございます。

○高橋委員 委員会資料の説明書きにありますけど、一般地域で10ヘクタール以上だけれど、一般地域でしたら10ヘクタール未満でもいい。中山間地域の規定は、ここの小規模団地はないのでしょうか。

○凶師農村整備課長 基本的には、圃場整備の場合は、今申し上げましたとおり10ヘクタールというのがございます。機構関連事業での10へ

クタール、5ヘクタールとは別で、一般の圃場整備事業での採択要件をお話いたしました。

○高橋委員 面積が一緒であれば、小規模団地は受益者負担があるわけですね。だから、同じ10ヘクタールだったら、この小規模団地、どうなのかなと疑問を感じました。

○函師農村整備課長 県単事業で、現在のところ圃場整備実施地区として上がった地区は、ここ数年ございません。

○高橋委員 精査していただくと、小規模の土地改良というのは、国庫に要件が当てはまらないところを救う事業ですよね、県単で。それは、でも面積は一緒ですよと、10ヘクタールないといかんですよというのがあるんですね。ということは、事業費というのは枠があるから、そこに漏れたところを救うという意味で捉えたほうがいいんですか。面積要件は違うわけですね。2戸以上とかもあるわけ。

○浜田農地対策室長 面積の要件は、今説明があったように一緒なんですけれども、機構関連整備事業は、全ての区域の中間管理権が条件での10ということですので、従来の事業はそういう縛りはない、地元の負担のある事業だということだと思います。

○高橋委員 わかりました。県単の場合は、中間管理機構に入っていないなくても救えるということですね、わかりました。

○山下委員 畑地かんがい、確認していきませんが、宮崎県での一番先進地が、瀨砂委員がおられますが、西都のつ瀬川です。あそこの水利用率は、今何%ぐらいですか。面積と、どれぐらい通水があるか。

○菓子野畑かん営農推進室長 現在の整備面積が、整備済み面積2,116ヘクタールで、賦課面積である水量面積が1,995ヘクタールということ

で、94.3%が28年現在でございます。

○山下委員 水利用率は。

○菓子野畑かん営農推進室長 今申し上げた94%が水利用率でございます。

○山下委員 ちょっと違うと。それは適用面積で、私が言っているのは、2,116ヘクタールの中で、水利用料金が納めてある、手続が済んでいる面積です。何%になるかということです。

○菓子野畑かん営農推進室長 繰り返しで恐縮です。賦課面積で申し上げた1,995ヘクタールが水利用料金を支払っている面積でございます。

○山下委員 都城は何ぼですか。

○菓子野畑かん営農推進室長 都城盆地地区につきましては、1,677ヘクタールが整備面積でございます。賦課面積につきましては平成28年度で62.9ヘクタール、約4%弱でございます。

○山下委員 こんな数字やったかな。4%。

○菓子野畑かん営農推進室長 別途に都城盆地地区については、29年度時点も伺っております。29年度時点については94ヘクタールの約5%を行っております。

○山下委員 西都市の場合は94.3ということでもいいんですね。水利用率は。

○菓子野畑かん営農推進室長 そのとおりです。

○山下委員 わかりました。

なぜ都城が伸びないかということ、非常に利用率が悪くて土地改良区の運営もできないんです。どうしたら水利用がふやせられるかなと思うんですが、例えば畜産が8割以上占めているから、そのことで致し方ないんでしょうけれども。土地利用型農業をふやそうとすると、水利用の効果、その辺がまだまだ浸透していないのかなと。

西都は割と高いんだなと思ったんですが、例えば、鹿児島県なんかは、今回私も質問で上げたんですが、耕種農業の産出額。鹿児島は111%

ぐらい伸びているんです。それで、指宿にしても、地域にしても、輝北のほうにしても非常に水利用率が高いんです、向こうは。宮崎県は101.何%しか耕種農業が伸びていない。

そのことを考えると、畑かんの利用を高めることによって、これだけ利用率が高いんであれば、結局、高収益農業、どれぐらい農家の水利用をやって、農業の所得が上がったんだよと、その提示がもうちょっと必要かなと思うんですけど、どういう分析をされていますか。

**○菓子野畑かん営農推進室長** 御指摘のとおり、北諸地区については主要作が確かに多い状況で、実際、一ツ瀬地区を見ますと、作付割合については主要作が少なく、露地品目のほうが多い状況でございます。実際、染ヶ岡あたりの大規模な露地作農家では、非常に水の利用効果を評価していただいております、現時点でも水を使いたいという声が非常に聞こえてきております。

ただ、一方で、北諸地区の露地耕種農家の方の大きな違いは、議員の御指摘もございましたとおり、なかなか今、北諸地区の大型法人は規模拡大ができない。それは、農地が分散しているということによって、一定程度アップパーにきている。これは農地の面だけではないと思うんですけれども、そういう農地に起因する規模拡大が一定程度制限されている。

一方で、尾鈴地区につきましては、全部ではないんでしょうが、かなりまだ農地の需要が高いというふうに聞いております。いい適地があるとすぐになくなるという状況があって、主要作農家についても非常に農地を探しているという状況にあると思います。

直接的なお答えになっていないかもしれないんですが、そういう経営上の特に農地に起因す

る部分で、特に北諸についてはアップパーがかかっているのかなというふうに見ております。

**○山下委員** 鹿児島なんかは後継者がかなり残っているんです。一ツ瀬川流域の所に、それぐらい若者が残って、活気があって、それが普及してこないといけないと思うんです。皆さん方が見て、一ツ瀬川流域の畑かんを利用した中で、もうかるところには後継者が絶対育ってくるわけですから、経営がよければ。どういう評価をされていますか。担い手を抱えられて、いいモデルとなる農家が育っているのか。

**○菓子野畑かん営農推進室長** なかなか一言でのお答えは難しいところですが、もうかる経営というものをしっかりやっていくことだろうと思っております。

一つは、水を使った経営というのは、いろんな場面で独特の経営形態に育ってきているのかなというふうにも思っております、そういったところがしっかり経営の中に取り込まれ、位置づけられて、初めてそういう水を使ったもうかる経営ができてくるんじゃないかと。

そういう意味では、経営の部分に立ち入って、水を使った実際のもうかる方の意見とか、声というものを届けていかないといけないと。特にそういった点では、現在、畑かんマイスターという方を県内で25名お願いしております、直接、農家の方の声を、お互い農家の方同士に届けていただくということも大切なことではないかというふうに考えております。

**○山下委員** わかりました。

325ページ、公共土地改良事業です。既存の県営経営体育成基盤整備、今度から機構関連農地整備事業との格差というのはかなり出てくるんです。この中で予算は、36億確保してあって、この県営経営体育成基盤整備事業が6億4,200万

というのは、今までの事業年度の中での計画面積になるという理解でいいんですか。

○**凶師農村整備課長** 平成30年度に実施している経営体の6億円でございます。

○**山下委員** これは、受益者負担でやる分ですか。

○**凶師農村整備課長** はい、そうでございます。

○**山下委員** これは、例えば行政あたりが農地を買収して、用途がえ変更をやって、買い上げて、実際は受益者負担なしでやるという事業ですか。

○**凶師農村整備課長** 河川改修とか、県道・国道改修とか、そういった場合には非農用地創設といいまして、非農用地を創設して、買収費で地元負担をただにしているという土地改良区はございます。基本的には、非農用地でない限りは地元負担がでございます。

○**山下委員** 都城市東水流地区ほか8地区と書いてありますが、これは12.5の受益者負担の地域があるんですか。

○**凶師農村整備課長** 基本的に農地集積を図りまして、地元負担軽減を図っております。

一番大きい所で\*10%でございます。

○**山下委員** 受益者負担は10%。

○**凶師農村整備課長** はい、そうでございます。

○**山下委員** 10アール当たりの工事費は何ぼですか。

○**凶師農村整備課長** 過去に実施しました一般地域、中山間地域等圃場整備、多々ございますが、その平均といたしまして250万円程度という数字が出ております。

○**山下委員** ということは、受益者が、反当25万払ってでもやっているということ。

○**凶師農村整備課長** はい、そうでございます。

○**山下委員** わかりました。それは中山間地域。

○**凶師農村整備課長** 今の250万につきましては、一般地域と中山間地域含めまして平均した値でございます。

○**山下委員** かなりまとまった地域ですね、どこかわかりませんが。今度、機構の関連農地整備事業、これとの乖離がかなり出てきて、事業をおくらせようとかかなんとかという議論もまた出てくるかなと思うんですが。それは別として、皆さんが振興されるのであれば、その理解のもとに受益者負担をしてでもやろうという意欲のある話を聞いて、正直びっくりしました。

この新規事業の(2)の機構関連農地整備事業で6,300万予算が組んでありますが、これは高原町の萩川第一地区が1地区、これは計画が上がっているという、面積はどれぐらい。

○**凶師農村整備課長** 面積は10ヘクタールほどでございます。

○**山下委員** 2地区で10ヘクタールですか。

○**凶師農村整備課長** もう1地区、10ヘクタールほど、2地区で20ヘクタールほどです。

○**山下委員** その高原町の萩川地区というのは、10町歩のあれが字区域で広がっておってもいいよねということなんですが、どういう条件の所でしたか。

○**山下農村計画課長** 事業計画に係る分ですので、私のほうで回答をさせていただきます。

高原町の萩川地区の集落の上にかかる畑地帯で、その10ヘクタール程度がまとまった団地になってございまして、そこを今回の事業でやろうということになってございます。

○**山下委員** 水田ですよ。

○**山下農村計画課長** いえ、畑地帯でございます。

○**山下委員** これは畑地帯ですか。

ちなみに、工事費はどれぐらいかかるの。畑だったらかからんでしょう。

○山下農村計画課長 萩川地区につきましては、現在計画を策定中でございます、事業費はまだ確定していないということでございます。

○来住委員 何もわからないものですから、教えてください。

317ページが一番下のほうの公共農村総合整備対策費の中の説明欄の3ですけれど、基幹水利施設管理事業費。これが約1億4,000万なんですけれど、これは畑かん事業なんかで行った基幹水路、これの管理にかかわるものの補助になるのかな。わかれば教えてください。

○菓子野畑かん営農推進室長 これは、おっしゃるとおり、ここに一ツ瀬川地区ほか3地区とございますが、大淀川左岸地区、右岸地区、都城盆地地区のダムの維持管理にかかわる助成でございます。

これは、その上に、ほか6地区というのがありますが、ダムの規模等に制限等がございます、この要件にかかわる分の合計4地区が助成を受けているということでございます。

○来住委員 そうすると、都城の盆地畑かんの始まるころもいろいろ問題になったんですけれど、結局、当初から計画の段階からずっと、これは県だけが出すんでしょうか、市町村は出さないんでしょうか。

つまり、この管理費の一部はずっと未来永劫に県は県で、これは1億4,000万でなくて、もっとふえてくるのかなと思うんですけれど、そこはどうか理解すればいいんでしょうか。

○菓子野畑かん営農推進室長 多分、委員がおっしゃるのは、賦課金等も全体の運営経費も含めてということであろうかと思いますが、この部分につきましてはそういったものではござい

ませんで、ダム本体の、例えば頭首工とかの改修とか、本体の維持管理、検査とか、そういったものにかかわる部分です。例えば今回、昨年度に比べて、この事業費5,000万円程度ふえているんですけれども、来年度、都城盆地地区のダム管理システム——これはダム本体にかかわる分ですけれども、この部分の改修が必要だということで、今回、要望として上げておるんですが、そういった部分的なものに限るということでございます。

○来住委員 それで、それとの関係もあるんですが、委員会説明資料の15ページ。畑かんの問題ですけれど、営農推進プランの中で、畑地かんがいも、営農推進プランで設定したと書いていますから、この推進プランというのは既にでき上がっているんだろうと思うんですけれど、これはいつでき上がったものなんでしょうか。

○菓子野畑かん営農推進室長 昨年7月、委員にも御説明差し上げたと思うんですが、昨年の7月に策定いたしました。

○来住委員 物覚えが悪いようですから。

ついでに、重点推進地区というのが既に決まっていると思うんですけれど、幾つの重点地域が決まっているんでしょうか。

○菓子野畑かん営農推進室長 同じく15ページの左下に推進組織の育成ということで、ゼロ組織から13組織ということで今回挙げさせていただいております。主だった地区について、13地区を想定しております、29年度、ことしこのプランを策定しましたので、おおむね5地区程度を選定して作業に当たっているところで、この事業も含めまして、平成30年度からは9地区程度に拡大して、最終的には13地区でこういった展開をしたいというふうに考えております。

○来住委員 それで、これは水利用をどんどん

進めようということだと思うんですけど。先ほど山下委員のほうからも出されたところなんですけれど、畑かん事業を始めるときに、当然面積だとか計画されて、それで大体年間どれほど——例えば都城の畑かんだったら年間どれほどの水が必要だろうということから、ダムの大きさだとか、導水管の大きさだとかいうのも当然決まっていくと思うんです。それは全ての畑かん事業でそのように計画が多分される。

ただ、僕の記憶では、都城の畑かんは、最初ダムを6つぐらいつくるような予定だったのか、だんだん減って1つになった経過があるんですけど。知りたいのは、最初の計画、例えば、都城の盆地畑かんでは年間どれほどの水なのか、畑かん、都城はまだ途中ぐらいですから。

例えば一ツ瀬でもそうですけれど、年間どれほどの水が必要であって、そういう最初の計画があったのかどうか、そして、その水を現実に今どれほど利用をしているのかというのが、それは出ないんですか。年間何万トン必要だと、それに対して現在、何万トン利用しているというのはないものなんでしょうか。

**○菓子野畑かん営農推進室長** 済みません。今、手元に持ち合わせておりませんが、ございます。

**○来住委員** それはあるんですか。当初の計画の中には、どれほどの営農があって、どれほどの水が必要だというのはあるんですか。

**○菓子野畑かん営農推進室長** 当初、作付計画、営農計画のほうから水利用の量を算定をして、それから、おっしゃるとおりダムの容積等々を算定して営農計画をつくってまいりますので、そういった数値はございます。

**○来住委員** それは、今5つ、6つ、まだ実際の事業を行っている西諸もありますから。その資料としては、現実に今利用しているのは、西

諸なんかはまだ全て終わったわけではないですから。いずれにしても当初の計画と現在の利用状況というのは、何か資料として出すことができるんでしょうか。

**○菓子野畑かん営農推進室長** 今整理したものはないですけど、便宜的に、先ほど山下委員に申し上げた賦課面積、こういったものを一応、当面の水利用の目標として今推進をしているというところでございます。

**○来住委員** 意見になるんですけど、僕が都城の市議会議員になったころに、都城の畑かん事業が問題になって、当初の計画は600億円だったと思います。それが1,000何百億円になったんですけど、それで、僕たちは、ダム方式よりも地下水くみ上げ方式がいいんじゃないかと。そのほうが事業費も少なくて済む、それから、ランニングコストも要らない、そんな大きな導水管を、ダムをつくったら必ずいつかはまたそのダムをどうかしなきゃならんわけですから。

だから、そういう点では、その地域地域で地下水くみ上げ方式をやったほうが。もちろんそれは全ての所で水をぼんぼん使ったら、地下水は枯渇するでしょうけれど、そうならんだろうというふうに今見ていたんですけど。いずれにしても、こうやって畑かん事業では相当のコストが今後もかかる。それから、予定したように水が利用されない。今になって非常に苦勞をして、水を利用してくれという運動を起こしているのが実情ではないかと思うんですけど、終わったことを今さらどうこうということが言えるわけじゃないんですけど。

ただ、計画としては、そういう点では、農業の場合は特別そうでしょうけれど、長いスパンを見て物事の計画をしていかないと、こうやって実際には大変なことが起こってしまうのかな

というふうに思っているところです。質問にはなりませんけれど、そんなことを感じたもので、後で資料をよろしくお願ひしたいと思います。

○濱砂委員 本当に初歩的なことを聞きますが、これに出ている中山間地域というこの定義です。この中山間、きのうも話題になったんですけども、宮崎県が示している中山間地域というのがあるんですが、それと、山村振興法での中山間地域、この中山間地域という定義はどちらのほうですか。国の資金が入っているから、山村振興法のほうかなとは思いますが、これはどんなでしょう。

○凶師農村整備課長 中山間総合整備事業の中山間地域の要件は、5法指定の過疎法、振興山村法、離島、半島、特定農山村法などがございします。

○濱砂委員 やっぱ山村振興法における過疎地域、中山間地域ということですね。

宮崎県の示している中山間地域というのがあるんです。規則で定める地域というので。あるいは地域振興5法地域というのが、範囲がちょっと違うんです。

○凶師農村整備課長 今申し上げました5法指定地域が宮崎県で指定している地域でございします。

○濱砂委員 中山間地域がこれに全部該当するんですね。

○凶師農村整備課長 そうでございします。

○後藤委員長 ほかにないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、以上で、農村計画課、農村整備課の審査を終了いたします。

執行部入れかえのため、暫時休憩いたします。

午後2時36分休憩

午後2時45分再開

○後藤委員長 それでは、委員会を再開いたします。

続きまして、水産政策課、漁村振興課の議案の審査を行いますので、順次説明をお願いします。

○毛良水産政策課長 水産政策課でございします。

お手元の平成30年度歳出予算説明資料の329ページをお開きください。

水産政策課の当初予算額は、一般会計で17億660万7,000円、沿岸漁業改善資金特別会計で2億493万3,000円、合計で19億1,154万円をお願いしております。

それでは、主な内容について御説明いたします。

332ページをお開きください。

上段の(事項)水産金融対策費の説明欄の1、「漁業近代化資金利子補給金」7,494万円ですが、これは、漁船建造や機器整備など、資金貸付における利子補給金でございします。

(1)の漁業近代化資金利子補給金が、法定の利子補給分で融資枠が12億円です。このうち8億円分については、経営転換などの条件に合うものについて、(5)の未来みやざき漁業推進資金で県単の上乗せ利子補給を行うのでございします。

次に、下段の(事項)資源管理対策費の説明欄2の新規事業「五ヶ瀬川水系アユ資源回復プロジェクト推進事業」につきましては、後ほど漁業・資源管理室長が御説明いたします。

333ページをお開きください。

説明欄5の改善事業「うなぎ資源持続的利用対策事業」、5,808万円ですが、近年のシラスウナギ採捕量の減少や、国際的な取引規制が懸念されるなど、厳しい状況が続く中、資

源管理対策に取り組むとともに、全国第3位という本県養鰻業の持続的な生産体制を構築するものでございます。

次に、説明欄の6、宮崎県内水面振興センター経営基盤強化対策資金5,000万円でございますが、この事業は、センターに対し、運転資金として無利子の短期融資を行うものでございます。

次に、中段の(事項)地域漁業経営改革対策費の説明欄の1、漁業経営安定対策資金4億円でございますが、これは、燃油価格等の高騰に備えた国の漁業経営セーフティネット構築事業への加入促進を目的に、信漁連が実施する無利子貸付事業を支援するため、必要な原資の一部を貸し付けるものでございます。

次に、説明欄の2、JAPANキャビア基盤確立支援事業1,709万1,000円でございますが、この事業は、チョウザメ養殖種苗の安定供給を図るとともに、宮崎県産キャビアの国内外への販売力強化の取り組みを支援するものでございます。

次に、334ページをお開きください。

一番下の(事項)水産業試験費1億5,119万2,000円でございますが、これは、水産試験場の試験研究に要する経費でございます。水産資源の管理や漁場の予測、さらには水産物の品質向上の技術開発など、漁業、養殖業の収益性の向上に役立つ研究課題に取り組むものでございます。

次に、336ページをお開きください。

沿岸漁業改善資金特別会計2億493万3,000円でございますが、これは、経営改善や新規着業に必要な資金を無利子で漁業者に貸し付けるものでございます。なお、貸付枠は、説明欄の1にありますとおり2億398万5,000円をお願いしております。

次に、常任委員会資料の4ページをお開きください。

債務負担行為について御説明いたします。

上から2番目の欄、水産政策課にありますとおり、平成30年度漁業近代化資金など2つの資金の利子補給について、期間及びその限度額を設定するものでございます。

私のほうからは、以上でございます。

**○外山漁業・資源管理室長** 漁業・資源管理室でございます。

常任委員会資料の19ページをお開きください。

五ヶ瀬川水系アユ資源回復プロジェクト推進事業でございます。

本事業では、近年低迷しているアユ資源について、川や海で守り育てる漁業者等を支援することで、資源の回復と持続的な利用を実現し、五ヶ瀬川水系流域の経済の活性化を図るものです。

右側の20ページの中段、本事業の内容をごらんください。

1つ目の、川のアユを守り育てる取組としまして、産卵場の造成やカワウ対策を、2つ目の、海のアユを守り育てる取組として、海産稚アユが採捕停止となった漁業者に対する代替漁業の導入を、3つ目の、漁業者等への影響緩和の取組として、海産稚アユを利用している方が、人工産稚アユへ代替するための支援を行うものです。

これらによりまして、資源を回復させ、持続的に利用する五ヶ瀬川水系のアユ資源循環システムを構築し、アユ資源を活用した地域全体の観光や経済の活性化を図るものです。

左の19ページにお戻りください。

事業の内容ですが、予算額は1,200万円、事業期間は平成30年度から3カ年を予定しております。

す。

水産政策課からは、以上でございます。

○田中漁村振興課長 漁村振興課でございます。

歳出予算説明資料に戻っていただきまして、337ページをお開きください。

漁村振興課の平成30年度当初予算額につきましては、一般会計のみで34億4,847万7,000円をお願いしております。

それでは、主な内容につきまして御説明いたします。

339ページをお開きください。

下から2段目の(事項)内水面漁業振興対策費1億9,300万3,000円でございます。これは、河川の魚類資源維持を図るために要する経費であります。説明欄1の河川放流委託事業につきましては、アユやヤマメなどの稚魚の放流を実施するものでございます。

2の特定疾病対策事業につきましては、コイヘルペス病などの特定疾病発生時におけるへい死魚の回収処理等に要する経費でございます。

3の新規事業「内水面漁業活性化計画推進事業」につきましては、宮崎県内水面漁業活性化計画を具体的に進めるため、主要な課題ごとにモデル河川を選定し、内水面関係者の協力体制を構築した上で、資源の回復などに向けた計画の取り組み・評価・改善といったPDCA体制に基づく取り組みの実践を行うもので、手法を確立し、ほかの河川等に普及することで県計画の進捗を図るものでございます。

次に、340ページをお開きください。

一番上の(事項)漁業生産担い手育成事業費1,959万6,000円についてでございます。

説明欄1の、未来へつなぐ漁業担い手育成総合対策事業では、新規就業や収益性の向上を図ろうとする本県漁業の将来を担う漁業者を、計

画的、総合的に確保、育成することを目的に設立されました公益社団法人宮崎県漁村活性化推進機構が行う担い手対策事業を支援いたします。

説明欄4の新規事業「地域ぐるみの漁業担い手リクルート活動展開事業」につきましては、後ほど常任委員会資料で御説明いたします。

一番下の(事項)種子島周辺漁業対策事業費3億9,398万4,000円でございます。これは、ロケット打ち上げに伴い操業制限を受ける漁業への影響緩和のため、関係団体が実施する共同利用施設の整備に対して、宇宙航空研究開発機構が補助を行うものであります。

次のページ、341ページをごらんください。

2番目の(事項)水産基盤(漁場)整備事業費3億1,500万円でございます。これは、漁業の生産力向上と豊かな生態系の維持回復を図るために実施する漁場整備に要する経費でございます。平成30年度は、日向灘海域において、安定的な漁獲や燃油等のコスト削減を図るため、浮漁礁を用いた漁場整備を行うほか、水産環境整備マスタープランに基づき、基礎生産力の向上や資源回復を目的とした漁場整備を的確に実施するために、漁礁機能の調査を行うこととしております。

次に、その2つ下の(事項)漁港管理費2,645万2,000円でございます。これは、漁港区域施設等の管理業務に要する経費であります。説明欄4の、美しい宮崎の港づくり！プレジャーボート適正管理強化事業では、漁港等におけるプレジャーボートの放置艇問題を解決するため、プレジャーボートの係留場所を確保し、未申請者対策や、沈船・廃船処理などを含めた規制措置の実施を行うことによりまして、漁港内の航路を確保し、漁港の適正な管理に努めてまいります。

次に、342ページをお開きください。

一番下の(事項)水産基盤(漁港)整備事業費16億7,635万8,000円でございます。これは、漁港の安全性を確保するとともに、漁業生産基盤としての機能向上を図るために漁港整備を行う事業であります。説明欄2の、水産物供給基盤機能保全事業では、青島漁港ほか6漁港において、機能保全計画に基づく改良や補修等を実施し、漁港施設の長寿命化を図るものであります。

3の漁港施設機能強化事業では門川漁港ほか6漁港において、地震・津波対策として防波堤等を整備することにより、漁港施設の機能強化を図るものであります。

次の343ページに移っていただきまして、同じく説明欄7の、農村漁村地域整備事業では、油津漁港において緑地整備を行うほか、18漁港において海岸保全設備の長寿命化計画を策定し、今後の漁港海岸施設の適切な管理を図るものであります。

次に、344ページをお開きください。

(事項)漁港災害復旧事業費1億7,422万8,000円と、次の(事項)水産施設災害復旧事業費6,859万4,000円でございますが、これらの事業費につきましては、台風等で災害が発生した際の調査費や、復旧工事に要する経費を、それぞれ計上させていただいております。

続きまして、平成30年度の新規・重点事業について御説明いたします。

常任委員会資料の21ページをお開きください。

新規事業「地域ぐるみの漁業担い手リクルート活動展開事業」でございます。

まず、事業の目的・背景ですが、本県水産業における経営体の減少は、漁村の経済縮小に直結しており、担い手の確保は喫緊の課題となっ

ております。この事業では、担い手確保のために、沿岸漁業者みずからが実体験に基づく漁業の魅力積極的に発信することで、新規参入を促進し、さらに、地域が主体となって漁業担い手の確保育成に取り組む体制を構築することとしております。

事業内容につきまして、右のページで説明いたします。

上段に、この事業の目的を2つ掲げております。

まず、目的①の漁業の魅力PRし、漁業を就業先の選択肢の一つとするにつきましては、その下の右側の(1)漁業の魅力PR活動事業として示しておりますが、これまでの取り組みは、既に漁業に興味のある漁業就業希望者に対する求人活動が中心でございました。それを、その左の3つの四角であらわしておりますように、当事業の取り組みでは、漁業に限らず求職活動をしている人、あるいは単に海や自然に興味がある人、田舎暮らしがしてみたいというような人などに対しまして、漁業の魅力積極的にPRすることで、小さな四角の漁業就業希望者をこれまで以上にふやすことを狙ったものでございます。

2つ目の目的②地域の担い手確保意識の改革を行うにつきましては、右下の(2)地域ぐるみの担い手確保運動展開事業に示しておりますが、漁業の魅力を伝える伝道師であり、新規就業者をフォローアップする地域の担い手対策の中核となる漁業者の育成や、地域ぐるみで新規就業者をフォローアップする体制を構築し、求人から就業後のバックアップまで、しっかりと地域で支えることで、その左下の3つの四角であらわしておりますように、先ほどのPR事業により増加した漁業就業希望者を、しっかりと

新規就業者につなげていくこととしております。

左のページに戻っていただきまして、2の事業の概要、予算額は412万9,000円で、事業期間は、平成32年度までの3カ年でございます。

次に、28ページをお開きください。

議案第22号「使用料及び手数料徴収条例の一部改正について」でございます。

これは、県立高等水産研修所宿泊室等使用料に、研修使用料の追加をお願いするものでございます。

改正の理由につきまして、これまで県立高等水産研修所研修室は、入所生の授業を主体として使用してまいりました。近年、漁業者はもとより、一般の県民の方々から、船舶資格の取得や更新のための講習会等の実施に本施設が使用できないかとの要望が多く寄せられるようになりました。このことから、本県漁業者及び一般県民の利便性向上を目的に、研修室を使用した、民間で実施される船舶資格の取得・更新講習等の実施を認めることに伴い、使用料の徴収を行うものでございます。

使用料の額は、別表1にお示ししておりますとおり、1室当たり、午前、これは9時から正午までですが、975円、午後、正午から5時までが1,950円としております。ただし、備考にありますとおり、小・中・高校に在学する者で構成する団体は無料としております。

この使用料の額等は、財産に関する条例に基づく行政財産の目的外使用許可に係る使用料算定要領及び光熱水費等算定要領に基づき算定したものでございます。施行日は本年4月1日からとしております。

続きまして、33ページをお開きください。

議案第48号「農政水産関係建設事業執行に伴う市町村負担金徴収について」でございます。

次の34ページの下漁村振興課の欄で、水産基盤整備事業に要する経費に充てるため市町村負担金を徴収するもので、地方財政法第27条第2項の規定等によりまして、議会の議決に付するものであります。

この負担金の設定にあたりましては、あらかじめ対象となります市や町の意見をお聞きし、その結果、異論がない旨の回答を得たものでございます。

なお、負担金の割合は、事業費の100分の10としております。

漁村振興課は、以上でございます。

**○後藤委員長** 以上で、議案に関する説明が終了いたしました。

質疑をお願いします。

**○濱砂委員** 委員会資料の19ページ。これは何で五ヶ瀬川なんですか。五ヶ瀬川を選んだ理由。

**○外山漁業・資源管理室長** 今回、五ヶ瀬川水系でこの事業を展開することに関しましては、五ヶ瀬川というのが、これまで本県を代表する河川で、漁獲量の把握というのがしっかりしていること、そして、これに関連しまして、アユの稚魚を採捕している漁業者が県北に集中しているということで、五ヶ瀬川を選定しておりますけれども、この五ヶ瀬川の河川と海面、そして、養殖業者の間での資源の取り合いというのがこれまでの資源の減少する結果をもたらしてきておりましたので、県がこの中に入って調整を行うということにしたものでございます。

**○濱砂委員** これは五ヶ瀬川が一番回復率の見込みが高いということではなかったんですか。現在10トンの採捕量が33年に40トン、4倍見込んでいるということですから。

**○外山漁業・資源管理室長** 五ヶ瀬川の河川におきましては、資源が非常にこれまで多いとい

うことで、資源回復の計画を進めることによりまして、今後、資源が回復する見込みがありますので、ここをモデルとして実施したいというふうに考えております。

○濱砂委員 だから、県内全河川の中でここが一番資源回復の確率が高いという見込みでここに入ったんですかという話です。

○外山漁業・資源管理室長 はい、そのとおりでございます。

○濱砂委員 ちなみに、今の状態で一番採捕量の高い所は五ヶ瀬川ですか。

○外山漁業・資源管理室長 五ヶ瀬川水系が県内では一番漁獲量が高くなっております。

○濱砂委員 これで計画どおりいったら、今度はほかの河川に同じような方法でアユの増殖を図っていくということになるんですか。

○田中漁村振興課長 漁村振興課の事業になりますが、歳出予算説明資料の339ページの一番下の、事項で言いますと内水面漁業振興対策費の説明欄の㊦をつけておりますけれど、3の内水面漁業活性化計画推進事業の中で、五ヶ瀬川もモデルになると思います。そのほかの河川につきましてもいろいろと問題を抱えている河川がありまして、漁業者の方々から、そのような例えばアユの回復を図りたいというような要望があれば、この事業の中で、また新たなモデルということで回復に向けた取り組みを実施していくというようなことを計画している事業になります。

○濱砂委員 前に一般質問をしたことがあるんですが、どこの河川も一緒なんです。激減しているんです。環境も非常に悪くなっているし、それをお願いをして。遊魚者たちが全然集まってこないもんですから、組合員の増加を目指して一生懸命努力していただきたいという話もし

ていたんですが。ですから、この川だけが激減しているわけじゃない、全部なんです。

だから、全体に波及できるように、ここはちゃんとしたもので活性化につなげていただきたい。ここも含めて、ほかの河川も一緒にぜひやっていただきたいと思いますので、よろしく願います。しっかりやっていただけますか。

○田中漁村振興課長 新規事業で立ち上げましたので、しっかりとやっていきます。

○来住委員 カワウ対策となっているんですけど、カワウ対策というのは、具体的にどうされるのでしょうか。

○外山漁業・資源管理室長 このアユ資源回復の中のカワウ対策といいますのは、川で漁獲するときは、人がいますけれども、人がいなくなったら、カワウとかアオサギ等が川に来て、アユやカニとか、そういうものをとっていくということがありますので、今後、釣りとか漁獲する期間を短くしたりした場合に、人がいなくなる。そのときにカワウに食べられないように、人を巡回する、そういうことに対しての支援というのを考えております。

○来住委員 カワウの生息数というのはつかんでいらっしゃるのでしょうか。

○外山漁業・資源管理室長 しばらくお待ちいただけますでしょうか。

○田中漁村振興課長 全国的な数字になりますので、古い数字でしか調査結果がございませんけれど、全国では2000年という数字がございますけれど、5万から6万羽で、その後増加傾向にあるということで。地域的に、調査が行われておりますけれど、まだその調査の方法なり、要は、調査をした後に移動をするだとか、そういうような数字がありまして、カワウの生息尾数として数字はございません。

私どもが持っております数字は、駆除対策での捕獲された尾数としまして、平成23年度は18羽とかいう数字が県内であるんですが、平成28年度の駆除数ということになりますけれど、約170羽程度が駆除をされているというものでございます。

○来住委員 170羽というのは、それは宮崎県全体で170羽捕獲した。僕は都城にいますけれど、相当な量があります。よく見ます。100羽ぐらいの集団で移動していますけれど。多分夜はトドロダムにいるのか、どこにいるかわかりませんが、とにかくすごいです。内水面漁業で生活されている人は、本当に苦勞をされているのが実情なんですけれど。

そして、あれは捕獲してもいいということになっているんですか。もちろんなっているから捕獲されているんでしょうけれど、その辺はどういうふうに理解すればいいんでしょうか。

まず、170羽、これは宮崎県全体、それとも五ヶ瀬川流域が中心なのかどうなのか。

○田中漁村振興課長 先ほどの約170羽程度は県全体です。例えば、捕獲といたしましたけれど、鉄砲で撃つという方法で駆除をするわけでございますけれど、場所も限られておりますし、当然、市町村の許可が必要になります。そういう手続を経て、これは補助事業がございまして、それで把握されている尾数が約170羽程度ということになります。

○来住委員 何か人間が川面に行ったら、もちろん近くに行ったら、そのカワウは飛んでほかの所に行くでしょうけれど、それだけでアユを守れるのかなという気になるもんですから。捕獲は計画的にされ、一定の量は当然、基準があるんだろうと思います。カワウを全部捕獲したんじゃないんですけれど、何かその辺の

計画というのがあるんでしょうか。

○田中漁村振興課長 カワウにつきましては、委員おっしゃるとおり資源を守る上で大変重要な対策だというふうに認識しております。文献によりますと、1羽当たり1日に500グラムの魚を食べるといような資料もございます。しかも、飛行距離が1日に50キロほど飛ぶということで、そこで駆除しても、残ったものは移動をするということが繰り返されるということで、なかなか駆除が難しいというものです。

被害額につきましては、これも古い資料になるんですが、2006年に全国で調査されたときに73億という数字があります。平成24年に延岡市がアユについて調査された時に2,400万円の被害があるという積算をされております。

このカワウ対策につきましては、駆除するという方法もございしますが、これは、一つには実際に飛んでいる鳥を打つということもありますけれど、巣をつくる、コロニーを駆除するという方法もございします。ただ、知見によりますと、駆除することによって場所を移動して、またほかでふえるというようなこともありまして、それも抜本的な解決にはならないということもございします。

それで、今年度、北川をモデルとして私どもも考えておるんですが、要は食べられない川。例えば、先ほど五ヶ瀬川でも事業計画の中にありましたが、人がそこにいることによってカワウが寄らないとか、カワウがとまる大きな岩だとか、そういう物にとまらないような工夫をするだとか、川の深さを深くしてアユ等が逃げられるようにするだとか、そういうような方法について北川をモデルに検討をしていこうというふうに考えております。

○日高副委員長 アユの資源がかなり五ヶ瀬川

で減っているということがあって、以前からこれをどうにかしようと計画をされていたということで、私も2年ぐらい前から勉強会でそういう説明もずっとあってここまで来ました。

現状と課題の中で、海と川の利害関係、なかなか難しい部分があって、調整するのもかなり難しい状況かなというふうに考えております。まず確認をしておきたいんですが、この海水面漁業、また、内水面を含めてなんですけれど、特別採捕漁というんです。ところが、特別採捕漁というのはどういったものか、歴史的なことも含めて、いつごろこれが定着して、こういう状態にここまで来たのか、それを説明してもらいたいと思います。

**○毛良水産政策課長** 今、委員から御質問がありましたのは、知事の特別採捕許可ということだと思います。この許可につきましても、少し制度的なところをお話しますと、漁業法と水産資源法を根拠としまして、宮崎県漁業調整規則というものを制定しております。

現行の調整規則は昭和39年なんですけれども、明治漁業法のもとに既に100年ぐらい前からアユの具体的には1月から5月までの採捕の禁止期間を設定しておりまして、実質海産稚アユの採捕を全面的に禁止しております。

一方、この規則の中に、知事は試験研究や増養殖用の種苗の供給に限ってこの禁止項目を解除する規定がございまして、このことが特別採捕許可ということでございます。

一方、この漁業調整規則の中には漁業許可制度が明記されておりまして、この漁業許可というのは、営業をする目的でとるということでございますので、この許可につきましても3年ごとの漁業許可がありますけれども、更新をすれば末永く使えるということでございます。

ただ、この特別採捕許可に当たりましては、知事は水産動植物を採捕しても資源が十分にあり、資源培養上支障がないということと、あと、養殖経営の背景を検討をした上で判断することとしております。

**○日高副委員長** 知事の裁量ということだと思うんですけど、漁業者もこれまで恒常的かわからんですけど、ずっとアユはとれるもんだということで海水面のほうはこれまでやってきたと思うんです。そういった中で、昨日、外山室長を初め水産政策課の職員の皆様と、我々も呼ばれて、門川漁協のほうでいろいろと話し合いをしていたんです。

どっちかという漁業者が30名ぐらい来ていて、キャッチボール的なものじゃなくて、話を聞くというような形の会だったと思うんですが、その中で、漁業者からいろいろ出たのが、例えばこういった日向、門川、また、養殖業者からは、私たちはこの件については納得していないと、誰もうんとは言っておらんと。本当に勝手に県がこういう計画をつくって、3年目から内水面における漁業は、海産稚アユは禁止するというのはおかしいじゃないかというので。そういう話が出て、我々は第三者的な感じで呼ばれて聞いていたんですけど、聞いた限りでは、これはちょっと漁業者の意見を何も聞かなくてこういう計画をつくったんだなという気がしておるんです。

その辺について、これまで県は、こういった説明をしてきて、漁業者を説得するまでに至らんと、この計画は出ないと思うんですが、この辺のこれまでの経緯を説明していただければと思います。

**○外山漁業・資源管理室長** アユの資源の減少と申しますのは、昭和47年度に90トン程度の漁

獲があって以降、平成に入りまして10トン程度の漁獲に減少しております。このことをきっかけにいたしまして、大学とか県、そして、市と一緒になりまして、平成10年にアユ資源の管理の進め方についてまとめたものがありました。これをもとに各漁業者と関係者が資源管理を実施するというところで進めてまいりましたけれども、なかなか進んでいかなかったと。

そういう中で、平成20年ごろには特別採捕許可のトン数を2.5トンから2トン、26年にはさらに削減して1.6トン、27年には1.2トンと許可数量を削減いたしましたけれども、それでも28年には漁獲が減ったということで、27年以降、アユ資源利用の関係者会議というのを設置して、内水面漁協、海面漁協、養殖業者も含めてこれまで協議してまいりました。

さらに、平成28年度、一昨年(平成27年)の7月からですけれども、海面漁協、内水面漁業、養殖業者を個別に回りまして、アユ資源の調査結果、平成27年と28年の結果をまずは報告しました。そこでは資源が危機的状況にあるということをもっと最初に御説明いたしました。

その後、平成28年の11月に入りまして、五ヶ瀬川の推計のアユ資源の回復に向けた取り組みについて、各漁協ごとに改めて資源が減っていることを御説明いたしまして、この計画について御賛同をいただけるように説明と協議をしております。少ない所で1回、多い所は3回、また、これとは別に電話等での回答もいたしております。こういう説明をしてまいったところでございます。

**○日高副委員長** 平成28年の7月から各海水面、内水面、養殖業者に説明して、その後にも五ヶ瀬川のアユの関係であります漁業者のほうに改めて説明をされたということで、漁業者は納得

されたんでしょうか。そこで説明をして納得をされたということなんですか。

**○外山漁業・資源管理室長** 漁業者の説明をさせていただいた方々が全員納得をしていたということではないと。ただ、おおむね了解をいただいて、この取り組みを進めるということになりました。

**○日高副委員長** おおむね了解という認識はあったということですね。例えば、この間の会というのは、誰が言ったとか、誰が言わないとか、そういうのが交錯して、いろいろなそういった感じを受けたんですが。宮崎県の海区漁業調整委員会、これって漁業の漁獲量を調整するところですので、この辺について何か、五ヶ瀬川アユの資源管理についての意見というのはあったんですか。もしあれば教えてください。

**○毛良水産政策課長** 今御指摘がありました海区漁業調整委員会でございますけれども、少し説明させていただきますと、漁業法と地方自治法に基づきまして、都道府県に設置しなければならない行政委員会の一つでございます。

構成は漁業者の代表委員と学識経験者、公益代表者、15名で構成されておまして、特に知事が漁業権を免許する際の諮問機関であったり、あとは決定機関というような権限を有する機関でございます。

通常、私どもは法令に基づきまして知事の許可に関する内容であるとか、不許可にするとかというときは、必ず委員会へ諮問して、意見を聞きながら進めているところでございます。

したがいまして、特別採捕許可は先ほど御説明しましたとおり、本来採捕が禁止されている事項の解除でありまして、漁業許可ではございませんので、法令の規定がございません。しかしながら、県としましては今回、平成28年の11

月の海区委員会で報告事項として報告しまして、この取り組み方針と許可方針につきまして委員の皆さんから御意見を伺いながら、おおむね反対の意見はなしに進めさせていただいたということでございます。

**○日高副委員長** おおむね了解を、この委員会からされたということで、その内容に沿って説明した内容を、それぞれの漁協のほうにやってきたわけですね。ということは、行政からすると、順を追ってちゃんと計画をつくられたということでもいいでしょうか。

**○毛良水産政策課長** 海区漁業調整委員会を開催しまして、あわせて内水面漁場管理委員会には、内水面のそういう調整機構がありますので、そちらにも説明して意見を伺いまして、その後了解をいただいた上で、県としては最終決定の取り組み方針を各漁協関係者に通知したということでございます。

ただし、その前に関係漁業者にはその取組方針を丁寧に説明して、おおむね了解を得ているということでございます。

**○日高副委員長** あの会では、行政側から発言がなかなかできない部分が正直あって、私は漁業者の意見を聞く方が多かったんですが、そういったことであれば、また行政のやってきたこと、また、漁業者が受けていること、それぞれの意見があるんだなということでもあります。

ひとつ、いろんなこれの中でやるには、あそこに庵川漁協、門川漁協、日向市漁協、養殖業と4つあるから、これは個別にしっかりと説明して、今度、代替漁の予算もついているわけですから、そこら辺はしっかりとそういう形で責任と、言ってみれば覚悟を持ってやってもらわないといかんというふうに思うんですが。基本的に収入源が減るわけです。アユを、海水面が

その分とれない。大体どれぐらい収入面というのがあるんですか、390キロとったとき。

**○外山漁業・資源管理室長** 海産稚アユというのは1尾大体4センチぐらいの大きさのものなんですけれども、これが1キログラム当たりおおむね1万8,000円から2万円、今回、許可をしている数量が390キロということですので、800万円弱というのがこの収入になります。

**○日高副委員長** 800万です。言ってみれば、海水の漁業者に言わせると、短期間にこれだけの収入を得るといことは、捨てられないというのが多分あると思うんです。これを代替漁業でやるということを想定したら、延岡漁協は昨年からは停止しているんです。海産稚アユをやめています。ところが、延岡漁協は今、代替漁業という計画はされていると思うんですけれども、現状はどうなんですか。延岡の漁協がやめられて1年目。

**○毛良水産政策課長** 延岡市漁協につきましては、この取り組みが始まる当初から代替漁業の提案をしてまいりました。当初、具体的にまず一つあったのが、サクラマスの養殖を御提案申し上げました。これは宮崎大学の先生とも同時に入らせていただきまして、当初なかなか、初めてのことだったので、やる方がいらっしゃらなかったんですが、最近、若い漁業者がこの取り組みを始めておりまして、今月にも試食会が開催されるなど、ようやく一歩前進したという状況でございます。まだまだ確かに収入源にはならないという状況でございます。

あわせて、その他いろいろな漁業を提案しているんですけれども、漁具代が必要であるとかということなかなか進まないんですが、ひとつ深海海域の未利用資源を使う深海かご漁業というのがございまして、これにつきまして先進

地視察をしながら今後導入を検討していきたいというふうに考えております。

○日高副委員長 深海ハモですか。

○毛良水産政策課長 深海かご漁業です。深い所でとるかご漁業ということです。

○日高副委員長 一番そこで感じたのは、漁業者の生活というか、急に収入が下がるわけですから、これは幾ら特別採捕といいながら、40年も前から恒常的に、普通にあった状況なので、そういうのがあるんです。ニュアンスが難しいんですが、結局、行政の進め方と、漁業側がどう理解するかというのは本当これは難しくて。何か認めましたと調印でもあるのかなというのと、基本的にそういうことでもないわけです。

だから、ここは代替漁業者の生活をどう守っていくかということ、今度はそっちに趣を置いて、その辺をやっていきながら関係をしっかり結んでいくと。海の漁はアユの漁だけじゃないわけですから、いろんな要望に厳しいものが出るかもしれませんが、少しでもそれが確立できるように応えていってもらいたいと、私どもは切に要望をしたいと思っております。

だから、いつも言いますが、生息地が結局、延岡と日向、門川、離れているから違うんじゃないかというのがあるんです。ところがDNAが一緒だったとかあったりするんですけど、そこら辺も含めて、何か個別にしっかりと、行政が主導で4つの組合とじっくり話し合って、漁業者の生活を守っていただければとあわせてお願い申し上げます。

○毛良水産政策課長 今回、県が平成28年度に策定しました五ヶ瀬川水系アユ資源回復に向けた取り組み方針は、海面漁業ほか内水面漁業、養殖業者の皆さん、それぞれの関係者に、資源が回復するまでの間、採捕停止などのかなりの

重い負担を伴います。したがって、県としては、平成30年度のこの事業を生かしまして、委員御指摘のとおり、今後、各漁協ごとに個別に協議させていただきまして、漁業者の収益性向上のため、代替漁業の導入につきまして促進していきたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○高橋委員 漁村振興課のプレジャーボート適正管理強化事業ですが、港湾課に同じ事業があります。向こうのほうは2,900万弱ですけど、別冊のこの資料を見ていたら、若干書きぶりは違うけれど、中身は一緒だと思ってるんですけど、これは漁港と商業港、工業港ですみ分けしているということの理解ですか。

○田中漁村振興課長 そのとおりでございます。漁村振興課が管轄しているものは漁港ということになります。

○高橋委員 イメージすると、行ったり来たりしているから、どんなふうにして仕事をされているんだという疑問が生じるわけで。結局、これをスタートしたとき、私は港湾課のイメージしかなかったもんですから、入り口のときには調査をして、申請してもらわなければならないですか。納付書を発行して納めてもらう、未申請者は現場を確認して指導をするという、そういう一連の作業をしていると思うんです。

そして、また別に廃船処理の指導とか、これは窓口が2つある——確かに港の目的が違うからそこで窓口が2つあるのかなと思うけれど、これは何かちょっと、どういうふうに連携されているのかなという疑問がありますが。

○田中漁村振興課長 このプレジャーボート対策につきましては、それぞれプレジャーボートがとまっている所が漁港だったり、港湾だったり、あと、河川区域に停泊されている船がござ

います。担当する課が漁港課、河川課、漁村振興課ということで、平成19年3月に宮崎県プレジャーボート対策基本方針を立てまして、それぞれの管轄する——漁村振興課は漁港について実態を把握した上で、係留できるスペースも用意した上で管理していくということで、漁港、港湾、河川の、それぞれが自分の管轄する水域を整理していくということで事業を進めております。

○高橋委員 事務的な話になって申しわけない。台帳とかはどういうふうに整理されているのか、そこら辺が疑問が出てくるわけです。窓口が1本じゃないと何か理解に苦しむんです。

○押川漁港漁場整備室長 漁港ごとのプレジャーボートの数、収容ができる数、利用者数、それから、許可に伴います手数料の調定額、そういうものは漁港ごとに管理しておりますので、それで申請していない方への指導とか、申請はしているけれど手数料等を納付していない方への指導等、そういうのは漁港ごとでも管理して指導をしているというところです。

○高橋委員 漁港ごとというと、具体的に言うとかわりやすいから、油津港だったら、油津港湾事務所が窓口と理解していいですか。

○押川漁港漁場整備室長 油津港湾事務所が油津漁港地区と油津港湾地区、分かれていますけれども、油津港湾事務所がそういう手続についてはやっております。

○高橋委員 次の段階で、今度は指導、未申請者に対する指導だったり、不法の係留の指導をしないといかんわけじゃないですか。境目の所で、うちの管轄じゃないということだってありますよね。言っている意味がわかりますか。商業港と漁港とでは管轄が違うから、この事業も2つあるわけでしょ。おたくのところは940万で、

港湾関係は2,900万弱の事業費がついているみたいだけど。そういった指導はどういうふうに行われているのか。

○田中漁村振興課長 油津港の場合は、油津港と漁港ということで、区域が湾の中で分かれているという認識があります。ただ、ここは油津港湾事務所が一括窓口になって管理しておりますので、そのダブリはないと。ほかの港につきましては、宮崎で言いますと中部港湾事務所が管轄しております、例えば青島は青島漁港で、漁港の管轄になりますけれど、宮崎港は港湾ということで、港が分かれている、それで管理をするということです。

○高橋委員 説明がよくわかりました。漁村振興課が管理するところは漁港単独のところですよ。圧倒的に漁港以外のところが大きいし、だから、予算の規模が違うということです。

○後藤委員長 よろしいですか。

それでは、以上で、水産政策課、漁村振興課の審査を終了いたします。

続きまして、畜産振興課、家畜防疫対策課の議案の審査を行いますので、説明をお願いします。

○花田畜産振興課長 畜産振興課でございます。歳出予算説明資料の345ページをお願いします。

当課の平成30年度当初予算は、一般会計で45億7,811万円をお願いしております。

主な内容につきまして御説明いたします。

続きまして、348ページをお開きください。

中ほどの(事項)畜産団地整備育成事業費の1の、畜産競争力強化整備事業、いわゆる、クラスター事業につきましては、畜産の体質強化を図るため、計画に基づき地域の中心的な経営体が行う施設整備等を支援するものであります。

3の、農畜産物輸出拡大施設整備事業につきましては、衛生レベルの高い食鳥処理施設の整備を継続支援するものであります。

次に、一番下、(事項)肉用牛改良対策費の1の改善事業「日本一宮崎牛の更なる発展を目指す体制強化事業」についてでございます。

この事業は、優秀な種雄牛造成や高能力な雌牛の保留対策を行うものでありまして、口蹄疫以降の7年間、宮崎県畜産協会に15億円の宮崎県種畜再生対策基金を造成し取り組んできたものを、30年度より一般予算化して取り組むものであります。

次に、349ページをごらんください。

一番上の説明の欄の3の(4)新規事業「オレイン酸に着目したおいしさ追求事業」につきましては、種雄牛造成につながる基礎雌牛群のおいしさに関連する遺伝的能力を高めることで、宮崎牛の高品質安定生産を図るものでございます。

一番下の(事項)酪農振興対策費の3の(1)改善事業「第15回全日本ホルスタイン共進会開催準備支援事業」につきましては、平成32年の10月31日から11月2日の3日間、本県都城市で開催されます初の九州・沖縄ブロック大会の開催に向けまして、受精卵移植を活用した優良な出品牛の作出や共進会会場の整備等を支援するものでございます。

次に、350ページをお開きください。

上から2段目の(事項)養鶏振興対策費の3の改善事業「みやざき地頭鶏総合支援事業」につきましては、地頭鶏種鶏の飼養管理経費なり、生産性向上に向け、飼養管理技術指導の強化、海外輸出を視野に入れた販売促進活動等の支援を行うものでございます。

次に、一番下の(事項)食肉鶏卵流通対策費

の下の351ページの説明の欄、2の新規事業「県産牛肉海外輸出拡大事業」、3の改善事業「宮崎牛販売促進対策事業」、5の改善事業「東京オリンピック・パラリンピックへ向けた宮崎牛PR対策事業」につきましては、常任委員会資料で御説明させていただきます。

それでは、委員会資料の23ページをお願いいたします。

日本一を世界に発信！宮崎牛・県産牛肉プロモーション対策でございます。本対策は、先ほど申し上げた3つの事業によりまして、第11回全国和牛能力共進会で獲得した日本一を冠に、国内外で宮崎牛を初めとした県産牛肉のプロモーション活動を展開し、ブランドの確立を図るものであります。

右のページをごらんください。

これまでの取組及び成果にありますように、継続したPR活動によりまして、5年間で宮崎牛の認知度は向上し、平成28年度輸出量は280トンと過去最高となっております。

今回、資料中段にございますように、1つ目、国内対策として、県内における県産牛肉のフェア等の開催や、県外でのターゲットを絞ったPR活動の支援、2つ目、首都圏等対策としまして、ことし10月に開催予定の東京食肉市場まつりでのPRや、平成32年に開催される東京オリ・パラに向けまして、首都圏の消費者や卸売業者に対して集中的なプロモーションの支援を行うこと、3つ目としまして、海外対策として、米国及び香港の既存市場に加えまして、台湾、EU等の新規市場を対象に、新たな販路を開拓し、県産牛肉のさらなる輸出拡大を図ることといたしております。

これらの3つの事業によりまして、和牛のトップブランド宮崎牛の確立につなげてまいりたい

と考えております。

左のページにお戻りいただきまして、2の(1)の予算額は合わせて3,149万3,000円となっております。

最後になりますけれども、4ページにお戻りいただきたいと思っております。

債務負担行為についてでございます。

一番下の畜産振興課の欄、1つ目は、平成30年度に、金融機関が宮崎県農業振興公社に事業資金を融資したことによって損害を受けた場合の損失補償、2つ目は、30年度における畜産特別資金融通助成事業の利子補給について、期間及びその限度額を設定するものでございます。

説明は、以上であります。

**○三浦家畜防疫対策課長** 家畜防疫対策課でございます。

歳出予算説明資料のほうに戻っていただきまして、355ページをお開きください。

当課の平成30年度当初予算は、一般会計で5億9,243万1,000円をお願いしております。

主な内容について御説明いたします。

357ページをお開きください。

まず、上から5段目、(事項)家畜防疫対策費の下、説明欄の3、家畜防疫体制整備事業についてであります。高病原性鳥インフルエンザ等の家畜伝染病が発生した際に、迅速な防疫措置を実施するために必要な経費を、あらかじめ措置するものであります。

次に、5の改善事業「人づくりによるウイルス感染症対策強化推進事業」につきましては、若手職員が増加している家畜保健衛生所の人づくりを含めた病性診断機能向上により、高いレベルの防疫体制を確保し、口蹄疫や鳥インフルエンザなどのウイルス感染症への対応力を強化するものであります。

6の新規事業「鳥インフルエンザ対策の効果視える化事業」につきましては、後ほど別冊の常任委員会資料で御説明させていただきます。

次に、7の改善事業「次世代の畜産を守る家畜防疫対策事業」についてであります。家畜防疫による農場巡回指導や、動力噴霧器などの防疫資材の導入支援によりまして、農場防疫の強化に取り組むとともに、防疫対応の基礎となる農場情報につきまして、新規就農や廃業、飼養頭数の増減等を毎年更新することによりまして、万一の発生に対する備えを整備するものであります。

一番下の(事項)家畜衛生技術指導事業費の4改善事業「畜産の基盤を支える獣医師の安定確保推進事業」につきましては、家畜防疫や農場の衛生指導に従事する家畜保健衛生所の県職員獣医師の安定的な確保を図るものであります。

それでは、別冊の常任委員会資料の25ページをお開きください。

鳥インフルエンザ対策の効果「視える化」事業についてであります。

この事業は、1、事業の目的・背景にありますとおり、鳥インフルエンザに対する高い農場防疫を維持するために、宮崎大学と連携し、農場の立地条件等に対応した効果的な防疫対策を検証するものであります。

右のポンチ絵をごらんください。

資料上段にありますとおり、本県では平成19年1月以降、これまでに20農場で発生が見られています。県では、発生防止のため、毎年、家畜防疫員による全農場の巡回指導を実施し、野生動物の侵入防止対策を啓発・指導しております。人がいる時間帯には野生動物が鶏舎周囲に近づかないこと、また、発生農場における国の調査でも、どのような野生動物が関与して

いるか明確にされていないことから、農場防疫をさらに強化するために、新たな防疫資材等による対策効果を検証するものであります。

下段の取組をごらんください。

矢印の右に示しておりますように、地域性、水辺の有無、鶏舎構造等を考慮して選定した農場に、赤外線を感知して自動的に撮影するセンサーカメラを設置し、野生動物の出現状況を記録します。

まず、①の野生動物の侵入リスクの視える化ですが、立地や鶏舎構造の違いによる出現頻度の違いから、どのような条件が侵入リスクを高めているのか調査を行います。

次に、②の対策効果の視える化では、野生動物に対して忌避効果がうたわれているものの、現場での検証がなされていないような新たな資材を用いた対策を実施し、対策前後での野生動物の出現状況の変化を確認します。

これらの取組によりまして、鶏舎周囲への侵入実態を明らかにするとともに、立地条件等に対応した効果的な対策を示すことが可能となり、鳥インフルエンザを発生させない攻めの防疫体制の強化が図られるものと考えております。

左のページにお戻りいただきまして、2の事業の概要であります。予算額は499万7,000円であり、事業期間は平成30年度単年度であります。

家畜防疫対策課は、以上であります。

○後藤委員長 議案に関する説明が終了いたしました。

ここで、委員の皆様にお諮りいたします。

本日の日程は4時までとなっておりますが、このまま審議を継続しますか。あと総括質疑もありますが。

暫時休憩いたします。

午後 3 時53分休憩

---

午後 3 時53分再開

○後藤委員長 委員会を再開いたします。

明日の委員会は午前10時に、今説明がありました畜産振興課、家畜防疫対策課の質疑から入らせていただきます。

以上で、本日の委員会を終了します。

午後 3 時53分散会

平成30年 3月14日(水曜日)

午前9時58分再開

出席委員(7人)

委員 長	後藤 哲 朗
副委員 長	日高 博 之
委員	濱 砂 守
委員	山下 博 三
委員	高橋 透
委員	来住 一 人
委員	井上 紀代子

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

農政水産部

農政水産部長	大坪 篤 史
農政水産部次長 (総括)	野口 和 彦
農政水産部次長 (農政担当)	宮下 敦 典
農政水産部次長 (水産担当)	成原 淳 一
畜産新生推進局長	坊 蘭 正 恒
農政企画課長	酒 匂 重 久
新農業戦略室長	鈴 木 豪
農業連携推進課長	山 本 泰 嗣
みやざきブランド 推進室長	外 山 直 一
農業経営支援課長	牛 谷 良 夫
農業改良対策監	長 友 博 文
農地対策室長	浜 田 真 郎
農産園芸課長	土 屋 由起子
農村計画課長	山 下 恭 史
畑かん営農推進室長	菓子野 利 浩

農村整備課長	凶 師 郁 夫
水産政策課長	毛 良 明 夫
漁業・資源管理室長	外 山 秀 樹
漁村振興課長	田 中 宏 明
漁港漁場整備室長	押 川 定 生
畜産振興課長	花 田 広
家畜防疫対策課長	三 浦 博 幸
工事検査監	東 勇 一
総合農業試験場長	甲 斐 典 男
県立農業大学校長	後 藤 俊 一
水産試験場長	田 原 健
畜産試験場長	久保田 和 弘

事務局職員出席者

議事課長補佐	濱 崎 俊 一
議事課主任主事	八 幡 光 祐

○後藤委員長 委員会を再開いたします。

昨日、畜産振興課、家畜防疫対策課の御説明をいただきました議案の審査を行います。

質疑をお願いいたします。

○山下委員 まず、この日本一を世界に発信！宮崎牛事業。本当に皆さん方の長年の苦勞の中でここまで、いわゆる地位を築いていただいたと。改めて口蹄疫からの復興の中で、短期間にここまで来たというのは、農家の皆さん方、団体の皆さん方、もちろん行政もそうなんですが、全国で考えても、宮崎県が目指してきた種雄牛づくり、これは間違いなかったのかなという思いなんですよね。隣の鹿児島県と比べてもですね。

次は、鹿児島ということで、また4連覇を目指す方向が皆さん方もあられるだろうと思うんですけれど、結局、その後ですよね。先般のア

アメリカでのアカデミー賞で宮崎牛を使っていたこと、これも本当に大きなドラマだったなという思いなのですが、さらにこれから2020年の東京オリパラを目指しての販売戦略、都心に向けた販売戦略、そしてそれが海外に向けた販売戦略にもつながっていくだろうと思うんですが、そこ辺の今後の販売戦略をちょっと総括的に教えていただくとありがたいと思うんですが。

**○花田畜産振興課長** 一昨年になりますけれども、畜産新生プランを畜産新生推進プランということで見直しをかけまして、販売戦略につきましては、国内では地域ごと、海外においてもその地域ごとに、それぞれの地域において販売戦略を組んだところでございます。それぞれのところに応じたイベントなりというのを積み重ねていって、今後ともまた宮崎牛のブランド化が図れるように頑張っていきたいと考えております。

**○山下委員** 5年になるのか6年になるのか、品川の屠畜場に生体出荷。この取り組みに対しても、結局、枝出荷じゃなくて、部分カット肉で今までずっとやっていたのを、東京市場のあの1,000万の胃袋の中に生体出荷で、枝で落としてもらうということで生体出荷を始めて、畜産農家の協力のもとに大分ニーズを築いてきたと思うんですが。本当に二十五、六時間かけて、牛の生きたままを持っていくわけですから、それに対するリスクもありますし、そして輸送経費もかかる。その中でチャレンジをしてくれた農家の皆さん方の積み上げで今日に至って。私も何回か市場に行ったり、向こうの取引業者との懇談会に出たりしてきたんですが、1つは、非常に宮崎牛を欲しがってくれるその積み上げ

というのが大きな東京での販売戦略にもなったのかなという思いなんです。そこ辺の評価をまださらに今からも続けていくのか、4年、5年たった中でどういう判断をされているのか、そこをちょっとお聞きしたいと。

**○花田畜産振興課長** 委員のおっしゃるとおり、平成24年度からスタートしまして、本来ならば産地食肉処理センターということで、地域内の屠畜が基本なんですけれども——我々もそういう中で指定店を確保していきながらという取り組みも十分大事なんですけれども、大きな市場に向けて、定時・定量なものを出して、それぞれの市場でまた評価いただくというようなことも必要ということで、これまで取り組んできたところでございます。

毎年500頭程度出荷しているという状況の中で、一般の牛と比べたら3%程度高い取引がなされているというような状況でございますし、今おっしゃいましたように、農家さんがどうしても運賃とか手数料がかかる中で取り組んでいただいていることに対しては、非常に感謝を申し上げたいというふうに考えております。それらの取り組み、熱意に対しては、本当に評価に値するものだと考えております。

それが来年の事業にもつながりますが、食肉市場まつりというのを10月13、14日に、品川で開催することで計画しております。その2日間と申しますのは、宮崎から七、八十頭の牛を持って行って、事前に品評会をしまして、東京の品川の市場が宮崎牛一色に染まるというような大きなイベントになると思いますので、そういったところで、またことしは都市圏に向けてのPRをやっていきたいと考えております。

**○山下委員** 事業主体に書いてありますが、食

肉市場まつりをやられるんですね。10月の13、14日であるんですね。であれば、あそこの市場は、枝が1日に1,000頭ぐらい出るんですね。結局、宮城あたりで屠畜されたのが枝で来て、あそこで入札があると思うんですが、その中での70、80頭というのは、どんな売り方が考えられるんですか。いわゆるまつりというのは70頭、80頭出荷して、どういう形でやられるんですか。

**○花田畜産振興課長** 日量200とか300とか屠畜されますけれども、我々のほうも計画的に2日間とかという形で出荷して、そこで屠畜して、宮崎牛の品評会みたいなものをやるのかなと、今、イメージをしております。それを土日のイベントの際には、宮崎牛だけをそちらで購買していただいて販売していただくと。宮崎牛一色に染まるということをごさまして、昨年も雨だったんですけど、2万人の人手、通常ですと、3万人以上の人手があって、朝からクーラーボックスを抱えて行列ができるような大会です。非常に大きな効果があるというふうに考えています。

**○山下委員** 今まで協力してくれたJAとか農家の皆さん方もぜひ行っていただいて、また新たな課題等も、こういうまつりを通じていろいろな課題も見えてくるでしょうから。ぜひ団体とかJAとか、農家の皆さん方も呼んでもらえるとありがたいなと、その思いであります。いいですか。(「はい」と呼ぶ者あり)

それから、これだけ販売戦略をやっている、まだ東京での一流ホテル——何回か私も申し上げてきているんですが、帝国ホテルとかオータニとか、我々が知り得ない、泊まったこともないホテルなんです。宮崎牛を食べたいんだけど、一流ホテルに宮崎牛が入っていないと。

その話を我々もちよこちよこ聞くものですから、一流ホテルになぜ宮崎牛がまだ押しができないのかなという思いなんです。そこ辺はどのように分析されていますか。

**○花田畜産振興課長** 流通上は行っている場合もあるんですけど、なかなか表示まで至らないというのもございます。一流ホテルでそういった地域に特化した販売、レストランなんかでそういうイメージ戦略を持たれているところもありますし、フェア等では使っていただくこともあるんですけども。それで表示まで行くかといえば至らなかった場合もありますし、非常に食肉流通——委員も御存じのとおり、非常に複雑なものもございまして、なかなかここに行けばというのはないんですけども、これまでミヤチクも東京でレストランを開店して、その後、不二家さんというところに引き継がれているというような状況でございますし、そういったところで、東京におけるレストラン等のマップをつくりまして、今後広げていくとか、また3月21日、今、予定しているのがシェフズクラブさんのほうで宮崎牛のイベント等も今、計画しておりますので、そういった場面で広げていきたいというふうに考えております。

**○山下委員** よろしくお願ひします。

**○井上委員** 今に関連してですけど、宮崎市でグランシェフの饗宴というのがあるじゃないですか、東京のシェフの方たちが来られて。宮崎でそれだけの方が見えるのに、金額はそんなに高くはないんです。それだけの方が見えるのに1万5,000円ぐらいなんです。結構な人数が集まられるんですね。

そして、今、シェフの会というのをつくっておられて、それが最近40人ぐらいになっておら

れると。これは和食、洋食入れて、結構有名な方ばかり、そういう方たちが入っているわけですよ。さっき言われたように、そういう方たちとの連携というか、それはどうなっているんですかね。

**○花田畜産振興課長** 今申し上げましたように、前回の宮崎牛の二連覇のときを含めて、東京におけるシェフクラブの皆さん方でイベントをやっていたり、今回もそうなんですけれども、いつも情報発信には御協力をいただいているというような状況でございます。

**○井上委員** ぜひ世界でというか、イタリアのシェフだったらこの方とか、いろいろいらっしゃるじゃないですか。そのシェフの会には入っていないけれども、銀座の中のそういう方たちというのは、結構、宮崎のほうに注目してくださっている方たちが多いので、ぜひそういう方たちとのアクセスをちゃんとしといていただかないのかなと。かえって地元の人の方が宮崎のはなかなか食べていないぐらいかもしれなくて、確かにこの認知度が上がってきているのは事実で、今が攻めどきなのかなというふうに思いますので、ぜひ頑張ってください。

それと、もう一つ、農畜産物輸出拡大施設整備事業。これは今どんな状態になっているんでしょうか。衛生の高いとかという説明とかいただいたんですけど、今現状はどうなっていますか。

**○花田畜産振興課長** 先週も補正のほうでお願いした経緯もございますけれども、くみあいチキンフーズさんの食鳥処理施設の整備を今続けさせていただいて、今年度分については、先週の補正でお願いをしたということでございまして、その残りの分をこの当初でお願いをし

ているということでございます。

**○井上委員** じゃ、今回で終わりというふうに理解していいということですね。

次の肉用牛改良対策費なんですけれども、日本一宮崎牛の更なる発展を目指す体制強化事業。これは、前からももちろんやっていた内容ですけれども、今年度、非常に力を入れているという点でいえば、どういうことが特徴的にあるんですか。

**○花田畜産振興課長** 種雄牛づくりは、おおむね六、七年かかっていくわけなんですけれども、例年同じような取り組みにはなりません。基礎雌牛というものに、いい指定交配をしまして、そこから生まれた子牛を直接検定にかけて、本人の能力を判定し、また後代検定というのにかけて、その子孫からBMSとかサシとか、肉質等を判定するという非常に長い年月をかけてやっていると。毎年9頭ほどの種雄牛候補牛をつくっていくという取り組みでございまして、それを継続させていただくというのと、これも全共に絡めてですけれども、県内優秀な雌牛が生まれてきます。そういったものに対して基礎雌牛も更新していかなければなりませんので、300頭ほど10万円の保留補助を打ちながら、そういった雌側の保留と種雄牛造成を引き続きやっていくというような事業になります。

**○井上委員** 各地域で行われる宮崎県内の共進会に行ってみると、非常によく努力をされているので、宮崎から外に出さないというのは言い方が変なんでしょうけれども、宮崎牛としてのステータスというか、それはずっと守り通していただいて。そこが日本一宮崎牛の原点みたいなものなんだという、そういうアピールというか、そういうのの努力を今後もぜひ続けていた

だきたいなと思っているんですけれど。

**○花田畜産振興課長** あくまで種雄牛につきましては、全国的に出しているのは本県だけでございますけれども、県が責任を持ってリードしていくという体制の中で、予算もお願いしているという状況でございます。

鹿児島県や、ほかの県も宮崎の体制が理想だというようなことで言われているような状況でございますし、先ほど山下委員からもございましたように、鹿児島でも県の関係が50%未満ということで、まだまだ民間も多いというような状況の中で、種牛づくりについては、県が責任を持って今後ともやっていきたいと考えております。

**○井上委員** アカデミーのプレミアムディナーの関係は、鹿児島県のほうが熱心に報道されていたんですよね。物すごい力で報道しておられた。あれは悔しさのあらわれかなと思うぐらい、驚くほどの物すごい勢いだったので、次は鹿児島だぞという勢いなのかなという思いで見たんなんですけれど。ああいう発信力のあるものにアクセスができるということは、今、本当に宮崎の特徴だなというふうに思いますので、海外戦略というのは幾つか丁寧に上げてあるんですけれど、ぜひ小まめに、小まめに、小まめにやっていただくといいなと思って。実は環境森林部も台湾での木材の売り出しをがんがんするわけですよ。

だから、いろんな機会を通じて、コーディネーターは向こうに、環境森林部も置くし、肉の関係も置くので、だからそういう関係をうまくリンクさせて。固まりにして発信するというか、宮崎というネーミングをぜひ売り通していただくというか、そういう力を発揮していただく

いいなというふうに期待をしているところなんですけれど、よろしく。各部とも連携をしないといけない部分が多いのかなと思いますので、ぜひ核をつくった上で売り出すというか、そういう人的な核という意味ですけれども、そういうのをつくり上げて売り出していくということが必要なのかなというふうに思います。よろしくお願いしておきます。

**○濱砂委員** 非常に脚光を浴びて華々しいところなんですけど、ちょっと基本的なところで。事業効果で、宮崎牛の指定店の増加が、28年度が496、30年度が500店舗で、指定店の増加というのは余り多く見込まれていないようなのですが、大体宮崎以外のところの、指定店はどの地域が多いんですか。

**○花田畜産振興課長** ちょっと詳細を持ち合わせておりませんが、中国地方なり大阪方面なり。特に指定店で一番有名なのは松源という、和歌山県を主体としたところがありまして、日本一家計消費量ステーキ肉の多い和歌山県でございますので、そういったところを中心に置いているというようなことです。今、指定店につきましては、大体539店舗まで伸ばしております。海外が62店舗程度ございますので、かなりふえてはきている。

ただ、ちゃんとした指定店の条件というものもございまして、月間1頭分ぐらいはちゃんととっていただくとか、レストランで言いますと、50キロ以上とっていただくとか、そういう規定がございまして、そういった規定もちゃんと見ながら、そういったものから外れてきたものは、指定店から外していくというようなことで、厳しい感じでやっておりますので、増減につきましては、いろいろあると思います。

○濱砂委員 指定店には、基準があるんですね。私は、宮崎の次には東京が多いのかと思ったんですけど、そうでもないんですね。

○花田畜産振興課長 東京はちょっと少のうございまして。ただ、銀座みやちくというのが当時あったんですが、それが不二家さんというところに引き継がれて、最近また渋谷店のほうがオープンしまして、今回、アカデミー賞の関連で、国内でいろいろアカデミー賞の放送がされた際には、不二家店のステーキカットというのがかなり全国的に放映されたというような状況でございます。

○濱砂委員 それから、次は取扱量の増加なんですけど、かなりのペースでふえているんですけども、一方、輸出拡大の面で見ても、同じぐらいの割合でふえていっているんですけども。水を差すようなことを言って申しわけないんですけど、輸出牛肉のいわゆる利益というのは、国内販売とどのくらい違うものですか。

○花田畜産振興課長 詳細については、ミヤチクさんとか、いろいろ関係もございましてけれども、同等以上ということ聞いております。マルキン情報等を見ましても、今、全国で一番単価の高いという形に宮崎県がなっておりますので、農家から高く買って、それなりに売れているということで、高く買い上げていただいているというように考えております。

○濱砂委員 国内消費は、宮崎牛は十分間に合っているんですか、いわゆる国内で足りないような状態じゃないんですか。

○花田畜産振興課長 食肉消費につきましては、非常に右肩上がりです。今、日本人1人当たり牛肉を6キロ程度消費しているんですけども、食肉の需要はあるということで、輸入物がどう

してもふえてきているというような状況でございます。

ただ、景気の問題もありまして、宮崎牛とか、高価な物については、特別な日にしかなかなか食べられないということもございまして、そうなってくると、高齢化の波とか人口減少とか考えますと、そういった高級部位については、海外も含めて、検討していかないといけないという状況であります。

○濱砂委員 わかりました。この畜産の競争力の強化整備事業とか、17億円も計上してありますので、ぜひ将来に向けて畜産農家の有利な方向に向けていただきたいというふうに思います。

国内で足りないような状況なのに、国外にお金を使って出すほどの必要性があるのかということも片方では考えるものですから、当然将来を見込んで、人口減少の中で、日本では消費できなくなってくると、そういう意味で、海外に今から目を向けて、海外消費量をふやしていくということなんですね。

○花田畜産振興課長 そういうことでございます。

○高橋委員 関連してお尋ねしていきますが、冠がついて、さらに価値がついた、宮崎牛のさらなる飛躍が期待されるわけで、先ほどおっしゃった品川の食肉まつり、宮崎牛一色とおっしゃいましたが、宮崎牛オンリーのまつりですね。

○花田畜産振興課長 はい。そこで販売いただくのは宮崎牛なり——A3以下が出れば、それはちょっとありますけれども、宮崎県産物がちゃんと出るということでございます。

○高橋委員 宮崎牛ですね。オンリーですね。そこで、私がお尋ねしたいのは、宮崎牛は、

いわゆる宮崎県産品のナンバーワンの商品というふうに言ってもいいと思うんですよ。

だから、プラスでいろんな——例えば宮崎のポーク、豚だったり地頭鶏だったり、焼酎でもキンカンでも、いろいろありますけれど、いろんなのを置く、並べるかどうか、ちょっと検討をいただくということで、セットで売り込む。そういう事業は、見ていけばあると思うんですけれど、基本そういった戦略で、私は進めていただけないかなと思っています。

例えば、これはローカルな話ですけど、焼肉を食べるときには、大体高い肉から食べますよね。国産牛から食べて、あと豚に移って、最後は鳥で仕上げるといのは、私だけでしょうか。大体そういう感じのホルモンとか、そういう食べ方を多分されているはずですよ。ローカルな食べ方ですね。ある意味では、そういう意味で、セットで売る戦略をどう描かれているのか、その辺をお尋ねします。

**○花田畜産振興課長** 食肉市場まつりにつきましては、宮崎牛が主体ですけども、宮崎県のPRということも考えておりますので、その食肉市場の中でいろんなテントブースを構えまして、宮崎県の畜産物、豚もそうですし鶏もそうですし、あるいはほかの焼酎類も含めて、そういった観光の物産展的な要素も含めてございます。

それと、品川駅の裏手側、市場側なんですけれど、そこにもイベント会場ができますので、そういったところも含めて、一体的にやっていきたいと考えております。

それと、今、豚なり、牛、鶏なり、一体的にということでございますけれども、県産食肉消費拡大対策事業というような中で、県産の食肉

を一体的に売り込む事業も今実施をしているというような状況でございます。

**○高橋委員** わかりました。ぜひ宮崎牛を前面に出されていていいわけで、ポーク、地頭鶏、県産品を並べていただきたいと思っています。

それで、PRの方法、いろいろとお話しいただきましたが、一番いいのは試食販売で、実際に食べてもらうということなんでしょうけれど、よく言われるのが、東京には、飛行機で行かれる方が多いと思うんですけれど、あとモノレールで、JRというふうになるわけですけど、いわゆる広告はされていると思う。看板類とか、そういったところがなかなか宮崎県のは目立たんよなど、最近も言われたものですから。そういったPRの方法としていろいろあると思うんですけど、メディアを活用するとお金が要りますから、どういったところに力を入れて。効果が見られる部分があると思うので、そういったところを少し紹介いただくとありがたいです。

**○花田畜産振興課長** 全共明けに経済連さんが、今回、「赤富士」というような形で、日本一の肉、日本一の山みたいなことで取り組みいただいて、100万回以上アップされたというようなことございまして、非常に効果があったのかなと思っています。

それに続きまして、ことしの正月あたりでは大型ビジョンばかりでなくて、映画館等においても、都市圏においてPRを行ったというようなことで、非常にそういったところでは、手前みそになりますけれども、宮崎牛、目立っているよねという評価はいただいているというような状況でございます。

**○高橋委員** よく看板のことをおっしゃるんですよ。看板は、他県と比べて遜色ないというふ

うに理解していいんでしょうかね。

○花田畜産振興課長 羽田空港にも2つぐらいございますし、かなり出していると。年間300万とか400万かかるわけですけども、そういったことを出している。

ただ、大阪あたりに、「長崎日本一」とかあるのに対して、御批判があるのは承知しております。

○高橋委員 なるほど、わかりました。いろいろ予算との兼ね合いもあるけれど、今の段階で惜しんだらいかんと思うんですよ。今、チャンスだから。ここで値切るとはしてはいかんと思います。当初で足りない部分がもしあれば、また次なる展開に予算要求をぜひしていただきたいと私は思います。

つらつらと他部局でもいろいろな取り組みをやっているなと思って。オールみやざき営業課の事業なんですけど、台湾の桃園、ここで何か4月4日から5月13日、40日間、長い期間で博覧会があるみたいですけど。他課の事業ですけど、畜産振興課としてどういったかわかりを持っていかれるのか。

○花田畜産振興課長 昨年、私も行かせていただいたんですけども、台湾桃園市と協定を結んだということ。この中で出品内容は県産牛肉というようなことございまして、向こうのソウルフードの牛肉スープみたいなものがございまして、それと宮崎県産の牛肉の対決をしようということで、今、計画をしまして。牛肉スープ対決なり、あるいはしゃぶしゃぶ等の試食等をやっていききたいというふうに考えておまして、10日間ということで、今のところ4月の16日から4月の29日ぐらいの間に牛肉のPRを考えているというような状況でございま

す。

○高橋委員 台湾は、残念ながら、現段階では地頭鶏の輸出ができない。行く行くは、その展望というのがあるんでしょうかね。

○花田畜産振興課長 国家間のことですので、私どもで決められない部分もありますけれども、要請していくというのは、やぶさかではないというふうに考えています。

○高橋委員 わかりました。よろしく申し上げます。

○日高副委員長 宮崎牛は、私の感覚ですけど、抜けたかなという感じがするんですよ。抜けたというのは、いわゆる一流選手に確実になったという実感があって。売り込みも当然こういう形でしていますし、これまでの努力もあったから、ここまで来たというのは、当然、私も認識をしております。

今後、例えば逆オファーというのも来るだろうし、これからは本当に販路拡大が急激に進むおそれとか——うれしい悲鳴ですけど、あると思うんですよ。そういったときに、一番重要なのは、この畜産振興費の中にあります担い手育成とか、生産者技術向上、また家畜排せつ物の管理体制とか、受け側ですね。肉はいっぱい売れても、物が無いというような状況をつくったらいけないというのは、当然出てくると思うんですよ。

安定供給をこれから長年にわたってしていくということは、絶対これは必要なことだと思うんです。私も前回、一般質問させてもらったんですけども、より具体的に今後、ミヤチク工場も完成をして、当時、坊菌局長が増頭をするんだという気概を持って、決意を持って発言をされたわけですから、具体的にどういう形でこ

の担い手育成、また販路拡大を今後やっていくのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

**○花田畜産振興課長** まず、生産基盤の強化が必要になってくるというようなことで、今回、17億円の補正のうち、肉用牛が一番多くて、20件のうちの11件ぐらいこちらでお願いしているというようなところでございまして。まず規模拡大をやっていこうという中で、これまで繁殖雌牛については2年連続増加しまして8万600頭、肥育牛につきましても増加に転じまして8万1,200頭というようなことで、何とか減少傾向から増加傾向に移ったというようなことで、少し安心していて。気を引き締めて今後ともやっていきたいと考えております。

担い手育成につきましては、今、新規参入者を見ましても、法人の就職も含めて、非常に多くなっておりまして、そういったところで農業大学校なりを含めてアピールをしていきたいと思っておりますし、また技術力の問題としては、我々を含めて、指導者の側の育成というのも過去——口蹄疫以降、いろんな事業の中で取り組んでおりまして、指導者の育成にも引き続き取り組んでいきたいと思っております。

また、販路につきましては、今、海外においても安売り合戦——台湾とかでも、ほかのところも大量に出してくれば値が下がるということもあるんですけれども、やはり私どもは値下げをしない売り方というのを基本に置いてやっていきたいというふうに考えております。

**○日高副委員長** そうですね。そういう形でやってもらいたいのと、それを確実のものにするために、例えば、都農工場ができますけれど、今まで牛も豚も、鹿児島に流れておったものを、食いとめてこちらへ持ってくるという話もあつ

たんですけれど、商系が入ると、なかなか取引の関係で、そう簡単にはいかない部分があると思うんです。

だから、今のパイをふやすことは、当然必要だと思うんですね。ここにも力を入れていかななくては、ここまで来て、私は宮崎牛の将来はないと思うんですね。これだけの売り込みをされているわけですから、表裏一体の関係でそういった、先ほど言った畜産経営に対するものや、担い手育成とかも、あわせてやっていただきたい、そういうことでよろしいのでしょうか。

**○花田畜産振興課長** 単純に規模拡大できない方々もいらっしゃる中で、地域の核となる繁殖センターだとか、肉用牛供給センターだとか、キャトルステーションなどで、今後、分業化を進めていくというようなことで考えているところでございます。現在、県内16のそういった施設がございまして、母牛規模で1,600頭程度、子牛で1,600頭程度預かれるようなシステムができていて、そういったものを今年度中にも3カ所ぐらい——えびのが今いろいろ新聞に出ていますけれども、3カ所ぐらい増加をしていくというような傾向でございまして。そういったことでの農家の皆様方が安心して規模拡大できるシステムというのも構築していくことが一番大切なことというふうに考えております。

**○日高副委員長** よろしく申し上げます。

**○井上委員** 家畜伝染病の発生及び蔓延を防止することは大変重要なことなんですけど、現状というか、この家畜防疫体制の整備事業あたりも含めてですけれども、現在、どういう状況で、改善事業だとか、いろいろ新規事業とかも立てていただいているので、十分な思いを持ってやっていただいていると思うんですけれど、この現

状はどうなんでしょうか。

**○三浦家畜防疫対策課長** 家畜防疫につきましては、口蹄疫以降、水際防疫、地域防疫、農場防疫、そして万一の発生の際の迅速な防疫措置という形で、4つの基本を柱として対応しております。この改善事業の中でも、今回、農場防疫と地域防疫についてを改善事業という形で上げさせてもらっておるわけですが、従前の事業で、全国のモデルとなる防疫体制整備事業の中で、水際なり、地域防疫のところも継続してやっております。

空港を初めとして、通常は、国際線のところは国の、動物検疫所のほうがマットを敷いているわけなんですけれども、うちの県の場合は、それにプラスして、国際線については、少なくとも2回はマットを踏むという形をずっと継続しておりますし、またカーフェリーとか、そういったところについても、国内発生ステージに応じて消毒体制をしいてもらおうというような形で取り組んでおります。

地域防疫につきましては、市町村の自衛防疫推進協議会を中心に、ある地域では農場をその自衛防疫の組織で消毒して回るような取り組みもなされているところもありますし、研修会なり——昨日もえびのでJAの推進大会があったようですけれども、そういう形で防疫の取り組みというのも確実に各地域で取り組んでいただいていると認識しております。

一番重要なのは、農場の個々の防疫でして、ややもすると、空港とか、そういう水際のところでしっかりやってもらえれば、自分たちはというような考えに陥りがちなものですから、毎年家畜防疫員のほうで農場巡回しております、定期的に農場の衛生状態のチェックもしている

といったような状況でございます。

**○井上委員** おっしゃるとおりで、農場巡回とか、その状況調査、その状況の評価、把握、それをぜひ丁寧にやっていただきたい。

それと、前からちょっと牛舎、豚舎、それから鳥の鶏舎。いろいろとそこの研究というのも常にしっかりと、うちがしないでどこがするかということもないではないんですけれど、そういうのは研究機関も含めて、提起をどんどんしていくとか、何か別の防疫の方法——余りにも農場の方たちに負担がいくような防疫の方法だけではなく、何かほかに方法はないのかということやら、それを見つけ切ったら、韓国やらに大幅に売ればいいわけで、そこをちゃんとやっていく必要というのはあるのではないかと。常にそこは追及していくとか、うちが発信していくとか、それは必要なのではないかなと思うんですよね。

だから、実際にどこの県も1回も出したことがないということではないわけだけれども、そういう意味ではきちんと危機感を持って、そういうところにもアクセスをしていただくといいなど。発信していただくというのは、何かそういう研究を丁寧にやってくれということも発信していただけるといいなと思っているんですけれど、そういうつてみたいなのってありますか。

**○三浦家畜防疫対策課長** 鳥で言うと、今回の鳥フルの視える化というのがまさにそうなんですけれども、宮崎大学の獣医学科なり、畜産草地科学科と情報共有しながら、どういう形での防疫をやれば、農家の負担もかからずに、より強力な防疫体制がしけるかというところで。昨日ちょっと申し上げましたけれども、鳥フルで言うと、うちの県が一番発生が多いものですか

ら——余り声高には言えないんですけど。国のほうは、発生農場には疫学調査という形で入りますけれども、その現状を見て、どういうことが想定されるというところまででとまっておりますので、実際にどういう動物が関与して、どういったところを改善すれば、それがうまくいくかというのを、せっかく地元で獣医系の宮崎大学もあるものですから、そういったことを共同してやっていきたいと。そういったものの成果については、家畜保健所の業績発表会であるとか、そういったところで、全国へもまた発信していきながら、宮崎発の防疫体制というように広めていきたいというふうには考えております。

**○井上委員** できたら、この防疫関係に関するそういう研究には、少しお金を使っていただくといいのかなと。見える化という形で、今回は500万上げていただいているけれど——これは鳥に関してのあれなんだけれど、いろんな意味で、野生動物ってなかなかしぶとい。何か進化しつつあるところもあったりするんで、手を抜かずに研究していただくといいのかなと思って、ぜひ宮崎大学も、そういう意味では大学としての威信をかけて頑張ってもらいたいというふうには思いますね。

それと、絶対忘れてはいけない口蹄疫の関係のことですが、埋却地の今の現状はどうなっていますか。

**○三浦家畜防疫対策課長** 埋却地につきましては、埋却地の保有状況ということでよろしいでしょうか。先ほども申しました家畜防疫員の農場巡回の際に確認をしております。基本的に土地利用型の肉用牛繁殖農場であったりという部分については、ほぼほぼ確保されている状況な

んですが、一部にどうしても養鶏であったり養豚であったり、あるいは大型の肥育農場といったところについては、十分に確保されていないというようなところもございます。そういったところについては、例えば市町村も一緒になってもらいながら、所有者にいざというときに貸してもらおうような協議とか、そういったものも進めながら確保をしている状況です。

**○井上委員** 土壌の問題というか、そういうものは発生していないですか。

**○三浦家畜防疫対策課長** 委員がおっしゃるのは、その埋めた後のということでしょうか。

埋めた部分については、口蹄疫については、再生整備も終わってしまっていて、再生整備が全部終わった部分について、一部、その後の長雨等で、湿畑で耕作物がうまく発育しないといったものについては、30年度、来年度までなんですけれども、フォローアップという形で、さらに改善するという方向での作業を進めております。鳥インフルエンザの部分については、埋めて一時的には水の汚れというのが出てくる場合もあるんですけども、そういったものについては、モニターをしていきながらずっと追っていているといった状況でございます。

**○井上委員** ここもちゃんとデータとしてきちんと押さえておくということを、ぜひやっていただきたいと思います。これ以外の方法が何か見つければいいけれども、埋却ということは、どうしても起こった場合にはあれなので、宮崎の場合は、その後、絶対に埋却地でも問題がなかったというデータをずっと残し続けていく。それから、土地利用のやり方についても、上手な循環性のある使い方をしているという、それを残していく。それが他県の非常に大きな

力になっていくというふうにはしなければいけないと思いますし、口蹄疫の埋却地で何か問題があるようなことは絶対ないように、できるだけ細心の注意を払っていただきたいというふうに思います。精神的に私なんかトラウマになっている部分はないと言われると、あるところもあるので、やはりそこを繰り返してはいけません、二度と見たくないなというふうに思いますので、ぜひそこをきちんと丁寧に、緻密にというか、やっていただきたいと思いますので、よろしく、要望しておきたいと思います。

○山下委員 鳥フルの項目なんですけど、ことしの渡り鳥の飛来状況はどうでしたか。

○三浦家畜防疫対策課長 県内のということではよろしいでしょうか。

○山下委員 あわせて、いろいろ防災メールが入ってくる中で、九州管内では野鳥の死骸の中からウイルスが出たという報道が何件かあったんですけど、どうしても鳥フルの由来というのは、渡り鳥の関連性が高いということを毎回言われているんですね。去年も発生して、ことしは発生がなかったんですけど、その状況をどう判断しているのか。例えば、ことしは寒かったから、こっちに。だけれど、かなり寒かったんですけども、兵庫県とか、向こうのほうでは発見されているんですね。その状況をどう分析しているか。

○三浦家畜防疫対策課長 去年の渡りの状況といますか、渡り鳥の飛来状況については、例年、そう大差ないと考えております。宮崎県の中で、自然環境課が渡りの調査をしていますけれども、それについては、さほど大きな変動はないというふうには思っています。

ただ、野鳥の死亡の状況というのが、昨年度

は非常に多かったんですけども、委員もおっしゃったように、今年度については、最初に、昨年11月に島根県松江で出まして、これほど思ったんですけども、その後が余り続いていないといったような状況で。これまでに死亡野鳥で言いますと、島根県、あと東京都で、オオタカで1例見つかっていますが、そのほかは、3月に入ってなんですけれども、兵庫県の伊丹市でハシブトガラスが大量死しておりまして、昨年のもと同じなんですけれども、昨日までに30羽ほどからH5N6のインフルエンザウイルスがとれているという状況であります。

ただ、その3つの地域というところに限られておりまして、野鳥での状況が昨年に比べると、非常に少ないと。それと、農場で言いますと、香川県で1例出たんですけども、確定が1日おくれました。国のほうがいろいろウイルスの性状を見てみると、ウイルスの排出量が、どうも今年度とれるウイルスについてはちょっと少ないんじゃないかといったようなことも言われておりまして。そういった関係もあって、鳥は持っているんでしょうけれども、例えば農場とか、そういったところへの拡散が今年はちょっと少ないのかなとは考えております。

うちの県の農場での防疫というものについて言うと、事前に農家さんのほうに、自分たちで自分たちの農場のチェックをしてもらうための細かな資料をつくって、それに合わせて、まずは自分たちでチェックして改善してくれと。その後で家畜防疫員が行って、めあわせをするというようなことで、かなり農場でのばらつきを高いレベルに持ち上げているというのも功を奏して、例年だと、ほかの県で出ると、うちの県も発生していたんですけども、ことし発生さ

せていないということは、少しは防疫対応が昨年度よりも上がったのかなというふうには思っているところです。

**○山下委員** わかりました。新規事業で監視カメラを入れるということなんですが、鳥フルに限ってということですので、法定伝染病でこういう事業を入れたのかなと思うんですが。豚もPED、ことしも、また去年からか発生しておりますして、大変なダメージなんですよね。これは届け出ですから、そこまでの予算というのを皆さん方も。これ県単ですが、PEDもどっちかということ、いわゆるネズミとか、カラスとかタヌキとか、そういうものが媒介していく可能性というのは十分あるわけですよ。

だから、近隣で1回発生すると、どんどんどんどん近くの農場に広がってくる。どうしても養豚関係でも、こういう監視カメラ体制というのはとれないのかなということを正直考えたんですが、それって法定伝染病と、いわゆる届け出制の中での差異ということなのか、どう認識されますか。

**○三浦家畜防疫対策課長** 最初のスタートは、鳥フルの発生が非常に多かったという部分があって、この事業に取り組ませてもらっているんですけども。1つは、鶏舎構造と豚舎構造の違いというところもあって、鶏舎構造については金網であったりとか、防鳥ネットで一時的には野鳥の侵入を防ぐ構造にしているという部分がありますが、豚舎で言うと、どうしてもそういったところまではやられていないものですから、例えば野生動物の侵入防止対策をどうするかという部分は考えないといけないという部分があります。

今回この鳥インフルエンザの見える化事業で、

例えば忌避剤、カプサイシンとか超音波とかも使ってみますけれど、既定の例えば鶏舎周囲、畜舎周囲への石灰散布、そういったものが忌避効果があるのかないのかも同時に検証しようと思っておりますので、そういった知見もあわせながら、ほかの畜種への応用というのができないかというのは考えていけると思います。

また、この事業で入れたカメラについては、もちろん豚舎のほうへ仕掛けることも可能ですので、豚舎の周りにどういふ野生動物が近づくかということところはモニターできると考えています。

**○山下委員** ぜひ検討してください。

それから、さっき井上委員から出ました埋却地の問題。TPP対策で補助金ベース100億ぐらい、事業費ベースだったら200億ですよ。鳥、豚、牛、それぞれ設備投資して、生産規模が拡張傾向にあるだろうと思うんですが。その中で、埋却地の過去の問題も今述べられましたが、結局、和牛関係、酪農関係は農地を持っていますからいいんですが、大きな問題になるのが養豚とか、ブロイラー、採卵鶏なんですよ。

これは土地利用型じゃないですから、そうなったときに埋却地の確保というのが。現場で話を聞くと、結局、山だったら埋却ができるんですけど、農地をまとめて買おうとすると、農地は農地だから、農地が荒らしているわけにいかない。何かを植えないといけないんですよ。鳥、豚関係になると、特に養豚関係は、母豚が1,000頭おったら、肉豚まで入れたら10倍ですから1万頭でしょう。

だから、この面積って肥育系も土地利用型じゃないですから、どれぐらいの面積要件がいるのか。例えば、一番わかりやすく言うと、さっき

言った母豚1,000頭、肉豚1万頭、これに入った場合の殺処分の面積、どれぐらいの容積が必要ですか。

**○三浦家畜防疫対策課長** 国がおおよその目安という形で埋却する場合に、牛だとどれぐらい、豚だとどれぐらいという基準をつくっているんですけども、済みません、今ちょっと持ち合わせておりませんので、また後ほどでもよろしければ。

埋却溝については、豚で言いますと、1頭当たり0.9平方メートルを標準とするという形で、国が示しております飼養衛生管理基準の中に一応標準的な面積という形で示されております。

**○山下委員** 1,000頭と1万頭ぐらいで、ちょっと計算できますか。牛が1,000頭ぐらいでどれぐらい、後でいいから、ちょっと計算してみてください。

かなりな面積が必要だろうと思うんですが、私は、土地利用型でない畜産農家の埋却地の確保、これが100%できているかどうかをちょっと確認。いろんな問題があると思うんですが。

**○三浦家畜防疫対策課長** 先ほど言いましたように、土地利用型でない畜産経営の場合は100%まではいっておりません。数%まだ残っていて、継続協議中です。

**○山下委員** 今、適正に埋却地を確保したところが、農地の管理状況はどのようにしているの。というのは、結局、埋却地を確保するのは農地ですから、そこは適正利用をしないとイケないんですよ。適正利用というのは、物を植えないとイケないということ、荒らしたら農地は行政指導が入りますからね。

だから、私は、そのことが何も現場で問題がないのか、結局、農地を管理するために耕運をしたりですよ。その土地を酪農家でも和牛農家

でも野菜農家でも、うまく使ってくれているんだったらいいんですが、使えないような場所であつたり、そこが適正な場所で利用ができない問題を現場は抱えていないですか。

**○三浦家畜防疫対策課長** 家畜保健所の職員が巡回で聞き取りしている中では、田畑を埋却地にするという想定されている農家もありますし、一部そういったところじゃないところを埋却地として予定しているところもありますが、基本的には田畑を埋却地に想定している農家については、現状は当然耕作をしているという認識でおります。

**○山下委員** 畜産農家というのは埋却地が義務づけられているので、かなりの面積の農地を埋却地で確保しようとする場合に、特例措置でもそこは用途変更で農地から外すような手だてということは何か考えられんのかな。雑種地か何か、農政サイドは何か検討したことないの。

**○花田畜産振興課長** これまで現場では、委員がおっしゃるような問題というのは、非常に出てきております。その都度、特に養豚農家あたりでは営農計画をちゃんと見直していただいて、飼料としてつくっていただいて、あるいはわら的に利用していただくとか、いろんな利活用としてちゃんと営農していただくということを条件に農地を確保いただいている例もございますし、あるいはもし仮に何かあったときには、ここに埋却させてくれというようなことで契約を結んでおられるというような例もございまして、一概には言えませんが、農地で特例というのは、今のところはないというふうに考えております。

**○山下委員** ぜひ万全を期してください。畜産する上では、排せつ物の処理、これがまずは一

番大きな義務づけですよ。埋却地の確保、これは畜産をする以上は必須条件ですから、そこは畜産県としてしっかりと環境整備の体制をとっていただきます。だって、8年前か、口蹄疫が出たときも埋却地の確保にがたがたして、あれだけ蔓延したわけですから、どこで発生するかわかりませんから、100%を目指して、埋却地の確保はちゃんとするようにしとってください。

○三浦家畜防疫対策課長 先ほどの山下委員の御質問ですけれども、豚で1,000頭規模の場合に9,900平米、牛——成牛換算ですけれども、1,000頭規模で5,000平米という形になります。これは埋却溝の大きさという形になると思うんですけれども。

○山下委員 1,000頭で、5反歩、豚が1,000頭で。

○三浦家畜防疫対策課長 牛は基準が1頭当たり5平米と。ですので、1,000頭規模で5,000平米と。

○山下委員 5,000平米だね。

○三浦家畜防疫対策課長 はい。

○山下委員 豚が1,000頭で。

○三浦家畜防疫対策課長 1,000頭で9,900。

○山下委員 それは違うでしょう。

○三浦家畜防疫対策課長 済みません。母豚が1,000頭規模ですので、それに伴いまして子豚も。

○山下委員 母豚で1,000頭。

○三浦家畜防疫対策課長 肉豚、子豚が1万頭いるというところでの計算になります。

○山下委員 わかりました。母豚で1,000頭の場合が肉豚で1万頭ですから、合計すると9,900平米、約1町歩ですよ。かなりの面積ですよ。

こういう養豚農家というのはざらにあるわけですから、そして養豚場は分散していますよね。農場がより近くがいいわけですから、空気伝染するわけですから、より近くに埋却地を確保しないといけないという。だからその辺のことをしっかりと捉まえて。農地を畜産農家が確保する場合にそれが充てられないということを知っているものですから。だったら適正管理で代を植えたり何だり、ロータリーかけたりしたらいいんでしょうけれど、その問題がどうしても解決できないのであれば、何かの雑種地あたりにして、何かうまい逃れ方ができんのかなと思ったりするものですから。それは農政計画を検討したことはないの、畜産のほうは。埋却地の確保については。

○花田畜産振興課長 先ほど申し上げましたけれども、ちゃんとした計画をつくらせるとか、あるいは雑種地を設けていただくとか、契約に基づいて、いざというときには使わせていただくというようなことを今検討している中で、市町村とは話をしながら、今、委員おっしゃるように、特例があったらいいなという話は必然的に。特に養鶏の部門では、なかなかそういった理屈の立たないところもあります。それは事実でございまして、今のところは法律の特例というまでには至っていないというようなところでございます。

○高橋委員 ちょっと初歩的なことを聞いて申しわけないんですが、新規事業のこの鳥インフルエンザ対策の効果、視える化ですけれども、この発案者はテレビにも出られましたよね。本当、感謝をしたいと思いますが、このセンサーカメラを設置することが目的じゃないわけですよ。このことによって、右のほうに書いてある下段

のいわゆる水辺があるない、近い、遠いという、鶏舎の構造をこれで確認をするということですね。まず、そこを確認します。

**○三浦家畜防疫対策課長** そのカメラをセットする農場の選定として、例えばこれまで発生が多かった中部地域に位置する農場。その中でも、水辺に近い農場と遠い農場で、その野生動物がどう変わってくるかとか、この組み合わせになるんですけども、その発生が多い地域で、水辺が近くにあって平飼いの農場なのか、ケージ飼いの農場なのか、そういう条件によってどう変わってくるかというのをまず見て、その後、対策を打ったときに、その出現していた動物が来なくなるのか相変わらず来るのか、どの対策が一番効果があるのかというのを見ていこうというものです。

**○高橋委員** だから、問題はそこから先のことだと思うんですけど、隣のライバルの鹿児島が1回も出ていないものだから、関係者の方々は本当に心を痛めていらっしゃると思うんですよ。ある意味、結果が出たとき、例えば立地場所を、これはちょっとまずいよというところは移転をしてもらおう。例えばですよ。そういうところまで踏み込むのか、鶏舎構造にも、いろいろとこういった構造が一番いいというので、それでやってもらうとか変えてもらうとか、そこまでこの事業というのは多分求めるべきじゃないかなと思うんですが、どうお考えでしょうか。

**○三浦家畜防疫対策課長** 鶏舎移転というところまでになると、なかなかハードルが高くなるものですから、先ほど言いましたように、どういう対策を打てば野生動物が来なくなるかというのを中心に農場への啓発なり、あとは地域の研修会の中で、こういう対策が効果的ですよと

というような形で。養鶏の農家さんは、11月から今月ぐらいまでは、非常にぴりぴりされるわけなんですね。

その長い期間で、ややもすると、モチベーションが落ちるような状況がありますので、こういう対策をやっていれば、きちんとできますよというようなことがお示しできればいいなというふうに考えております。

**○高橋委員** 要は、この対策を打つにしても、農家の協力が大前提ですよ。ある意味、いわゆるこの見える化事業によって、農家さんにしっかりこの根拠というものが示せるということは、これは確かだと思う。

だから、農家の方は、あっ、なるほど。じゃ、お金かけてでも、この対策を打つべきだということに理解は多分深まるんでしょうね。すばらしい事業だと思います。よろしくお願いします。

**○函師農村整備課長** 申しわけございません。1点、訂正をお願いいたします。昨日、山下委員から質問のありました歳出予算説明資料325ページの県営経営体育成基盤整備事業の地元負担は12.5%なのかの質問に対し、「10%」とお答えしました。来年度実施する9地区のうち8地区については、地元負担10%となっておりますが、道路や排水路分の工事費を市町村が負担したり、担い手へ農地集積を図ることで一定の農地集積率を達成すると、国から農地集積促進費が上乘せされることとなっております。これによりまして、「来年度実施する地区の中で、一番高い地元負担額は事業費の4%程度、反当で12万7,000円ほど」となっております。

**○山下委員** 12万7,000円。これは何年計画で償還計画を組んでいますか。

**○函師農村整備課長** 通常25年償還にしております。

ます。

○山下委員 これも25年償還で計画を組んだんですね。

○函師農村整備課長 ちょっと資料を持ち合わせておりませんので、後ほどお願いいたします。

○山下委員 大事なことなんです。だから、今回、中間管理機構のまた新年度事業で、受益者負担なしでやれるわけですから、その受益者負担が何で俺たちはこれだけしないといけなかったんだとか、必ず出てくると思うんですよ。そこ辺の問題整理をちゃんとしておかないと、ちょっと大きな問題になるかなと思ってますから、整理をしとってください。

○後藤委員長 ほかに、よろしいですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長 それでは、以上で畜産振興課、家畜防疫対策課の審査を終了いたします。

各課の説明及び質疑が全て終了いたしました。

これから総括質疑を行います。

農政水産部全般について、質疑はありませんか。

○濱砂委員 農業大学校なんです。非常に有害鳥獣の被害がふえて、だんだん減ってはきているんですけども、5億近く被害が出ているということで。開設予定の林業大学校では、新しいカリキュラムの中に狩猟免許、狩猟許可が受講できるように、受験できるように、組む計画をしているということだったんですけど、農業大学校でこれができないかなと思って。この被害を受けているのは、ほとんど農林業の方たちなんです。狩猟関係の総会にいつも出席させていただくんですが、その出席者で狩猟をしている人たちも農林業の方がほとんどなんですよね。

そこで、農業大学校でもそういった講習とか、いわゆる狩猟免許が取れるような課程というのはできないものかなと思うんですが、いかがですか。

○後藤県立農業大学校長 狩猟免許につきましては、昨年から18歳で取得できるということで、私どもも環境森林部と協議しまして、農業大学校で講習を、これは一般も含む講習を昨年から行っておりまして、学生もその講習を受けて受験できるという。ことしも受験者がいましたので、そういうことで、しっかりと学生には鳥獣被害対策そしてかつ狩猟免許を取得して対応できる、そういう形で対応しているところでございます。

○山下委員 関連で、後藤校長。最後だろうと思うんですが、もう卒業式ありましたよね。その就職先、就農が何人ぐらいか、自営とか、関係機関あたりにどれぐらい行き先が決まったのか、わかっていたら教えてください。

○後藤県立農業大学校長 就農が34名おりまして、そのうち27名が農業法人への就職・就農になっております。そのほかは農業団体に9名、農業関連産業に8名、あと一般企業に2名、進学2名、これは4年生大学への進学が2名おります。それと、公務員1名ということで、57名の卒業になっております。

○山下委員 ちょっと集約して。34名というのは、卒業生が何名で何%になる。卒業生は、全体で何名だっけ。

○後藤県立農業大学校長 合計59%で、60%を1%切っております。目標は60%なんです、59%となっております。

ただ、あと1人、研修後就農というのが1名おりますので、この学生を加えますと、61%に

なります。

○山下委員 卒業生が合計で何名ですか。

○後藤県立農業大学校長 57名です。

○山下委員 57名ですね。そして、6割を目指しているということだったんですが、私は、これぐらい目標を持って法人なり就農するなり、本当にありがたいなという思いなんです。ことしの入学生はどんな状況ですか、何名ぐらい。

○後藤県立農業大学校長 これは確定数字でございしますが、ことしの入学生は68名、入学が決まっております。

○山下委員 はい、わかりました。ありがとうございます。

317ページの公共三部で、品質検査の委託をやっていると思うんですが。この公共工物品質確保強化対策費、この中で公共工物品質確保強化事業1,300万。これはどこに委託しているんですか。

○山下農村計画課長 宮崎県建設技術推進機構へ委託しております。これは公共三部で、県土整備部から委託をしております。

○山下委員 建設技術機構やね。これがスタートしたのは——私の認識違いだったら教えてください。東国原さんが知事になったときに、入札が70%台で何年か続いたですよ。建設業協会等も非常に価格が下がったということで、皆さん方が品質がちゃんと保てた中で工事が進捗しているか、品質を検査するために委託をして、その検査業務をしてもらおうということで。このスタートでよかったですかね。

○山下農村計画課長 この強化対策事業につきましては、\*平成20年度から行ってございます。今、委員からございましたように、当初は入札の最低価格が低くなった、低入札に対して品質

確保といった面もございました。現在もあれなんですけれども、下請工事とか、そういったものが適正にされているかとか、それから若手職員を立会して、そこで指導をしていただいたりすることによって、若手職員の技術力向上とか、そういった面も含めながら、現在やらせていただいております。

○山下委員 今、入札最低価格が90%になって、90%以上で工事は進捗していると思うんですが、きょうは工事検査監もお見えになりますが。今日までにそういったそごがあったのか、指摘事項が、いわゆるいろいろ出てくるのか。結局、スタート時点とはちょっと状況が変わってきているので、まだいまだにこういう事業が必要なのかなということもちょっと考えたものですから、その部分をちょっと説明して。

○長友工事検査監 その品質確保強化事業については、今でもやっているところなんですけれども、工事検査課としましては、平成20年度から三部共管ということで、現在、10年目になるところなんですけれども、一応、検査体制の充実とか、あと品質向上の取り組み、これを中心に進めているところです。

確かに近年、総合評価方式ですか、これの導入によって受注者の目が非常に厳しくなっていると。入札に直結するということで、非常に上が高くなっているということで、検査課としても、公正公平な検査を進めているというところでございます。

先ほど農村計画課長が言いましたけれども、担い手育成ですか、受注者も、それから発注者においても、そういう物をつくる人に対して指導をしていくという観点からも、品質確保強化

※140ページに訂正発言あり

事業を使った事業が今でも必要だと考えております。

○山下委員 スタートが平成20年ということですね。だから、19年に東国原さんが知事になって、それから本当に大変な時代だったんですね。大卒の公共工事は、国のほうも減額になる、県も減額しないとイケない。そのことで入札価格を70%台で落とさんと、仕事をとれない。もうむちゃくちゃだったんですよ。

あなた方は、平気で70%でいいじゃないかと、競争だから、いいじゃないかということをやった。入札制度も指名をなくして、総合評価方式とか、さまざまな知恵をつけて、これだけ工事をおろしてきた中で、建設産業も努力してきた。その結果が、今、あなたが言った技術者がいないとか、その現状をつくった原因なんですよ。

それで、私は、この20年からスタートしたこの委託事業が本当に目的を達成しているのか、それだけ機能を果たしているのか、新たな技術者が足りないのであれば、その辺の問題もちょっと整理すべきことであって、公共三部でこういう委託案件を所期の目的とは僕は全然違ってきているような気がするんですが、その整理をどう考えておられますか。

○山下農村計画課長 申しわけございません。「20年度」と申し上げましたが、「19年度の年度途中から始まった」ということで、申しわけございませんでした。

○山下委員 それは大きな間違いですよ。

○凶師農村整備課長 申しわけございません。今、委員がおっしゃったように、当初の目的としましては、低価格で入札されたものに対して品質確保といった面もございました。

また、最近、品確法が改正になりまして、そ

ういった部分で求められる部分も多くなったものですから、そういったものと、それから先ほど申しあげましたように、下請業者へのきちんとした支払いやいろんな形の契約とかがなされているとか、そういった部分でございますとか、それからさっきお話した若手、特に建設業者のほうの若手の職員もございますけれども、県の若手の職員に対しましても、現場でそういう指導をしていただくということで、それがまた技術力向上になるということで、現在はさせていただいているところでございます。

○山下委員 ぜひこれは公共三部で、もう一回スタートした時点の検証。本当にこの事業は公共三部で必要なかどうか。だったら新たな担い手不足とか技術者養成とか、そういうものにもうちょっと注視すべきであって、そこの検討をぜひまたしてみてください。要望しときます。宮下次長、経過やらその辺は一番わかっている方ですが、いかがですか。

○宮下農政水産部次長（農政担当） 今の公共工事の品質確保という点につきましては、新しい入札のあり方も今回、補正のほうでも議論をしていただいたところでありまして、時代に合わせた取り組みのあり方というのを検討していく必要があると思います。今、委員から御提案のありました今の機構の活動のあり方についても、三部でこれから議論をしていく必要があるというふうに認識をしております。

○山下委員 よろしくお願ひします。

○高橋委員 325ページの小水力発電の関係で1,500万支援されるわけですが。この間のこの小水力発電の支援箇所を、県内何カ所ぐらい小水力発電をしたよと把握されていますか。

○凶師農村整備課長 現在までに県単独の補助

事業で補助しております箇所は5カ所でございます。

○高橋委員 いわゆる農業用水利用施設だと思われますけれども、それなんですよね。可能性調査とかはされているものなんでしょうか。

○函師農村整備課長 可能性調査につきましては、国の事業を使いまして、平成24年から25年度にかけて実施しております。29点調査しております、そのうち22点が導入可能だという実績が出ております。

○高橋委員 29カ所調査をして、22カ所が採算が取れるよということがわかっているわけですね。いわゆる新エネルギービジョンを何か改定する時期が来ているらしいんですけれど。環境森林課が新エネルギーのまとめるところなんでしょうけれど、せんだって委員会で可能性調査なんか、なかなか理解できるところがなかったものですから。小水力、砂防関係で、環境森林部と県土整備部が管理するところとあるんですよ。先端のところは堰堤というんですか、恐らく1,000カ所単位でそういった施設が多分県内あると思うんです。そこを調査をしているかどうかというのは、していない。それは市町村に補助でやっているようなことを答弁されましたけれど、何かすんと来なかったものですから、いわゆる農政水産部のところでも調査は済んで、きょうの当初予算にありますように、今、可能性のあるところの22カ所を支援をしているということなんです。わかりました。

あと水産の関係で、この間議論してきました、いわゆる15年以上経過した船が95%ぐらいになっているわけですね。だから、新船に入れかえたいという船主というのは本当いっぱいいらっしゃるわけですが、なかなか枠があって、

何かそれが行き届かないんですが。ただ、いろいろと担当課と話しをすると、全てを入れかえるような意気込みを聞いたりするものですから、これは早いほうがいいわけですよ。

結局、水産業も高齢化はしているわけですから、いわゆる新船に入れかえなきゃやめるとおっしゃるわけですよ。そういったところのいわゆる要望はされているけれど、来年度にならないと、どれだけ来るということがわからないんでしょうけれど、今の段階で何かお話しできる部分があればどんなものでしょうかね。担当課でも次長でも、どちらでもいいですが。

○毛良水産政策課長 漁船の更新というのは大きな課題でございまして、国の事業を使いまして、漁船リース事業でこれまで新船なり中古船の購入を進めてきたところでございます。委員御指摘のとおり、この漁船リース事業、国は今回の補正で、前年度よりも多目の145億円を全国で手当てしていただきました。その一部が本県に割り当てられるんですけれども、なかなか先般も希望調査をとりましたら、件数で2倍近くの希望があるということでございまして、本県の枠に対してなかなか要望どおり漁船の建造が進められないという状況にございます。このため、本県では知事の要望で国に増額等を要請しているところでございますので、引き続き国に要望をしていきたいと考えております。

○高橋委員 いわゆる国の補正の145億というのが数字的にはわかっているわけですが、この2倍の要望があるということは、それは全国のレベルですよ。本県で言うと、新船に更新する船は何隻あるんでしょうか。何隻というか、数とおおむねこの程度の事業費が必要だということがわかりますか。

○毛良水産政策課長 平成29年度の補正分につきまして、県に割り当てられる分がまだわからないんですが、今回、県内の要望をとりました18件の漁船の新船建造及び中古船の購入の希望がございました。合計で12億円程度の総事業費ということでございまして、通常の各都道府県に割り当てられる額を想定しますと、なかなか半分程度になるのではないかというふうに推測しているということでございます。新船の件数については、ちょっと総数で18件ということで、申しわけございません。

○高橋委員 私がちょっと記憶している数字と違うなと思ったんですけど、ざっくり100隻ぐらいおっしゃったような気がしたんですよ。以前、担当課と意見交換したときに、それを全てこれはクリアするよというようなことで。

○毛良水産政策課長 当初この2年前に、平成27年度補正で調査した段階では、それだけの要望があったということでございまして、少しずつ新船建造なり、中古船購入で、要望数も減ってきているという状況です。

○高橋委員 もしかして、それひょっとしたら廃船とか、廃業というのが現実起きているんでしょうかね。

○毛良水産政策課長 はい。御指摘のとおり、漁業経営環境がかなり厳しいということで、カツオ一本釣り船の大型漁船の中には廃業されるということも残念ながらございます。県としては、そういった方々がないように、持続可能なように、あらゆる支援をしていきたいと考えているところでございます。

○高橋委員 たまたま漁協に行ったときに相談に見えていて、何とかありませんかね、これ更新できないと、やめないといかんとですわとい

う話を実際に聞いたことがあるものですから。現実そういうことが起こっていることがよくわかりました。先ほど言いましたように、急がないと、廃業の方がまた出てくるわけですから、よろしくお願いします。

最後にします。

人口減少になるわけだから、これは農政全般の関係で、産地間競争は物すごく激化していくと思うんですよ。宮崎牛がおかげさまで、先ほどから出ていますように、本当、供給が追いつかないのじゃないかなというぐらい、忙しくならないといかんわけですが、ただ、問題は、言いましたように、このチャンスのときに、いかに予算をつけていくかということだと思っすよ。

私も経験者ですから申し上げますけれど、よく前例主義にとられるんですよ。私も公務員の経験がありますから、そういったところにしっかり英断を打つ勇氣というのが必要なわけで。たまたまの例ですから、過去も議論したんですけど、よく鹿児島に先を越されたという意見交換をしたりするので。例えばキンカンの糖度だってそうだったじゃないですか。香港は糖度が18でしたっけ、それ以上ないと、なかなか受け入れがないんだよということで、鹿児島はそれを先にやっていた。

あと地頭鶏で、鳥の輸出で言うと、たった3万羽の「天草大王」が輸出を手がけたとか、それを宮崎も頑張って、追いつけ追い越せで努力されて、また今があると思うんですけど。ぜひ職員の方々はストレスをためないように、働き方改革も言われていますから、そういった環境をしっかりと整えていただいて、弱点を克服して、いいところを伸ばしていただくようお願い

いをしたいと思います。ちょっと差し出がましいことでしたけれども、よろしく願います。

○井上委員 漁業関係の担い手のところというのは、漁村振興課でよろしいんですかね。

○田中漁村振興課長 はい、漁村振興課が担当しております。

○井上委員 日本一の牛のときに、一番私たちが宮崎で感動したのは、小林秀峰高校と高鍋農業高校の生徒さんたちが一生懸命、自分の牛を大切に育て、そしてそこに出そうという意欲と、それとあの人たちは、結局、最後のお祝い会まで出席するという状態だったわけですよ。

だから、自分が小林秀峰高校で学んだこと、それから高鍋農業高校で学んだこと、ステータスの一つとして、あの子たちは絶対に体に残ると思うんですよね。私は、よく教育委員会にも何度も申し上げているんだけど、海洋高校というのは、言われているとおり海洋高校なんですよ。日本の中でも海洋高校を持っているところというのはそんなにたくさんあるわけではなく、そこに学んでいる子供たちが実際にいるわけですよ。

だから、教育委員会として海洋高校をどうしていくのかとか、船を維持するのが大変だとか、そういう話ばかりされるときもあるわけだけれども、海洋高校に学ぶ人たちをどう漁業というその魅力というか、そこまで引っ張ってきけるのかというのが、ちょっと農政サイドと海洋高校との関係というのはどうなるのかなというのがちょっといつも気になる場所なんです。

どこの学校に行ったらいいじゃろうかと言いつつ来た人には、必ず海洋高校に行けと言っているわけですよ。なぜ海洋高校がいいかというところ、

学校で丁寧にやっていたら、いい子は宮崎大学に行けるんですよ。

そして、今、黒瀬水産にいますけれども、そういう意味で言うと、海洋高校で学んだことが出口はどこになるのかということをやって1つずつ丁寧に積み上げていく必要があると思うんです。黒瀬水産はなかなかいいものですから、県外の人が多いわけですよ。県外の大学を卒業した方、神奈川県とか、いろんなところから来られているわけですね。

あそこがニッスイのあれだということやら御存じない方も随分いて、就職のときなんか先生方もよくわかっておられないから、就職でここに行ったらどうかと言わないで、県外の人の方が逆に来ているわけです。串間市が小さいマンションとか建てていただいたりして、そこに就職して暮らしたりしているわけですね。そして、あそこは海外にブリを輸出しているわけですね。

だから、水産にかかわっていくという出口として、大きな魅力として一つつくり上げていく。だから、農業大学校の出口が少しずつ見えてきて、明るいから農業大学校に来てくださる人たちもふえる。林業もそうしていかないといけないわけですが、漁業も秀峰高校の子たちがあの日本一の牛のときの、あの宮城に行ったときのあの感動というか、そういうことも含めて、もう少し丁寧にその子供たちを漁業というところに結びつけていくという努力をするべきではないのかというのが私の。いつも海洋高校が大好きなので、あそこを注目しながら、ずっとチェックするんですけど、そこが何か農政水産部の漁業政策のところとリンクしていないような気がしてならないわけですが、そこは

どうお考えなんですかね。

○田中漁村振興課長 委員のおっしゃるとおり  
のところがございます。海洋高校の先生たち  
とも協議、お話をしているんですが、PRの仕  
方が確かに足りなかったという反省点がござい  
ました。平成28年度に海洋高校から漁業につか  
れた方というのは3名でして、ただ、漁業経営  
体からの要望というのは、海洋高校から欲しい  
というのを聞いておったんですが、実際にどう  
いう形で求人されているかというところが余り  
はっきり具体的にされていなくて、今年度具体  
的に、黒瀬水産さんもそうです。あとカツオ船  
の船主さんもそうなんですが、ちゃんと求人票  
を出していただいて、募集をしていただいた結  
果なんですけれど、それだけではないと思いま  
すけれど、今年度は10名の方が漁業のほうに就  
業していただいております。

それは偶然というところもあるかと思いま  
すけれど、海洋高校の先生とは漁業の魅力につ  
いて——高水研が所管でありますけれど、その  
先生が海洋高校に行って、宮崎県の漁業とい  
うのはこういう魅力があるんだというような講  
義もするとか、そういうこともやっております。

もう一つ、私どもが所管している高等水産研  
修所の生徒が意識しているのは、日本一のカツ  
オ船の漁師、マグロ船の漁師になるんだとい  
うところは、すごく目標にしているところで、多  
くの生徒がそういうことを口にしています。近  
海カツオ一本釣りが宮崎県1位ということに  
なっておりますけれど、じゃ全国の形態で1位  
をとるのは、高知の船が1位をとっております  
で、そこに勝つんだということをよく生徒たち  
は口にしています。そういう意識づけをしなが  
ら、海洋高校のほうにも同じようなことをPR

しながら、連携して担い手対策を進めていき  
たいと思っております。

○井上委員 宮崎県が海洋高校を持っている  
ということ、それは一つのステータスだと思っ  
ているところなんです。だから、そうなるよう  
に、もっと底を上げていくとか、そういう  
ことで、よその県の子供たちもここに来ると  
いうぐらいにしていけないといけないと思う  
ので、注目しつつ、連携しつつ、ぜひ人材をつ  
くり上げていくという意味で頑張っていだ  
きたいと思っております。

次に、食の機能性研究基盤構築事業。これは  
物すごく大好きな事業なんです。これとリン  
クしつついろいろなものをやり続けてい  
かないといけないんだけど、この6次産業化と、も  
う一つは、農家民泊の関係のこと、これやら含  
めて、今回の農政水産部の予算の基本的な考  
え方、攻めるんだと、施策としても攻めてい  
く。守りの施策といっても、これも実際は攻  
めのための守りだというふうに思いま  
す。

あと一つは、人づくりの施策というふう  
に言っておられるわけで、絶対にこれは6次  
産業化と農家民泊のところというのは、や  
っぱり力を入れてやるべき、これから先  
の宮崎のためにもやるべきことだと思  
うんですけど、そのところは、今回、私  
は総括のところでも聞きたいと思  
ったものだから、黙っていたんですが、  
これはどういうふうな今の現状な  
っているのでしょうか。

○山本農業連携推進課長 まず、6次産業化  
の推進から御説明します。

6次産業化につきましては、国の総合化事業  
計画というものの認定を受けて、その者  
に対して補助事業なりのソフト、ハード  
の支援をしていくという形になって  
おります。この総合化事

業計画の認定数なんですけれども、長らく本県、全国4位だったんですけれども、昨年やっと3位に上がりまして、やっと2位のお尻も見えてきたかなということで、かなり盛り上がってきているかなという状況でございます。

国の推計値なんだろうと思いますけれども、統計を見ますと、本県の6次産業化の商品の算出額、売上額というのが740億ほどあるということで、なかなかこれはこれで一つの産業として定着してきたのではないかなと考えております。

ただ、6次産業化の事業を認定はして、計画を形にするところまではいっているんですけれども、そこから先の投資の部分、そこに入っていくところがなかなか難しいということで、今は6次産業化をやりたい、いい商品の材料を持っていらっしゃる方と食品加工企業とマッチング、コラボさせていくというところに力を入れながら、夢を形にしていくというところを支援しているという状況でございます。

**○鈴木新農業戦略室長** 農泊について、お答えさせていただきます。

農泊は、委員おっしゃるとおり、農山漁村の所得向上のための重要な政策だと考えておりました。特に、今、農泊につきましては、泊めることが目的で、いわゆるフルサービス、御飯もつくって、泊めてということをするのは、それはハードルが高いと思っています。例えば泊められるところ、御飯は別の近くのお隣の農家さんが出すといた地域全体で受け入れられるような体制というのを来年度、特に進めたいと思っておりますし、本県はどうしても修学旅行といった教育旅行の受け入れが多いんですけれども、

これからは学校の旅行に加えまして、インバウンドを利用した外国の方に泊まっていただいたり、まさに地域でアクティビティーを交えた受け入れ体制というのを進めたいと思っておりますので、今まで以上に地域全体の取り組みを進めたいと思っております。

**○井上委員** 民泊は、移住の入り口でもあるわけですよ。観光の一番きわめはどこかということ、移住なんですよ。だから、住んでみたいと思うようなところ、体験して楽しかったなと思ったら、リピートにもなるわけですよ。だから、いろんな意味で、絶対に農家民泊は雑に見てはいけない。例えば都会のところの、自分のところのビルが余っているところに泊めるということ、また絶対違う。本当の意味での地域の魅力みたいなのは、農家民泊じゃないとわからない部分というのがあるわけですね。それをつくっていただくと、絶対に観光にも大きな力を発揮できるし、それと宮崎の産物をつくっているものの全てがよくわかっていただける。体験とそれが観光に及ぼす影響力も高いというふうに思いますよね。その基盤づくりというか、人づくりというところについては、どうお考えなんですか。

**○鈴木新農業戦略室長** まさに今、委員おっしゃった、私どもやりたい体験ということも含めまして、宮崎の有する自然環境、そして住環境というのは、そこに行ってみないことにはわからない。そして、何やら触れ合ってみないとわからないところがあると考えてございます。

例えば、今の日南では、串間のほうでも、今までの観光だったところを、ただの観光でなくて、しっかり泊まってもらったりとか、地びき網のような漁業体験をしてもらって、そういった

形で進めているところもありますし、延岡では、県北のあたりでも、山にしっかり入ってもらって、森林を散策することを企画として山やシイタケに関心を持ってもらった事例もあると承知しておりますので、そういうような雰囲気、体験を感じていただけるようなメニューですとか、受け入れられるおもてなしの方法論というのを一緒に学ぶような機会をつくりたいと思っております。

**○井上委員** 黒瀬の人たちがおっしゃっていたんですけど、ブリ養殖で餌をまくじゃないですか。そしたらタイが来て、海がピンク色になるんだそうですよ。すごいと思いませんか。それを誰かに見せたり、その場所で釣り糸を垂れたりできたらどうだろうというふうに思うわけですよ。

だから、何かいろんなまだ、河野知事の好きなポテンシャルというのがまだいっぱいあったり、磨きをかけるところはいっぱいあるし、でも、コンセプトをどこに持っていくのかということによっては、だんだん違ってくるのではないかなと思って。

最後ですが、私は、この基本的な考え方を支持します。この予算の立て方ですね。そして、農政水産部は、総体的に政策もおもしろく、よくやっていたらしゃると私はそう思います。

ただ、問題は、ほかの各部等をきちんと動かせるかどうかなんですよね。商工観光労働部を動かせるのか、総合政策部を動かせるのか、環境森林部を動かせるのか、ほかの部をきちんと動かし切れるのか。それは連携して、自分ところの政策を本当に具体的にするために、そのほかの各部を動かし切れるのかということところが問われると思うんですが、部長、最後にそこはい

かがですか。

**○大坪農政水産部長** 私も37年間県庁で勤務してまいりまして、一番県庁で悪いところは縦割り行政だなと思っていました。もちろん、責任分担の原則、役割分担の原則というのが行政にはあって、それぞれ所管部局があって、しっかりやるというのは当然なんですけれども、昨今、一部局だけでは賄えない仕事というのがたくさんあります。横断的に進めなくちゃならない仕事がたくさんございます。

ですから、そういう中で、いかにほかの部局と連携をして、より魅力的な施策に仕上げていくかということ、これはとても大きな課題でございます。そういうことで、私自身もそれぞれの部長とはよく会って意見交換、情報交換をしていますし、今回御提案する事業の中でも、例えば障がい者の方を農業に迎えるにはどうしたらいいかという観点なんかは、福祉部局とか商工部局とも、昨年の秋からプロジェクトチームをつくりまして、随分議論をしてきて、新規事業として御提案するような状況になりました。

ですから、いろんなことについて、もっともっと積極的にほかの部局と協力をしながら、施策をしっかりと進めていきたいと思っております。

**○井上委員** 本当に農政水産部ってリーダー部だと、私はそう思います。政策の立て方を見たり、予算の工夫の仕方とか。ただ、各部から力をかりないとできない部分というのと、特に販売のところなんかは、商工観光労働部はきちんとやってと、つつい言ってしまうところがあるんですが、ぜひそのあたりをしっかりと横の連携をとりながら、動かすところはしっかりと動かしてやっていただけたらというふうに思い

ます。

**○濱砂委員** 農業全般についてですが、宮崎県の農業生産額が大体3,500億円ぐらい、全国5位ですよね。国内マーケットは徐々に縮小している、人口減少社会に入って、2100年には多くて6,000万、少なければ3,000万台というような数値が出ていますが、これからの農山村を含めて、高齢者を含め、少子高齢化を含めて、これからの農業どうなっていくんだろうなというような気がするんですよ。

宮崎県の生産額の約6割は畜産部門ですから、縮小する国内市場から拡大する東南アジアのほうに向けて畜産の輸出とか、そういったものに皆さんが一生懸命やられておる。いわゆる県庁は、我々から見ると、頭脳集団なんですよ。宮崎県の推移を皆さんが背負っている。

そのような中で、皆さんがそれぞれ努力をされていることも十分わかるんですが、ただ、将来、山村過疎地域を含めて、高齢化社会に突入していく。宮崎県の農業というのが、将来の展望としてどうなのかなと、大きく期待もしたいんですが、不安もあるというようなことで、最後に農政水産部長は、今回が最後の委員会になると思いますけれども、これからの農業について、後輩の皆さん方にも、私どもにも、どういう形でこれから農業が進んでいけばいいかというようなことを教えていただくとありがたいです。

**○大坪農政水産部長** 私、2年間、環境森林部長をして、本年度、農政水産部長をさせていただいて、宮崎県の中で農林水産業の占める割合とといいますか、この影響の大きさといいますか、痛感したところでございます。東京を見ましても、あの産業の特化ケースという数字がござい

ますけれども、平均を1としたときに、宮崎県の場合は農林水産業がたしか4倍か5倍ぐらいの産業の中でのウエートの大きさがございまして、しっかりと宮崎県の農林水産業を今後も守り育てて、続けていくということは大事なことでございます。そういう中で、まずは、この宮崎県民の方においしくて健康な食を永続的にしっかりと提供していくということは、まず県庁職員として心にとめたいと思います。

ただ、その中で、産業として、そして商売として成り立つためには、外に売って行って、利益を上げるということも、とっても大事ですので、全国に向けての展開、さらには外国に向けての展開というものも十分進めなくてはなりません。

実は2年前にミラノ博に参りまして、あのときにヨーロッパで日本食が物すごいブームになっているんだというのを実感しました。安心・安全を求め、おいしさを求める、そういう欧米の人の日本食に対するニーズというのは、非常に大きくなっているなという実感をしました。

ですから、今後は、このすぐれた宮崎県の農林水産物を食文化として海外に売っていくということ、これがとても大事かなと、そういうことをもっともっと進めていくことによって利益の出る、そして永続的に持続可能な農林水産業というものが実現できるんじゃないかなというふうに思っているところでございます。

**○日高副委員長** 水産のことについてちょっとお伺いしたいんですけど。アユの資源回復について、ずっとやりました。抜本的にアユの回復をどうすればいいんだというのが正直、私にはまだあるんですね。川で育つ期間が大体3分の2から4分の3ぐらいで、ここはカワウとか

が問題になって、カワウとか川の濁りが問題なのはわかる。これが57万匹遡上してから、産卵するときは9万5,000に下がるんですよ。

あとこれもあるんですけど、海でのやつですね。産卵して、12月に降下するんですよ。稚魚が99億匹降下します。海で暮らして、遡上して、いくら上るかという、126万しか上らんです。回帰率0.04%です。これは海で何かあっているんじゃないかなと、これを見たら、正直しておるんですね。

でも、原因究明って、なかなかこれ難しい部分がある。ここも相当大きいところだと思います。だから、この辺について、水産試験場の場長として、昨年からいろいろ研究されておって、原因究明もいろいろされているというふうに思っているんですが、そこら辺についてお伺いしたいです。田原さんです。

**○田原水産試験場長** 今年の委員会のときに、同じく日高委員のほうから試験場の試験研究の進め方についてという御質問をいただいたと思うんですが、そのとき、私は、試験場の役割というのは、イノベーションとエビデンスの提供なんだという話をたしかした覚えがございます。

昨日、五ヶ瀬川水系のアユ資源回復プロジェクト推進事業ということで、資源管理室長から取り組みの内容を詳細に御説明したと思います。そういった取り組みを進めていく上で、科学的な根拠——これがエビデンスなんですけれども、これをしっかり試験場として提供していくということが大事かなと思ってございます。

それで、質問の内容なんですけれども、御承知かと思いますが、アユの資源を決定する要素というのが非常にたくさん、複雑に絡み合っております。実は、私、26年に室長をし

てございまして、そのときに、最初は内水面の漁業者が騒ぐのは、何年か置きにそういったようなことが起こってきて、アユ自体は定位安定なんだというような認識でございました。

ところが、調べてみると、非常に資源が悪いということがわかりまして、それでどういう取り組みができるのかなということを各ステークホルダーといえますか、その利害関係者に諮って、御相談をしながら、進めてきたわけでございます。

そして、本日の取り組みに至ったということなんですけれども、1つは、要素として申し上げられるのは、海面水温が非常に高くなってきておって、アユというのは20度ぐらいのところでふ化仔魚の生産率というのが非常に低下していくというのが知られてございます。

アユの生産量を全国的に見てみますと、過去には西日本が中心に生産量が多かったんですが、これが東日本のほうに移ってきていると、これは状況証拠的なものではございますけれども、これを考えても、非常に生息環境が悪くなってきている。海も含めて、河川はもちろん悪いわけなんですけれども、そういったようなこともあるのかなと思ってございます。

ちょっと長くなりますけれども、27年の調査のときに——アユの頭の中に石がございます。これは耳石と言いますけれども、これで日齢というのがわかりまして、そのアユがいつ生まれたかというのがわかります。これを調べてみると、河川に遡上をしてきたアユと流下仔魚の耳石を調べてみると、生まれた日がずれるんですね。これは何かと考えたときに、やはり水温が疑われました。

ただ、これが28年に同様の調査をしたところ、

このずれが見られなかったんですね。このようにいろいろな要素があって、その再現性が不確かというようなことがございますので、引き続き十分な調査をしながら、原因をしっかりと特定して、そして行政のほうにそういった科学的なデータを提供しながら、しっかりとこういった取り組みが進められるように、今後取り組んでいきたいというふうに思っております。

**○日高副委員長** ありがとうございます。そうですね、エビデンスの取り組み、実際は科学的な根拠というのがないままなんですよね。だから、こういった計画を今回提示をするようなことになったかなと思うんですね。資源回復というのは、海でも山でも必要ですし、川でも必要ですし、そういう全体、オールラウンドで取り組んで、どうか1日でも早い原因究明とアユの資源回復をお願いしたいと思います。お願いします。

また、この水産というのはなかなか、農業とか林業と違って、種をまいて植えたから、ぱっと出るものでなくて、海に出てみないと、とれるかとれんかというのは、基本的に正直わからないんですよね。それだけ、かけみたいなのが漁業というやつですね。

ですから、ここで漁獲を伸ばしていく、生計を立てていく、生活をしていくというのは、本当に毎年毎年が勝負だということでありまして。今後、成原次長が宮崎の水産行政に一言言葉を残すとしたらどういうことがありますか。

**○成原農政水産部次長(水産担当)** 副委員長が今おっしゃったような、不確実性というのが漁業において最も課題でございます。その底支えをするセーフティーネット、漁業共済とか、燃油セーフティーネットとか、積み立てぷらす

とか、いろんな制度があるわけですが、それを底支えをしながら、チャレンジができる環境をどう整えていくかということが非常に大事になってきているというふうに思います。

一過性の取り組みに終わらずに、しっかりと積み上げていくという取り組みが大事だと私は認識して、これまでも取り組みを進めてきたつもりなんですけれども。今後、どういう方向でということであれば、水産業界が丸となって、その体制づくりに邁進をするということが最も大事だろうと私は思っております。それは行政も当然そうですし、連携する漁協、漁連、信漁連、そういったもろもろの関係者が一定の方向で連携をしていく、このことが重要だというふうに思っておりますので、後輩の諸君に託したいと思っております。

**○日高副委員長** ありがとうございます。また、私どもに対しましても御指導、御助言をお願いいたします。

**○山下委員** 2点確認させてください。

さっき委託先が建設技術推進機構やったかな。ここは公共三部から、誰か出向に行っているの。職員がおるんですか、いたら何名、どこから出ているのか、教えてください。

**○山下農村計画課長** 県土整備部からは、今までは行っていたんですが、\*今は行っていないということです。

**○山下委員** ほかは。環境森林部と農政水産部。

**○山下農村計画課長** 環境森林部と農政水産部については、ございません。

**○山下委員** 今はゼロですね。

**○山下農村計画課長** はい。

**○山下委員** 県のOBの方が行っておられます

※152ページに訂正記述あり

か。

○山下農村計画課長 理事長等はちょっとよくわからないんですが、この事業で行っていますのが3名であります。

○山下委員 県のOBが3名行っておられるということですね。

その行っておられる方は、県土からなのか、どういった形で行っておられるのかな。

○山下農村計画課長 県土整備部が2名、それから環境森林部が1名となっております。

○山下委員 わかりました。宮下次長から、今後検討しますということでしたので、改めてそこ辺もひっくるめて、本当に機能が必要なのかどうか、そこも検証してください。

そのことも踏まえて、それぞれ退職される発言を求めましたので、私も宮下さんから、久しぶりに農業土木から次長までなられて、大変頑張っておいでになったんだろうと思うんですが、去年からことしにかけて、私も宮崎県の基盤整備がおくれている現状というのをつぶさに訴えてきて、それなりの検討もしていただいて、何とか基盤整備をやっていこうということなんです。今回、長年その座におられて、その辺の問題もひっくるめて、今後期待されるもの、基盤整備ひっくるめて、宮崎農業のその辺をちょっとお聞きして、最後にしたいと思います。

○宮下農政水産部次長（農政担当） ありがとうございます。私が入庁したころは、まだ本県の農業産出額も全国では20位をやっと上回った状況でございました。その中で、私も若いときに長期計画の作成にもかかわらせていただきましたけれども、その時点で——私は昭和56年に入庁いたしましたけれども、本県は畜産と、それから施設園芸という大きな柱を持って農業の

振興に取り組んでいて、議会、それからJA、農家の皆様方、そして県の一つの目標として取り組みがされて、今現在があるというふうに思っております。

ただし、その中で大きな決断をしてやってきましたけれども、山下委員からも議会でも質問をいただいたように、いろんなひずみも、そして忘れてきたものもあろうかというふうに思います。その中の一つに、土地改良事業だけで申し上げましたら農道だとか、それから農村の環境の整備だとか、いろんなその時々テーマに合わせて頑張っただけでも、現時点で見直しますと、露地園芸、特に露地について、本県が30年近くも求めてきたものに対してなかなか結果が出せていないということに対しても、じくじたる思いがございます。

そのためにも土地改良事業をしっかりと頑張れというエールだと思っておりますので、行政はしっかりとその時々テーマに素早く対応することも大事ですが、これまでやってきた政策に対してしっかりと見直して、間違っていれば素早く見直すということが必要だろうと思っております。今後の露地園芸の振興があれば、担い手をしっかりと確保しつつ、まだまだ本県農業は発展できるというふうに思っておりますので、後輩たちに託していきたいというふうに思っております。どうもありがとうございました。

○山下委員 ありがとうございます。頑張っ、あとまた御指導よろしくお願ひします。

○函師農村整備課長 先ほど山下委員からの12万7,000円の償還年数のお話ですが、確認しましたところ、当該地区は公庫資金等の借り入れはやっていないと、自己資金で対応しているということでした。

○山下委員 今までの積み立てがあったということ。

○函師農村整備課長 多分そういうことだと認識しております。

○山下委員 わかりました。

○後藤委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長 その他で何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長 それでは、以上をもちまして農政水産部を終了いたします。

執行部の皆様お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後0時2分休憩

---

午後0時4分再開

○後藤委員長 委員会を再開いたします。

採決についてですが、委員会日程の最終日、あしただございまして、再開時刻を午後1時としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長 それでは、そのように決定いたします。

その他で何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長 では、以上をもちまして本日の委員会を終了いたします。

午後0時4分散会

平成30年3月15日(木曜日)

---

午後1時0分再開

---

出席委員(7人)

委員	長	後藤	哲朗
副委員	長	日高	博之
委員		濱砂	守
委員		山下	博三
委員		高橋	透
委員		来住	一人
委員		井上	紀代子

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

---

事務局職員出席者

議事課長補佐	濱崎	俊一
議事課主任主事	八幡	光祐

---

○後藤委員長 委員会を再開いたします。

まず、議案の採決の前に、昨日の委員会におきまして、山下委員から、宮崎県建設技術推進機構に出向している職員の数について質疑がありました。この中で、農村計画課長から、「以前は県土整備部からの出向者がいたが、現在はいい」との答弁がありましたが、正しくは、「県土整備部からの出向者が8名いる」とのことです。このことにつきまして、当局より発言訂正の申し出があり、許可しましたので、御報告いたします。山下委員、よろしいでしょうか。

○山下委員 だから、質疑がかみ合わなかったわけですが、説明に来たときに趣旨を全部確認して、その趣旨はちゃんと理解をしっかりと、厳重に話をしておきました。この常任委員会がいかに大事な会議かということなんで

すよ。だから、議事録もちゃんとできるしね。

○後藤委員長 議会の手続を含めまして許可いたしましたので。

○山下委員 はい。

○後藤委員長 次に、議案の採決を行います。採決の前に各議案につきまして、賛否も含め、御意見があればお願いをいたしたいと思っております。

○来住委員 採決に当たって反対しなくてはならない議案がありますので、それを先に述べておきたいと思っております。

ちょっと多いですけど、議案番号だけを行います。議案第1号、議案第22号、議案第46号、47号、48号。以上、5議案に対して同意できませんので、反対いたします。

○後藤委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長 それでは、ほかにないようですので、議案の採決を行います。

それでは、議案第1号、議案第22号、議案第46号、議案第47号、議案第48号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○後藤委員長 挙手多数。よって、議案第1号、第22号、第46号、第47号、第48号につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第6号、議案第7号、第8号、第12号、第21号、第31号につきまして、一括して採決いたします。

議案第6号、第7号、第8号、第12号、第21号、第31号につきまして、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長 御異議なしと認めます。よって、

各号議案につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、閉会中の継続調査についてお諮りいたします。環境対策及び農林水産業振興対策に関する調査につきましては、継続調査といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長 御異議ありませんので、この旨議長に申し出ることといたします。

次に、委員長報告骨子案についてであります。

委員長報告の項目として、特に御要望等はありませんか。

暫時休憩いたします。

午後1時5分休憩

---

午後1時6分再開

○後藤委員長 委員会を再開いたします。

それでは、委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただくことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

その他で何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長 何もないようですので、以上で委員会を終了いたします。

午後1時6分閉会